大和郡山市建設工事仕様書

1 工　事　名	旧平和保育園解体整備工事	
2 工事場所	大和郡山市美濃庄町地内	
3 工事期間	着手日から令和7年12月15日まで	
4 工事概要	建築改修工事　一式	
5 事業担当課	事業担当課：保育支援課 業務担当課：入札検査課(施設整備室)	
6 契　約　日	落札の日の通知を受けた日を含み５日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）	
7 契約保証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。	
8 支払事項	前　払　金	請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。
	部分出来高払	なし
	完了払金	工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質問事項	質問書提出日時	令和7年6月24日午前9時から正午まで
	質問方法	指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。
	提出先	保育支援課
	質問回答日	令和7年6月26日午後１時から開札前日まで
	質問回答場所	ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→**建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）**にて閲覧できます。
	その他	質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 **また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。**

特記仕様書（建築編）

第１条　旧平和保育園解体整備工事の施工にあたっては、設計図書及び**国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書［最新版］**（ホームページ「官庁営繕の技術基準」参照）によるものとする。

第２条　各仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第３条　請負者は工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図るものとする。

第１章　　総　　則

１．設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

２．工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

３．**総合**施工計画書の提出

総合施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に監督職員に提出しなければならない。

４．施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

５．建設副産物

（１）本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

（２）<u>本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。</u>

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

①　受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。

③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。

④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。

⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設並びに各関係法令を遵守した奈良県内外の受入施設とし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
建設発生土	(株)さざんかコーポレーション	16.4km	8:00～17:00 22：00～6：00(夜間) 休止（日曜）	埋立処理
コンクリート	(有)日出産業	2.0km	8:00～17:00 夜間・休日不可 休止（日曜・祝日）	中間
AS塊	(株)ガイアート	6.3km	8:00～17:00 21：00～5：00(夜間) 休止（日曜）	中間
木クズ・樹木・石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(株)I・T・O	16.0km	8:00～17:30 夜間・休日不可 休止（日曜・祝日）	中間
プラスチック・繊維・ゴム・陶磁器クズ・ガラス	(有)大志	17.1km	8:00～17:00 夜間・休日不可 休止（日曜・祝日）	中間
ボード類 (ｱｽﾍﾞｽﾄ含有)	(株)南都興産	33.0km	8:00～16:00 16：00～18：00(夜間) 休止（日曜・祝日）	最終 (管理)
蛍光灯	野村興産(株) ヤマト環境センター	－	－	－

（３）建設工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（２）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

（４）産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又

は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（Ｄ・Ｅ票）を提出すること。

（５）建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあっては再生資源利用［促進］（計画・~~実施~~）書を、工事竣工後は再生資源利用［促進］（~~計画~~・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

（６）工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙建設発生土処理業者一覧・産業廃棄物処理業者一覧　内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

（７）本工事の施工により産業廃棄物税の対象となる発生材を処分する場合は、搬出時に産業廃棄物税相当額を**最終処分場業者**に支払うこと。

（８）再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

６．事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

７．交通安全管理

（１）交通誘導警備員の配置について

①　交通誘導警備員は「警備業法（昭和４７年７月５日法律第１１７号」第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。

②　交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。

③　工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編　　成	昼夜別	交代要員の有無	備　　考
図示	１名／日	交通誘導警備員Ｂ	昼間	無	延べ30日

交通誘導警備員Ｂ：警備業者の警備員（警備業法第２条第４項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級

検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

（２）「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→市政→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

８．官公庁等への手続き等

工程および施工方法について、あらかじめ監督職員と打ち合わせの上、関係官公署および企業と協議を行い事故の発生を防止すること。

９．施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前９時から午後５時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

11．各種保険及び退職金制度について

（１）請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第２章　　材　　料

１．資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品

② 奈良県リサイクル認定製品

２．材料に関する指示事項

（１）再生材の使用について

イ．本工事の施工において使用する再生材（再生ＣＲ，再生砂，再生粒度調整砕石，再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20ｋｍの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ．上記イ．に記載しない再生材の使用にあたっても、奈良県産品の使用をより一層努めること。

ハ．再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→市政→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ．再生材の使用に当たっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。

現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

（２）レディーミクストコンクリートについては、「レディーミクストコンクリートの調達について」および「適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→市政→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

（３）地盤改良工について、セメント系固化材の使用については、六価クロム溶出試験（環境庁告示４６号溶出試験）を１検体行い、安全性を確認した上で使用すること。

第３章　施　工

１．施工一般事項

（１）コンクリートの養生期間については、監督職員と協議の上、全体工程を決定すること。

第４章　補足事項

１．現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→市政→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

２．下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

３．コリンズ(CORINS) への登録

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書［最新版］のとおり。

第５章　そ の 他

１．工事用電力施設に関する指示事項

２．工事用地等の使用

３．一般事項

（１）住民対策

イ．公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。

ロ．地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。

ハ．第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。

ニ．現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。

ホ．作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。

ヘ．トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。

ト．工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。

チ．道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。

リ．舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。

ヌ．個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。

ル．交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁重に誘導・指示させること。

ヲ．苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。

（２）工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

４．その他留意事項

（１）本現場は旧平和保育園を文化財収蔵庫として解体・改修する工事であり、職員駐車及び職員の施設利用に十分配慮し施工すること。

（２）工事で生じた破損は補修または交換を行い、請負者の負担で現状復旧を行うこと。
（工事場所以外を含む。）

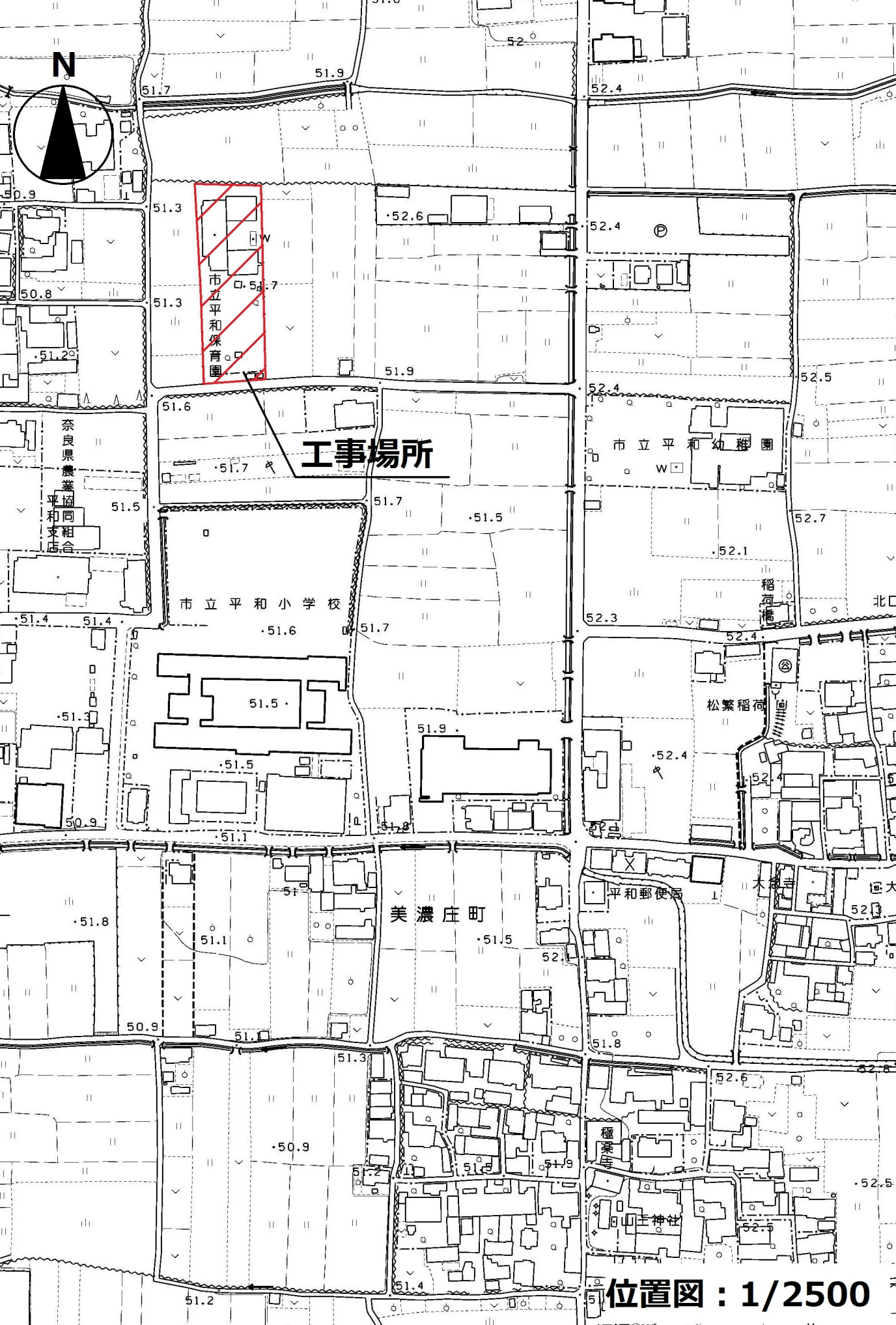
N
工事場所
市立平和保育園
奈良県農業協同組合平和支店
市立平和小学校
市立平和幼稚園
稲荷橋
松繁稲荷
美濃庄町
平和郵便局
大念寺
極楽庵
三神社

位置図：1/2500

（別紙）

令和7年5月1日 以降　産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類（工作物除去に伴って生じた不要物）	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部		○		○			○	○
	奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○	○	○	○	
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建設 (株)	葛城市中戸39番、35番3			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(株) クボクリーンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向渕2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴闇130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13　汚泥は発生現場で固化処理すること(車両搭載型攪拌固化機)		○	○	○	○			○
(株) 中和営繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和7年5月1日 以降　産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類（工作物除去に伴って生じた不要物）	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥
(株) 中家建設	下市町大字原谷245外12筆			○					
(株) 中作	宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番		○	○	○	○			
(株) 中吉野開発	下市町大字栃原2353番1の一部、2353番4、2353番5	○		○				○	
奈良県アスコン協同組合	大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	○							
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂184番の一部	○	○	○	○	○	○	○	
奈良総合リサイクルセンター (株)	御所市大字多田572番1外5筆	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良マテリアル (株)	御所市大字城山台90番地の20、166番地4、166番地5	○	○				○	○	○
(株) 奈良リサイクル	御所市大字池之内528番地の1の一部、528番地の2		○※1			○※1			
(株) NANBU	大和郡山市長安寺町276-2　産業廃棄物の発生現場での処理に限る（車両搭載型溶融施設）	○	○	○	○	○	○	○	
	奈良市蘭生町416番1、416番2、418番1、418番4	○	○	○	○	○	○	○	
南部環境開発 (株)	田原本町大字千代580番地の4外2筆	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 西岡組	宇陀市大字陀野依254番2、256番2、256番1の一部	○						○	
日章金属興業 (有)	葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566		○				○	○	
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	○	○			○	○	○	
野村興産 (株)	宇陀市菟田野大澤76番2		○※2				○※2	○※2	
(株) ヒカリワールド	五條市住川町1309番地		○			○			
(株) 疋田建設	葛城市大字加守1500番外2筆、香芝市穴虫2624番1、2624番2の一部	○		○			○	○	○
一林産 (株)	奈良市蘭生町445番、446番1			○※3					
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	○	○	○			○	○	
福源商事 (株)	五條市出屋敷町186番56の一部、近内町1104番51の一部		○	○	○	○	○	○	
北和商事 (株)	大和郡山市小泉町2506番1	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5番2、5番3	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 丸山土木	御所市大字小林756番外7筆			○					
(株) 丸山土木	御所市大字小林580-1の一部,581-1の一部,櫛羅2536-1の一部	○	○					○	○
(株) みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部		○	○	○	○			
村本道路 (株)	橿原市曲川町708番1外3筆	○							
(株) 山田土木	御杖村大字土屋原3226番、3227番	○	○	○	○		○	○	
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野宇賀志4番3		○	○					
(株) ヤマト興産	五條市二見5丁目1183番地1の一部、1184番地1、1184番地4、1184番地5の一部	○							
(株) ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605番外2筆		○	○	○	○			
(株) 山本工業	天理市庵治町92番外8筆、嘉幡町304番1外2筆	○						○	○
(有) ヨシモトゴム商会	御所市東松本243番、244番、246番、247番		○			○			
(株) 米澤開発	奈良市柴屋町66番1、67番5の一部及び67番6の一部		○		○		○		
最終処分場									
(有) 馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆 (安定型)	○※4							
(株) 正光	御所市戸毛1082番1外3筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂183番1及び184番 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 南都興産	御所市大字重阪329番地他12筆 (管理型)	○※4	○※4	○	○	○	○	○※4	○
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1255番地ほか13筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 丸山土木	御所市大字小林561番外17筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	

#VALUE!

情報検索システムにて公開している産業廃棄物処理業許可業者である。

許可の有無や処分地・受入品目等について変動している場合があるため、処分場選定時には確認を行うこと。

※1廃タイヤに限る　※2廃蛍光管又は廃水銀灯に限る　※3建設系伐採木に限る　※4廃石綿を含む

（別紙）

令和7年5月1日 以降　建設発生土受入業者一覧

会 社 名 等	受 入 施 設 所 在 地
(株) I.T.O	奈良市南庄町189-1、189-2
吉井建設（株）	奈良市上深川町655-1他6
森高建設（株）	奈良市南庄町50～54の各一部及び64-2
(株) さざんかコーポレーション	天理市藤井町962外13筆、田町869－1外4筆
	奈良市上深川町657-1の一部外2筆
(株) 大幸土木建設	生駒市高山町2050-2
御所興産（株）	御所市大字西寺田480
(株) 正光	御所市戸毛1082-1外3
(株) 西隆組	御所市重阪838～841
(有) グリーンパーク	御所市條331
MARS株式会社マルス	奈良県御所市大字重阪　687番1
(株) 東海	御所市内谷117-37
(株) 大起環境	王寺町藤井765番外32筆
佐々竹建設（株）	桜井市赤尾285,浅古477番1
(株) 中和営繕	桜井市大字高田890番の一部他2筆
(有) 龍田	宇陀市室生深野206-10
松塚建設（株）	宇陀市菟田野平井323他49筆
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264の一部、内牧85-1
(株) 西岡組	宇陀市大字陀麻生田784-1外8筆
(株) ハクリュウ	宇陀市室生上笠間3664
(株) ササオカ	宇陀市大字陀野依687-1
西峯土木	宇陀市大字陀小附193-1他
東和開発（株）	御杖村大字桃俣156-1-2
大和環境リサイクル（株）	宇陀市菟田野稲戸442番地　他
(株) 大國	宇陀市大字陀守道（元上953～955、元下1091-1、1092）の一部　元下1089、1090、1091-2、1093、1094の全筆
(株) 中家建設	下市町原谷261-2
(財) 北山郷文化保存会	上北山村小橡615-3
(株) ヤマト興産	五條市二見5-1183-1他
(株) 五協	五條市大塔町大字篠原76、78

#VALUE!

旧平和保育園解体整備事業

設　計　図

No.		建　築　意　匠　図　面	No.			No.		電　気　設　備　図　面	No.		機　械　設　備　図　面
1	A- 00	表紙・目次	31	A- 30	（現況）1・2階建具表-2	1	E- 01	電気設備工事特記仕様書1	1	M- 01	機械設備工事特記仕様書1
2	A- 01	建築改修工事特記仕様書-1	32	A- 31	1・2階平面図・基礎伏図・2階床伏図【撤去図】	2	E- 02	電気設備工事特記仕様書2	2	M- 02	機械設備工事特記仕様書2
3	A- 02	建築改修工事特記仕様書-2	33	A- 32	部材表【撤去参考図】	3	E- 03	電気設備工事特記仕様書3	3	M- 03	機械設備工事特記仕様書3
4	A- 03	建築改修工事特記仕様書-3	34	A- 33	部分詳細図 1	4	E- 04	盤結線図・照明器具姿図	4	M- 04	機械設備工事特記仕様書4
5	A- 04	建築改修工事特記仕様書-4	35	A- 34	厨房機器リスト	5	E- 05	引込受変電設備（現況、撤去・改修）配置図	5	M- 05	（既設）給排水設備　配置図
6	A- 05	建築改修工事特記仕様書-5	36	A- 35	外構撤去図	6	E- 06	幹線設備（現況、撤去・改修）1階平面図	6	M- 06	（改修）給排水設備　配置図
7	A- 06	建築改修工事特記仕様書-6	37	A- 36	外構計画図	7	E- 07	幹線設備（現況、撤去・改修）2階平面図	7	M- 07	（現況・改修）給排水設備　1階平面図
8	A- 07	現況配置図、付近見取図	38	A- 37	外構撤去参考図	8	E- 08	電灯設備（現況、撤去・改修）1階平面図	8	M- 08	（現況・改修）給排水設備　2階平面図
9	A- 08	（現況・改修）仕上表	39	A- 38	仮設計画図-1	9	E- 09	電灯設備（現況、撤去・改修）2階平面図	9	M- 09	空調設備　機器表
10	A- 09	（現況・改修）1階平面図	40	A- 39	仮設計画図-2	10	E- 10	コンセント設備（現況、撤去・改修）1階平面図	10	M- 10	（現況・改修）空調設備　1階平面図
11	A- 10	（現況・改修）2階平面図	41	A- 40		11	E- 11	コンセント設備（現況、撤去・改修）2階平面図	11	M- 11	（現況・改修）空調設備　2階平面図
12	A- 11	（現況）立面図	42	A- 41		12	E- 12	弱電設備（現況、撤去・改修）1階平面図	12	M- 12	（現況・改修）換気設備　1階平面図
13	A- 12	（改修）立面図	43	A- 42		13	E- 13	弱電設備（現況、撤去・改修）2階平面図	13	M- 13	（現況・改修）換気設備　2階平面図
14	A- 13	（現況）屋根伏図	44	A- 43		14	E- 14	自火報設備（現況、撤去・改修）1階平面図	14	M- 14	
15	A- 14	（改修）屋根伏図	45	A- 44		15	E- 15	自火報設備（現況、撤去・改修）2階平面図	15	M- 15	
16	A- 15	（現況・改修）断面図	46	A- 45		16	E- 16		16	M- 16	
17	A- 16	（現況・改修）1階平面詳細図-1	47	A- 46		17	E- 17		17	M- 17	
18	A- 17	（現況・改修）2階平面詳細図-2	48	A- 47		18	E- 18		18	M- 18	
19	A- 18	（現況・改修）1階平面詳細図-3	49	A- 48		19	E- 19		19	M- 19	
20	A- 19	（現況・改修）2階平面詳細図-4	50	A- 49		20	E- 20		20	M- 20	
21	A- 20	リフト参考図【撤去】	51	A- 50		21	E- 21		21	M- 21	
22	A- 21	（現況・改修）　1階天井伏図	52	A- 51		22	E- 22		22	M- 22	
23	A- 22	（現況・改修）　2階天井伏図	53	A- 52		23	E- 23		23	M- 23	
24	A- 23	（現況・改修）　展開図-1	54	A- 53		24	E- 24		24	M- 24	
25	A- 24	（現況・改修）　展開図-2	55	A- 54		25	E- 25		25	M- 25	
26	A- 25	（改修前）断面詳細図-1	56	A- 55		26	E- 26		26	M- 26	
27	A- 26	（改修後）断面詳細図-2	57	A- 56		27	E- 27		27	M- 27	
28	A- 27	（改修前・改修後）断面詳細図-3	58	A- 57		28	E- 28		28	M- 28	
29	A- 28	（現況）1・2階建具案内図	59	A- 58		29	E- 29		29	M- 29	
30	A- 29	（現況）1・2階建具表-1	60	A- 59		30	E- 30		30	M- 30	

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
					図名	表紙・図面リスト	尺度 Non	A-00

旧平和保育園解体整備工事

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　大和郡山市美濃庄町地内
2．建物概要　施設名称　旧平和保育園
　　施設用途　倉庫
　　RC造2階建て
3．工事種目　仮設工事・解体工事・外壁改修工事・内装改修工事・塗装改修工事・外構工事

Ⅱ．建築改修工事仕様

1．共通仕様
（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。　ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「標準仕様書」という。）による。
（2）全ての設計図書は、相互に補完する。設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、
　1 質問回答書（2から5までに対するもの），2 現場説明書，3 特記仕様書，4 図面，5 改修標準仕様書
　とし、これにより難い場合は、（3）による。
（3）設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する

2．特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
　　⊙印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　⊙印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　］内表示記号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　　（　）内表示記号は標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 改修工事一般事項	① 適用基準等	◯建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ◯建築改修工事監理指針上・下　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ◯建築工事監理指針上・下　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ◯建築物解体工事共通仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ◯県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携　奈良県県土マネジメント部 ◯建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集　奈良県県土マネジメント部 ・ [1.1.3]
	② 官公署その他への届出手続等	(1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。なお、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。 (2) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。
	③ 工事実績情報の登録	※適用する　[1.1.4] [1.2.1]
	④ 実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。 [1.2.2]
	⑤ 施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。 (2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。 (3)(1)，(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。
	⑥ 発生材の処理等	◯県内処分場にて処理する。（安定５品目）　半径（50）km.以内 （安定5品目：がれき類、ｶﾞﾗｽくず及び陶磁器くず、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、金属くず類、ｺﾞﾑくず） ・引渡しを要するもの（　　）　[1.3.12] 特別管理産業廃棄物　改修特記仕様書　１０章による ・現場において再利用を図るもの （　　） ・再資源化を図るもの（県内処理） ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・再資源化を図るもの ・金属類　・小型二次電池 ・蛍光ランプ、ＨＩＤランプ　・硬質ポリ塩化ビニル管、継手　・ガラス ⊗再生資源利用［促進］計画(実施)書を提出する。 ⊗産業廃棄物の処理 関係法令に従い構外排出適切処理とし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出する。 なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税相当額を支払うこと。 処理に注意を要する建設廃棄物 ・ＣＯＡ処理木材 ・ひ素、カドミウム含有石膏ボード
	7 電気保安技術者	※適用する　[1.3.3]
	⑧ 施工条件	※現場説明書による　・　[1.3.5]
	⑨ 建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合には、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。但し、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 なお、本特記仕様書に後述する建築材料表において特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。 ※ホルムアルデヒド放散等級Ｆ☆☆☆☆の規格に適合するものを使用する。 ※ＶＯＣ発生量の少ないものを使用する。 ※アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が少ないものを使用する。 ※トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものを使用する。
	10 特別な材料の工法	改修標準仕様書、標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。
	11 施工調査	施工数量調査 調査範囲　・図示　・　[1.6.2] 調査方法　・図示　・　[1.6.2] 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　[1.6.3] ・図示　・　[1.7.2]
	12 技能士	技能検定の職種 ／ 作業の種別 防水改修工事（・防水施工　・左官　・建築板金）／ ・全て　・ 外壁改修工事（・左官　・ﾀｲﾙ張り　・塗装　・樹脂接着剤注入施工　）／ ・全て　・ 建具改修工事（・サッシ施工　・ガラス施工　・建具製作　）／ ・全て　・ 内装改修工事（・内装仕上げ施工　・タイル張り　・表装　・左官　・建築大工　）／ ・全て　・ 塗装改修工事（・塗装　・左官　）／ ・全て　・ 耐震改修工事（・鉄筋施工　・型枠施工　・とび　・左官　・コンクリート圧送施工　）／ ・全て　・
	⑬ 化学物質の濃度測定	※室内空気中の化学物質の濃度測定については、平24国営整第４号「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」及び「学校環境衛生基準」に基づく化学物質を対象とするものとし、室内濃度指針は次による。　（室温２５℃に換算すること。）　[1.7.9] ホルムアルデヒド：0.08 ppm　エチルベンゼン：0.88 ppm トルエン：0.07 ppm　キシレン：0.05 ppm スチレン：0.05 ppm　パラジクロロベンゼン：0.04 ppm ※施工完了時に室内空気中の濃度測定を行い報告する。 ・着工前及び施工完了時に室内空気中の濃度測定を行い報告する。 測定方法　・パッシブ型採取機器　・ 測定対象室 測定箇所数
	14 中間技術検査	・行う　[1.8.2] 検査の時期 ・県土マネジメント部建築工事の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領による ・ ⊙行わない
	⑮ 完成時の提出図書	⊙完成図（施工図、施工計画書を除く）　[1.9.1][1.9.2][1.9.3] ⊙完成図ＣＡＤデータ（ＣＤ－Ｒ等） ⊙施工図、施工計画書 ⊙保全に関する資料（提出部数　１部　・　部） ⊙工事写真、各種承諾図、保証書等
	⑯ 完成図	完成図の作成方法　[1.9.2][表1.9.1] ※受注者に於いて設計図に基づき全ての図面を完成図として作成（設計図第２原図訂正可）し、糊張製本図面（　2　）部提出する。 なお、製本図面サイズは監督員の指示とする。 ※完成図は、原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督員の指示とする。 ・改修標準仕様書表1.8.1による [1.2.4]
	⑰ 工事写真・完成写真	※工事写真　奈良県県土マネジメント部監修　工事写真の撮影マニュアルによる。 区分 ／ 分類・規格 ／ 撮影枚数 ／ 部数 ／ 備考 ※着工前 ／ ・作業基準による ／ ・作成基準による ／ 1 ※工事中 ／ 同上 ／ 同上 ／ 1 ※完成時 ／ ・カラーサービス判 ／ ・０　・６　・９ ／ 1 ・カラーキャビネ判 ／ 監督員指示による ／ 1 ・カラーパネル半切 ／ ・０　・１　・２ ／ 1 （ただし、上記写真は、アルバム製本とする。） ・完成写真として、全紙パネルを（　）部提出する。 ・完成写真撮影業者（完成写真撮影場所は監督員の指示による） ・監督員の承諾する撮影業者。
	⑱ 設備工事との取合い	施工範囲 ⊙図示した貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ⊙図示した壁、天井仕上材、下地材の切り込み及び下地材の補強 ・駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付の箇所の切り込み及び補強 ・ 施工図 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して監督員の承諾を受ける。
	19 設計ＧＬ	・図示　・
	⑳ 六価クロム溶出試験等	※六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験) 本工事は「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、下記に示す工種についての六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出する。 なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。 六価クロム溶出試験対象工法名及び検体数 工　法　：　配合設計段階　1　検体、施工後段階　1　検体 工　法　：　配合設計段階　　検体、施工後段階　　検体 合計　2　検体 タンクリーチング試験対象工法名及び検体数 工　法　：　検体 工　法　：　検体 合計　　検体
	㉑ 環境への配慮	ホルムアルデヒドの放散量が「規制対象外」に該当する材料とは以下のものとする。 1）JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品　[1.4.1] 2）建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 3）下記表示のあるJAS規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 ホルムアルデヒドの放散量が「第三種」に該当する材料とは以下のものとする。 1）JIS及びJASのF☆☆☆規格品 2）建築基準法施行第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 3）旧JISのEo規格品 4）旧JASのFco規格品 石綿含有建材 本工事に使用する材料については、標準仕様書1.3.11(2)に準じて、JIS Z 7253による安全データシート(SDS)等により確認を行い、石綿含有建材を使用しない。
2 仮設工事	① 足場その他	内部足場　[2.2.1] ※きゃたつ、足場板等　・ 外部足場 種類　※施工箇所面に枠組足場を設ける。　[2.2.1] ・施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける。 ・施工箇所面に単管本足場を設ける。 ・仮設ゴンドラを使用する。 ・移動式足場を使用する。 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省　平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 防護シートによる養生　・養生シート（防炎1類）　⊙防音シート　[2.2.1] ・朝顔養生　・養生シート（防炎Ⅱ類） 材料、撤去材等の運搬方法　[2.2.1][表2.2.1] ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種
	② 既存部分の養生	養生方法　[2.3.1] ※ビニルシート等による　・ 既存ブラインド，カーテン等の養生方法及び保管場所等　[2.3.1] ・ 固定された備品、机、ﾛｯｶｰ等の移動　[2.3.1] ・行う（図示） 既存部分おける既存家具等の養生　[2.3.1] ※ビニルシート等による　・ 仮設開仕切りの種別　[2.3.2][表2.3.1] 種別 ／ 材質 ／ 片面への塗装 ※Ｃ種 ／ シート張り ／ ―― ・Ｂ種 ／ ・合板張り（厚さ　※9.0　・　） ／ ・行う ・Ａ種 ／ ・せっこうボード張り（厚さ　※9.5　・　） 仮設扉の種別　[2.3.2] ※木製扉、合板張り程度　・
	3 監督職員事務所	・設ける　[2.4.1] 位置　・既存建物内の一部を使用する ・構内に新設する 規模　・10㎡程度　・20㎡程度　・30㎡程度　・　㎡程度 仕上の程度 部位 ／ 仕様 床 ／ ※合板張り又はビニル床シート張り　・ 内壁・天井 ／ ※合板張り又は石膏ボード張り＋塗装　・ 屋根 ／ ※塗装溶融亜鉛メッキ鋼板塗り又は鉄板張り＋塗装 ・
	4 監督職員事務所の備品等	監督員事務所の備品等の種類及び数量は以下の表による　[2.4.1] 備品の種類 ／ 机・椅子 ／ 書棚 ／ 黒板又はホワイトボード ／ 掛時計 数量 ／ 組 ／ 台 ／ 個 ／ 個 備品の種類 ／ ゴム長靴 ／ 雨がっぱ ／ 安全帯 ／ ヘルメット 数量 ／ 足 ／ 着 ／ 個 ／ 個 備品の種類 ／ 懐中電灯 ／ 衣類ロッカー ／ 冷暖房機器 ／ 加入電話機 数量 ／ 個 ／ 人用 ／ 台 ／ 台 備品の種類 ／ 湯沸器 ／ 掃除具 ／ パソコン ／ 周辺機器 数量 ／ 台 ／ 個 ／ 台 その他事務所として通常必要な備品を揃えること
	5 ガードフェンス	H=1.800（基礎ブロック共）一部扉付
	⑥ 警備員	スポット　30人
	⑦ 工事用水	構内既存の施設 ⊙利用できる（⊙有償　・無償　）　※利用できない
	⑧ 工事用電力	構内既存の施設 ⊙利用できる（⊙有償　・無償　）　※利用できない(仮設引込みを行うこと)
	⑨ 仮設便所	２棟（汲取式）
3 防水改修工事	1 降雨等に対する養生方法（とい共）	※改修標準仕様書3.1.3(5)による　[3.1.3][3.8.3] ・
	2 改修用ドレン	・設ける(ＰＯＡＳ，ＰＯＡＳＩ，ＰＯＤ，ＰＯＤＩ，ＰＯＳ，ＰＯＳＩ，ＰＯＸ工法の場合)　[3.2.5]
	3 脱気装置	[3.3.3][3.4.3]［3.5.3］[3.6.3] ・設ける（Ｍ３Ｄ，ＰＯＤ，ＰＯＤＩ，Ｍ３ＤＩ，Ｍ４ＤＩ，Ｍ３ＡＳ，ＰＯＡＳ，Ｍ３ＡＳＩ，Ｍ４ＡＳＩ，ＰＯＡＳＩ，ＰＯＳ，ＰＯＳＩ，Ｓ４Ｓ，Ｓ４ＳＩ，Ｓ３Ｓ，Ｓ３ＳＩ，Ｍ４Ｓ，Ｍ４ＳＩ，ＰＯＸ，Ｌ４Ｘ工法の場合） 種類及び設置数量　※ルーフィング類製造所の指定するもの ・
	4 アスファルト防水	[表3.1.1][3.3.3][表3.3.3～表3.3.10] 防水改修工法の種類 ／ 新規防水層の種別 屋根保護防水 ／ ・Ｐ１Ｂ工法 ／ ・Ｂ－１　※Ｂ－２　・Ｂ－３ 屋根保護防水 ／ ・Ｐ１ＢＩ工法　・Ｔ１ＢＩ工法 ／ ・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２　・ＢＩ－３ 屋根保護防水 ／ ・Ｐ２ＡＩ工法 ／ ・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２　・ＡＩ－３ 屋根保護防水 ／ ・Ｐ２Ａ工法 ／ ・Ａ－１　※Ａ－２　・Ａ－３ 屋根露出防水 ／ ・Ｍ４Ｃ工法 ／ ・Ｃ－１　※Ｃ－２　・Ｃ－３　・Ｃ－４ 屋根露出防水 ／ ・Ｍ３Ｄ工法　・Ｐ０Ｄ工法 ／ ・Ｄ－１　※Ｄ－２　・Ｄ－３　・Ｄ－４ 屋根露出防水 絶縁断熱工法 ／ ・Ｐ０ＤＩ工法　・Ｍ３ＤＩ工法　・Ｍ４ＤＩ工法 ／ ・ＤＩ－１ ※ＤＩ－２ 屋内防水 ／ ・Ｐ１Ｅ工法　・Ｐ２Ｅ工法 ／ ・Ｅ－１　※Ｅ－２ ・Ｅ－１の工程３を行う部位（※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　） 部分粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ及び改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種別及び厚さ[3.3.2] 種別 ／ 厚さ(mm) ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング ／ ※非露出複層防水層Ｒ種　・ ／ ・改質アスファルトルーフィングシート ／ ※露出単層防水用Ｒ種　・ ／ 押さえ金物の材質、形状寸法　[3.3.2] ※アルミニウム製、Ｌ－30×15×2.0程度　・ 断熱材（屋根保護防水断熱工法）　[3.3.2] 種類　※JIS A 9521に基づく押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き) 厚さ（mm）　・ 断熱材（屋根露出防水断熱工法）　[3.3.2] 種類　・JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 （透湿係数を除くJIS A 9521 の規格に準ずるもの） 厚さ（mm）　・ 絶縁シートに使用する材料　[3.3.2] ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 （屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法の場合） ・フラットヤーンクロス（70ｇ/㎡程度） （屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法の場合） 保護コンクリート　[3.3.2][3.3.5] 厚さ　※改修標準仕様書3.3.5(d)(2)による　・ 設計基準強度（Ｎ/mm²）　※18　・ スランプ（cm）　※15又は18　・ 床面の仕上がりの平たんさ　[3.3.5] ※改修標準仕様書表8.1.5による 種別　・a種　・b種　・c種 立上がり部の保護の方法　[3.3.2、3.3.3][3.3.5][表3.3.3～表3.3.10] ・乾式保護材 ・れんが押え（れんがの種類　※JIS R 1250　・　） ・モルタル押え（屋内等）　[3.2.6] ・コンクリート押え 既存下地の補修箇所 ・ 既存露出防水層表面の仕上げ塗装(Ｍ４ＡＳ，Ｍ４ＡＳＩ，Ｍ４Ｃ，Ｍ４ＤＩ工法の場合) ・除去する　[3.2.6] Ｐ１Ｅ工法、Ｐ２Ｅ工法の保護層　[3.3.3] ・設ける Ｍ４Ｃ工法、Ｍ３Ｄ工法、ＰＯＤ工法、ＰＯＤＩ工法、Ｍ３ＤＩ工法、Ｍ４ＤＩ工法の仕上げ塗料塗り　[3.3.3] ・有り　種類（　） 使用量（※製造所の仕様による　・　）
	5 改質アスファルトシート防水	防水層の種別　[表3.1.1][3.4.3][表3.4.1～表3.4.3] 防水改修工法の種類 ／ 防水層の種別 ／ 備考 屋根露出防水密着工法 ／ ・Ｍ４ＡＳ工法 ／ ・ＡＳ－Ｔ１　・ＡＳ－Ｊ２　・ＡＳ－Ｔ２ ／ 屋根露出防水絶縁工法 ／ ・Ｍ３ＡＳ工法　・Ｐ０ＡＳ工法 ／ ・ＡＳ－Ｔ３　・ＡＳ－Ｊ１　・ＡＳ－Ｔ４　・ＡＳ－Ｊ３ ／ 屋根露出防水絶縁断熱工法 ／ ・Ｍ３ＡＳＩ工法　・Ｍ４ＡＳＩ工法　・Ｐ０ＡＳＩ工法 ／ ・ＡＳＩ－Ｔ１　・ＡＳＩ－Ｊ１ ／ 改質アスファルトシート（JIS A 6013）　[3.4.2] 種類　※改修標準仕様書3.4.2(1)による　・ 厚さ（mm）　・ 断熱材（屋根露出防水絶縁断熱工法）　[3.4.2] 種類　・JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 （透湿係数を除くJIS A 9521 の規格に準ずるもの） 厚さ（mm）　・ 防湿層(屋根露出防水絶縁断熱工法)　・設置する　[3.4.3][表3.4.3] ＡＳ-Ｔ３工法、ＡＳ-Ｔ４工法、ＡＳ-Ｊ１工法、ＡＳ-Ｊ３工法、ＡＳＩ-Ｔ１工法、ＡＳＩ-Ｊ１工法の仕上げ塗料塗りの仕上げ塗料塗り　[3.4.3] ・有り　種類（　） 使用量（※製造所の仕様による　・　）

有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2018(に)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業	作成日付 2025.04.07
				図名 建築改修工事特記仕様書(1)		尺度 ―
						図面番号 A-01

章	項目	特記事項
3 防水改修工事	6 合成高分子系ルーフィングシート防水	

防水層の種別 [表3.1.1] [3.5.3] [表3.5.1～表3.5.3]

防水改修工法の種類	新規防水層の種別		施工箇所	厚さ(mm)
・P0S工法 ・S4S工法	・S-F1 ・S-F2	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3		・1.2 ・1.5 ・2.0 ※軽歩行用
・P0SⅠ工法 ・S4SⅠ工法	・SⅠ-F1 ・SⅠ-F2	・SⅠ-M1 ・SⅠ-M2		
・S3S工法 ・S3SⅠ工法	・S-F1 ・SⅠ-F1	・S-F2 ・SⅠ-F2	陸屋根	
・M4S工法 ・M4SⅠ工法	・S-M1 ・SⅠ-M1	・S-M2 ・SⅠ-M2		
・P1S工法	・S-C1			

P0S工法及びP0SⅠ工法(機械的固定工法)の既存保護防水層を撤去し、防水層を非撤去とした立ち上がり部等の補修、措置 [3.2.6]
※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)とする
・

断熱材（接着工法） [3.5.2]
種類 ※改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)による ・
厚さ（mm） ・
断熱材（機械固定工法）
種類 ※改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)による ・
厚さ（mm） ・
固定金具の材質及び寸法形状 [3.5.2]
※厚さ0.4mm以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板
・
仕上げ塗料塗り（S-C1工法を除く） [3.5.3]
・有り 種類（軽歩行用（骨材入り）保護塗料 ）
使用量（※製造所の仕様による ・ ）
絶縁用シートの材質 [3.5.2]
※発泡ポリエチレンシート ・ルーフィングシート製造所仕様による
一般部のルーフィングシートの張付け [3.5.4]
機械的固定工法 （建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法）
・適用する
既存防水下地がブレキャストコンクリート部材の場合の処理
目地処理 ・行う（工法 ） ・行わない
入隅部の増張り ・行う（・図示 ・ ） ・行わない

7 塗膜防水

[表3.1.1][3.6.3][表3.6.1][表3.6.2]

防水改修工法の種類	新規防水層の種別		備考
・P0X工法	※X－1	・X－2	
・L4X工法	・X－1	※X－2	
・P1Y工法 ・P2Y工法	※Y－2	・	保護層 ・設ける ・設けない

既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（L4X工法の場合） [3.2.6]
・除去する
P1Y工法、P2Y工法の各工程の使用量 [3.6.3]
※主材料の製造所の仕様による ・
P0X工法、L4X工法の仕上げ塗料塗り [3.6.3]
・有り 種類（ ｱｸﾘﾙｳﾚﾀﾝ系ﾄｯﾌﾟｺｰﾄ ）
使用量（※製造所の仕様による ・ ）

⑧ シーリング

シーリング改修工法の種類 [3.1.4][表3.1.2]
・シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所 [3.1.4][3.7.2][4.2.2][表3.7.1]
※被接着体に応じたものとし、改修標準仕様書表3.7.1を標準とする
・種類（ MS-2 ） 施工箇所(内装仕上材取合、配管ﾊﾞｯｸ面台、建具周り等)
シーリング材の目地寸法 [3.7.3]

箇所	幅(mm)	深さ(mm)
ｺﾝｸﾘｰﾄ打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地	※20以上 ・	※10以上 ・
ガラス回りの目地	※ 5以上 ・	※ 5以上 ・
その他の場合	※10以上 ・	※10以上 ・

ブリッジ工法 [3.7.7]
ボンドブレーカー張り ・適用する
エッジング材張り ・適用する
接着性試験 [3.7.8]
※簡易接着性試験
・引張接着性試験（部位 ）

⑨ とい

といその他の材種等 ・図示（図面番号 ） [3.8.2][表3.8.1]
とい受金物
材種 ※溶融亜鉛めっきを行ったもの ・
形状 ※市販品（とい径100以下） ※25×4.5以上（とい径100を超えるもの）
取付け間隔 ※改修標準仕様書表3.8.2による
鋼管製といの防露 [3.8.3][表3.8.3]
※行う（施工箇所 ※改修標準仕様書表3.8.3による ・ ）
縦どいの受け金物の取付け [3.8.3]

ルーフドレンの取付け [3.8.3]
※水はけよく、床面より下げ、周囲の除間にモルタル充填
（モルタルの調合は、容積比でセメント１：砂３）

10 アルミニウム製笠木

部材の種類 [3.9.2][表3.9.1]
・押出し200形
・押出し225形
・押出し250形
・押出し300形
・押出し350形
・板材折曲げ形（・オープン形式 ・シール形式 ）
本体幅（ ）mm 板厚（※2.0mm ・ mm ）
表面処理 [3.9.2][表5.2.2]
・

既存笠木等の撤去及び新規アルミニウム製笠木の下地補修の工法 [3.9.3]

笠木の取付方法（板折り曲げ形の場合） [3.9.3]

笠木の固定金具（建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応したもの）
間隔 ・ [3.9.3]
固定方式等 ・

4 外壁改修工事

1－1 ひび割れ部改修工法

（ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げ）

・樹脂注入工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.4]

工法の種類	注入口間隔(mm)	注入量（mL/箇所）^3
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法^3	※200～300 ・	・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	・ ・ ・	・ ・ ・

注入状況の確認方法 ・コア抜き取りを行う ・
抜取り個数 ・500mごと及びその端数につき1個
・
抜取り部の補修方法（ ）
材料 建築補修用注入エポキシ樹脂
・低粘度形 ※中粘度形

・Uカットシール材充填工法
材料 [4.2.2]
・シーリング用材料
種別 ※１成分形又は２成分形ポリウレタン系
・
・可とう性エポキシ樹脂
・ポリマーセメントモルタル
工法
シーリング材のうえポリマーセメントモルタルの充填 [4.3.5]
・行う

・シール工法 [4.2.2]
材料
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

1－2 欠損部改修方法

・充填工法 [4.1.4]
材料 [4.2.2]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・

（モルタル塗り仕上げ）

・樹脂注入工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.4][4.4.5]

工法の種類	注入口間隔(mm)	注入量（mL/箇所）^3
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法^3	※200～300 ・	・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	・ ・ ・	・ ・ ・

注入状況の確認方法 ※コア抜き取りを行う ・
抜取り個数 ※500mごと及びその端数につき1個
・
抜取り部の補修方法（ ）
材料 建築補修用注入エポキシ樹脂
・低粘度形 ・中粘度形

・Uカットシール材充填工法 [4.2.2]
材料
・シーリング用材料
種別 ※１成分形又は２成分形ポリウレタン系
・
・可とう性エポキシ樹脂
・ポリマーセメントモルタル
工法
シーリング用材料のうえポリマーセメントモルタルの充填
・行う [4.3.5][4.4.6]

・シール工法 [4.2.2]
材料
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

2－2 欠損部改修工法

・充填工法（欠損部面積＝0.25㎡／箇所 程度以下の場合） [4.1.4][4.4.8]
材料 [4.2.2]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法 [4.2.2][4.4.9]
・現場調合材料
（セメントは改修特記仕様書８－４ コンクリート工事による）
・既調合材料（ ）
既製目地材
・適用する（形状 ）
下地処理（仕上げ厚または全塗厚が25mmを超える場合）
・

2－3 浮き部改修工法

[4.1.4][4.2.2]

工法の種類	アンカーピンの本数（本）及びその箇所数（箇所）及び注入量				
	一般部	指定部	一般部	指定部	（mL/箇所）^5
・アンカーピンニング部分^3 エポキシ樹脂注入工法^3	※16 ・	※25 ・	－	－	※25 ・
・アンカーピンニング全面^3 エポキシ樹脂注入工法^3	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング全面^3 ポリマーセメントスラリー注入工法^3	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピンニング^3 部分エポキシ樹脂注入工法^3	※9 ・	※16 ・	－	－	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング^3 全面エポキシ樹脂注入工法^3	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面^3 ポリマーセメントスラリー注入工法^3	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・充填工法	－	－	－	－	－
・モルタル塗替え工法	－	－	－	－	－

アンカーピンの材質
※ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの^3
・
注入口付きアンカーピンの材質
※ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４）呼び径6mm程度^2
・
・充填工法（欠損部面積＝0.25㎡／箇所 程度以下の場合）
材料 [4.2.2]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法 [4.2.2][4.4.9]
・現場調合材料
（セメントは改修特記仕様書８－４ コンクリート工事による）
・既調合材料
既製目地材
・適用する（形状 ）
下地処理（仕上げ厚または全塗厚が25mmを超える場合）
・

（タイル張り仕上げ）

3－1 陶磁器質タイル

（タイルを撤去する場合）

タイルの種類 [4.2.2]

施工箇所	形状・寸法(mm)	上薬		吸物		色		耐凍害性		耐滑り性		最貴器化タイル	品質の程度
		施釉	無釉	あり	なし	標準	特注	あり	なし	あり	なし		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

品質の程度は、参考商品名である。
試験張り ・行う [4.2.2]
見本焼き ・行う [4.2.2]

3－2 ひび割れ部改修工法

（タイル非撤去の場合）

[4.1.4][4.5.2]
[4.3.4][4.5.5]
・樹脂注入工法

工法の種類	注入口間隔(mm)	注入量（mL/箇所）^3
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法^3	※200～300 ・	・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	・ ・ ・	・ ・ ・

[4.3.4][4.5.5]
注入状況の確認方法 ※コア抜き取りを行う ・
抜取り個数 ※500mごと及びその端数につき1個
・
抜取り部の補修方法（ ）
材料 建築補修用注入エポキシ樹脂 [4.2.2]
・低粘度形 ・中粘度形

3－3 ひび割れ部改修工法

（タイル撤去の場合）

ひび割れ部改修
・樹脂注入工法

工法の種類	注入口間隔(mm)	注入量（mL/箇所）^3
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法^3	※200～300 ・	・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	・ ・ ・	・ ・ ・

注入状況の確認方法 ※コア抜き取りを行う ・
抜取り個数 ※500mごと及びその端数につき1個
・
抜取り部の補修方法（ ）
材料 建築補修用注入エポキシ樹脂
・低粘度形 ・中粘度形

・Uカットシール材充填工法 [4.3.5][4.5.2][4.5.6]
材料 [4.2.2]
・シーリング用材
種別 ※１成分形又は２成分形ポリウレタン系
・
・可とう性エポキシ樹脂
・ポリマーセメントモルタル
工法 [4.3.5]
シーリング用材料のうえポリマーセメントモルタルの充填
・行う

タイル張り撤去部補修 [4.5.2]
・タイル部分張替え工法
材料 [4.2.2]
接着材 ・ポリマーセメントモルタル
・一液反応硬化系変成シリコーン樹脂系
・ウレタン樹脂系

3－4 欠損部改修工法

・タイル張替え工法
張替え用材料
・接着剤 ＪＩＳ Ａ 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル（・現場調合材料 ・既調合モルタル）
タイル張りの工法 [4.5.8][表4.5.4][表4.5.5]

適用タイル形状		工法
・外装タイル	小口以上 二丁掛け以下	・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り ・外装壁タイル接着剤張り
・ユニットタイル	25mm角を超え 小口未満	・マスク張り ・外装壁タイル接着剤張り
	小口未満	・モザイクタイル張り ・外装壁タイル接着剤張り

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位 置 ※改修標準仕様書表4.5.1による ・図示 [4.5.8]
目地寸法 [3.7.3]

箇所	幅(mm)	深さ(mm)
ｺﾝｸﾘｰﾄ打継目地、ひび割れ誘発目地	※20以上 ・	※10以上 ・
ガラス回りの目地	※ 5以上 ・	※ 5以上 ・
その他の場合	※10以上 ・	※10以上 ・

[4.2.2]
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系
・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系
・
シーリングその他事項は、改修特記仕様書３章 防水改修工事による^3

3－5 浮き部分改修工法

（タイル非撤去の場合）

・タイル部分張替え工法 [4.1.4]
材料 [4.2.2]
接着材 ・ポリマーセメントモルタル
・一液反応硬化系変成シリコーン樹脂系
・ウレタン樹脂系

・タイル張替え工法
張替え用材料 [4.2.2]
・接着剤 ＪＩＳ Ａ 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル（・現場調合材料 ・既調合モルタル）
タイル張りの工法 [4.5.8][表4.5.4][表4.5.5]

適用タイル形状		工法
・外装タイル	小口以上 二丁掛け以下	・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り ・外装壁タイル接着剤張り
・ユニットタイル	25mm角を超え 小口未満 小口未満	・マスク張り ・外装壁タイル接着剤張り ・モザイクタイル張り ・外装壁タイル接着剤張り

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位 置 ※改修標準仕様書表4.5.1による ・図示 [4.5.8]
目地寸法 [3.7.3]

箇所	幅(mm)	深さ(mm)
ｺﾝｸﾘｰﾄ打継目地、ひび割れ誘発目地	※20以上 ・	**※16以上 ・**
ガラス回りの目地	※ 5以上 ・	
その他の場合	※10以上 ・	※10以上 ・

シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・
シーリングその他事項は、改修特記仕様書３章 防水改修工事による

[4.1.4][4.2.2]

工法の種類	アンカーピンの本数（本）及びその箇所数（箇所）及び注入量				
	一般部	指定部	一般部	指定部	（mL/箇所）^5
・アンカーピンニング部分^3 エポキシ樹脂注入工法^3	※16 ・	※25 ・	－	－	※25 ・
・アンカーピンニング全面^3 エポキシ樹脂注入工法^3	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング全面^3 ポリマーセメントスラリー注入工法^3	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピンニング^3 部分エポキシ樹脂注入工法^3	※9 ・	※16 ・	－	－	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング^3 全面エポキシ樹脂注入工法^3	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面^3 ポリマーセメントスラリー注入工法^3	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピンニング^3 エポキシ樹脂注入タイル固定工法^3			－	－	※25 ・
・充填工法	－	－	－	－	－
・モルタル塗替え工法	－	－	－	－	－

章	項目	特記事項
4 外壁改修工事		アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの^3 ・ 注入口付きアンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４）呼び径6mm程度^2 ・
	３－６ 浮き部分改修工法 （タイル撤去の場合）	・タイル部分張替え工法 [4.2.2] 材料 接着材 ・ポリマーセメントモルタル ・一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ・ウレタン樹脂系 ・タイル張替え工法 張替え用材料 [4.2.2] ・接着剤 ＪＩＳ Ａ 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ・張付けモルタル（・現場調合材料 ・既調合モルタル）

タイル張りの工法 [4.5.8][表4.5.4][表4.5.5]

適用タイル形状		工法
・外装タイル	小口以上 二丁掛け以下	・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り ・外装壁タイル接着剤張り
・ユニットタイル	25mm角を超え 小口未満 小口未満	・マスク張り ・外装壁タイル接着剤張り ・モザイクタイル張り ・外装壁タイル接着剤張り

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ※改修標準仕様書表4.5.1による ・図示 [4.5.8]
目地寸法 [3.7.3]

箇所	幅（mm）	深さ（mm）
ｺﾝｸﾘｰﾄ打継目地、ひび割れ誘発目地	※20以上 ・	※10以上 ・
ガラス回りの目地	※ 5以上 ・	※ 5以上 ・
その他の場合	※10以上 ・	※10以上 ・

シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・
シーリングその他事項は、改修特記仕様書３章 防水改修工事による

	３－７ 目地改修工法	・目地ひび割れ部改修工法 [4.1.4] 材料 [4.2.2] シーリング用材料 種類 ※改修標準仕様書表3.7.1による ・ ・伸縮調整目地改修工法 伸縮調整目地の位置 ・図示 ・ [4.5.16] 目地寸法 箇所 ｺﾝｸﾘｰﾄ打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 左記以外 幅 （mm） 深さ（mm） 材料 [4.2.2] シーリング用材料 種類 ※改修標準仕様書表3.7.1による ・

④塗り仕上げ

新規仕上げ塗材
種類、仕上げの形状、工法 [4.1.5][4.5.2][表4.5.1]

種類	呼び名	仕上げの形状	工法	防火材料	備考
・厚付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	・砂壁状 ・ゆず肌状	吹付け	・適用	
		・ゆず肌状 ・さざ波状	ﾛｰﾗｰ	・適用	
	・可とう形 外装薄塗材Ｓｉ	・砂壁状 ・ゆず肌状	吹付け	・適用	
		・ゆず肌状 ・さざ波状	ﾛｰﾗｰ	・適用	
	・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状 ・ゆず肌状	吹付け	・適用	
		・平たん状 ・凹凸状	こて	・適用	
		・ゆず肌状 ・さざ波状	ﾛｰﾗｰ	・適用	
		・着色骨材 砂壁状	・吹付け ・こて	・適用	
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状 ・ゆず肌状	吹付け	・適用	
		・平たん状 ・凹凸状	こて	・適用	
		・ゆず肌状 ・さざ波状	ﾛｰﾗｰ	・適用	
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状 ・さざ波状	ﾛｰﾗｰ	・適用	増塗材 ・適用する
		・凹凸状	吹付け	・適用	
	・外装薄塗材Ｓ	・砂壁状	吹付け	・適用	
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・吹放し ・凸部処理	吹付け	・適用	上塗材 ・適用する
		・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起し ・掻き落とし	こて	・適用	
	・外装厚塗材Ｓｉ ・外装厚塗材Ｅ	・吹放し ・凸部処理	吹付け	・適用	上塗材 ・適用する
		・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起し	・こて ・ﾛｰﾗｰ	・適用	
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ ・複層塗材Ｓｉ ・複層塗材Ｅ ・複層塗材ＲＥ	・ゆず肌状	ﾛｰﾗｰ	・適用	
		・凸部処理 ・凹凸模様	吹付け	・適用	
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・ゆず肌状	ﾛｰﾗｰ	・適用	
		・凸部処理 ・凹凸模様	吹付け	・適用	
	・防水形複層塗材ＣＥ ・防水形複層塗材Ｅ ・防水形複層塗材ＲＥ ・防水形複層塗材ＲＳ	・ゆず肌状	ﾛｰﾗｰ	・適用	増塗材 ・適用する
		・凸部処理 ・凹凸模様	吹付け	・適用	
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材Ｅ	・平たん状	ﾛｰﾗｰ	・適用	
	・可とう形改修塗材ＲＥ	・さざ波状	ﾛｰﾗｰ	・適用	
	・可とう形改修塗材ＣＥ	・ゆず肌状	吹付け	・適用	

複層仕上塗材の耐候性 [4.5.2]
・耐候性１種 ・耐候性２種 ※耐候性３種
複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材 [4.5.2][表4.5.2]
※水性アクリルのつやあり ・
既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4.5.4]

工法	処理範囲	下地ひび割れ部等の補修
・サンダー工法	※既存仕上面全体 ・	・行う
・高圧水洗工法	※既存仕上面全体 ・	・行う
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体 ・	・行う
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	・行う

下地調整 ※下地調整塗材を使用 [4.5.2][4.5.4]
・ポリマーセメントモルタルを使用
・防水形仕上塗材主材を使用

5 マスチック塗材塗り
種別 ・Ａ種 ・Ｂ種 [4.6.2][表4.6.1]

6 外壁用塗膜防水材塗り
外壁用塗膜防水塗り [4.1.5][4.2.2][4.8.2][表4.2.6]
仕上げの形状 ・ 工法 ・
外壁用仕上げ塗料の耐候性 ※JIS A 6909の耐候性1種相当
・
下地挙動緩衝材の適用 ・適用する ・適用しない
吹付け工法の模様材の種類 ・ ・所要量 (kg/㎡)
外壁用仕上塗材の種類 ・ ・所要量 (kg/㎡)

6 内装改修工事

① 他の部位との取合い等
既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [6.1.3]
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 [6.1.3]
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 [6.1.3]
※既存のまま ・

② 既存床の撤去、下地補修
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・行う [6.2.2]
合成樹脂塗床材の撤去工法 [6.2.2]
・機械的除去工法 ・目荒し工法
改修後の床の清掃範囲 ・図示（図面番号 ） [6.2.2]
・

③ 既存壁の撤去、下地補修
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2]
※改修標準仕様書4.4.9による ・

4 木下地等 [6.5.1][表6.5.1]

表面仕上げの種別		適用箇所
機械加工	・Ａ種	
	・Ｂ種	
	・Ｃ種	
手加工	・Ｈ－Ａ種	
	・Ｈ－Ｂ種	※内部造作材
	・Ｈ－Ｃ種	※下地材

代用樹種を使用しない箇所 [6.5.2][表6.5.4]
(製材の場合) ・全ての部材 ・

5 製材
・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材 [6.5.2]

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質
力骨	杉	45×25	※2級 ・	角材	※A種 ・B種 ・	・	・１級 ・２級 ・
鼻隠し	杉	36×210	※2級 ・	角材	※A種 ・B種 ・	・	・１級 ・２級 ・
			※2級 ・		※A種 ・B種 ・	・	・１級 ・２級 ・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質
					※A種 ・B種 ・	・	・無節 ・上小節 ・小節 ・並
					※A種 ・B種 ・	・	・無節 ・上小節 ・小節 ・並
					※A種 ・B種 ・	・	・無節 ・上小節 ・小節 ・並

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	保存処理	材質の品質
			※1等		※10%以下 ・A種 ・B種 ・	・	・特等 ・1種 ・2種
			※1等 ・		※10%以下 ・A種 ・B種 ・	・	・特等 ・1種 ・2種
			※1等 ・		※10%以下 ・A種 ・B種 ・	・	・特等 ・1種 ・2種

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率
			（ ） 造作材の場合 （※A種 ・B種）	・適用	・適用	※A種 ・B種 ・
			（ ） 造作材の場合 （※A種 ・B種）	・適用	・適用	※A種 ・B種 ・
			（ ） 造作材の場合 （※A種 ・B種）	・適用	・適用	※A種 ・B種 ・

6 集成材
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質
			※1等 ・
			※1等 ・
			※1等 ・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面数	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質
	化粧薄板： 芯材：				※1等 ・
	化粧薄板： 芯材：				※1等 ・
	化粧薄板： 芯材：				※1等 ・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚（mm）
	化粧薄板： 芯材：		
	化粧薄板： 芯材：		
	化粧薄板： 芯材：		

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率
				※A種 ・B種 ・
				※A種 ・B種 ・
				※A種 ・B種 ・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚（mm）	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				※A種 ・B種 ・
	化粧薄板： 芯材：				
	化粧薄板： 芯材：				

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚（mm）	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				※A種 ・B種 ・
	化粧薄板： 芯材：				
	化粧薄板： 芯材：				

7 単板積層材
・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	単板の樹種名	厚さ（mm）	表面の化粧加工	防虫処理
			・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（等級 ）	・適用
			・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（等級 ）	・適用

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	単板の樹種名	厚さ（mm）	表面の化粧加工	含水率	防虫処理
			・有り （加工：・天然木化粧加工） ・塗装加工） ・無し（ ）	※14%以下 ・	・適用
			・有り （加工：・天然木化粧加工） ・塗装加工） ・無し（ ）	※14%以下 ・	・適用

・ＣＬＴ（直交集成板）

施工箇所	品名	曲げ性能（強度等級）	種別	接着性能（仕様環境）	樹種	寸法（mm）

8 床張り用合板 [6.5.2]
・普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用
	・		・1類 ・2類		・適用
	・		・1類 ・2類		・適用

・構造用合板

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ（mm）	保存処理	防虫処理	強度等級
木造床組	※2級以上 ・1級	針葉樹	※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・15		・適用	・適用 （ ）
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・		・適用	・適用 （ ）
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・		・適用	・適用 （ ）

・「合板の農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・１類 ・特類	

章	項目	特記事項
6 内装改修工事		

・「合板の農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理の適用
			・1類 ・2類	・適用 （　　）

・「合板の農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理の適用
		・1類 ・2類			・適用 （　　）

・パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※13タイプ ・	※P又はM ・		※15 ・
		・	・		・

・構造用パネル

施工箇所	等級	厚さ(mm)
	・1級　・2級　・3級　・4級	
	・1級　・2級　・3級　・4級	

・ＭＤＦ

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

造作材化粧面の釘打ち
※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し

防腐・防蟻処理
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理　[6.5.5]

適用部位	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4
	・K2　・K3　・K4
	・K2　・K3　・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法	薬剤の種類
	※標準仕様書12.3.1(f)(b)①～④による	※JIS K 1571に適合又は同等品
	・	
	・	

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
（　　）

⑨ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　[6.6.2][表6.6.1]
屋外　・19型　※25型
屋内　※19型　・25型
屋外の野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　[6.6.3]
・図示（図面番号　　）　・900以下
屋外の野縁の間隔
・図示（図面番号　　）・
あと施工アンカーの確認試験　[6.6.4]
・行う　（試験箇所　・　箇所　※屋内の場合、当該階において3箇所）
（確認強度　・　N
※吊りボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ
天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が20kg/㎡以内の
天井の場合は400N程度）
・行わない
・天井ふところが1.5m以上3.0m以下の場合の補強方法
※改修標準仕様書6.6.4（8）による

・天井ふところが3.0mを超える場合
補強方法　※図示

⑩ 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類　[6.7.3][表6.7.1]
※改修標準仕様書表6.7.1による　・
スタッドの高さが５mを超える場合　[6.7.3][表6.7.1]
※図示（図面番号　　）

⑪ ビニル床シート　[6.8.2][6.8.3]

種類の記号	厚さ(mm)	色　柄	目地処理する場合の工法
※FS	※2.0	・無地	
・FS	・2.5	・	※熱溶接

12 ビニル床タイル　[6.8.2]

種類の記号	厚さ(mm)	色柄	寸法
※KT ・	※2.0	・	・

13 帯電防止床シート、床タイル、防滑性床シート、床タイル　[6.8.2]

種　類	性　能	厚さ(mm)
・帯電防止床シート ・帯電防止床タイル	・体積抵抗値く　　＞Ω以下 ・	・2.0 ・

・防滑性床シート　種類（　　）　厚さ（　　）mm
・防滑性床タイル　種類（　　）　厚さ（　　×　　mm）

14 視覚障害者用床タイル　[6.8.2]

種　類	形　状
・ ・	・ ・

⑮ ビニル幅木　[6.8.2]

材　種	高さ(mm)	厚さ(mm)
・軟質　・硬質	※50　・100	※1.5以上　・

16 ゴム床タイル　[6.8.2]

種　類	厚さ(mm)	色柄	寸法(mm)

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別・

17 カーペット敷き

織じゅうたん　[6.9.3][6.9.4][表6.9.1]

織り方	パイル形状	帯電性	品質の程度
・ウィルトン ・ﾀﾞﾌﾞﾙｺﾌｪｰｽ ・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰ	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・適用する	

（品質の程度は参考商品である）
色柄（※模様のない無地　・　　）
パイル糸の種類等　※無地の織りじゅうたん（・A種　・B種　・C種）
・
織りじゅうたんの接合方法　※ヒートボンド工法　・

タフデットカーペット　[6.9.2][6.9.3][表6.9.1]

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長(mm)	帯電性	工　法	品質の程度
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ｶｯﾄ､ﾙｰﾌﾟ併用 ・ﾚﾍﾞﾙﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	・	・適用する	※全面接着工法 ・グリッパー工法	

（品質の程度は参考商品である）
グリッパー工法に使用する下敷き材　[6.9.2]

品　質	厚さ(mm)
※JIS L 3204の２種２号 ・	※８ ・

取付用付属品　[6.9.2]
見　切　り（材質く　　＞種類く　　＞形状く　　＞
押さえ金物（材質く　　＞種類く　　＞形状く　　＞
ニードルパンチカーペット

厚さ(mm)	帯電性	品質の程度
・	・適用する	

（品質の程度は参考商品である）
タイルカーペット　[6.9.2][表6.9.2]

種別	パイル形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
※第一種 ・第二種	・カットパイル ※ループパイル ・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	※500×500	※6.5	・防炎品 ・静電気防止品 ・ﾄﾘﾌﾞﾙﾌﾚｯｼｭ加工品

（品質の程度は参考商品である）
タイルカーペットの敷き方　[6.9.3]

平　場	※市松敷き　・模様流し　・
階段部分	・市松模様　※模様流し　・

18 合成樹脂塗床　[6.10.3][表6.10.4～7]

種類	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床		※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床	・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	※平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材		

19 フローリング張り

フローリングの種別　[6.11.2][6.11.1～6][表6.11.1][表6.11.3]

単層フローリング	樹種	厚さ(mm)	大きさ(mm)	塗装
・フローリングボード 1等	※なら ・	・15 ・	板幅　75 板長さ500以上	・ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り ・ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗りの上ﾜｯｸｽ
・フローリングブロック 1等	※なら ・	※15 ・	※303×303 ・	・生地のままﾜｯｸｽ塗り

複合フローリング	樹種	種別	防湿処理	塗装
・天然木化粧	※なら ・ ・桧	・A種 ・B種 ・C種	・行う	※ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り ・ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗りの上ﾜｯｸｽ ・生地のままﾜｯｸｽ塗り

工法　・モルタル埋込み工法　・接着工法　[6.11.3]
・釘留め工法（・根太張り工法　・直張り工法）
接着工法の場合のフローリング裏面の緩衝材　※合成樹脂発泡シート　[6.11.5]

20 畳敷き

種別　[6.12.2][表6.12.1]
・A種　・B種　・C種　・D種（・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N）

㉑ せっこうボード、その他のボード及び合板張り

せっこうボード、その他のボード類　[6.13.2][表6.13.1]

名称	種　類	厚さ(mm)
せっこうボード製品	・せっこうボード(GB-R)	・9.5　・12.5
	・シージングせっこうボード(GB-S)	※9.5　・12.5
	・強化せっこうボードGB-F)	
	・化粧せっこうボード(GB-D)	※9.5　※12.5
	・せっこうラスボード(GB-L)	
	・不燃積層せっこうボード(GB-NC)	・9.5
吸音材料	ロックウール吸音板 ・ロックウール吸音フェルト(RW-F)	
	・ロックウール吸音ボード(RW-B)	
	・ロックウール吸音プランケット(RW-BL)	
	グラスウール吸音板 ・グラスウール吸音フェルト(GW-F)	
	・グラスウール吸音ボード(GW-B)	
	・ロックウール化粧吸音板(DR)	・12　・12(溝付)
	・吸音用インシュレーションファイバーボード(IB)	
	・吸音用木毛セメント板(WWCB)	
	・吸音用あなあきせっこうボード(GB-P)	
	・吸音用あなあきハードファイバーボード(HB-P)	
	・	
パーティクルボード	・素地パーティクルボード研磨板(RS)	
	・単板張りパーティクルボード研磨板(VS)	
	・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ(DV)	
	・プラスチックオーバーレイ(DO)	
	・塗装(DC)	
繊維強化セメント板	・0.8けい酸カルシウム板(0.8FK)	
	・1.0けい酸カルシウム板(1.0FK)	・6.0
木毛セメント板	・硬質木毛セメント板(HW)	
	・中等木毛セメント板(MW)	
	・普通木毛セメント板(NW)	
木片セメント板	・硬質木片セメント板(HF)	
	・普通木片セメント板(NF)	
繊維板	ハードボード(HB) 素地ハードボード ・スタンダードボード	
	・テンパードボード	
	・内装用化粧ハードボード	
	・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	
	インシュレーションボード(IB) 人造木材インシュレーションボード ・素板	
	・天井仕上げ材	
	・内装仕上げ材	
	・押入収納内装材	
	・タタミボード	
	・シージングボード	
・火山性ガラス質複層板(VSボード)		
・その他		

名称	種類	表板の樹種名	板面の品質	処理	厚さ(mm)	接着の程度
合板	・普通合板	・ﾌﾂｳ程度 ・しな程度	・	・防虫 ・難燃	・	・1種 ・2種

種類	化粧板の樹種名	処理	厚さ(mm)
・天然木化粧合板	・なら	・防虫 ・難燃	・

種類	化粧加工の方法	表面性能	処理	厚さ(mm)
・特殊加工化粧合板	・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装	・	・防虫 ・難燃	・

遮音シール材　[6.13.2]
・ｱｸﾘﾙ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・ｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ　・ｼﾞｮｲﾝﾄｺﾝﾊﾟｳﾝﾄﾞ
下地　・軽量鉄骨下地　・木造下地　・　[6.13.3]
合板類の張付け　[6.13.3][表6.13.3]
種別　・A種　※B種
せっこうボードの目地工法の種類　[6.13.3][表6.13.5]
・目透し工法　・突付け工法　・継目処理工法

22 壁紙張り　[6.14.2]

施工箇所	品質の程度	防火性能の等級
		※不燃　・準不燃　・
		・不燃　・準不燃　・
		・不燃　・準不燃　・

（品質の程度は参考商品名である）
下地調整　[6.14.3][表7.2.4][表7.2.5][表7.2.7]
モルタル、プラスター面　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種
コンクリート面　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種
せっこうボード面　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種

㉓ モルタル塗り　[6.15.3]　[6.15.6]
モルタル　・現場調合材料（セメントは改修特記仕様書８－４
コンクリート工事による）
・既調合材料（　　）
既製目地材　・設ける　施工箇所（　　）　形状（※図示　・　）
・設けない
床目地　種類　※押し目地　・
目地割り　※２㎡程度　・
最大目地間隔　※３ｍ程度　・

24 タイル張り

タイルの種類　[6.16.3]

施工箇所	形状・寸法(mm)	用途	上薬	役物	色	耐凍害性	磁器質化	品質の程度
			施釉	あり	特注	あり	タイル	
校舎棟男女洗面	磁器質200角	床・壁	・	・	・	・	・	
屋内運動場	磁器質150角	床	・	・	・	・	・	
プール棟	磁器質200角	床	・	・	・	・	・	
倉庫棟	磁器質200角	床・壁	・	・	・	・	・	
				・	・	・	・	

（品質の程度は参考商品名である）
試験張り　・行う　[6.16.3]
見本焼き　・行う
既調合モルタル　・適用する（　　）
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法　（改修標準仕様書6.15.5(3)による）
・
壁タイル張りの工法　[6.16.5][表6.16.4～6]
工法　・改良積上げ張り
・壁タイル接着剤張り
品質　・せっこう系　・セメント系　[6.17.2]
塗厚(mm)　・　[6.17.3]

㉕ セルフレベリング材塗り

㉖ 清掃

改修後の床の清掃範囲
※解体範囲以外の建物の清掃は全て行うこととする。

27 接着剤

接着材に含まれる可塑剤は難揮発性のものとする　[6.5.3]　[6.8.2]
壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤　[6.9.3]　[6.11.4]
のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散料　[6.11.5]　[6.13.2]
※規制対象外　・第三種　[6.14.2]　[6.16.4]

章	項目	特記事項
7 塗装改修工事		

1 防火材料

※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする　[7.1.3]
・次の箇所を除き防火材料とする（　　）

② 下地調整

既存塗膜の除去範囲（塗替えでＲＢ種の場合）　[7.2.1][表7.2.1～7]
※塗替え面積の30%とする　・図示
下地調整の種別
木部　[7.2.2][表7.2.1]
・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種
鉄鋼面　[7.2.3][表7.2.2]
・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種
亜鉛めっき鋼面　[7.2.4][表7.2.3]
・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種
モルタル面、プラスター面　[7.2.5][表7.2.4]
・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種
ひび割れ部の補修　・行う　[表7.2.4]
コンクリート面、ＡＬＣパネル面（DP以外の場合）　[7.2.6][表7.2.5]
・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種
ひび割れ部の補修　・行う　[表7.2.5]
コンクリート面、押出成形セメント板面　[7.2.6][表7.2.6]
ひび割れ部の補修　・行う
せっこうボード面、その他ボード面　[7.2.7][表7.2.7]
・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種

③ 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別　[7.3.2][7.3.3]

塗装面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	Ａ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種　・
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	※Ｂ種　・Ａ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	※Ｂ種　・Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・
亜鉛めっき鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	※Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｃ種	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	Ｃ種	※Ａ種　・

4 合成樹脂調合ペイント(SOP)

塗料の種別　※１種　・２種　[7.4.2]
木部の合成樹脂調合ペイント塗り　[7.4.3][表7.4.1]

新規の場合	屋外	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
（多孔質広葉樹を除く）	屋内	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
塗替えの場合		・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種

鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種別　[7.4.4][表7.4.2]
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
亜鉛メッキ鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種別　[7.4.5][表7.4.3]

鋼製建具の塗替えの場合	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
上記以外	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種

5 ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り（CL）

種別　・Ａ種　※Ｂ種　[7.5.2][表7.5.1]

6 ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）

種別　[7.7.2][表7.7.1]
・Ａ種　※Ｂ種

7 耐候性塗料塗り（DP）

鉄鋼面耐候性塗料塗りの種別（新規を除く）　[7.8.2][表7.8.1]
・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
上塗り塗料の等級（ 2・ ）級
亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗りの種別（新規を除く）　[7.8.3][表7.8.2]
・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
上塗り塗料の等級 ※1・ ）級
コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗りの種別
・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　[7.8.4][表7.8.3]
上塗り塗料等級
・　級（コンクリート、押出成形セメント板面を除く）

8 つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（EP-G）

コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面のつや有合成樹脂エマルションペイント塗りの種別
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　[7.9.2][表7.9.1]

しみ止め（塗替えの場合）　[7.9.2]
※改修標準仕様書7.9.2.(2)による　・
屋内の木部つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの種別　[7.9.3][表7.9.2]

新規（多孔質広葉樹を除く）	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
塗替え	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種

屋内の鉄鋼面のつや有合成樹脂エマルションペイント塗りの種別
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　[7.9.4][表7.9.3]
屋内の亜鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルションペイント塗りの種別
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　[7.9.5][表7.9.4]

9 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（EP）

種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　[7.10.2][表7.10.1]
しみ止め（塗替えの場合）　[7.10.2]
※改修標準仕様書7.10.2.(2)による　・

10 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り（EP-T）

種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種（塗替えで下地調整ＲＢ種、ＲＣ種を除く）
[7.11.2][表7.11.1]

11 ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り（UC）

種別　・Ａ種　※Ｂ種　[7.12.2][表7.12.1]

12 ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り（OS）

塗料　（・油性　・水性　）　[7.13.2][表7.13.1]

13 木材保護塗料塗り（WP）

種別　・Ａ種　※Ｂ種　[7.14.2][表7.14.1]

章	項目	特記事項

9 環境配慮改修工事 石綿処理

① 施工調査等

施工調査（石綿含有建材の有無） [9.1.1]
※行う　・行わない
目視及び設計図書等により製品名、製造所名、製造年等を確認し、調査結果を取りまとめ監督職員に提出する。
既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与
・行う ・設計時の調査報告書 ・分析結果報告書 ・　　）
石綿含有建材の分析調査
・行う（適用範囲　　）　・行わない
分析方法
・JIS A1481-1　・JIS A1481-2　・JIS A1481-3　・JIS A1481-4
※「建材中の石綿含有率の分析方法」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正　平成28年4月13日　基発0413第3号）による。

2 石綿粉じん濃度測定

・行う　測定対象工事（　　） [9.1.1]
・行わない

測定時期	測定場所	測定点		計
処理作業前	・処理作業室内	点	室	点
	・施工区画周辺又は敷地境界	点	室	点
処理作業中	・処理作業室内	点	室	点
	※セキュリティーゾーン入口	点	室	点
	※集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	点	室	点
	※施工区画周辺又は敷地境界	点	室	点
処理作業後（隔離シート撤去前）	※処理作業室内	点	室	点
	・施工区画周辺又は敷地境界	点	室	点
		合計		点

3 石綿含有吹付け材の除去及び処分

除去工法 [9.1.1][9.1.3]
・除去工法（BCJ（財）日本建築センターの審査証明（写）添付）
・封じ込め処理（　　）
・囲い込み処理（　　）
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
※湿潤化　・固形化
保管場所
・（　　）
除去した石綿含有吹付け材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

4 石綿含有仕上塗材の除去

試験施工
・行う　図示（　　）　・行わない
※試験施工に先立ち、関係官庁への届出・許可を得ること。
除去工法
・集塵機付ディスクグラインダーケレン工法及び集塵装置併用手工具ケレン工法
除去した石綿含有仕上塗材の固形化
・行う　・行わない
除去した石綿含有仕上塗材の処分
・埋立処分　・中間処理

5 石綿含有保温材等の除去及び処分

除去工法 [9.1.1][9.1.4]
・手ばらし　・破砕して除去
除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置
※湿潤化　・固形化
保管場所
・（　　）
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

⑥ 石綿含有成形板の除去及び処分

除去工法 [9.1.5]
※湿潤化の上手ばらし　・（　　）
保管場所
・（監督職員の指示場所）
除去した石綿含有成形板の処分（石綿含有せっこうボードを除く）
・埋立処分　・中間処理

7 手続き等

※労働基準監督署及び奈良県景観環境総合センター（奈良市内においては、奈良市保険・環境検査課）に必要な書類の届出を行うこと、またその内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること [9.1.2]

8 除去後の仕上げ

・（ケイ酸カルシウム板（有孔板も含む）） [9.1.1]

⑨ 石綿作業主任者

※適用する [9.1.2]

⑩ 石綿含有材の箇所

※仕上表及び図面の建材表示の前に▲を付したもの
※石綿含有の有無は、目視及び設計図書等によるものである。

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺

屋根葺形式	・瓦棒葺　・平葺　・横葺	(13.2.2)(表13.2.1)
板及びコイルの種類	・	
塗膜の耐久性の種類	・	
めっき付着量	・	
厚さ(mm)	・ 0.4	

下葺材料 (13.2.2)(表13.2.2)
・アスファルトルーフィング940
・改質アスファルトルーフィング下葺材
（・一般タイプ　・複層基材タイプ　・粘着層付タイプ）
雪止め　・設置する　※図示（図面番号　　） (13.2.3)
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 (13.2.3)
・適用する　※図示（図面番号　）

2 折板葺

折板の区分 (13.3.2)(表13.2.1)

形式による区分	※重ね形又ははぜ締め形　・かん合形
山高(mm)	・
山ピッチ(mm)	・
耐力（種）	・1　・2　・3　・4　・5
材料による区分	※鋼板製(・　　) ・アルミニウム合金板製（・　　）
厚さ(mm)	・

軒先面戸板　・適用する (13.3.2)
タイトフレームにJIS G 3302以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内で使用する場合の表面処理
（標準仕様書表14.2.2による種別　・　　）
断熱材張り (13.3.2)
・適用する(種別　　)(厚さ　　)(防火性能　　)
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 (13.3.3)
・適用する　※図示（図面番号　）

3 粘土瓦葺

粘土瓦 (13.4.2)

種類	大きさ	産地	役物瓦の種類	雪止め瓦
				・使用する
				・使用する

瓦桟木 (13.4.2)

材質	寸法（幅mm×高さmm）
・杉　・ひのき　・	※21×15　・

棟補強用心材 (13.4.2)

材質	寸法（幅mm×高さmm）
・杉　・ひのき　・	※40×30　・

JIS A 5208に基づく凍害試験等 (13.4.2)
・行う
・行わない
下葺材料 (13.4.2)(表13.2.2)
・アスファルトルーフィング940
・改質アスファルトルーフィング下葺材
（・一般タイプ　・複層基材タイプ　・粘着層付タイプ）
棟補強等に使用する金物等 材質、形状、寸法及び留付け方法 ※図示（　　）　・
棟の工法　・図示（図面番号　　） (13.4.3)
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 (13.3.3)
・適用する　※図示（図面番号　）

④ とい

といの材種等 (13.5.2)(表13.5.1)

材種	規格番号	材質その他
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	カラーVP　竪樋50φ
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	カラーVP　軒樋　前高120

といの受金物
材種　・　※溶接亜鉛めっきを行ったもの
形状　・　※表13.5.2による
取付け間隔　・　※表13.5.2による
鋼管製といの防露巻き　※標準仕様書表13.5.4による (13.5.3)(表13.5.4)

＊ 建築材料表　（以下のものは、評価名簿による）

種類	標準仕様書
・床型枠用鋼製デッキプレート(フラットデッキ)	(6.8)
・鉄骨柱下無収縮モルタル	(7.2)
・無収縮グラウト材　（・プレミックス形／・現場調合形）	[8.2]
・押出成形セメント板	(8.5)
・成形伸縮目地材	(9.2)
・乾式保護材(防水立上り部)	(9.2)
・陶磁器質タイル	(11.2･3･4)
（・AⅡ(押出成形Ⅱ類)、・BⅠ(プレス成形Ⅰ類)、・BⅡ(プレス成形Ⅱ類)、・BⅢ(プレス成形Ⅲ類)）	
・既製調合モルタル(タイル工事用)	(11.2)
・既製調合目地材	(11.2)
・ルーフドレン	(13.5)
・吸水調整材(モルタル用)	(15.2)
・防水剤	(15.2)
・アルミニウム製建具　（・A種、・B種、・C種）	(16.2)
・樹脂製建具　(B種)	(16.3)
・鋼製建具	(16.4)
・鋼製軽量建具	(16.5)
・ステンレス製建具	(16.6)
・錠前類	(16.8)
（シリンダー箱錠(・シリンダー箱錠／・レバーハンドル）　、　・シリンダー本締り錠）	
・クローザー類	(16.8)
（ドアクローザー（・Grade1／・Grade2)、・ヒンジクローザー、フロアヒンジ(・Grade1／・Grade2)）	
・自動扉機構　（・制御装置 駆動装置、　・検出装置）	(16.9)
・自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)	(16.10)
・重量シャッター	(16.11)
・軽量シャッター	(16.12)
・オーバーヘッドドア	(16.13)
・ガラス	(16.14)
（・フロート板ガラス、・型板ガラス、・網入り板ガラス及び線入り板ガラス、・熱線吸収板ガラス、・倍強度ガラス、・熱線反射ガラス）	
・現場発泡断熱材	(19.9)
・フリーアクセスフロア　（・3000N／・5000N）	(20.2)
・可動間仕切	(20.2)
・移動間仕切（スライディングドア）	(20.2)
・トイレブース	(20.2)
・煙突用成形ランニング材	(20.2)
・天井点検口	
・床点検口	
・グレーチング	(21.2)
・屋上緑化システム　（・屋上緑化システム(板状成形品タイプ)、・屋上緑化軽量システム）	(23.5)[9.6]
・トップライト	
・エポキシ樹脂(・パテ状エポキシ樹脂／・可とう性エポキシ樹脂／・エポキシ樹脂モルタル)	[4.2]
・ポリマーセメントモルタル	[4.2]
・鋳鉄製ふた(マンホールふた 弁桝ふた)	
・	
・	
・	

（　）は公共建築工事標準仕様書、[　]は公共建築改修工事標準仕様書の章節番号を示す

＊ 建築材料等参考表（材料評価名簿材料を除く）

建築材料	製造者名、型名

章	項目	特記事項

22 舗装工事

盛土用材料の標準仕様書表3.2.1による種別 (22.2.3)(表3.2.1)
・A種 ・B種 ・C種 ・D種
路床土の支持力比(CBR)試験 ・行う (22.2.5)
路床締固め度試験 ・行う (22.2.5)
砂の粒度試験 ・行う (22.2.5)
発生土の処理 ※構外搬出適切処理 ・ (22.2.4)

②路盤

舗装の種類と路盤の厚さ (22.3.2)(表22.3.1)

舗装の種類	路盤の厚さ(mm) 車道部	歩道部
⊙アスファルト舗装	・100 ⊙150 ・250 ・350	100
・カラー舗装	・100 ・150 ・250 ・350	100
・コンクリート舗装	150	100
・透水性アスファルト舗装	150	100
・排水性アスファルト舗装	・100 ・150 ・250 ・	
・ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装	・100 ・150 ・250 ・	100
・転圧コンクリート舗装	150	
・コンクリート平板舗装		100
・舗石舗装		50

路盤材料 (22.3.3)(表22.3.3)
※砕石及び再生材のクラッシャラン又はクラッシャラン鉄鋼スラグ
・
路盤の締固め度試験 ・行う (22.3.5)

③アスファルト舗装

アスファルト舗装の構成及び厚さ (22.4.2)(表22.4.1)
※標準仕様書表22.4.1による ・
車道部の基層の適用 ・適用する (22.4.2)(表22.4.1)
舗装の平たん性 (22.4.2)
※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・
加熱アスファルト混合物等の種類 (22.4.4)(表22.4.6)

表層	・密粒度アスファルト混合物	・13
	・細粒度アスファルト混合物	・13F
基層	・粗粒度アスファルト混合物	20

シールコート ・行う (22.4.5)
アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う (22.4.6)

4 コンクリート舗装

コンクリート舗装等の構成及び厚さ (22.5.2)(22.5.3)(表22.5.1)(表22.5.2)

舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	コンクリート
⊙コンクリート舗装	車道部	※150 ・	
	歩道部	※70 ・	
・転圧コンクリート舗装	車道部	※150 ・	

転圧コンクリート舗装の工法 ・ (22.5.4)
寒冷地での縁部立下り寸法等 ・ (22.5.2)
舗装の平坦性 (22.5.2)
※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・
早強セメント ・使用する (22.5.3)
注入目地材料の種別 (22.5.3)(表22.5.3)
※低弾性タイプ ・高弾性タイプ
コンクリート版の厚さの試験 ・行う (22.5.6)

5 カラー舗装

カラー舗装の種類 (22.4.2)

舗装の種類		部位
※加熱系	・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物	・車道部（基層なし） ・車道部（基層あり） ・歩道部
・常温系	・樹脂系混合物 ・ニート工法 ・塗布工法	車道部及び歩道部

舗装厚さの許容差(mm) (22.4.2)
※標準仕様書表22.4.2による
・
舗装の平たん性 (22.4.2)
※通行の支障となる水たまりを生じない程度
・
加熱系混合物に使用する材料 (22.6.3)
添加する着色骨材又は自然石 ・
加熱系混合物の結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 (22.6.4)
・
樹脂系混合物、ニート工法及び塗布工法の配合その他 (22.6.4)
・
加熱系混合物の抽出試験 ・行う (22.6.6)(22.4.6)

6 透水性アスファルト舗装

舗装の厚さ (22.7.2)
車道部(mm) ※50 ・
歩道部(mm) ※30 ・
舗装の平坦性 (22.7.2)
※著しい不陸がないこと ・
アスファルト (22.7.3)
車道部 ※ポリマー改質アスファルトⅠ型 ・
歩道部 ※ストレートアスファルト ・
シールコート ・行う (22.7.5)(22.4.5)
透水性アスファルト混合物の抽出試験 ・行う (22.7.6)

7 排水性アスファルト舗装

舗装の構成及び厚さ (22.8.2)(表22.8.1)

部位	アスファルト混合物の種類	厚さ(mm)
表層	※排水性舗装用アスファルト混合物	※40
基層	※加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物等(密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物) ・	※50

舗装の平たん性 (22.8.2)
※著しい不陸がないこと ・
アスファルト ※ポリマー改質アスファルトⅡ型 (22.8.3)(表22.7.1)
・ポリマー改質アスファルトⅠ型
シールコート ・行う (22.8.5)(22.4.5)
アスファルト混合物の抽出試験 ・行う (22.8.6)

8 ブロック系舗装

仕上り面の平たん性 (22.9.2)
※歩行に支障となる段差のないものとし、段差は3mm以内
・コンクリート平板舗装 (22.9.2)(22.9.3)

目地材	平板の種類及び寸法
※砂 ・モルタル	※N300

・インターロッキングブロック舗装 (22.9.3)

種類	曲げ強度	形状、寸法	表面加工
※普通ブロック	※5N/mm²	※図示(図面番号)	・
・透水性ブロック	・	・	
・保水性ブロック	・		

・舗石舗装 (22.9.2)(22.9.3)

種類	寸法、形状	舗石の基層
		・アスファルト舗装 ※コンクリート舗装

ジオテキスタイル ・適用する (22.9.3)
品質 ・

⑨街きょ、縁石、側溝

・縁石 (22.10.2)(表22.10.1)

規格名称	種類	呼び名
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品 (JIS A 5371)	・片面歩車道境界ブロック ・両面歩車道境界ブロック ⊙地先境界ブロック	・A ・B ・C

・L型 側溝 (22.10.2)(表22.10.1)

規格名称	種類	呼び
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品(JIS A 5371)		・250A ・250B
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品(JIS A 5372)	・1種	・250A ・250B ・300 ・350
	・2種	・500A ・500B ・500C

・U型 側溝 (22.10.2)(表22.10.1)

規格名称	種類	呼び
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品 (JIS A 5372)	・1種 ・2種	

・U型 側溝ふた (22.10.2)(表22.10.1)

規格名称	種類	呼び
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品 (JIS A 5372)	・1種 ・2種	・150 ・180 ・240 ・300 ・360 ・450 ・600

砂利地業の厚さ(mm) ※100 ・ (22.10.3)

⑩砂利敷き

種別 (22.11.2)(表22.11.1)

通路	※A種 ・B種
建物周囲その他	・A種 ※B種

23 植栽及び屋上緑化工事

1 植栽地の確認等

土壌の水素イオン濃度試験 ・行う (23.1.3)
水溶性塩類の試験 ・行う (23.1.3)
腐植含有量の試験 ・行う (23.1.3)

2 植栽基盤整備工法

・適用する (23.2.2)
有効土層として整備する面積及び厚さ (表23.2.1)
※標準仕様書表23.2.1による
排水工法 (23.2.2)
・暗きょ ・開きょ ・排水層 ・縦穴排水 ・
植栽基盤整備工法の種別 (23.2.2)(表23.2.2)

・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種
・芝及び地被類	・A種 ※B種 ・C種 ・D種

土壌改良材 ・適用する (23.2.2)(23.2.3)

種類	仕様
・バーク堆肥	
・下水汚泥コンポスト	
・	

発生土の処理 (23.2.4)
※構外搬出適切処理

③植樹

樹木 (23.3.2)

樹種	寸法	株立数	刈込みものの適用	数量
図示				

4 支柱材

(23.3.2)

支柱材	防腐処理方法
※丸太	※加圧式防腐処理 ・
・真竹	

幹巻き用材料 (23.3.2)
※幹巻き用テープ ・わら及びこも
支柱形式 (23.3.3)
・添え柱形 ・鳥居形 ・ハッ掛け形 ・布掛け形
・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形
新植樹木の枯補償期間 (23.3.4)
※引渡しの日から1年 ・
移植樹木の枯損処置を行う期間 (23.3.6)
※引渡しの日から1年 ・

5 芝張り、吹き付け又は種及び地被類

芝の種類 ※コウライシバの類 ・ノシバの類 (23.4.2)
芝張りの工法 (23.4.3)

平地	※目地張り ・べた張り
法面	・目地張り ※べた張り

吹付けは種用種子等の種子 (23.4.2)

種子の種類	量

地被類 (23.4.2)

樹種	芽立数	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数

枯損した芝及び地被類の処置 (23.4.7)(23.3.4)
※引渡しの日から1年 ・

6 屋上緑化

屋上緑化システム (23.5.2)(23.5.3)

土壌層の厚さ	植込み用土
・15cm ・30cm	・人工軽量土 ※改良土

屋上緑化システムの排水層

種類		層の厚さ
軽量骨材	・火山砂利 ・黒曜石パーライト ・膨張性頁岩 ・	
板状成形品		

(23.5.3)

	樹種又は種類	寸法	株立数	刈込みもの	数量
樹木					
芝	※ｺｳﾗｲｼﾊﾞの類 ・ノシバの類				
地被類					

見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等 (23.5.3)
※図示（図面番号 ） ・
「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」による風圧力に対応した固定方法 (23.5.4)
・適用する
支柱 ・設置する (23.5.4)
形式 ・抵抗板設置固定法 ・
かん水装置 ・設置する 種類（ ） (23.5.4)
新植樹木、芝及び地被類の枯補償 (23.5.5)
※引渡しの日から1年 ・

有限会社 創和建築事務所
一級建築士事務所 №2018(に)1925号
一級建築士 柳本博文 №223096号

設計責任者	設計担当者		プロジェクト番号	プロジェクト名	作成日付	図面番号
				旧平和保育園解体整備事業	2025.02.08	A-06
			図名	建築改修工事特記仕様書(6)	尺度 —	

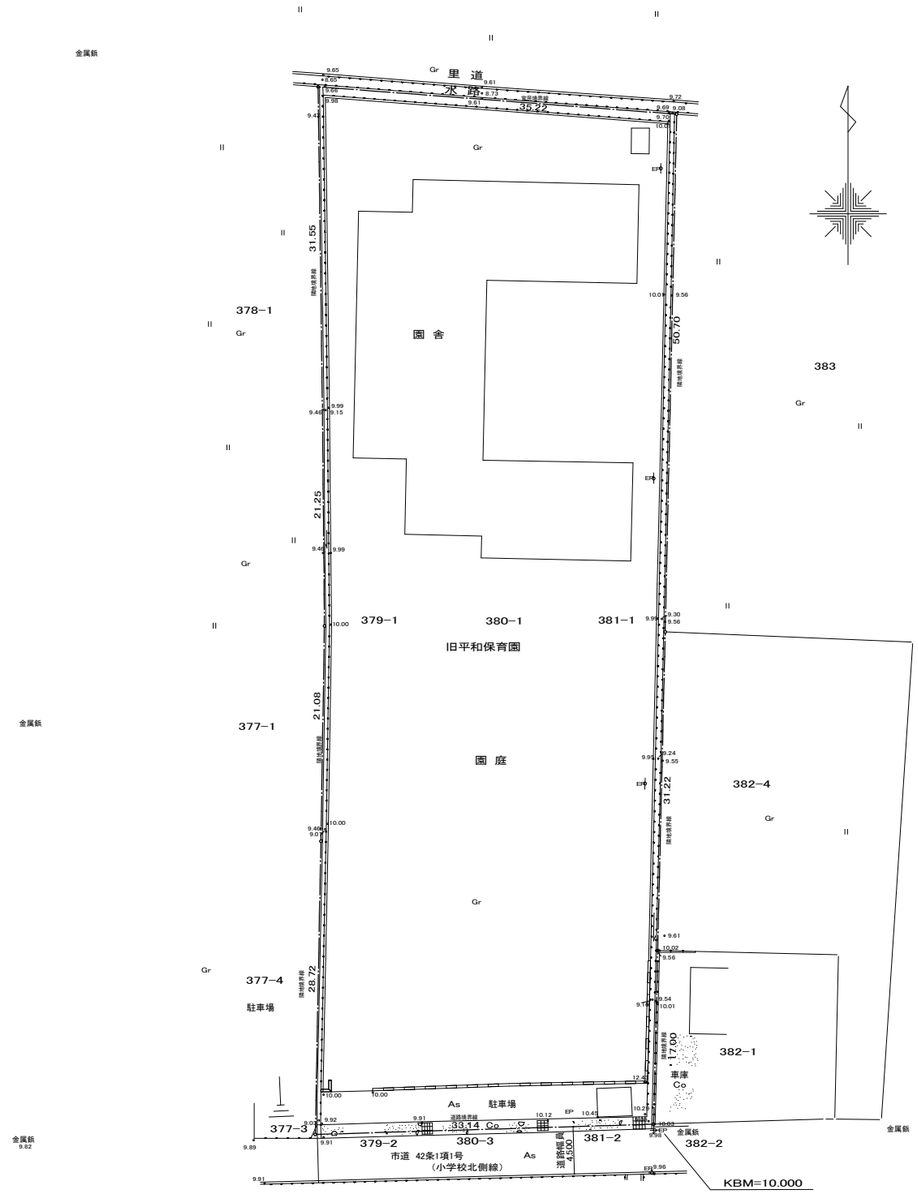

現況配置図 1/500

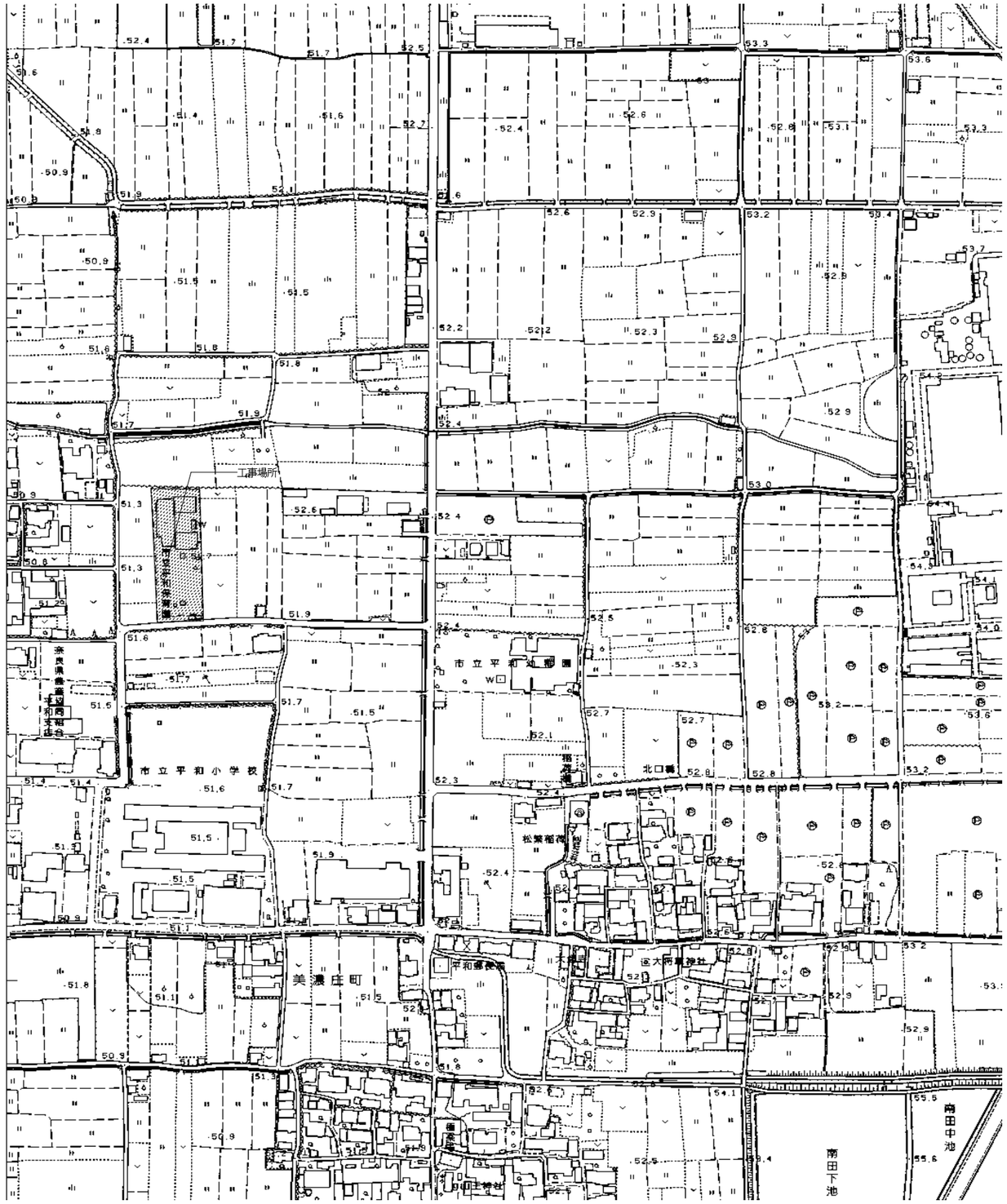

付近見取図 1/2500

: 工事対象建物を示す

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号 A-07
					図名	現況配置図、付近見取図	尺度 A1=1:500、2500 A3=1:1000、5000	

外部仕上表

部位	区分	仕上
屋根	改修前	▲カラーベストコロニアル葺き（アスファルトルーフィング22kg、スカイモル 厚40mm下地）
	改修後	一部解体・撤去
外壁	改修前	コンクリートベニヤ 型枠打放し 目地切 シリカ系リシン吹付
	改修後	一部解体・撤去のうえ、ALCパネルシリカ系リシン吹付新設
巾木	改修前	モルタルコテ押え下地 シリカ系リシン吹付（目地分れ チオコール）
	改修後	一部解体・撤去
玄関入口	改修前	125角磁器質タイル貼り 段鼻タイル貼り共
	改修後	-

	区分	
開口部	改修前	アルミサッシ70型、100型
	改修後	一部解体・撤去
樋	改修前	軒樋：硬質塩化ビニル製 角樋150角 VP塗 竪樋：硬質塩化ビニル製 100φ VP塗 足広桝生管 GP125φ L＝1500
	改修後	一部解体・撤去のうえ、竪樋・呼樋新設
軒裏	改修前	コンクリートベニヤ型枠打放し VP吹付
	改修後	一部解体・撤去
ベランダ	改修前	床：ゴムチップ貼り（モルタル防水下地） 手摺： アルミニウム押出型材 アルマイト仕上
	改修後	- 一部解体・撤去

内部仕上表

階数	室名	区分	床 仕上	床 工事内容	巾木 仕上	巾木 工事内容	腰壁・壁・柱型 仕上	腰壁・壁・柱型 工事内容	天井 仕上	天井 工事内容	天井高	改修内容	備考（家具、金物等）
1階	下足室	改修前	125角磁器質タイル貼り	既存のまま	モルタルコテ押え VP塗	既存のまま	モルタルコテ押え下地 VP塗	既存のまま	クロス貼り 耐火ボード 厚9mm下地	既存のまま	2,750	台車用スロープ新設	
		改修後	現況のまま	-	-	-	現況のまま	-	-	-	-		
	事務室	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	解体・撤去	ラワン材 OSラック塗	解体・撤去	モルタルコテ押え下地 VP塗 ▲一部石綿セメントケイカル板 厚6mm VP塗	解体・撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	解体・撤去	2,630		カウンター、ロッカー、カーテンBOX、レール、カーテン（ケースメント）
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	保健室	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	解体・撤去	同上	解体・撤去	同上	解体・撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	解体・撤去	2,630		アコーディオンドア、カーテンBOX、レール、カーテン（ケースメント）
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	休憩室 和室6帖	改修前	スタイロ畳敷き 厚60mm（木造床組）	解体・撤去	タタミ寄せ 40×45	解体・撤去	ビニールクロス貼り 耐火ボード 厚9mm下地	解体・撤去	杉柾加工ベニヤ底目貼り	解体・撤去	2,400		-
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	押入	改修前	ラワンベニヤ 厚12mm貼り	解体・撤去	ゾウキンズリ	解体・撤去	ラワンベニヤ 厚5.5mm貼り	解体・撤去	ラワンベニヤ 厚5.5mm貼り	解体・撤去	-		中段
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	踏込	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	解体・撤去	ラワン材 OSラック	解体・撤去	ビニールクロス貼り 耐火ボード 厚9mm下地	解体・撤去	杉柾加工ベニヤ底目貼り	解体・撤去	2,550		-
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	職員便所	改修前	25角磁器質モザイクタイル貼り	解体・撤去	-	-	100角半磁器タイル貼り（ラス下地）	解体・撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	解体・撤去	2,565 ～2,600		フラッシュスクリーン
		改修後	-	解体・撤去	-	-	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	湯沸	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	解体・撤去	ラワン材 OSラック	解体・撤去	モルタルコテ押え下地 VP塗 ▲一部石綿セメントケイカル板 厚6mm VP塗	解体・撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	解体・撤去	2,630		アコーディオンドアー
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	更衣室	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	撤去	ラワン材 OSラック	撤去	モルタルコテ押え下地 VP塗 ラワンベニヤ 厚5.5mm貼り VP塗	撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	下地共撤去	2,400		-
		改修後	ビニル床シート（モルタル下地）	新設	ソフト巾木 H=60	新設	EP塗装仕上	塗装改修	石膏ボード 厚9.5mm貼り	下地共新設	2,900	間仕切りを撤去→倉庫	
	給食室	改修前	モルタルカラークリート仕上	撤去	タタミ寄せ 40×45	撤去	モルタルコテ押え下地 VP塗 ▲一部石綿セメントケイカル板 厚6mm VP塗	撤去	▲石綿セメントケイカル板 厚6mm VP塗	下地共撤去	2,830 ～2,930		-
		改修後	ビニル床シート（モルタル下地）	新設	ソフト巾木 H=60	新設	EP塗装仕上	塗装改修	石膏ボード 厚9.5mm貼り	下地共新設	2,900	間仕切りを撤去→倉庫	
	倉庫	改修前	モルタルカラークリート仕上	既存のまま	同上	存置	モルタルコテ押え下地 VP塗 ▲一部石綿セメントケイカル板 厚6mm VP塗	撤去	▲石綿セメントケイカル板 厚6mm VP塗	下地共撤去	2,400		棚2段
		改修後	ビニル床シート（モルタル下地）	新設	ソフト巾木 H=60	新設	EP塗装仕上	塗装改修	石膏ボード 厚9.5mm貼り	下地共新設	2,900	間仕切りを撤去→倉庫	
	休憩室 和室4.5帖	改修前	スタイロタタミ敷き 厚60mm（木造床組）	撤去	タタミ寄せ 40×45	撤去	ビニールクロス貼り 耐火ボード 厚9mm下地	撤去	杉柾加工ベニヤ底目貼り	下地共撤去	2,850 ～5,800		カーテン（ケースメント）、カーテンレール
		改修後	ビニル床シート（モルタル下地）	新設	ソフト巾木 H=60	新設	EP塗装仕上	塗装改修	石膏ボード 厚9.5mm貼り	下地共新設	2,900	間仕切りを撤去→倉庫	
	踏込	改修前	モルタルカラークリート仕上	既存のまま	モルタルコテ押え VP塗	既存のまま	モルタルコテ押え下地 VP塗	既存のまま	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	下地共撤去	3,000		-
		改修後	ビニル床シート（モルタル下地）	部分補修	ソフト巾木 H=60	新設	EP塗装仕上	塗装改修	石膏ボード 厚9.5mm貼り	下地共新設	2,900	間仕切りを撤去→倉庫	
	便所	改修前	25角磁器モザイクタイル貼り	タイル一部撤去	-	-	100角半磁器タイル貼り	タイル一部撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	下地共撤去	3,000		-
		改修後	ビニル床シート（モルタル下地）	新設	ソフト巾木 H=60	-	モルタルコテ押えの上、EP塗装	部分補修	石膏ボード 厚9.5mm貼り	下地共新設	2,900	便所→倉庫に改修	
	遊戯室	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	既存のまま	ラワン材 OSラック	既存のまま	ビニールクロス貼り モルタルコテ押え下地 柱型 モルタルコテ押え下地 VP塗	既存のまま	ビニールクロス貼り （耐火ボード 厚9mm下地） 梁型ネオパールスキン厚4mm吹付	既存のまま	2,850 ～5,800		カーテンBOX、カーテンレール
		改修後	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	-	遊戯室→倉庫に改修	
	倉庫	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	既存のまま	ラワン材 OSラック	既存のまま	ビニールクロス貼り モルタルコテ押え下地 柱型 モルタルコテ押え下地 VP塗	既存のまま	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	既存のまま	3,000		-
		改修後	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	-	既存のまま利用	
	倉庫	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	既存のまま	ラワン材 OSラック	既存のまま	モルタルコテ押え下地 VP塗 シナベニヤ 厚6mm貼り VP塗	既存のまま	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	既存のまま	3,000		-
		改修後	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	-	既存のまま利用	
	保育室	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	既存のまま	ラワン材 OSラック	既存のまま	モルタルコテ押え下地 VP塗 有孔ラワンベニヤ 厚5.5mm ニス塗（寒冷紗裏貼）	既存のまま	ビニールクロス貼り（耐火ボード 厚9mm下地） 梁型ネオパールスキン 厚4mm吹付	既存のまま	3,000		体育用ロッカー、カーテンBOX、レール
		改修後	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	-	保育室→倉庫に改修	
	便所	改修前	25角磁器モザイクタイル貼り	タイル一部撤去	-	-	100角半磁器ファッションタイル貼り	タイル一部撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	下地共撤去	2,640 ～2,680		ステンレス洗面台
		改修後	モルタルコテ押え仕上	新設	-	-	モルタルコテ押えの上、EP塗装	部分補修	石膏ボード 厚9.5mm貼り	-	2,640	便所→倉庫に改修	
	押入	改修前	ラワンベニヤ 厚12mm貼り	既存のまま	ゾウキンズリ	既存のまま	ラワンベニヤ 厚5.5mm貼り	既存のまま	ラワンベニヤ 厚5.5mm貼り	下地共撤去	-		中段
		改修後	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	現況のまま	-	-	既存のまま利用	
2階	ホフク室	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り スタイロタタミ敷き 厚60mm	解体・撤去	ラワン材 OSラック	解体・撤去	モルタルコテ押え下地 VP塗 ▲一部石綿セメントケイカル板 厚6mm VP塗	解体・撤去	ビニールクロス貼り （耐火ボード 厚9mm下地）	解体・撤去	2,600		-
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	乳児室	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り スタイロタタミ敷き 厚60mm	解体・撤去	ラワン材 OSラック	解体・撤去	同上	解体・撤去	ビニールクロス貼り （耐火ボード 厚9mm下地）	解体・撤去	2,150 ～3,550		ロッカー、カーテンBOX、レール
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	沐浴室	改修前	19φ磁器ポリコンモザイクタイル貼り シート防水 厚0.8mm	解体・撤去	-	解体・撤去	100角半磁器タイル貼り （H=1500） モルタルコテ押え下地 VP塗	解体・撤去	▲石綿セメントケイカル板 厚6mm VP塗	解体・撤去	2,300 ～3,600		ロッカー、カーテンBOX、レール
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	調乳室	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	解体・撤去	ラワン材 OSラック	解体・撤去	モルタルコテ押え下地 VP塗 一部 100角半磁器タイル貼り	解体・撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	解体・撤去	2,900 ～3,600		-
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	便所	改修前	25角磁器モザイクタイル貼り シート防水 厚0.8mm	解体・撤去	-	解体・撤去	100角半磁器ファッションタイル貼り	解体・撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	解体・撤去	2,400		ステンレス洗面台
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	押入	改修前	ラワンベニヤ 厚12mm貼り	解体・撤去	ゾウキンズリ	解体・撤去	ラワンベニア 厚5.5mm貼り	解体・撤去	ラワンベニヤ 厚5.5mm貼り	解体・撤去	2,535 ～2,570		中段
		改修後	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体・撤去	-	解体	
	保育室	改修前	ブナフジシマニューパーケ 厚10mm貼り	既存のまま	ラワン材 OSラック	既存のまま	モルタルコテ押え下地 VP塗 有孔ラワンベニヤ 厚5.5mm ニス塗（寒冷紗裏貼）	既存のまま	ビニールクロス貼り （耐火ボード 厚9mm下地）	既存のまま	-		体育用ロッカー、ホワイトボード黒板、カーテンBOX、レール
		改修後	現況のまま	-	現況のまま	洗い	現況のまま	-	現況のまま	-	-	保育室→倉庫に改修	
	便所	改修前	25角磁器モザイクタイル貼り シート防水 厚0.8mm	タイル一部撤去	-	-	100角半磁器ファッションタイル貼り	既存のまま	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	既存のまま	2,535 ～2,570		体育用ロッカー、ホワイトボード黒板、カーテンBOX、レール
		改修後	モルタルコテ押え仕上	新設	-	-	CM-2のうえ、EP塗装	部分補修	石膏ボード 厚9.5mm貼り	-	2,535	便所→倉庫に改修	
	押入	改修前	ラワンベニヤ 厚12mm貼り	既存のまま	ゾウキンズリ	既存のまま	ラワンベニヤ 厚5.5mm貼り	既存のまま	ラワンベニヤ 厚5.5mm貼り	既存のまま	2,535 ～2,570		ステンレス洗面台
		改修後	現況のまま	-	現況のまま	洗い	現況のまま	-	現況のまま	-	-	既存のまま利用	
	倉庫	改修前	ALC版 モルタルカラークリート仕上	既存のまま	ソフト巾木	既存のまま	モルタルコテ押え下地 VP塗 シナベニヤ 6mm貼り VP塗	既存のまま	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン） 梁型 ネオパールスキン 厚4mm吹付	既存のまま	-		中段
		改修後	現況のまま	-	現況のまま	洗い	現況のまま	-	現況のまま	-	-	既存のまま利用	
	階段室	改修前	▲長尺塩ビシート 厚2.5mm貼り	既存のまま	階段用ソフト巾木	既存のまま	モルタルコテ押え下地 VP塗	既存のまま	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	既存のまま	-		手摺り、ノンスリップ
		改修後	現況のまま	-	現況のまま	洗い	現況のまま	-	現況のまま	-	-	既存のまま利用	
	廊下	改修前	▲長尺塩ビシート 厚2.5mm貼り	一部撤去	ソフト巾木	一部撤去	モルタルコテ押え下地 VP塗	一部撤去	石膏ボード 厚9mm貼り（ジプトーン）	一部撤去	1F 2,500 2F 2,400 2,200		-
		改修後	-	部分補修	ソフト巾木 H=60	部分補修	石膏ボード貼ｔ＝12.5、EP仕上げ（下地共）	部分補修	石膏ボード 厚9.5mm貼り	下地共新設	-	一部補修	

※消火器（ ABC10型）を4本設置（ 設置場所については監督員と協議による）

備考
▲：アスベスト建材を示す

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ま)1925号
一級建築士 柳本博文 №223096号

設計責任者	設計担当者		プロジェクト番号	プロジェクト名	作成日付	図面番号
				旧平和保育園解体整備工事設計図	2025.04.07	A-08
			図名	仕上表	尺度 －	

改修前

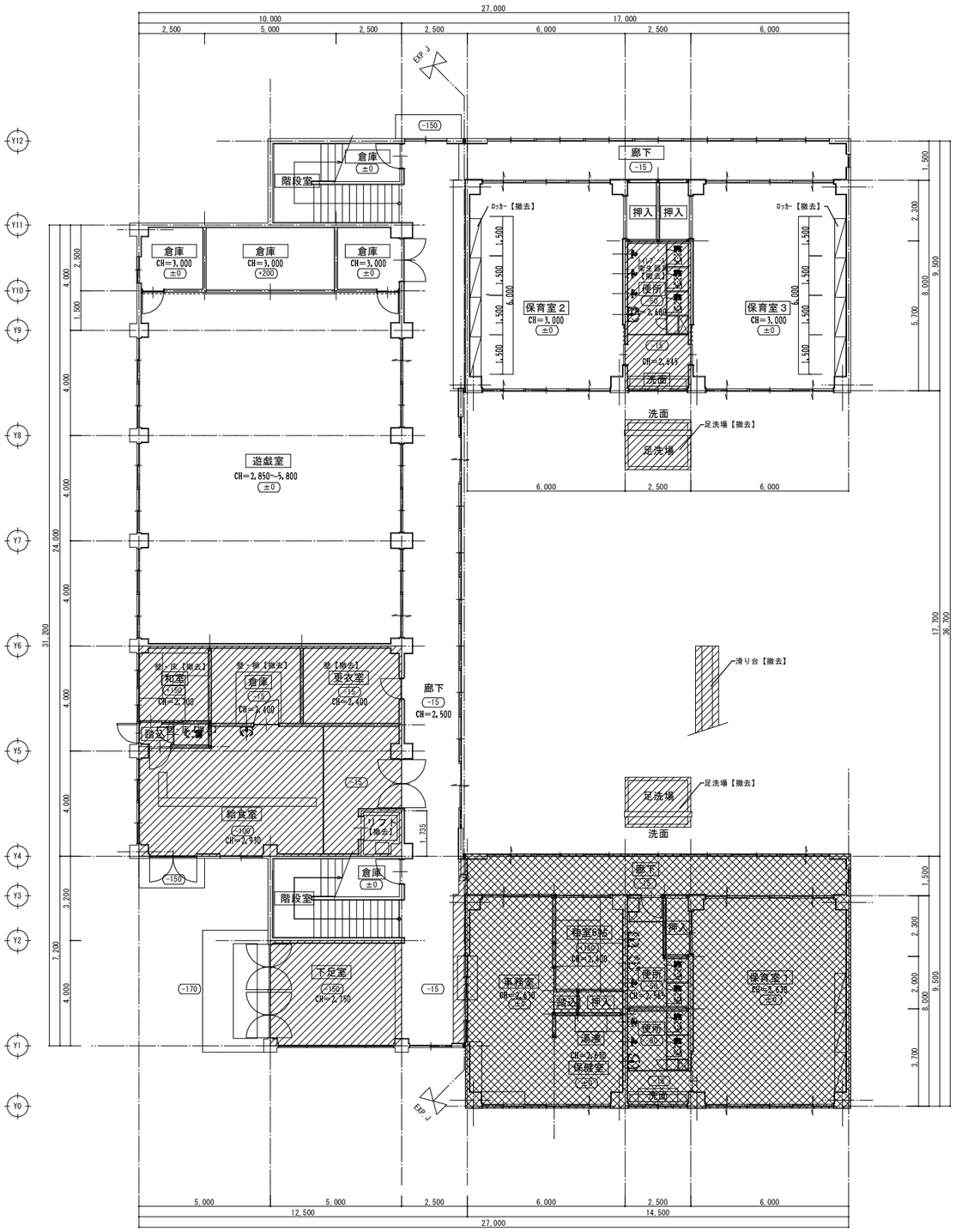

（現況）1階平面図

・・・改修部分を示す。

・・・撤去・解体部分を示す。

改修後

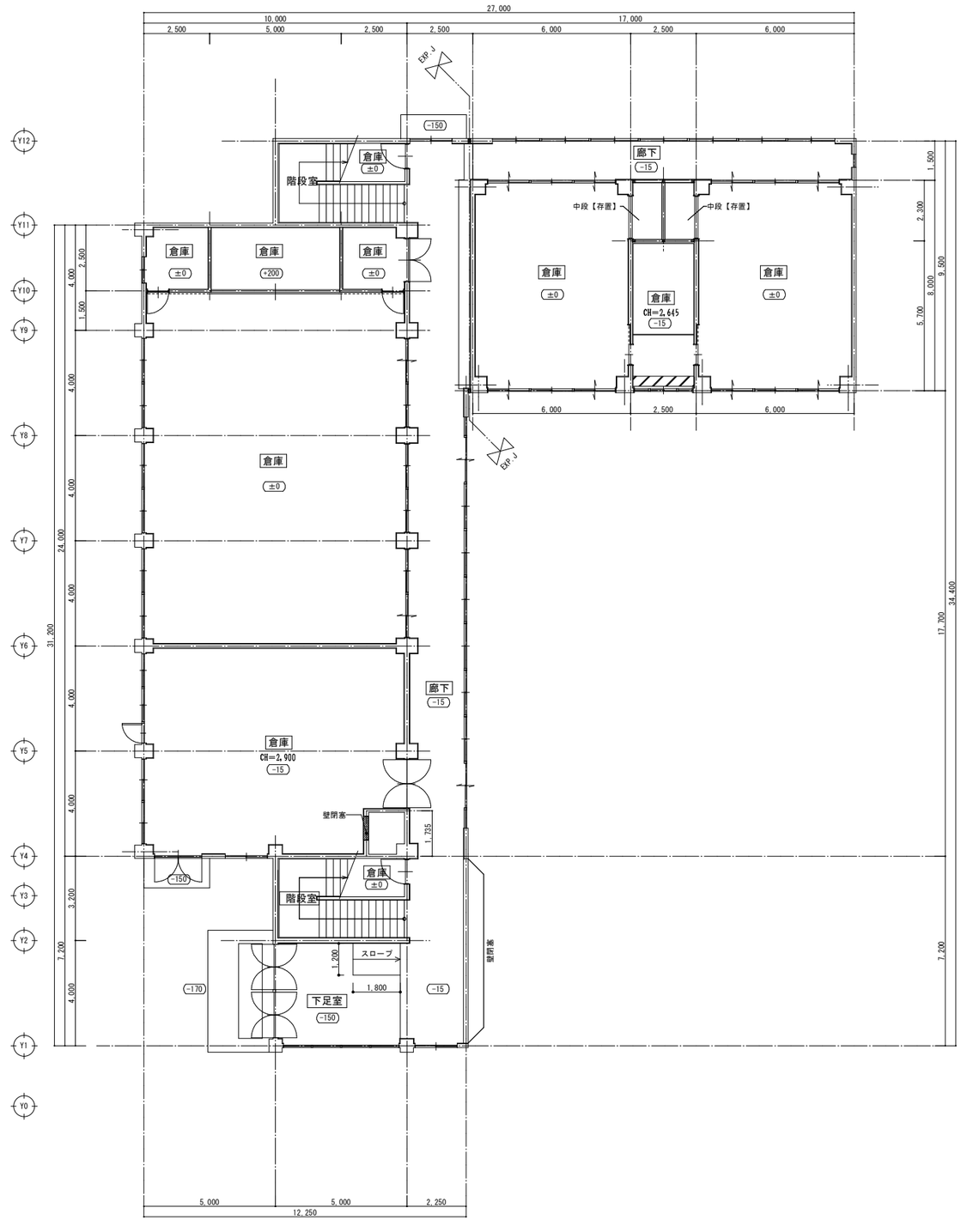

（改修）1階平面図

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.10
					図名	（現況・改修）1階平面図	尺度 A1=1：100 A3=1：200
							図面番号 A-09

改修前

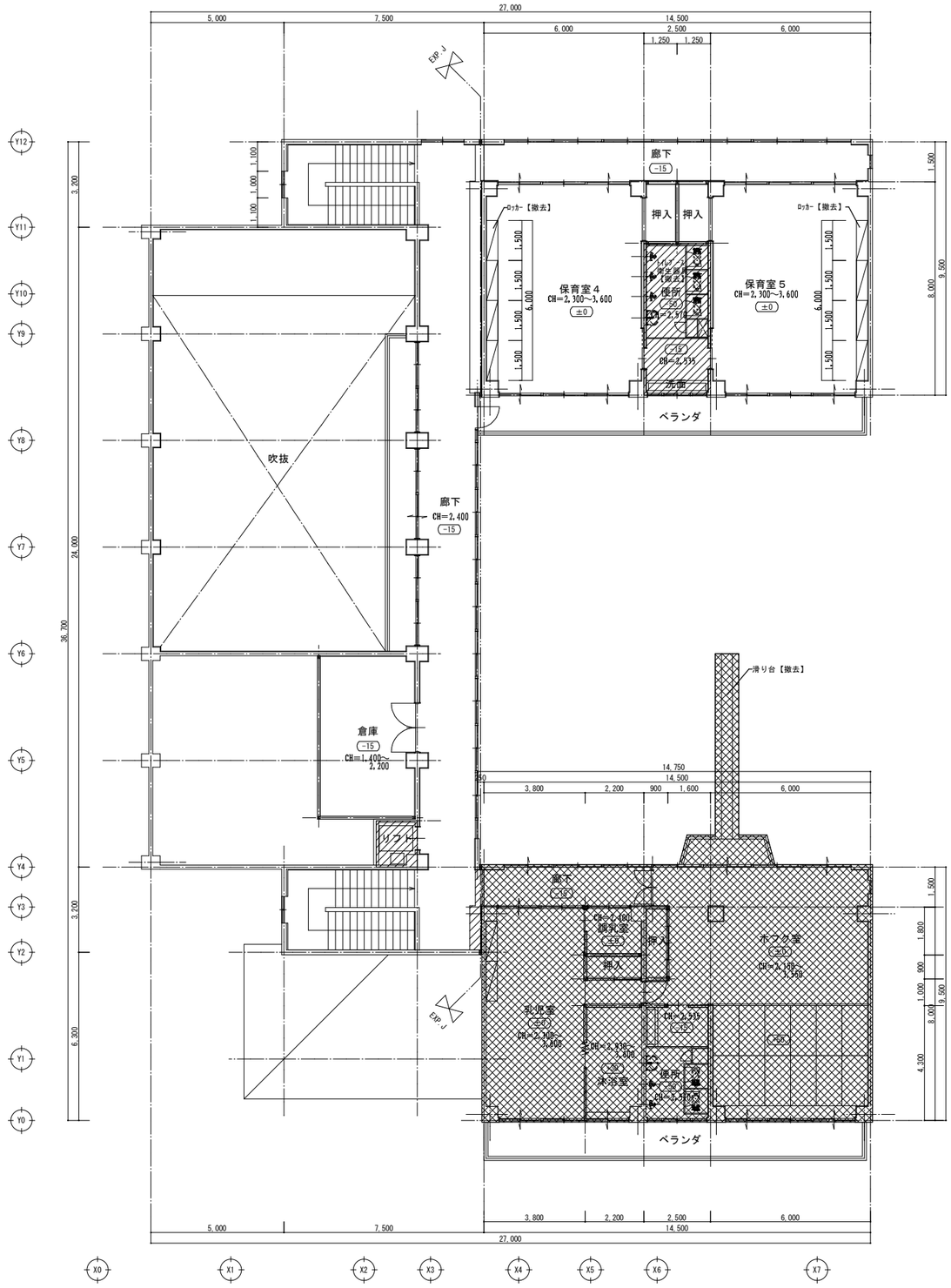

（現況）2階平面図

・・・改修部分を示す。

・・・撤去・解体部分を示す。

改修後

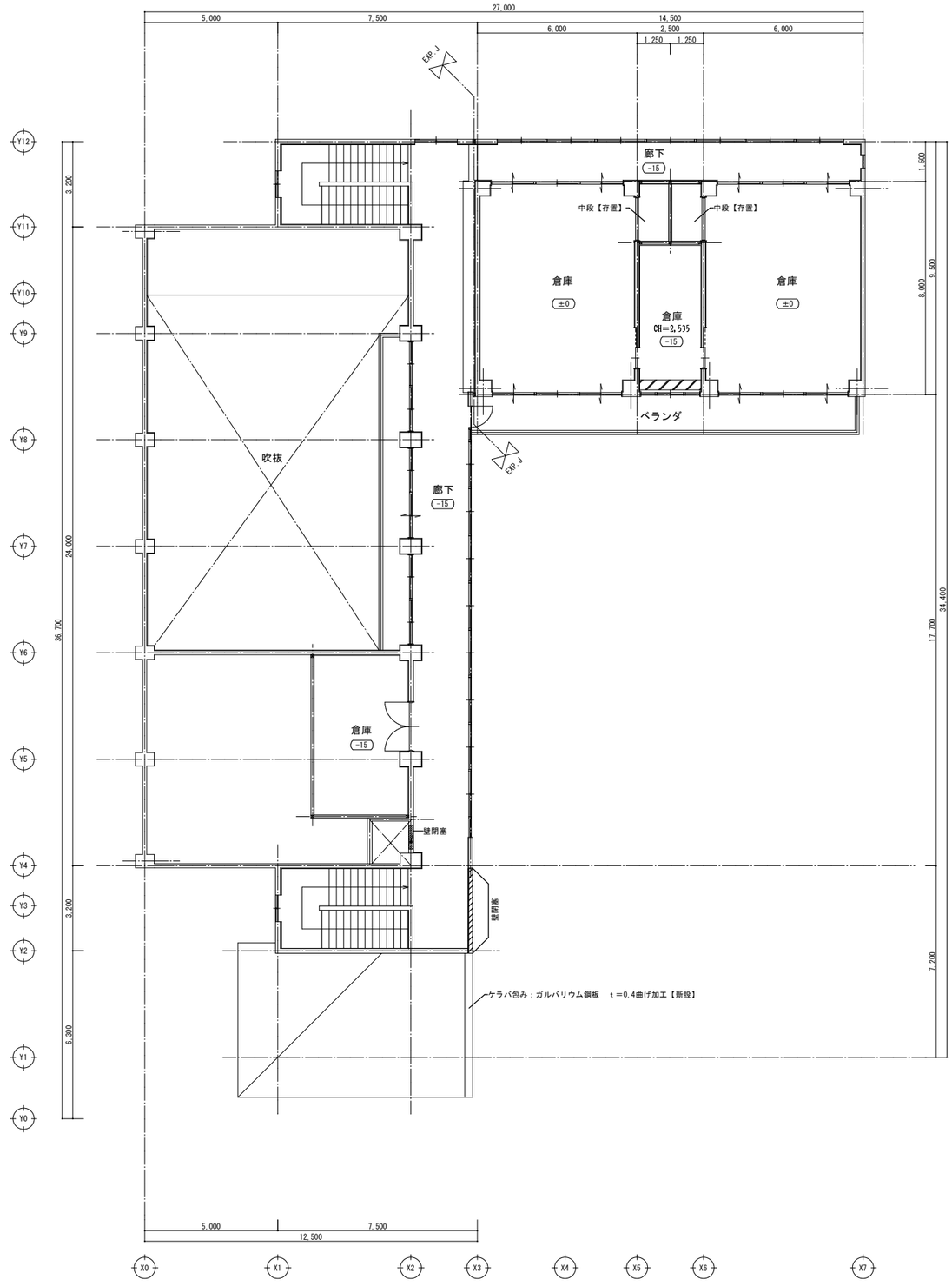

（改修）2階平面図

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
					図名	（現況・改修）2階平面図	尺度 A1=1：100 A3=1：200	A-10

外 部 仕 上 表

部 位	区 分	仕 上
屋 根	改修前	▲カラーベストコロニアル葺き（アスファルトルーフィング22kg、スカイモル 厚40mm下地）
	改修後	一部解体・撤去
外 壁	改修前	コンクリートベニヤ 型枠打放し 目地切 シリカ系リシン吹付
	改修後	一部解体・撤去のうえ、ALCパネルシリカ系リシン吹付新設
巾 木	改修前	モルタルコテ押え下地 シリカ系リシン吹付（目地分れ チオコール）
	改修後	一部解体・撤去
玄関入口	改修前	125角磁器質タイル貼り 段鼻タイル貼り共
	改修後	-

	区 分	
開 口 部	改修前	アルミサッシ70型、100型
	改修後	一部解体・撤去
樋	改修前	軒樋：硬質塩化ビニル製 角樋150角 VP塗 竪樋：硬質塩化ビニル製 100φ VP塗 足広養生管 GP125φ L=1500
	改修後	一部解体・撤去のうえ、竪樋・呼樋新設
軒 裏	改修前	コンクリートベニヤ型枠打放し VP吹付
	改修後	一部解体・撤去
ベランダ	改修前	床：ゴムチップ貼り（モルタル防水下地） 手摺： アルミニウム押出型材 アルマイト仕上
	改修後	- 一部解体・撤去

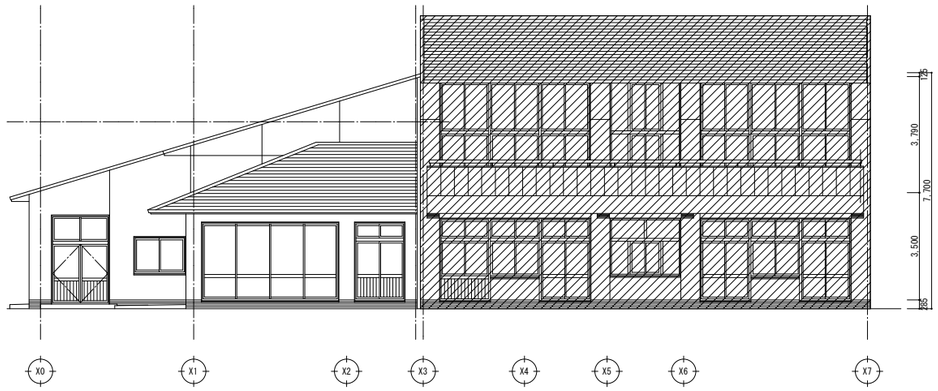

南立面図 S=1：100

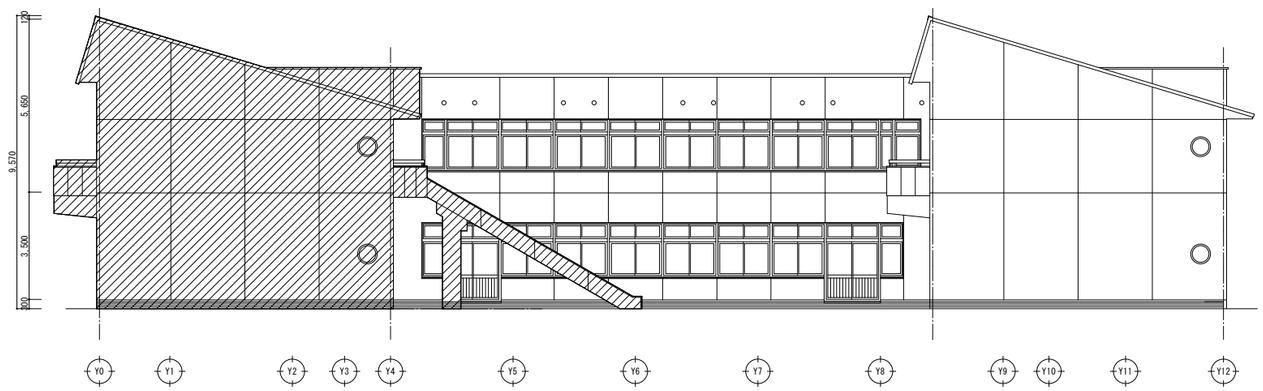

東立面図 S=1：100

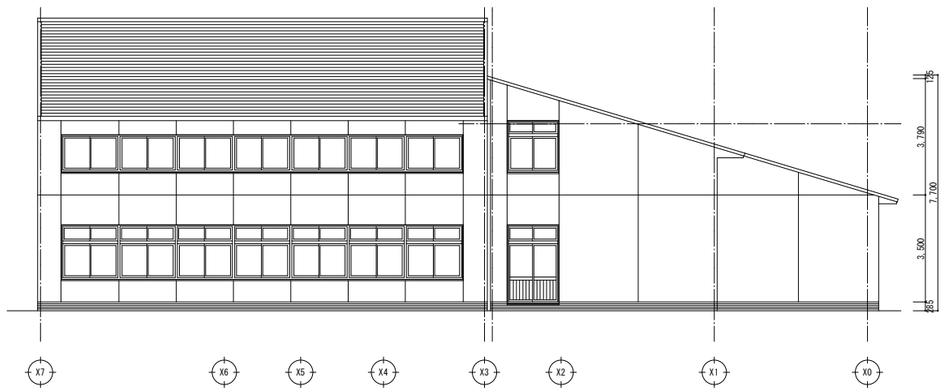

北立面図 S=1：100

西立面図 S=1：100

・・・解体部分を示す。

備 考
▲：アスベスト建材を示す

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2018(に)1925号
一級建築士 柳本博文 №223096号

設計責任者	設計担当者	

プロジェクト番号	プロジェクト名	作成日付	図面番号
	旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	2025.04.07	A-11
図 名	（現況） 立面図	尺 度 A1=1：100 A3=1：200	

符号	凡例
①	RC塗現　複層塗材リシン吹付
②	ALCパネル下地　複層塗材リシン吹付
③	RC壁増設の上、複層塗材リシン吹付
④	立ち上り基礎増設の上、複層塗材リシン吹付
⑤	棟包み：ガルバリウム鋼板　t＝0.4曲げ加工
⑥	ケラバ包み：ガルバリウム鋼板　t＝0.4曲げ加工
⑦	竪樋・呼樋：硬質塩化ビニルパイプ　φ100　VP塗

南立面図　　S＝1：100

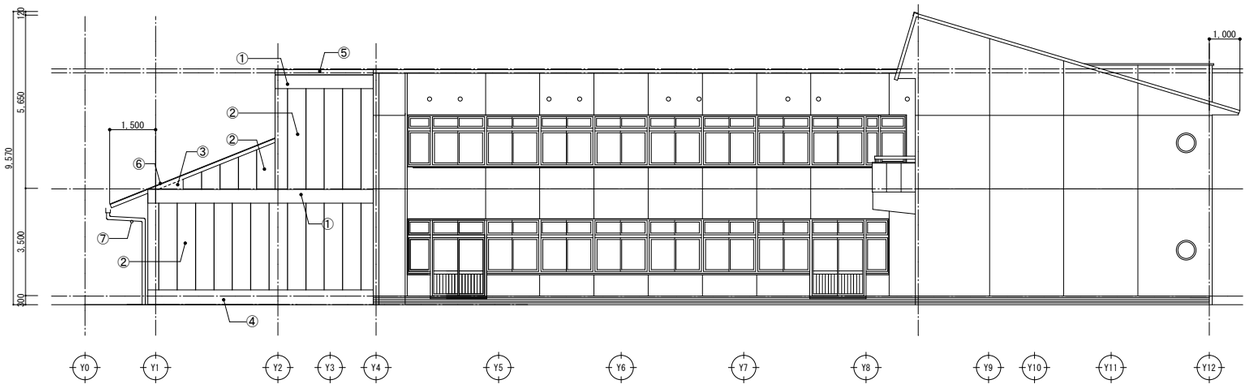

東立面図　　S＝1：100

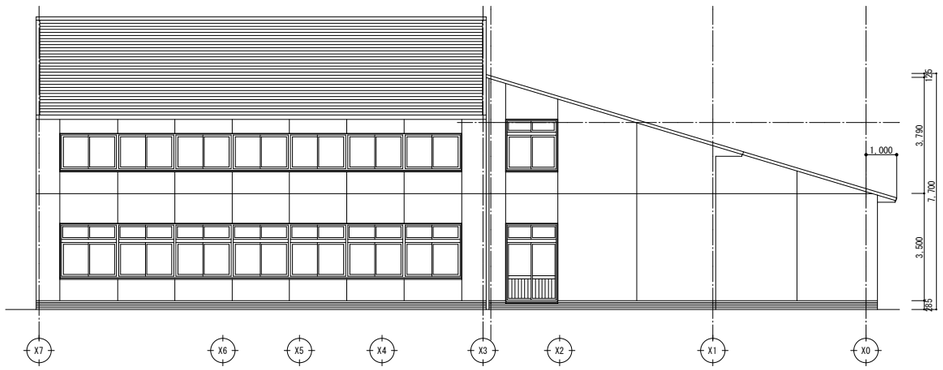

北立面図　　S＝1：100

西立面図　　S＝1：100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2018(に)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
					図名	（改修）立面図	尺度 A1=1：100 A3=1：200	A-12

改修前

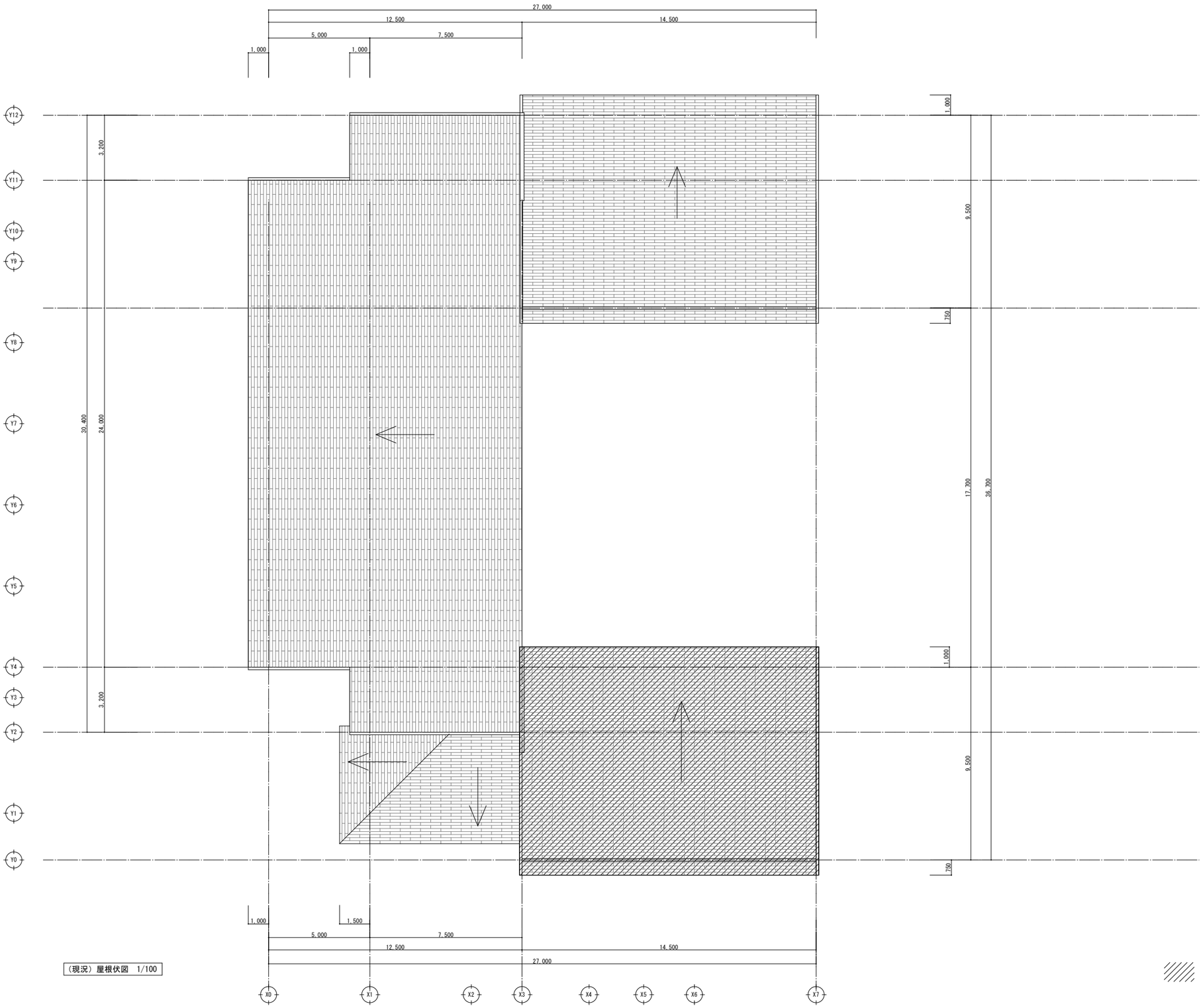

（現況）屋根伏図　1/100

・・・解体部分を示す。

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2013(は)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
					図名	（現況）屋根伏図	尺度 A1=1：100 A3=1：200	A-13

改修前

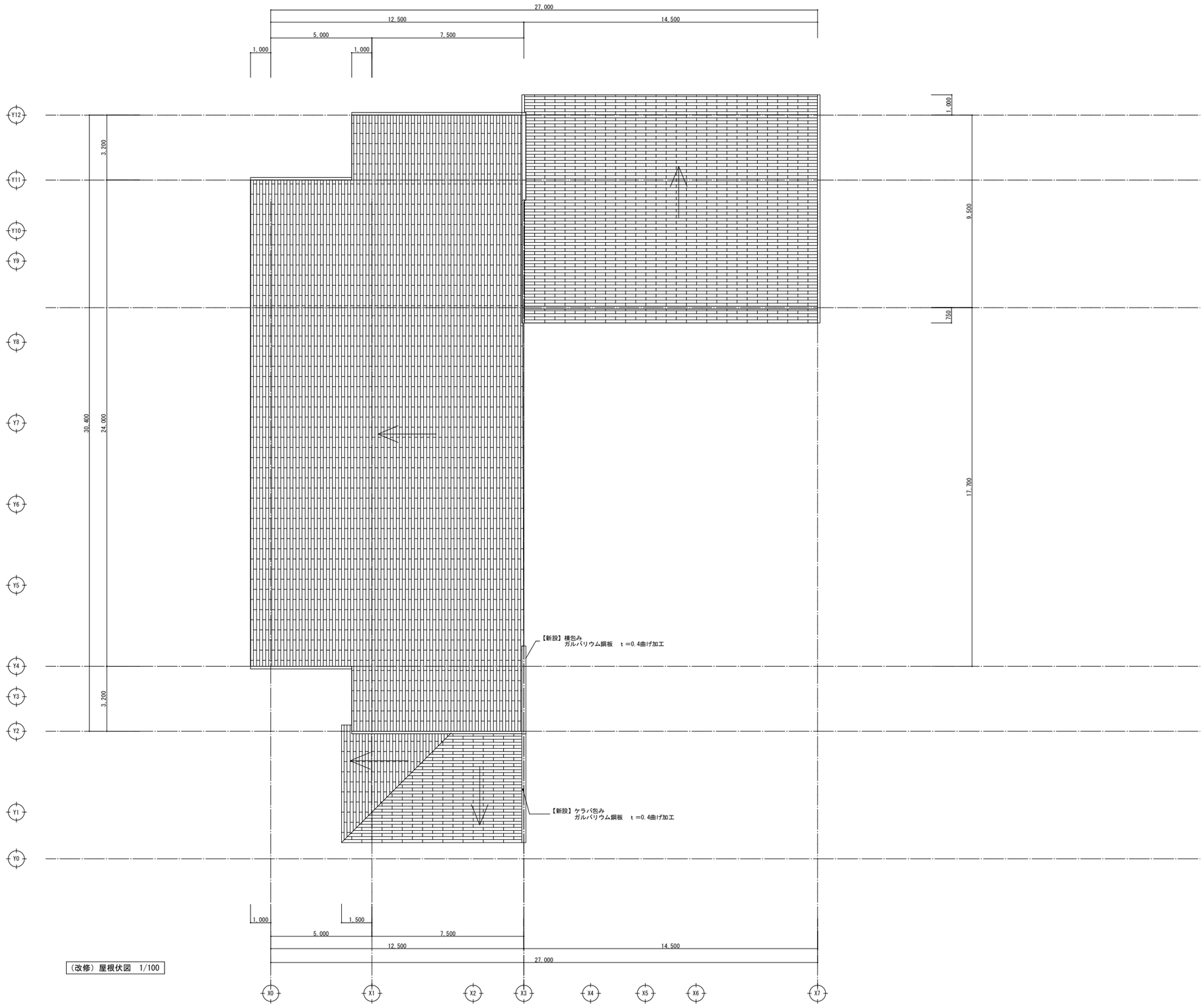

（改修）屋根伏図　1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2013(は)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号 A-14
					図名	（改修）屋根伏図	尺度 A1=1：100 A3=1：200	

改修前

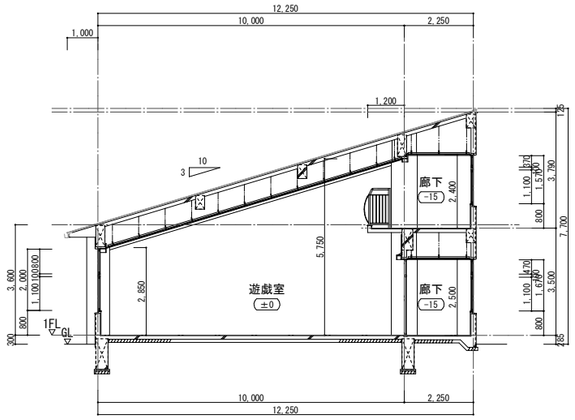

X-X´断面図　　S=1：100

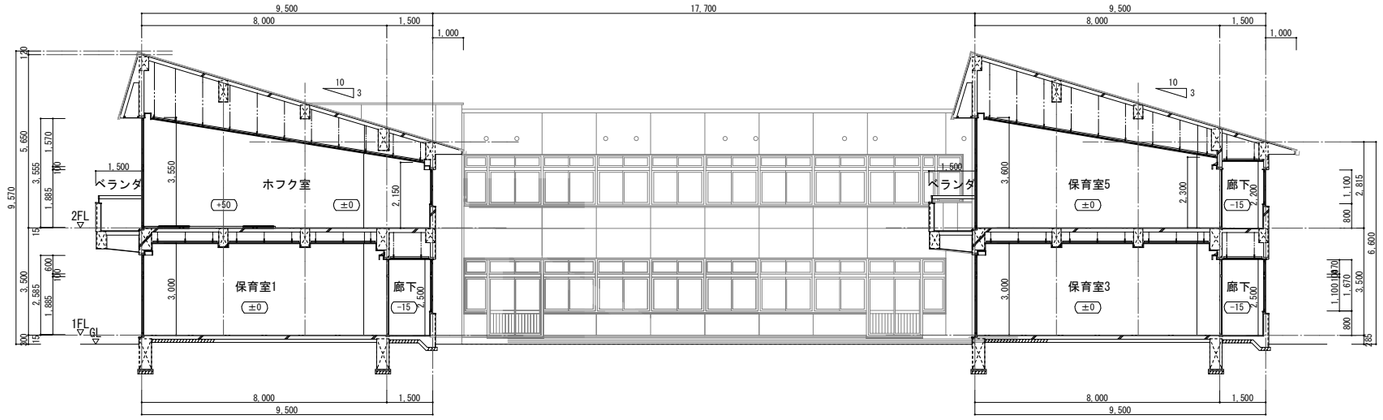

Y-Y´断面図　　S=1：100

改修後

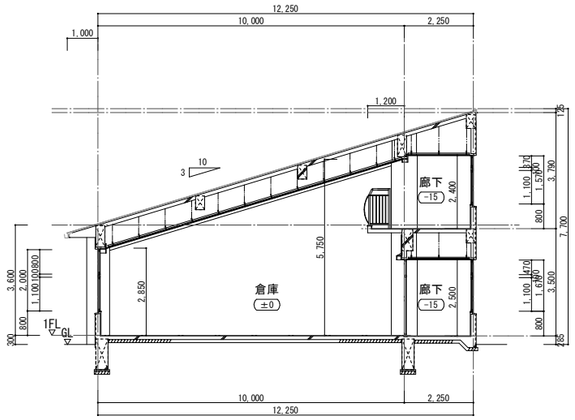

X-X´断面図　　S=1：100

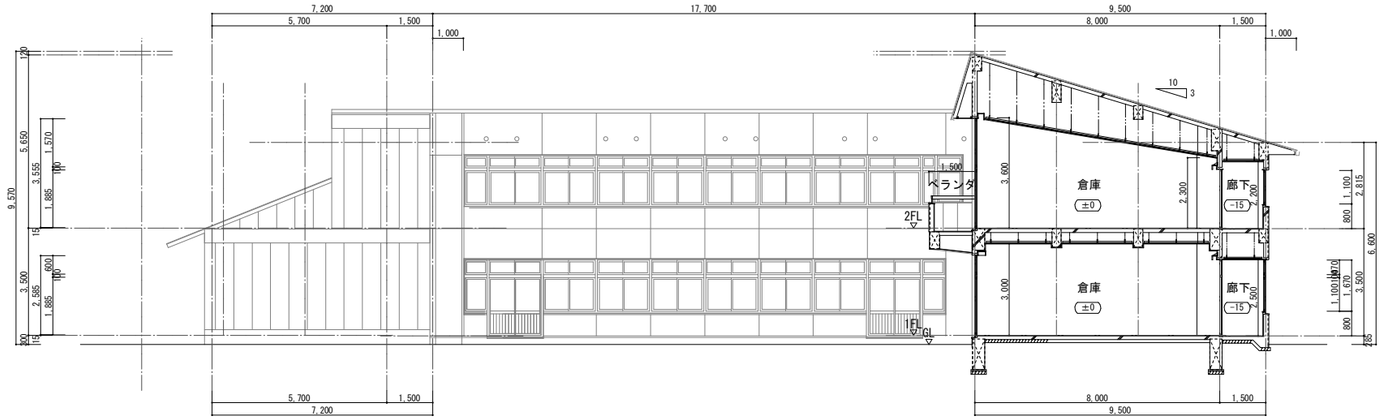

Y-Y´断面図　　S=1：100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07
					図名	（現況・改修）断面図	尺度 A1=1：100 A3=1：200
							図面番号 A-15

改修前

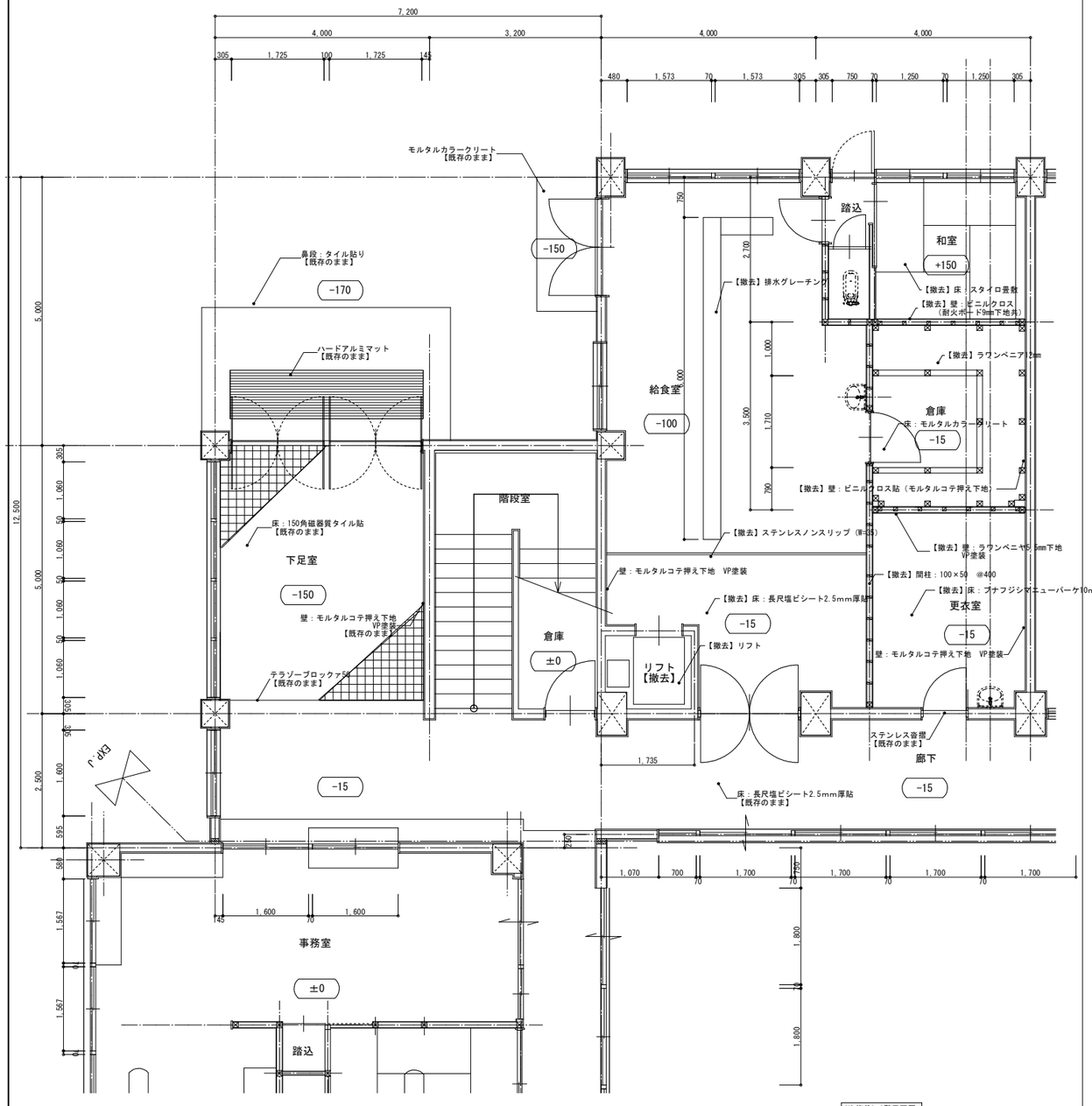

（改修前）1階平面図

改修後

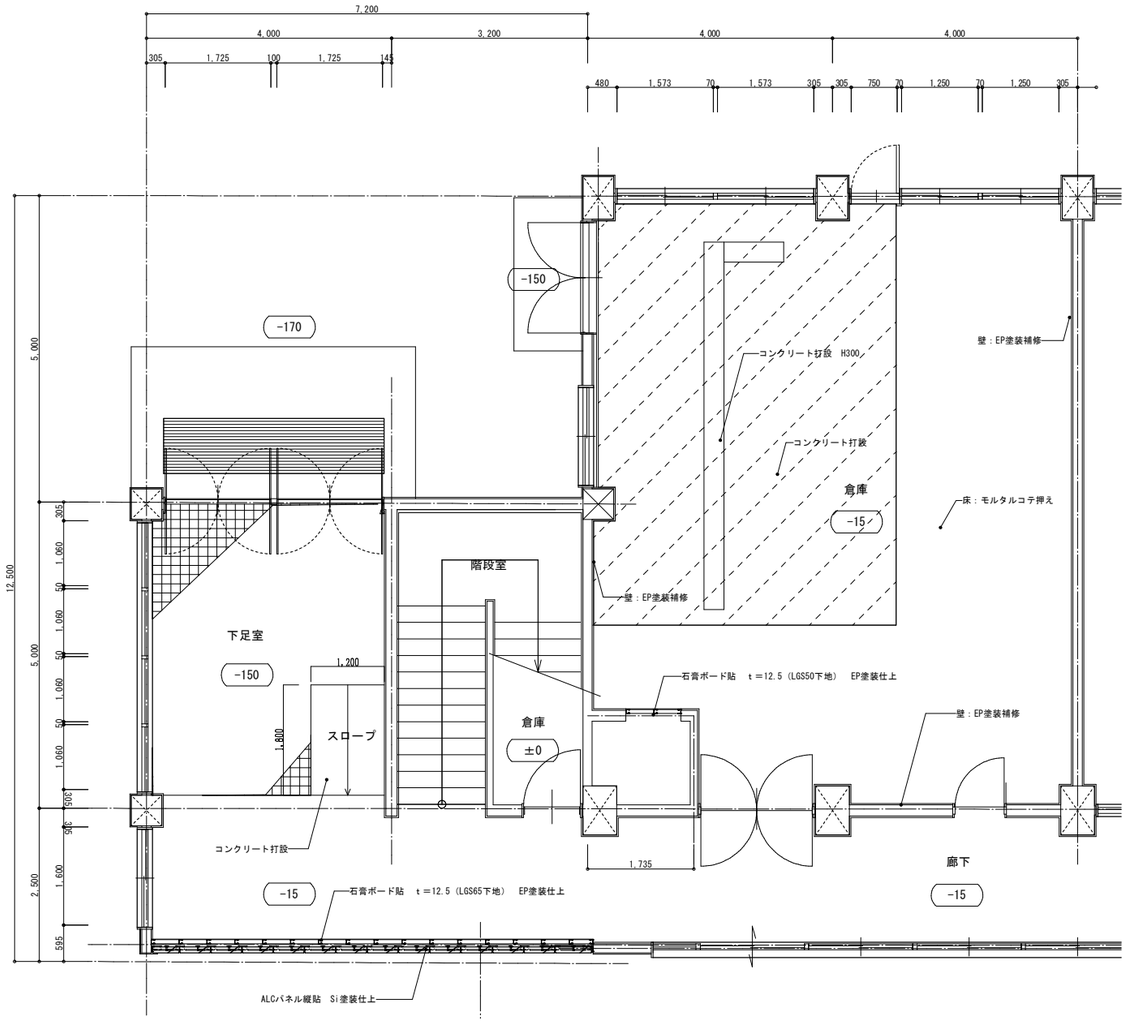

（改修後）1階平面図

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号 A-16
					図名 （現況・改修）1階平面詳細図-1		尺度 A1=1：50 A3=1：100	

改修前

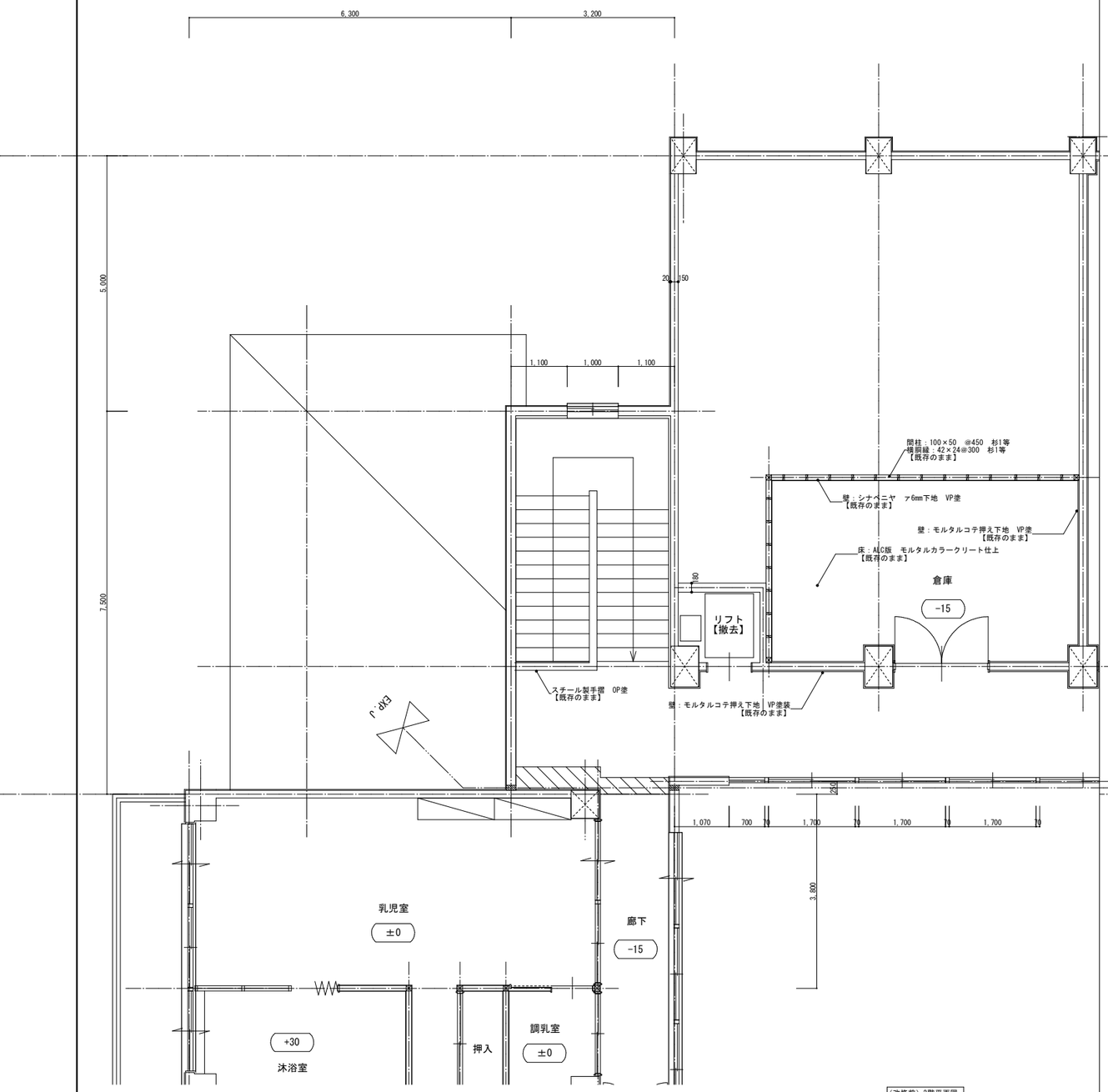

（改修前）2階平面図

改修後

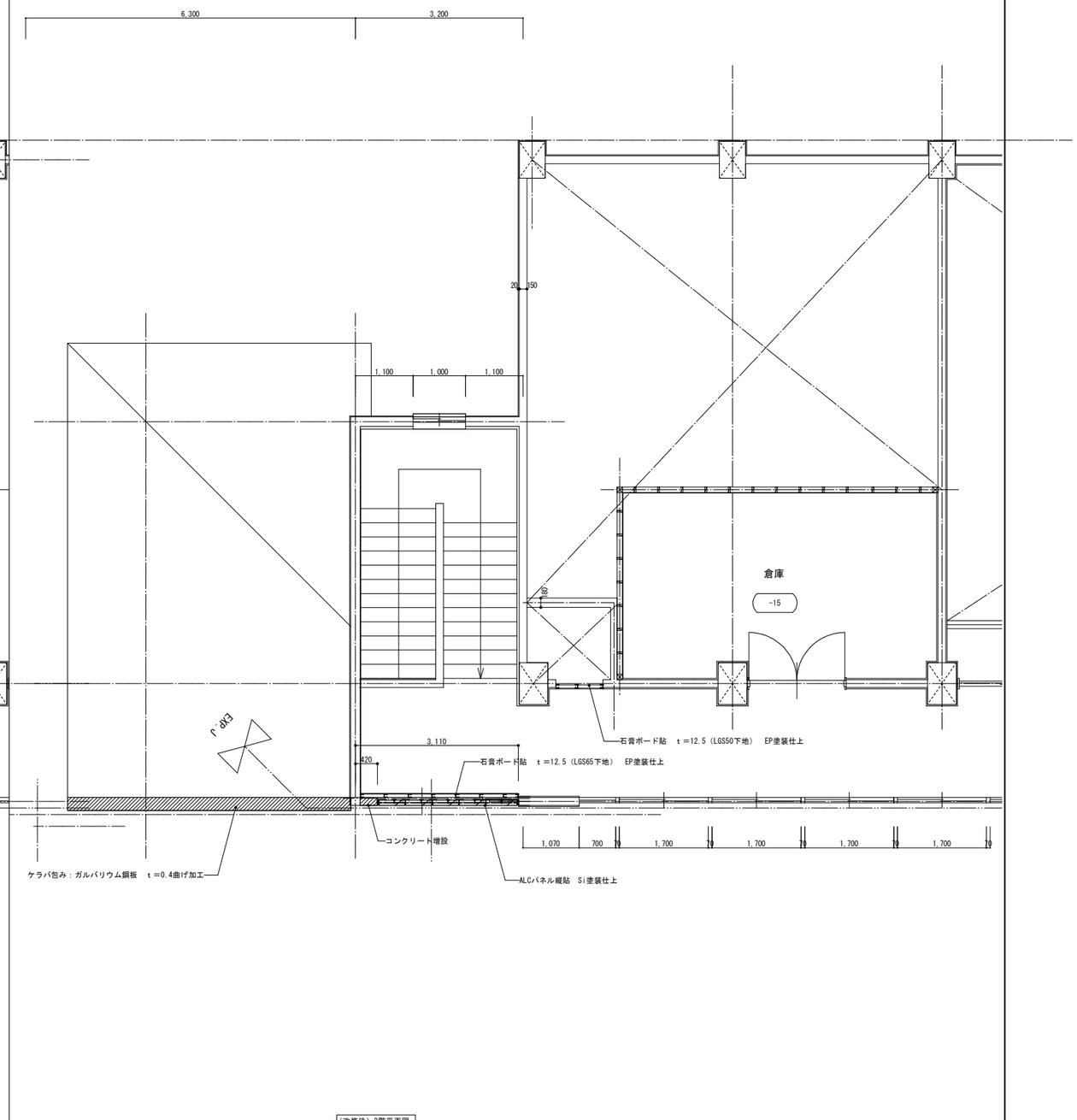

（改修後）2階平面図

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 No.2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 No.223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号 設00_000	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業　設計図	作成日付 2024.08.06	図面番号 A-17
					図名	（現況・改修）平面詳細図-2	尺度 A1=1：50 A3=1：100	

改修前

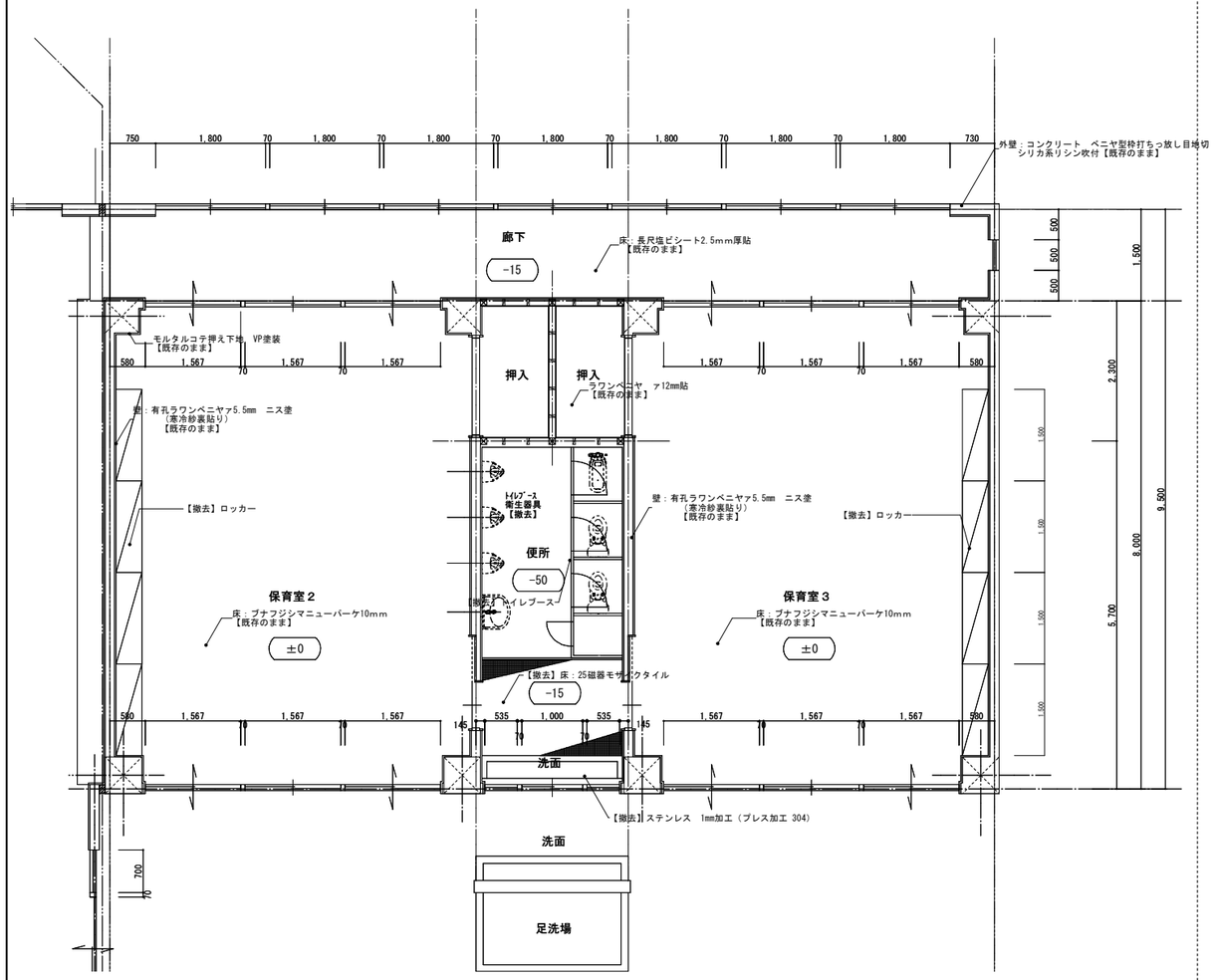

（改修前）1階平面図

改修後

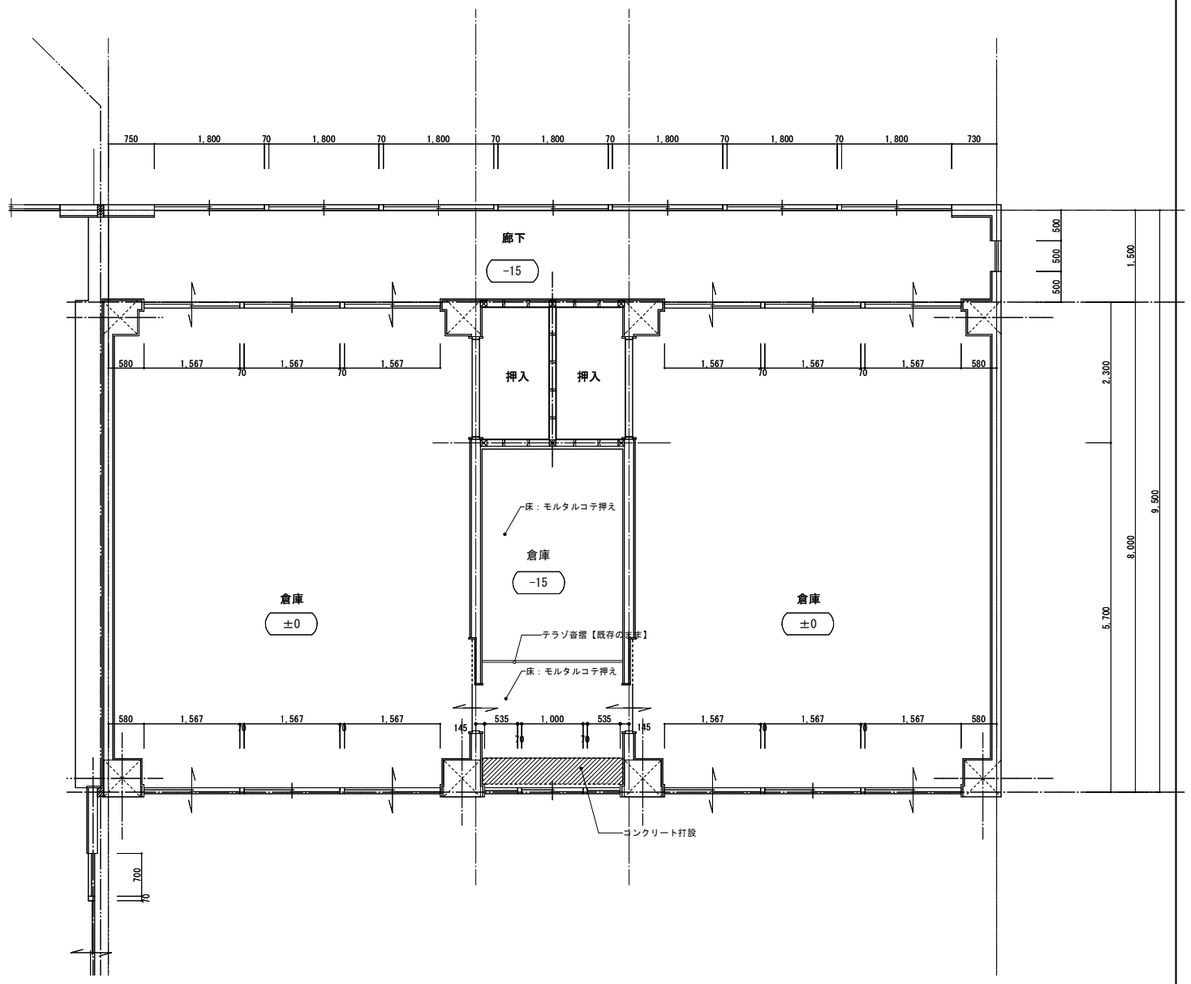

（改修後）1階平面図

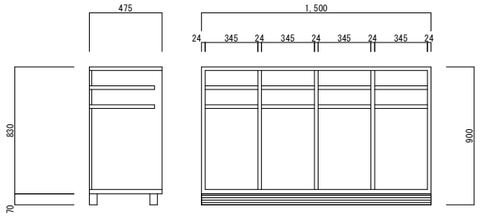

ロッカー詳細図　1：20

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業　設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
					図名 （現況・改修）1階平面詳細図-3		尺度 A1=1：50 A3=1：100	A-18

改修前

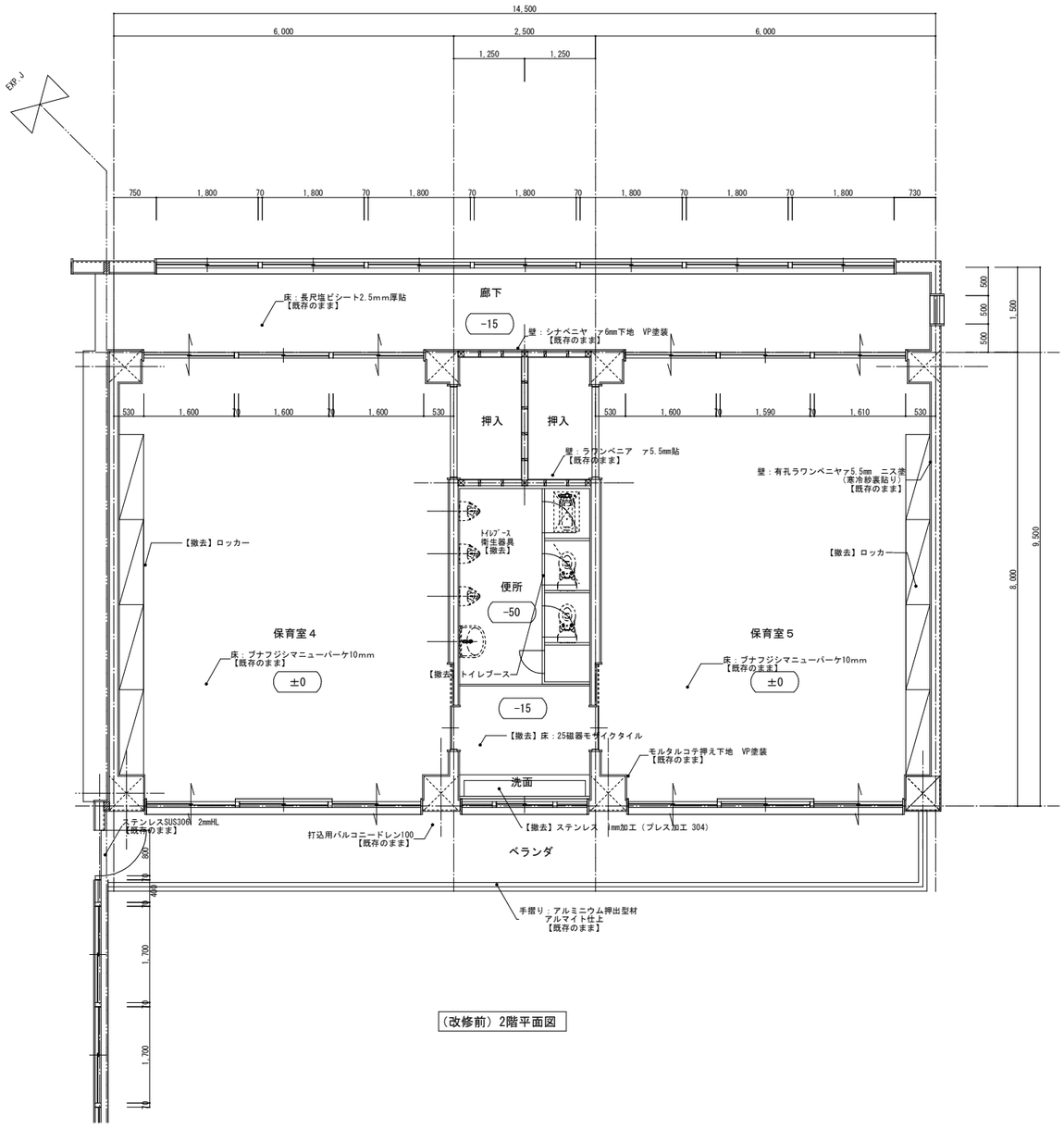

（改修前）2階平面図

改修後

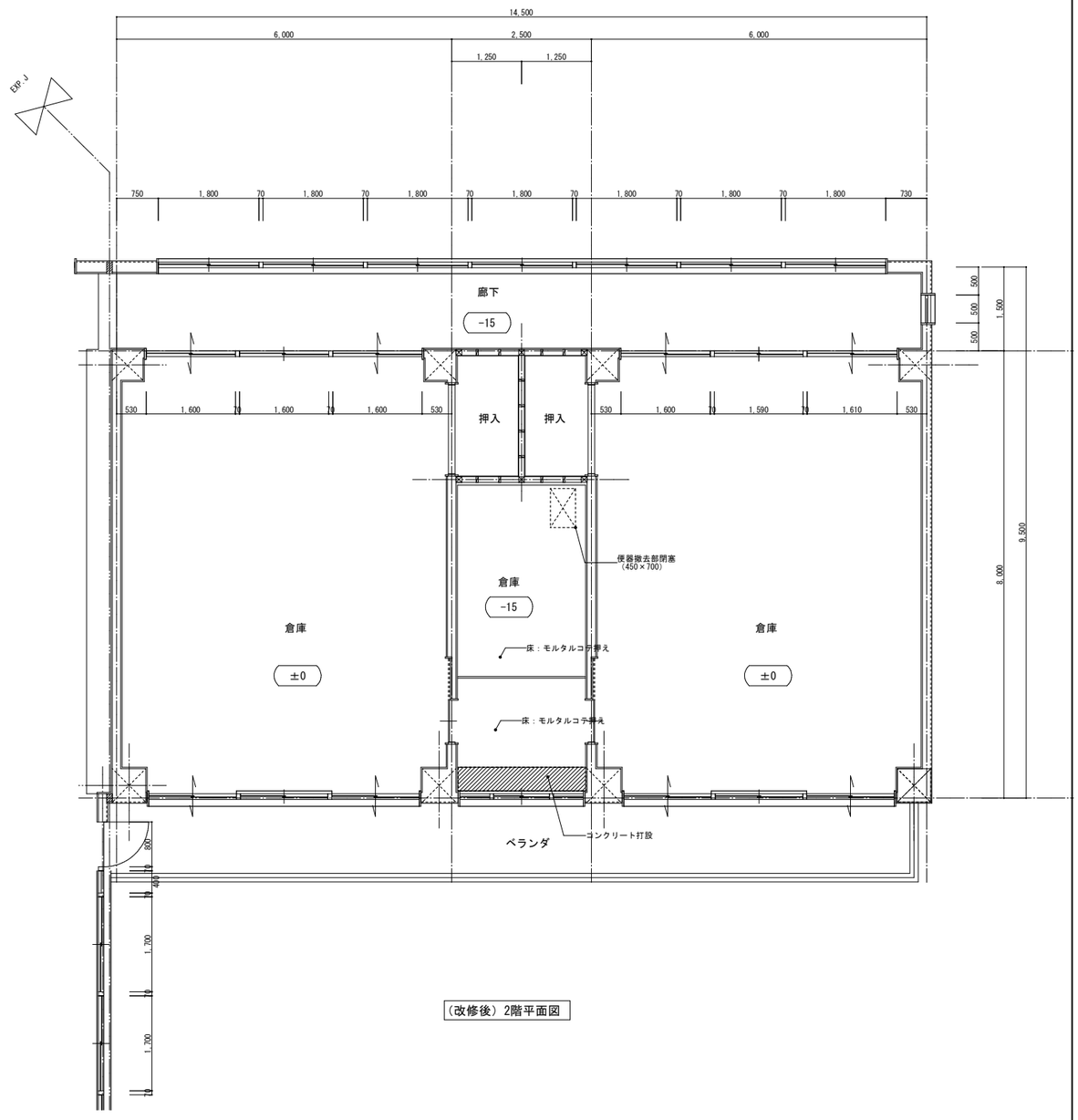

（改修後）2階平面図

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業　設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
					図名	（現況・改修）2階平面詳細図-4	尺度 A1=1：50 A3=1：100	A-19

参考図

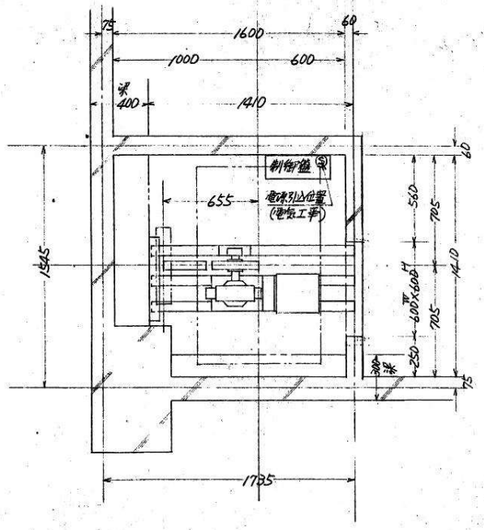

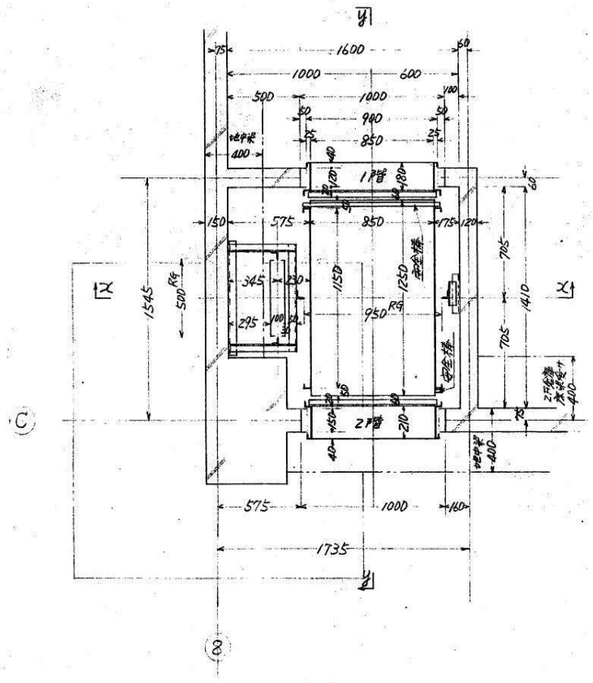

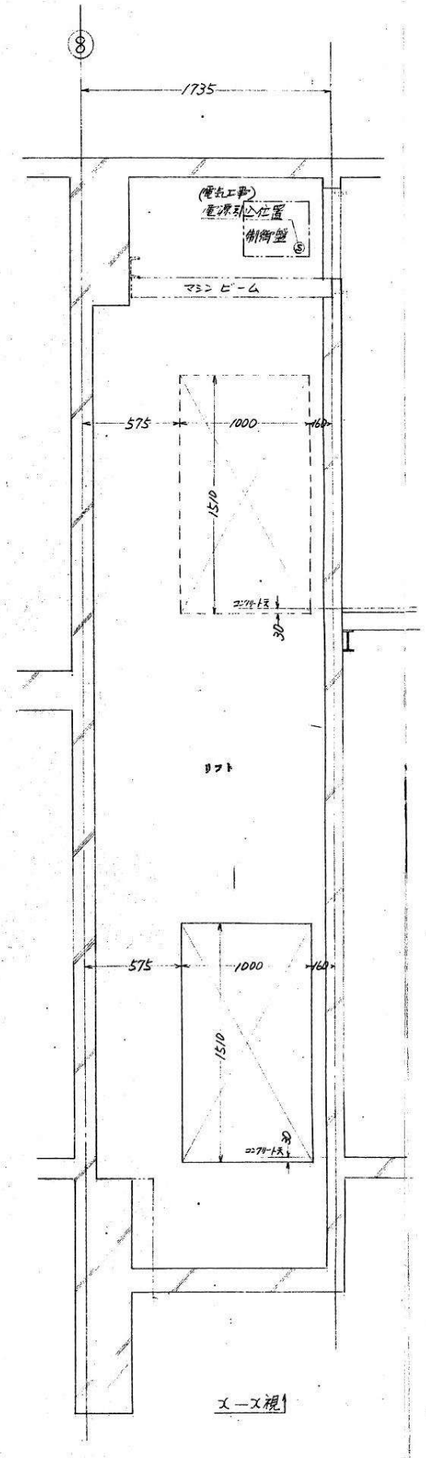

X－X視

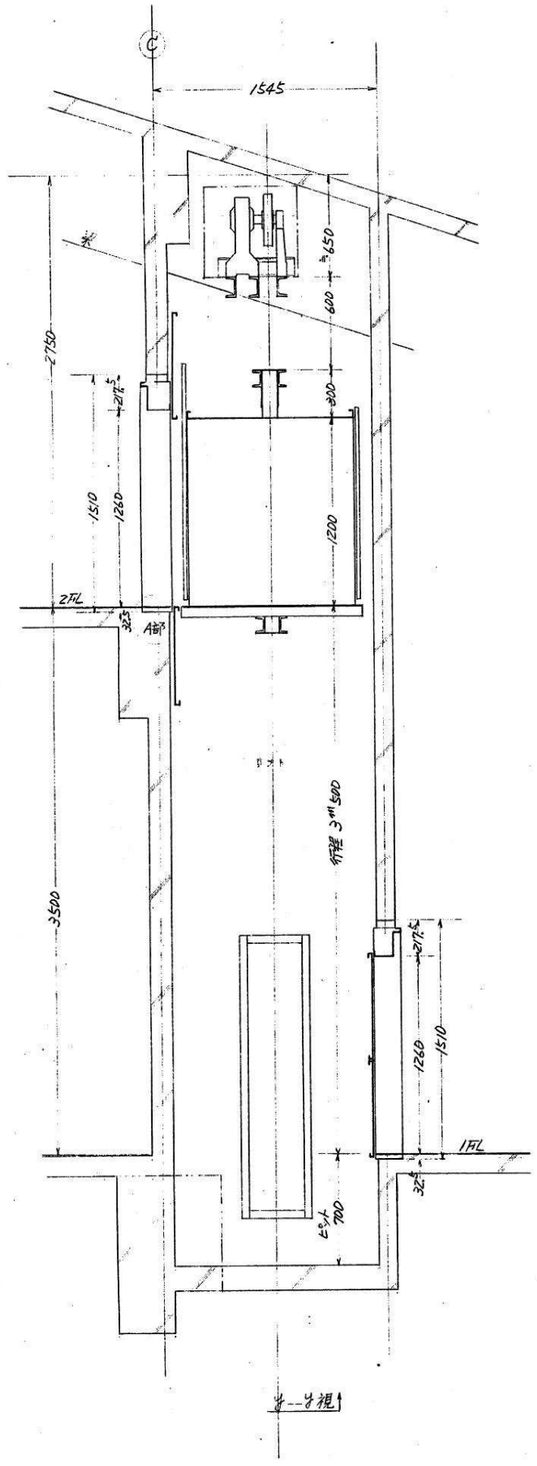

Y－Y視

仕様	
方式	AC-1 ギヤー式
積載・速度	300kg 25m/min
1次側電源	220V 60HZ 3φ
電動機	2.2Kw 4P
全高・行程	6.2m 3.5m
停止個所	1.2階 2ヶ所 貫通
巻上機	DLT-300型
ワイヤーロープ	8mm 2本
カゴ	W 850mm × D 1150mm
	H 1200mm
カゴ扉	安全棒
オモリ	鋼製 50% 加減式
出入口枠	鋼板製 2ヶ所 貫通方向
出入口扉	鋼板製 2ヶ所 2枚片上下開き
標示装置	運転灯 到着灯 使用中警告灯
通話装置	親子式インターホン
制御方式	押釦自動式 各階相互運転
制御盤	壁掛式 鉄函入
ローピング	1 : 1
安全装置	ドアースイッチ ドアーロック
	リミットスイッチ
カゴ塗装	
枠扉塗装	

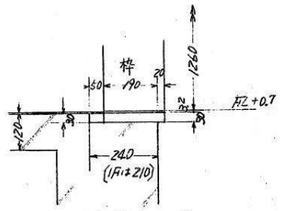

A部詳細 S=1/10

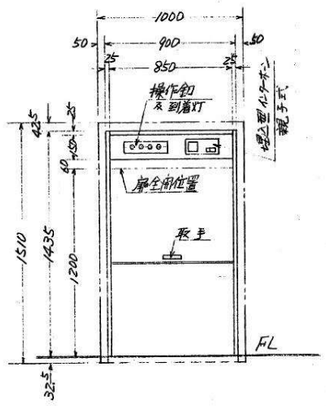

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №22396号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
					図名	【撤去】リフト参考図	尺度 A1=1:20 A3=1:40	A-20

改修前

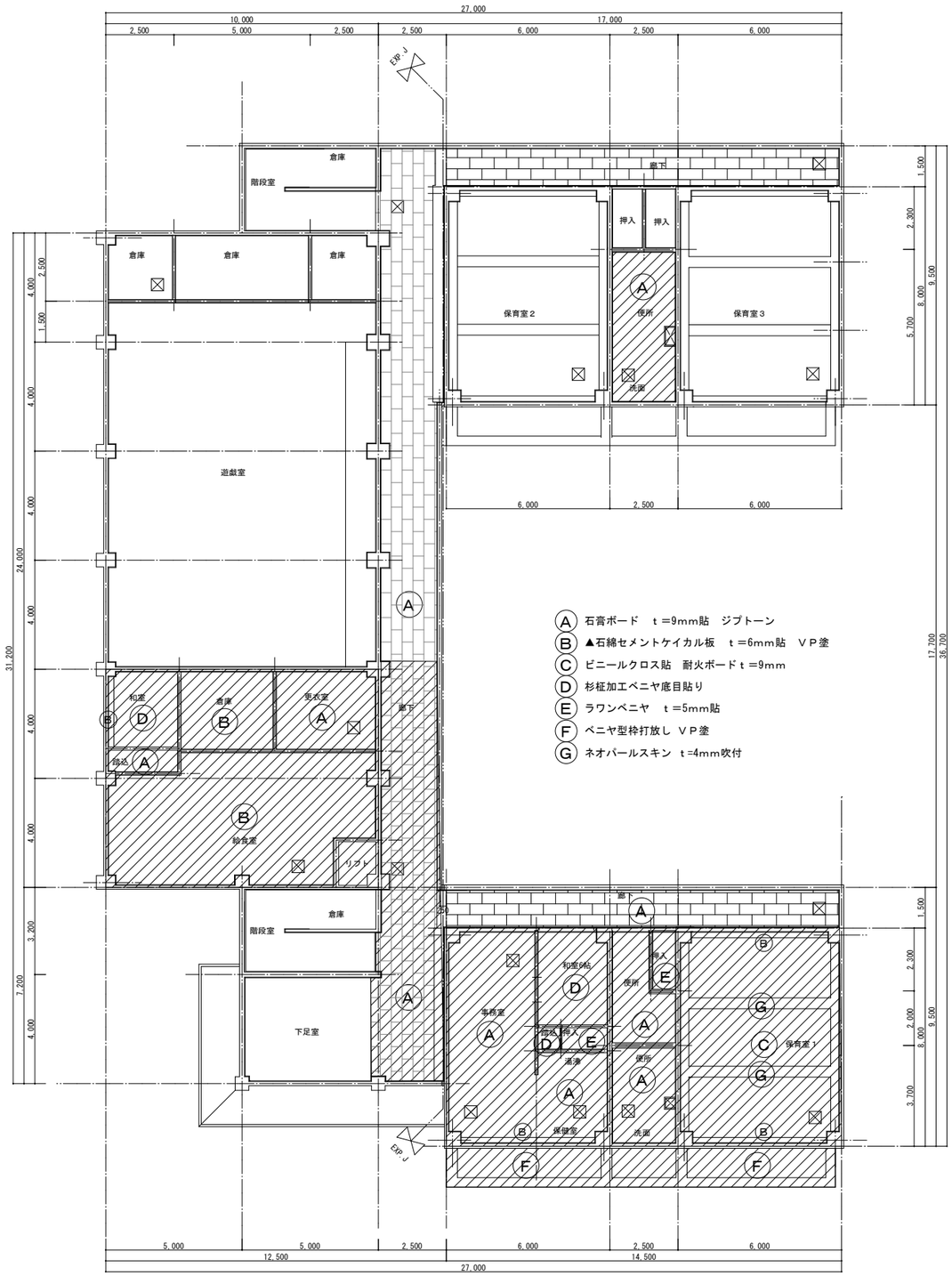

(改修前) 1階天井伏図

・・・天井材撤去範囲を示す

改修後

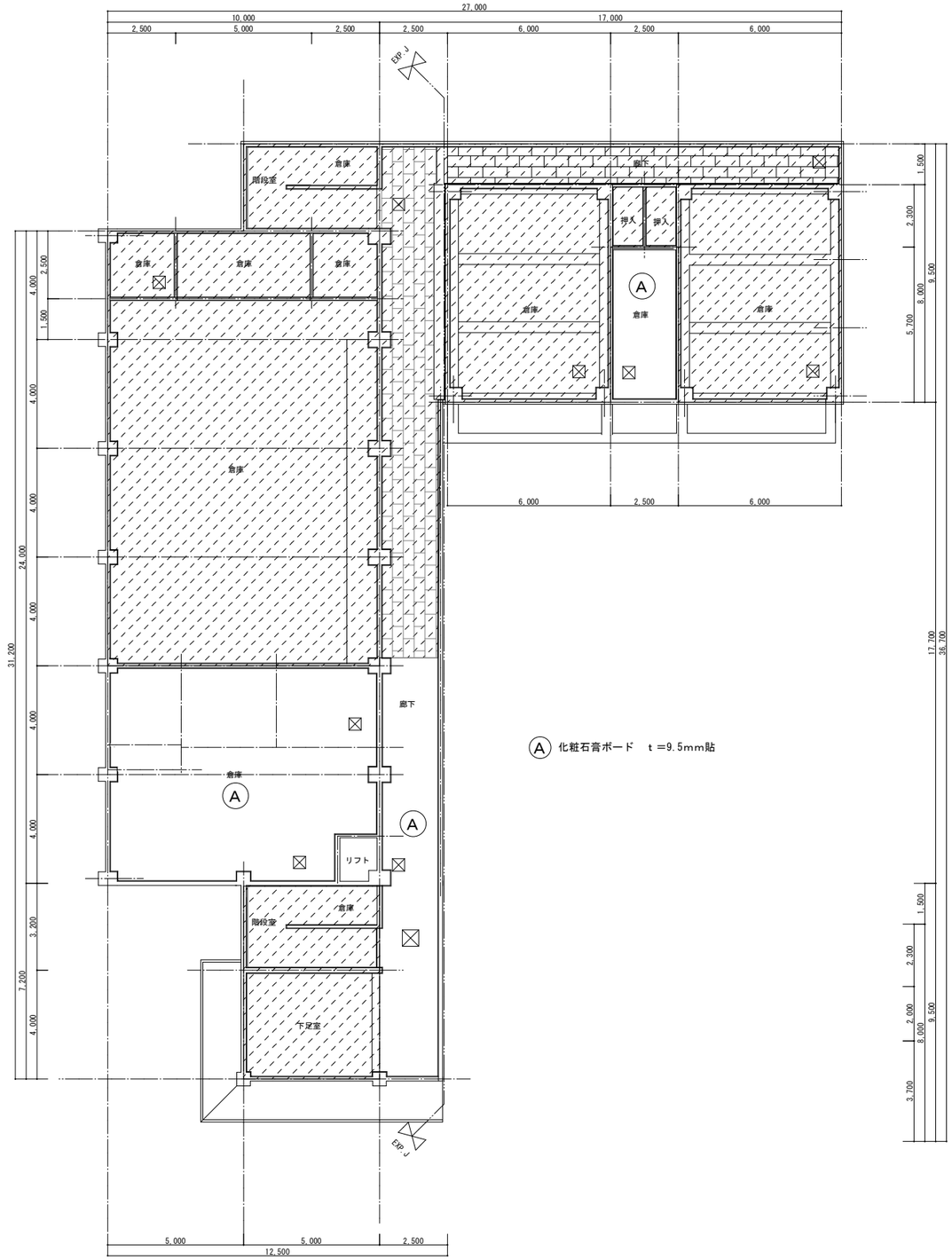

(改修後) 1階天井伏図

・・・改修範囲外を示す。

・・・【新設】天井点検口　450角

備考 ▲：アスベスト建材を示す	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2024.01.12	図面番号 A-21
					図名	（現況・改修）　1階天井伏図	尺度 A1=1：100 A3=1：200	

改修前

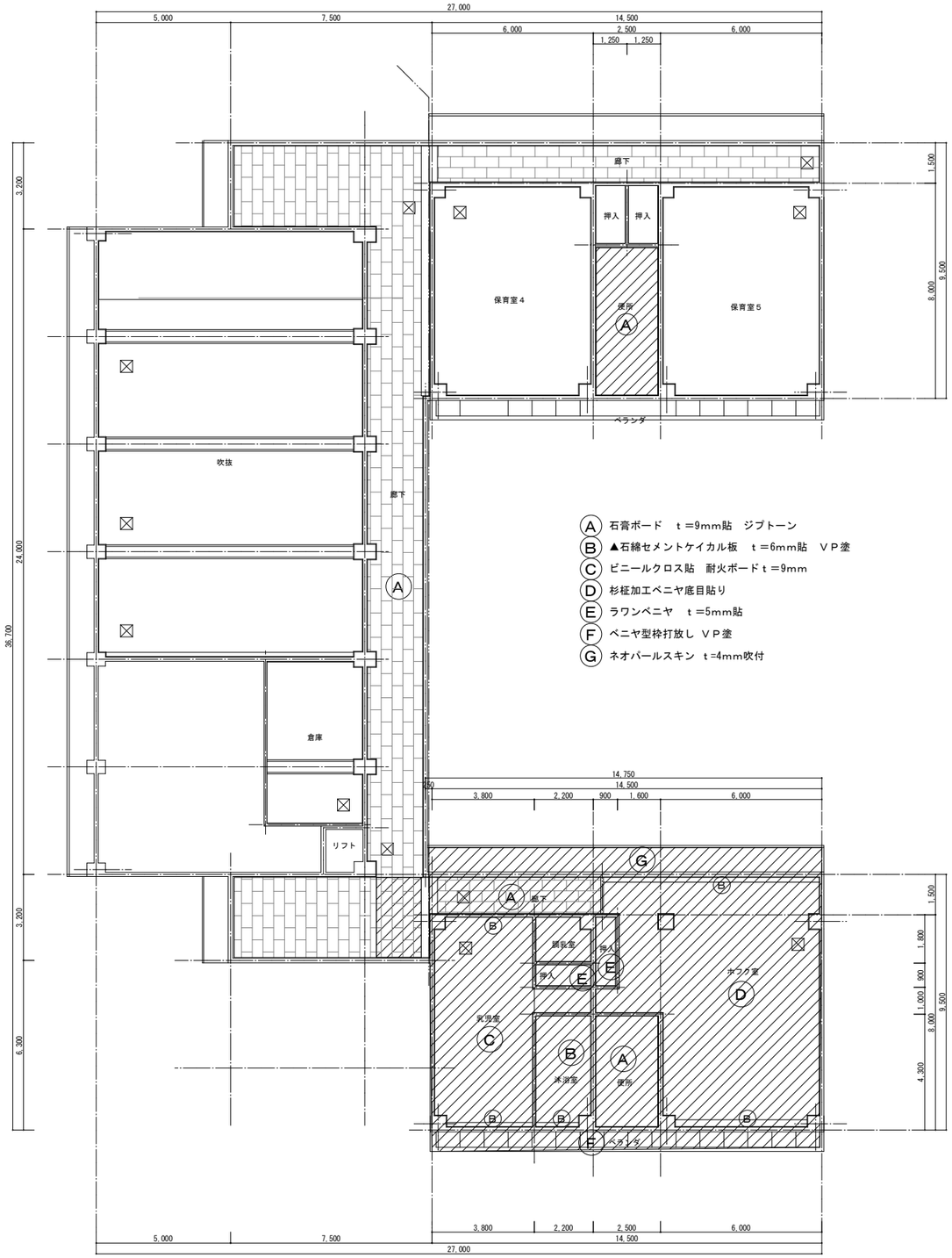

Ⓐ 石膏ボード　ｔ＝9mm貼　ジプトーン
Ⓑ ▲石綿セメントケイカル板　ｔ＝6mm貼　ＶＰ塗
Ⓒ ビニールクロス貼　耐火ボードｔ＝9mm
Ⓓ 杉柾加工ベニヤ底目貼り
Ⓔ ラワンベニヤ　ｔ＝5mm貼
Ⓕ ベニヤ型枠打放し　ＶＰ塗
Ⓖ ネオパールスキン　ｔ＝4mm吹付

改修前）2階天井伏図

・・・天井材撤去範囲を示す

改修後

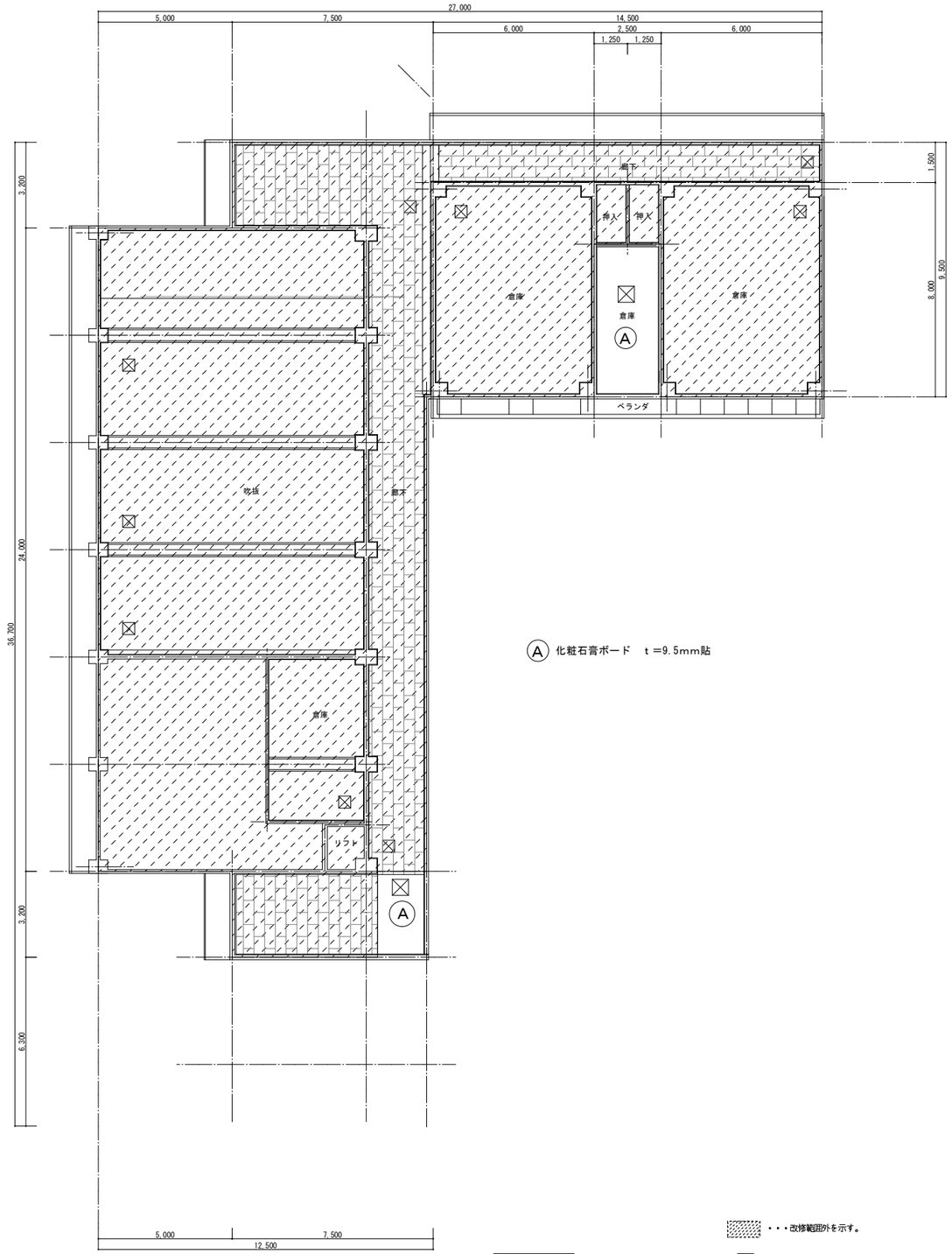

Ⓐ 化粧石膏ボード　ｔ＝9.5mm貼

改修後）2階天井伏図

・・・改修範囲外を示す。

・・・【新設】天井点検口　450角

備考
▲：アスベスト建材を示す

有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名　郡山総合庁舎体育館改修 工事設計図	作成日付 2024.01.12
				図名　（現況・改修）　2階天井伏図		尺度 A1=1：50 A3=1：100

図面番号 A-22

改修前

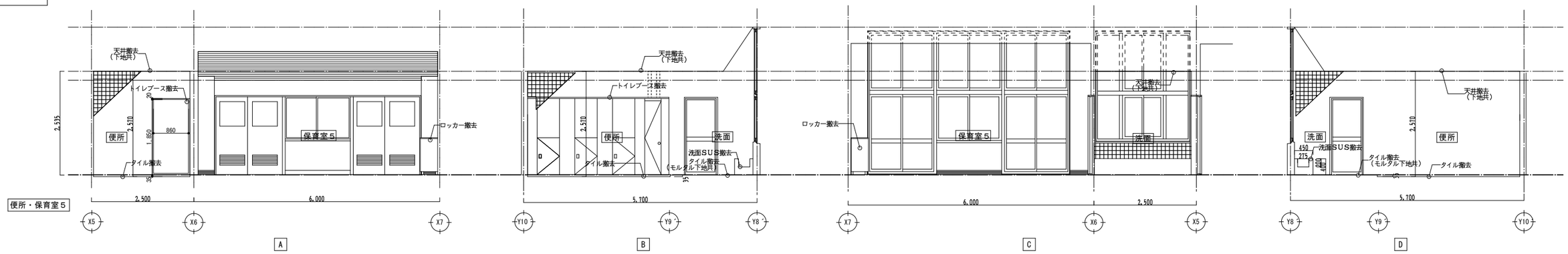

改修後

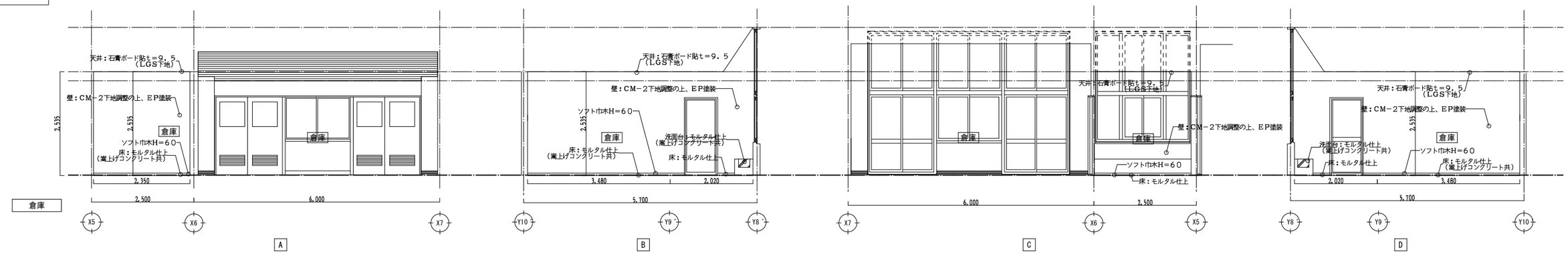

改修前

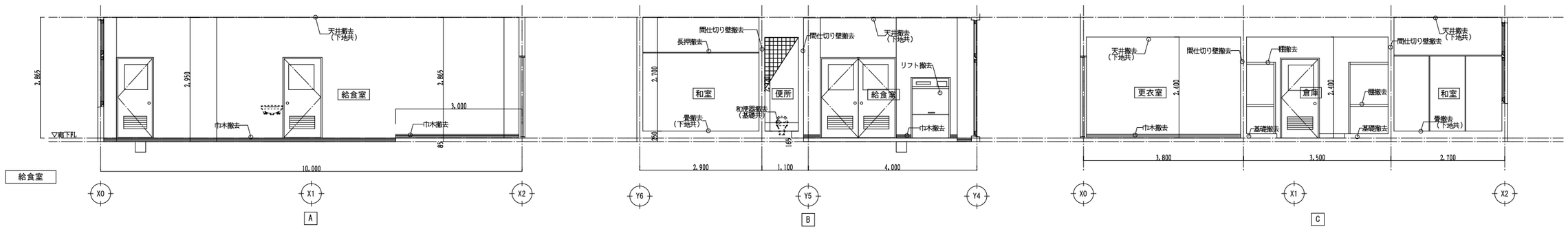

改修後

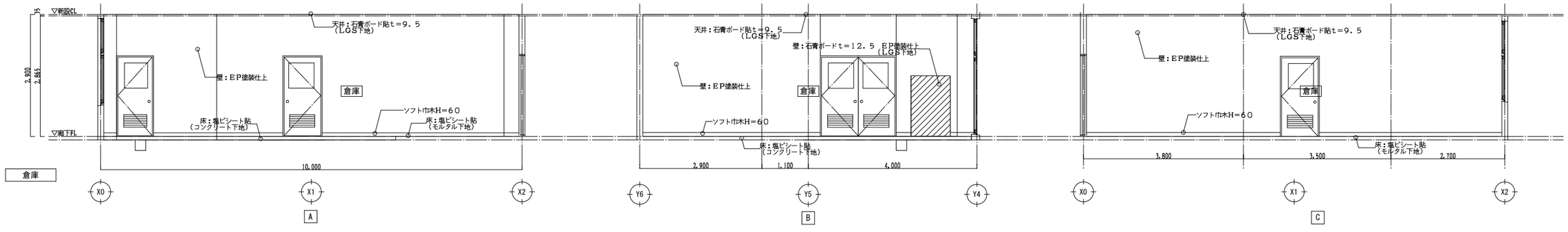

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ぼ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07
					図名	（現況・改修） 展開図-1	尺度 A1=1：50 A3=1：100
							図面番号 A-23

改修前

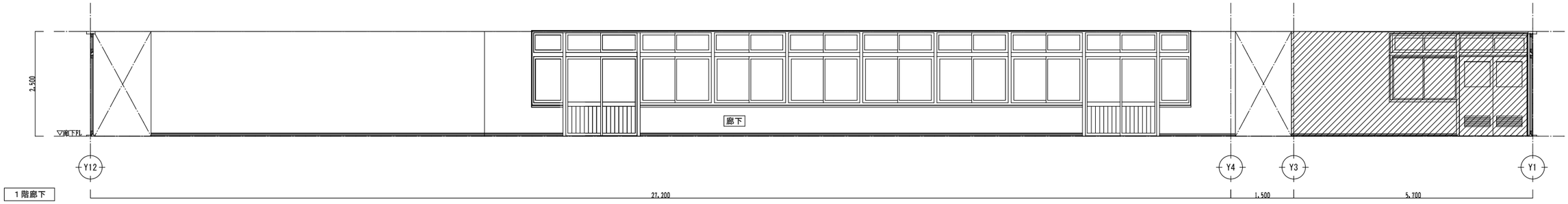

・・・撤去・解体部分を示す。

改修後

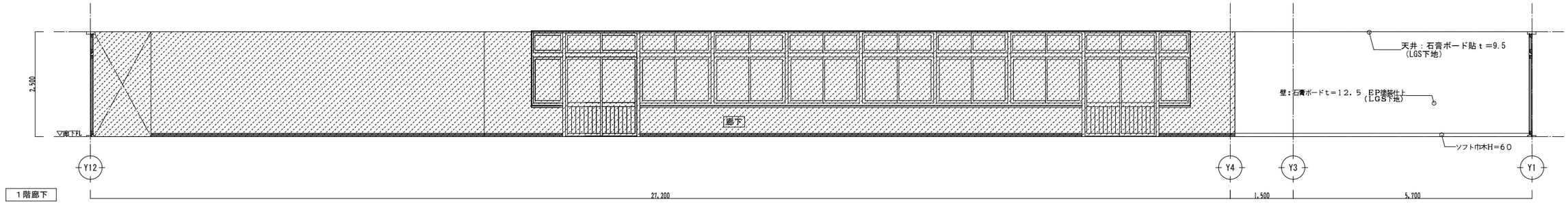

・・・改修範囲外を示す。

改修前

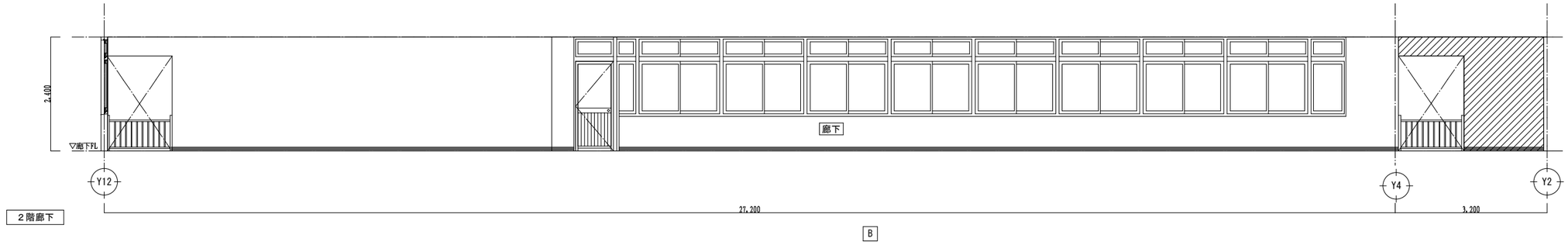

・・・撤去・解体部分を示す。

改修後

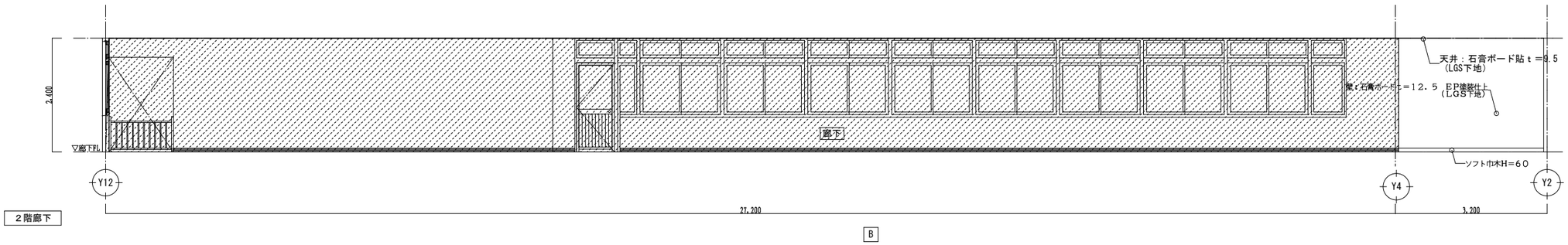

・・・改修範囲外を示す。

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2018(に)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07
					図名	（現況・改修） 展開図-2	尺度 A1=1：50 A3=1：100
							図面番号 A-24

改修前

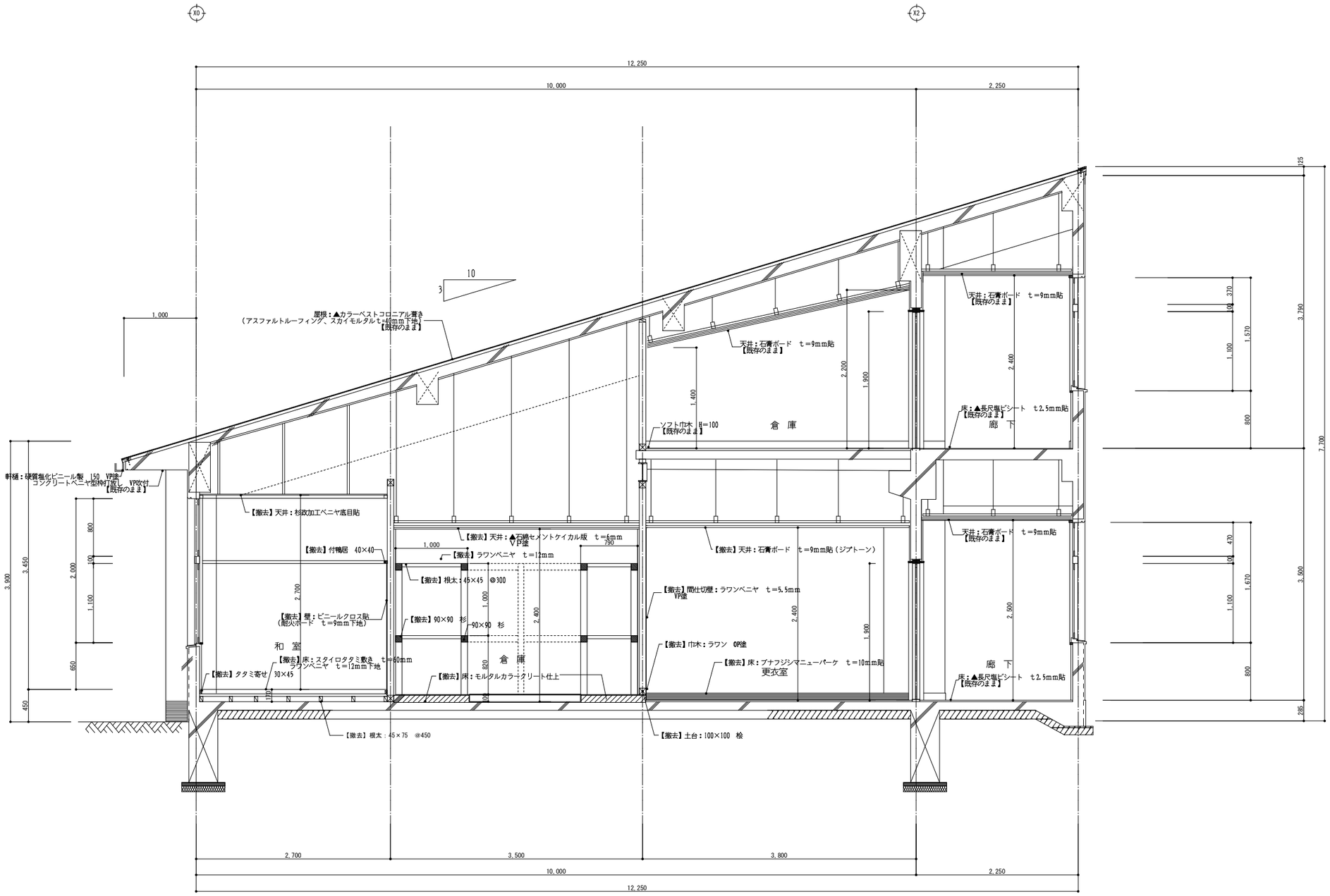

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
仕上材の▲は、アスベスト含有を示す					図名	（改修前） 断面詳細図-1	尺度 A1=1:30 A3=1:60	A-25

改修後

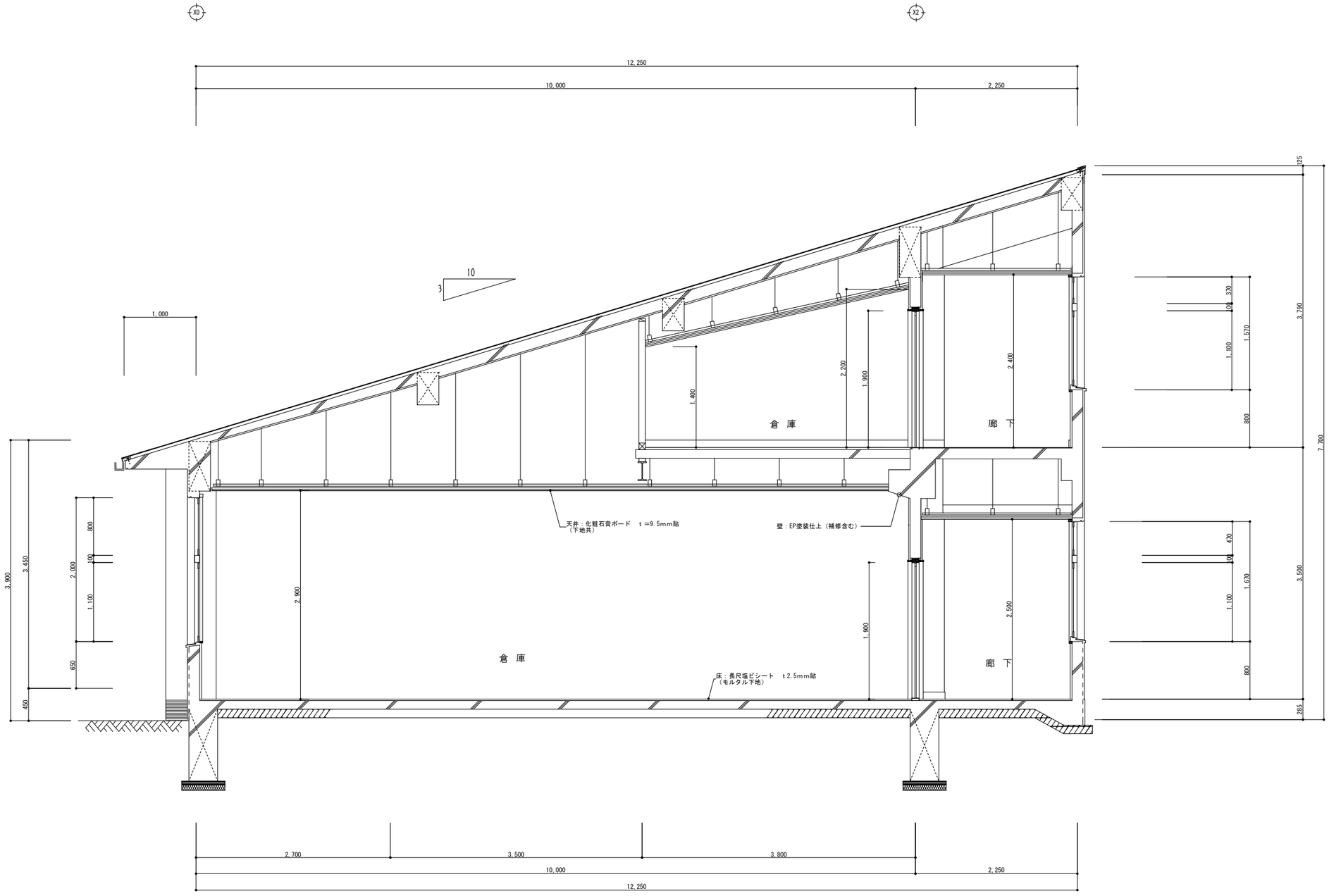

備考 仕上材の▲は、アスベスト含有を示す	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023（ほ）1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2024.01.12	図面番号 A-26
					図名	（改修後）断面詳細図-1	尺度 A1=1：30 A3=1：60	

改修前

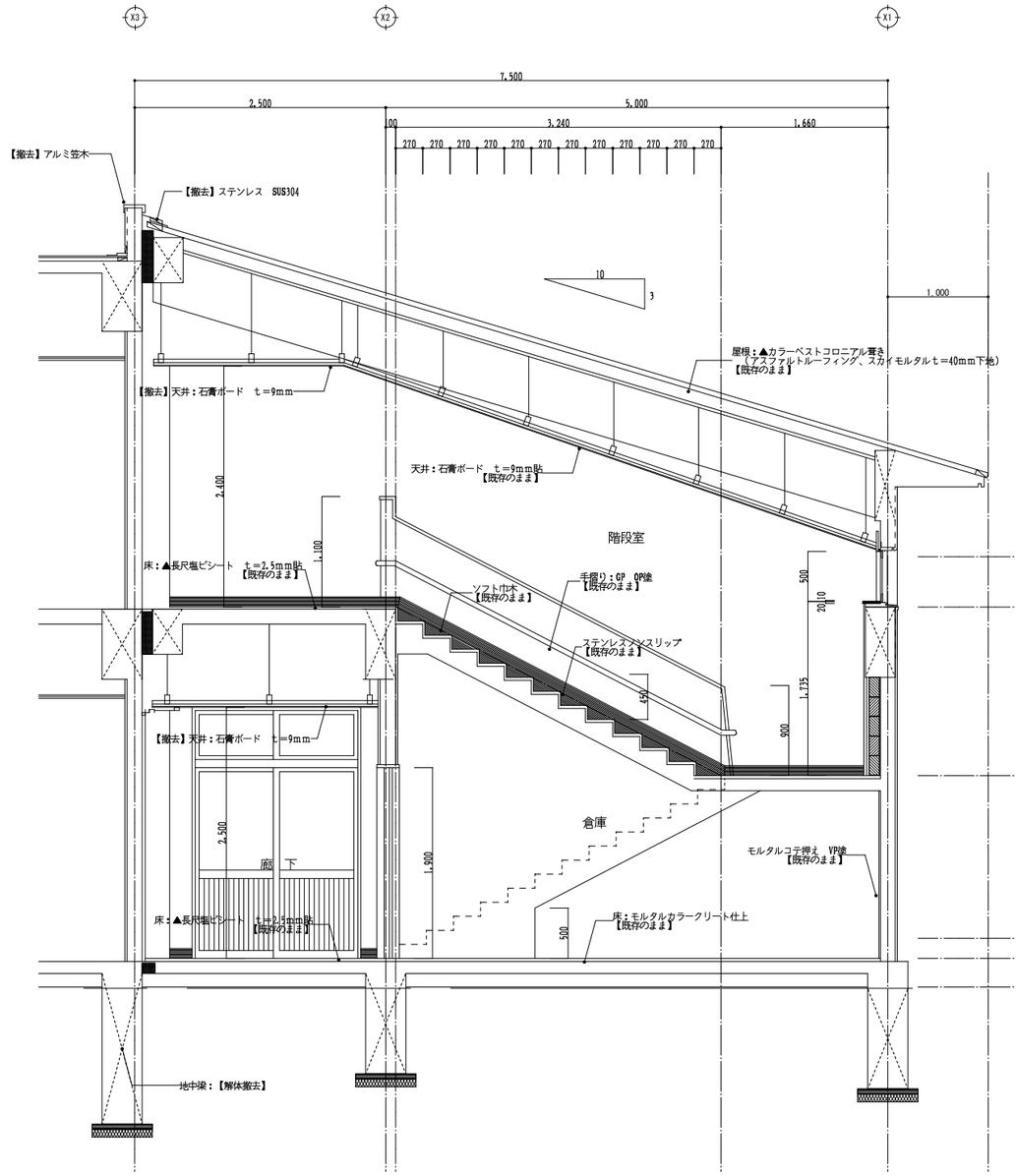

改修後

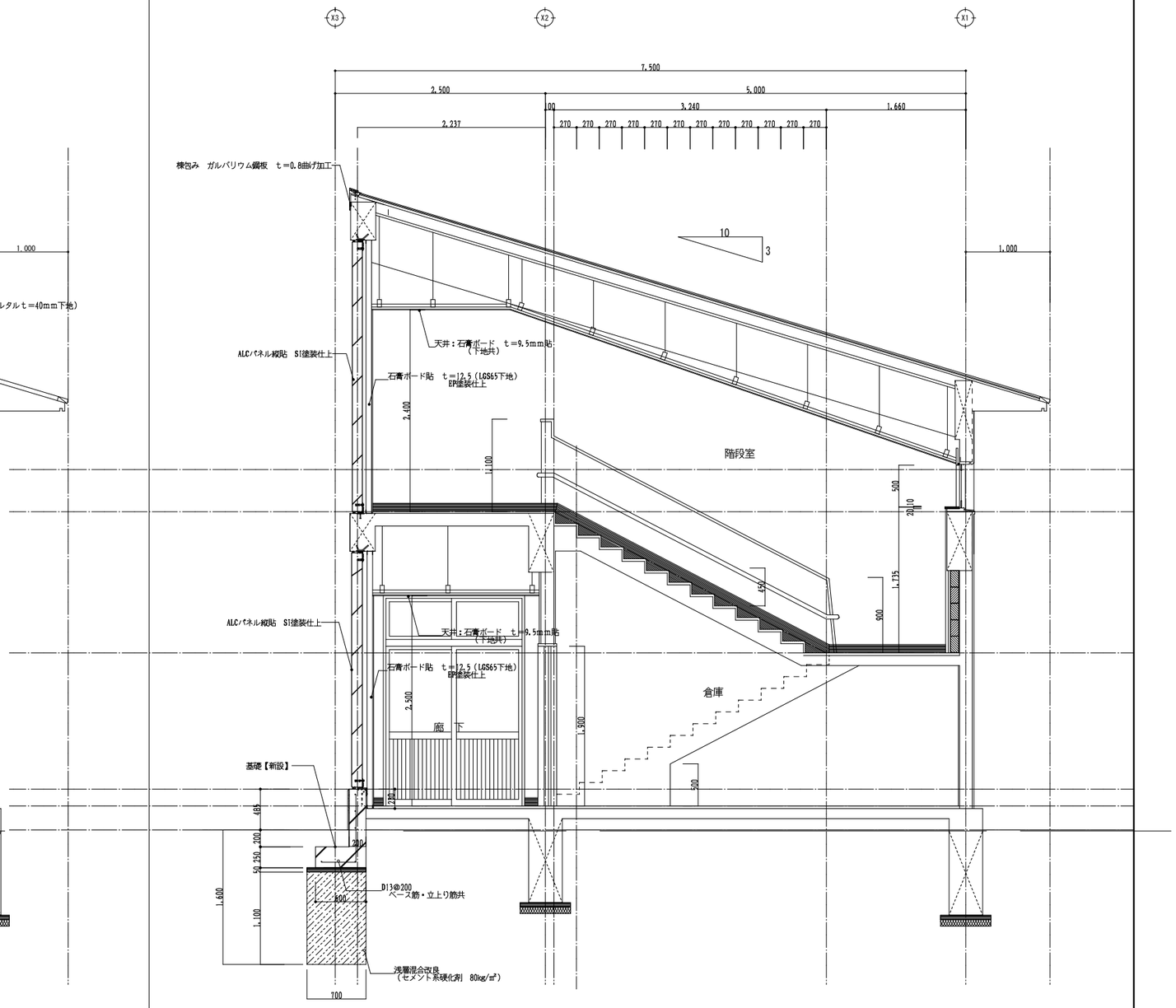

備　考

仕上材の▲は、アスベスト含有を示す

有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023（ほ）1925号 一級建築士　柳本博文 №22396号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2024.01.12	図面番号
				図名	（改修前・改修後）断面詳細図-2	尺度 A1=1：30 A3=1：60	A-27

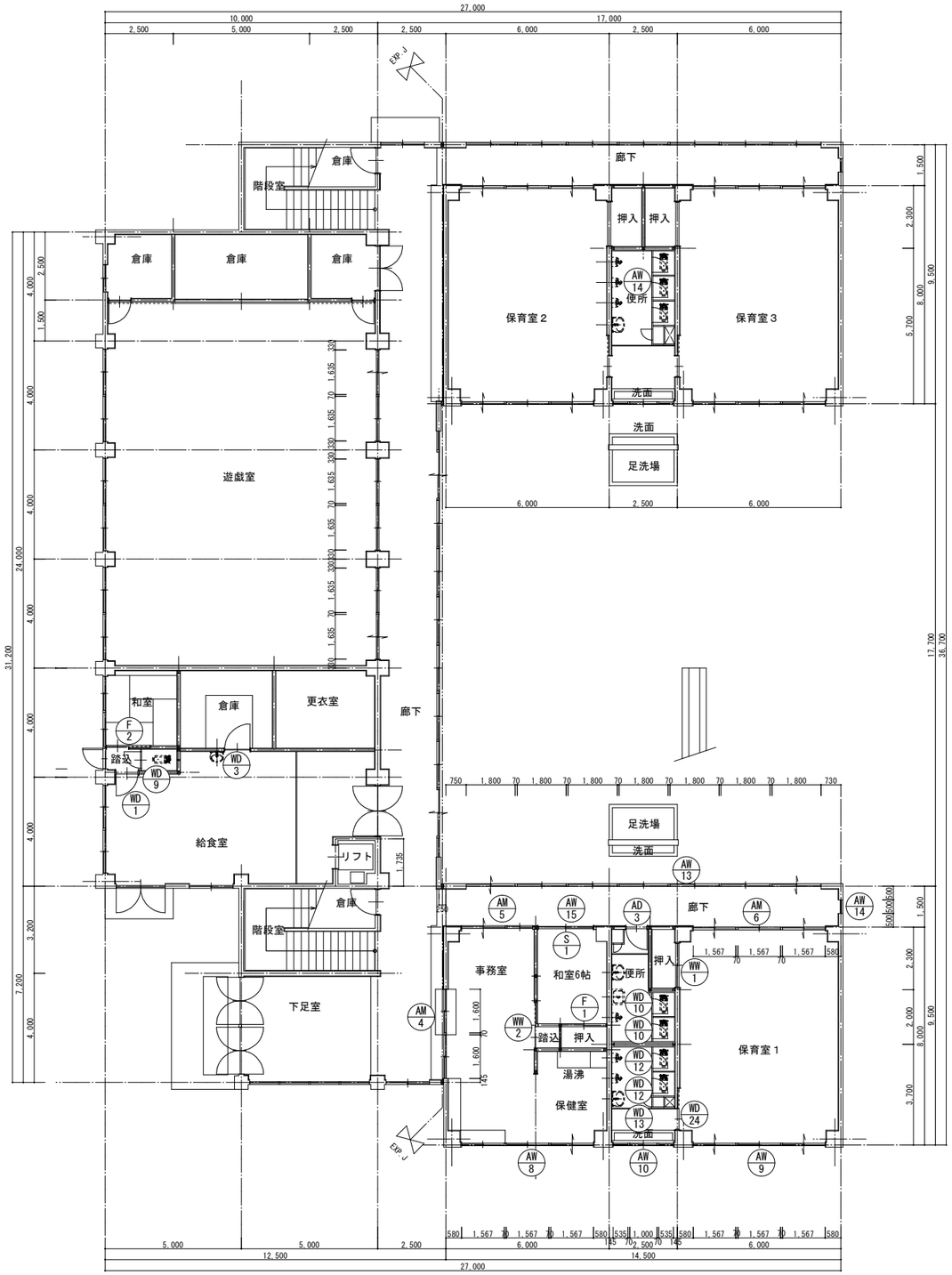

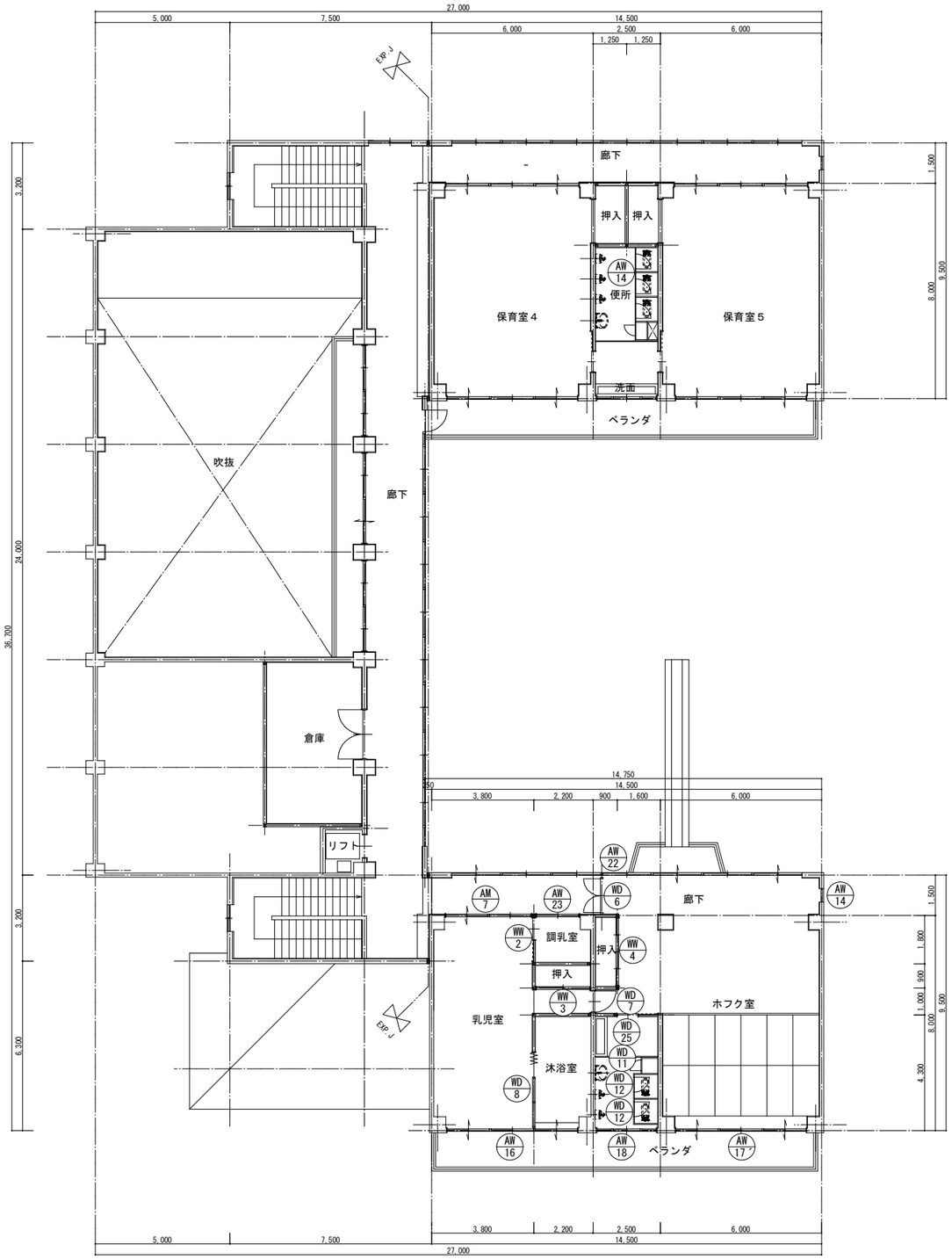

凡例

○：改修建具を示す

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №22396号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07
					図名	（現況）1・2階建具案内図	尺度 A1=1：100 A3=1：200
							図面番号 A-28

形式	両開きフラッシュドア ガラリ付	片開きフラッシュドア ガラリ付	片開きフラッシュドア ガラリ付 FIX付	片開きフラッシュドア	片開きフラッシュドア	片開きフラッシュドア	片開きフラッシュドア	片開き格子戸
寸法	1,235 × 1,900	760 × 1,900	2,790 × 1,800	550 × 1,750	400 × 1,750	550 × 900	360 × 1,750	1,225 × 600
記号 個数	WD 6 1	WD 7 1	WD 8 1	WD 10 2	WD 11 4	WD 12 10	WD 13 1	AM 14 2
姿図			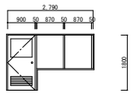					
仕上	メラミン化粧合板 見込36	メラミン化粧合板 見込36	メラミン化粧合板 見込36	メラミン化粧合板 見込40	メラミン化粧合板 見込40	メラミン化粧合板 見込40	メラミン化粧合板 見込40	OP塗
位置	ホフク室	ホフク室	沐浴室	職員便所	便所	便所	便所	廊下
硝子	3mm透明	3mm透明	3mm透明					
備考	円筒錠 ドアチェック 丁番	円筒錠 ドアチェック 丁番	円筒錠 ドアチェック 丁番	表示板付円筒錠 丁番 戸当り	円筒錠 丁番	両側ステンレス押板 60×120 ラバトリーヒンジ	円筒錠 丁番	戸車 丁番
形式	引き違いフラッシュ戸	引き違いフラッシュ戸 ガラリ付	引き違いフラッシュ戸	引き違いフラッシュ戸	引き違い襖	引き違い障子		
寸法	1,595 × 1,900	850 × 1,900	1,975 × 1,900	2,500 × 1,900	1,640 × 1,810	2,020 × 1,020		
記号 個数	WW 1 3	WW 2 2	WW 3 1	WW 4 1	F 1 1	S 1 1		
姿図				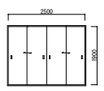				
仕上	メラミン化粧合板 見込36	メラミン化粧合板 見込36	メラミン化粧合板 見込36	メラミン化粧合板 見込36		見込30		
位置	押入	踏込み・調乳室	押入	押入	和室6帖	和室6帖		
硝子		3mm透明						
備考	ブロンズ引手	ブロンズ引手	ブロンズ引手　他一式	ブロンズ引手	ブロンズ引手 新鳥の子紙貼り	障子紙 スプルース ブロンズ引手		
形式	7連引き違いアルミサッシ	引き違いアルミサッシ	片引きアルミサッシ	片引きアルミサッシ	両開きアルミドア ランマ付	片開きアルミドア ランマ付	アルミ間仕切	アルミ間仕切
寸法	13,020 × 1,885	1,565 × 1,100	1,500 × 1,865	1,500 × 1,865	3,550 × 2,720	740 × 2,450	3,270 × 2,350	￥2,610 × 2,450
記号 個数	AW 22 1	AW 23 1	AW 24 3	AW 25 3	AD 3 1	AD 3 1	AM 4 1	AM 5 1
姿図	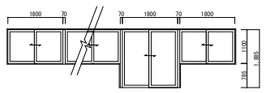				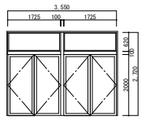	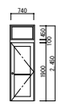	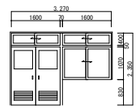	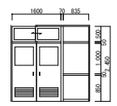
仕上	可動網戸付 見込70	見込70			見込100	見込70	見込70	見込70
位置	ホフク室	調乳室	便所	便所	下足室	職員便所	事務室	事務室
硝子	3mm透明 4mm型板ガラス 6.8mm網入り透明	4mm型板ガラス	4mm型板ガラス	4mm型板ガラス	3mm透明 6mm網入透明	3mm透明 4mm型板ガラス	3mm透明 4mm型板ガラス	3mm透明 4mm型板ガラス
備考	クレセント 指詰防止ゴム（出入口）　他一式	クレセント　他一式	ステンレスレール 引手	ステンレスレール 引手	フロアーヒンジ、フランス落とし シリンダー錠、ステンレス把手　他一式	シリンダー錠 ドアチェック 丁番　他一式	引戸錠、下枠ステンレス　t＝2mm クレセント、戸車 換気ガラリ、振れ止め	引戸錠、下枠ステンレス　t＝2mm クレセント、戸車 換気ガラリ、振れ止め
形式	アルミ間仕切	引き違いアルミサッシ ランマ付						
寸法	4,840 × 2,450	3,165 × 1,900						
記号 個数	AM 6 3	AM 5 1						
姿図	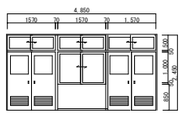	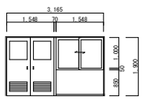						
仕上	見込70	見込70						
位置	事務室	事務室						
硝子	3mm透明 4mm型板ガラス	3mm透明 4mm型板ガラス						
備考	引戸錠、下枠ステンレス　t＝2mm クレセント、戸車 換気ガラリ、振れ止め	引戸錠、下枠ステンレス　t＝2mm クレセント、戸車 換気ガラリ、振れ止め						

備考

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号
一級建築士 柳本博文 №223096号

設計責任者 | 設計担当者

プロジェクト番号 | プロジェクト名: 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図
図名: （現況）1・2階建具表-1
作成日付: 2024.01.12
尺度: A1=1：100 A3=1：200
図面番号: A-29

形式	3連引き違いアルミサッシ ランマ付	3連引き違いアルミサッシ ランマ付	引き違いアルミサッシ ランマ付	7連引き違いアルミサッシ ランマ付	はめ殺しアルミサッシ	引き違いアルミサッシ		
寸法	4,840 × 2,585	4,840 × 2,585	2,210 × 1,770	13,020 × 2,455	500φ	2,000 × 1,000		
記号 個数	AW 8 1	AW 9 3	AW 10 2	AW 13 1	AW 14 4	AW 15 1		
姿図	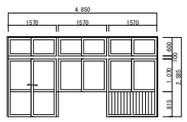	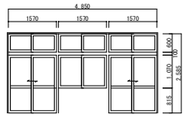	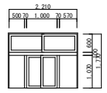	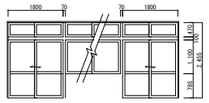	○			
仕上	可動網戸付 見込70	可動網戸付 見込70	可動網戸付 見込70	可動網戸付 見込70	見込70	見込70		
位置	事務室	保育室	便所	廊下	廊下	和室6帖		
硝子	3mm透明 4mm型板ガラス	3mm透明 4mm型板ガラス	3mm透明 4mm型板ガラス	3mm透明 4mm型板ガラス	3mm透明 6mm網入透明	4mm型板ガラス		
備考	クレセント 指詰防止ゴム（出入口） 他一式	クレセント 指詰防止ゴム（出入口） 他一式	クレセント 他一式	クレセント 指詰防止ゴム（出入口） 他一式		クレセント 他一式		
形式	引き違いアルミサッシ ランマ付	引き違いアルミサッシ ランマ付	引き違いアルミサッシ ランマ付 両袖FIX付					
寸法	4,825 × 3,555	4,840 × 3,555	2,210 × 2,740					
記号 個数	AW 16 3	AW 17 1	AW 18 2					
姿図	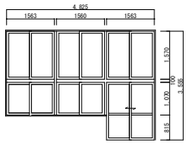	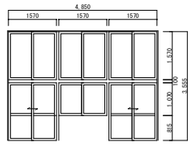	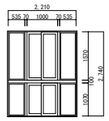					
仕上	可動網戸付 見込70	可動網戸付 見込70	可動網戸付 見込70					
位置	乳児室	ホフク室・保育室 4・保育室 5	便所					
硝子	5mm透明 3mm透明 4mm型板ガラス	5mm透明 3mm透明 4mm型板ガラス 6mm透明 6.8mm網入型ガラス	5mm透明 4mm型板ガラス					
備考	オペレーター（欄間部分） クレセント 指詰防止ゴム（出入口） 他一式	オペレーター（欄間部分） クレセント 指詰防止ゴム（出入口） 他一式	クレセント 他一式					
形式								
寸法								
記号 個数								
姿図								
仕上								
位置								
硝子								
備考								
形式								
寸法								
記号 個数								
姿図								
仕上								
位置								
硝子								
備考								

備考

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号
一級建築士 柳本博文 №223096号

設計責任者 | 設計担当者

プロジェクト番号

プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図

図名 （現況）1・2階建具表-2

作成日付 2025.04.07

尺度 A1=1：100 A3=1：200

図面番号 A-30

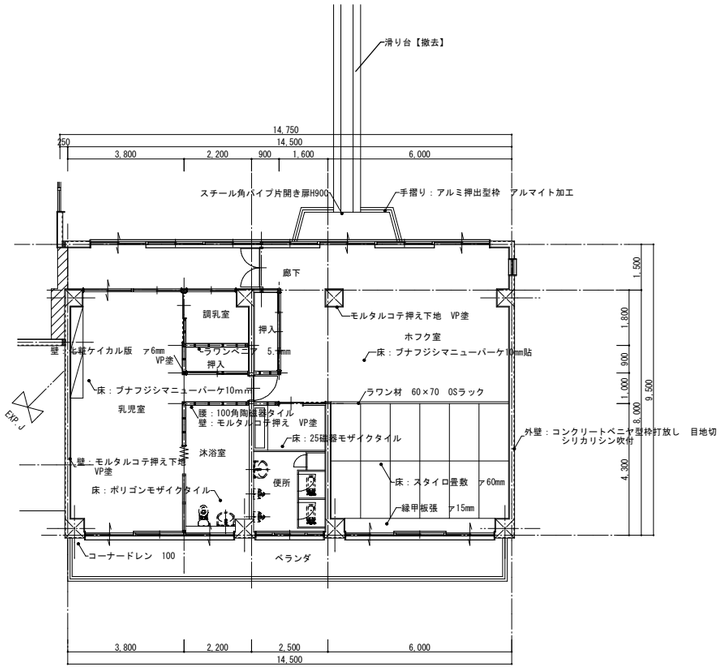

2階平面図

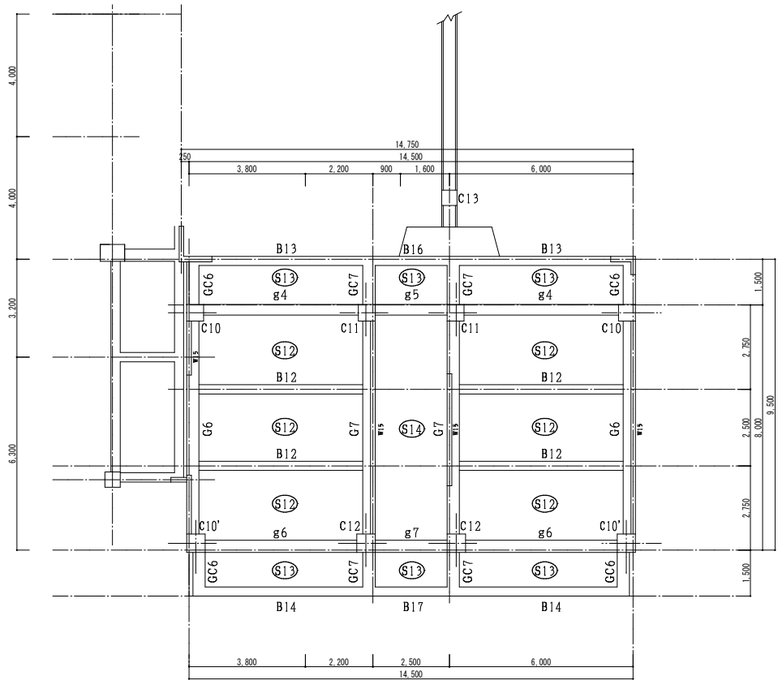

2階床伏図

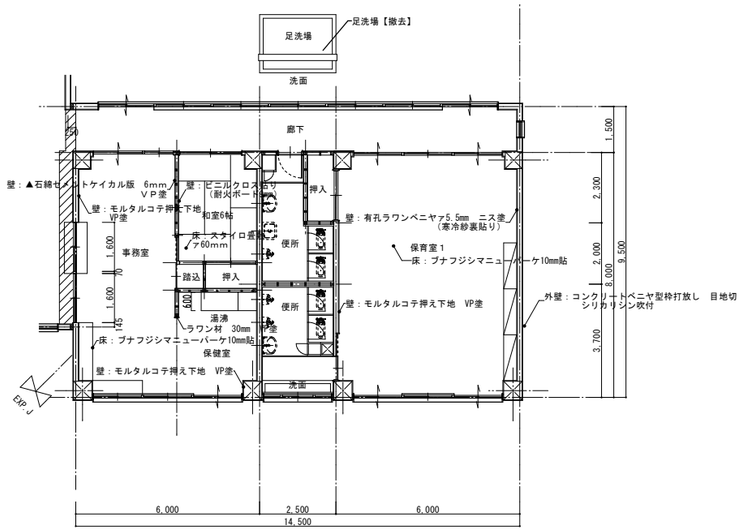

1階平面図

湯沸室流し台参考図　1：20

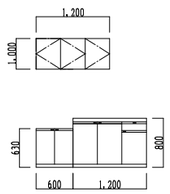

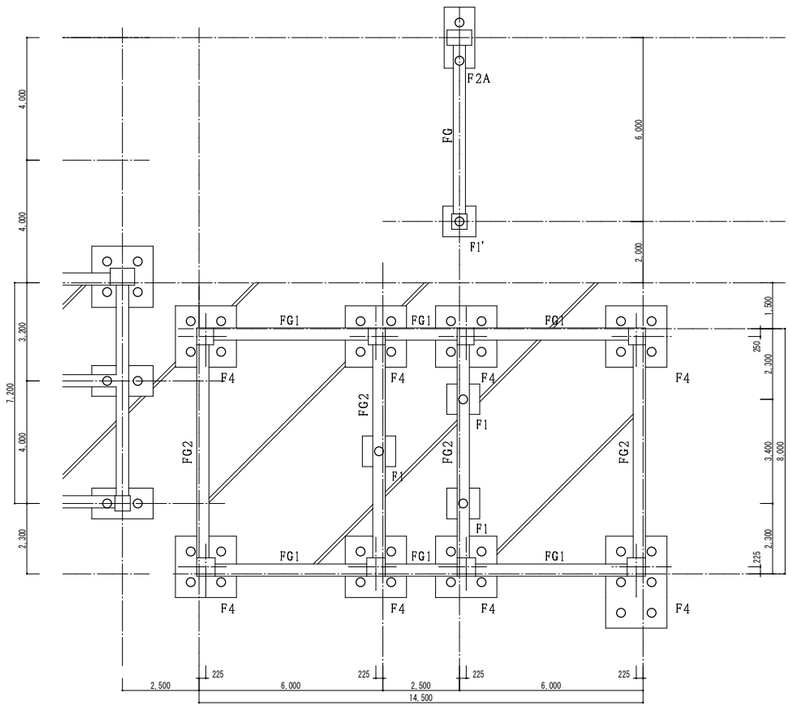

基礎伏図

※節つき杭：高強度遠心力　プレストレスコンクリート　l=9,000 300Φ　撤去

備考 ▲：アスベスト建材を示す	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 No.2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 No.223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 設計図	作成日付 2024.08.06
					図名 1・2階平面図・基礎伏図・2階床伏図【撤去図】	尺度 A1=1：100 A3=1：200	図面番号 A-31

地中梁	FG1	FG2
断面		
D x D	400 x 1000	400 x 1500
上　筋	4 - D22	4 - D22
下　筋	4 - D22	4 - D22
腹　筋	2 - D13	4 - D13
スターラップ	D10 - @150	D10 - @150
幅止メ筋	D10 - @900	D10 - @900

柱	C10	C10'	C11	C12	C13
断面					
D x D	550 x 550	600 x 600	550 x 550	600 x 600	
主　筋	8 - D22	8 - D22	12 - D22	10 - D25	
HOOP	D10 - @100	D10 - @100	D10 - @100	D10 - @100	
D-HOOP	D10 - @300	D10 - @300	D10 - @300	D10 - @300	
断面					スベリ台
D x D	600 x 600	600 x 600	600 x 600	600 x 600	500 x 500
主　筋	8 - D22	8 - D22	12 - D22	12 - D25	12 - D22
HOOP	D10 - @100	D10 - @100	D10 - @100	D10 - @100	D10 - @100
D-HOOP	D10 - @300	D10 - @300	D10 - @300	D10 - @300	D10 - @300

梁	g4		g5		g6		g7	
	端部	中央	端部	中央	端部	中央	端部	中央
R 断面								
D x D	350 x 700	350 x 700	350 x 550	350 x 550	400 x 700	400 x 700	400 x 550	400 x 550
上　筋	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	4 - D22	4 - D22
下　筋	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22
腹　筋	2 - D10	2 - D10			2 - D10	2 - D10		
スターラップ	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @100	D10 - @100
幅止メ筋	D10 - @900	D10 - @900			D10 - @900	D10 - @900		
2 断面								
D x D	400 x 700	400 x 700	400 x 550	400 x 550	400 x 700	400 x 700	400 x 550	400 x 550
上　筋	4 - D22	3 - D22	5 - D22	5 - D22	5 - D22	3 - D22	6 - D22	6 - D22
下　筋	3 - D22	3 - D22	4 - D22	4 - D22	3 - D22	3 - D22	5 - D22	5 - D22
腹　筋	2 - D10	2 - D10			2 - D10	2 - D10		
スターラップ	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @100	D10 - @100	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @100	D10 - @100
幅止メ筋	D10 - @900	D10 - @900			D10 - @900	D10 - @900		

スラブ	版厚	位置	短辺方向			長辺方向			備考
			柱間部		柱列帯	柱間部		柱列帯	
			端部	中央		端部	中央		
S12、S13	120	上筋	D10 - @200	D10 - @400	D10 - @300	D10 - @250	D10 - @500	D10 - @300	
		下筋	D10 - @400	D10 - @200	D10 - @300	D10 - @500	D10 - @250	D10 - @300	

F4

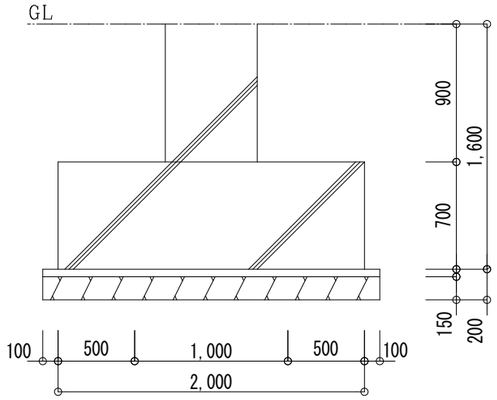

F1

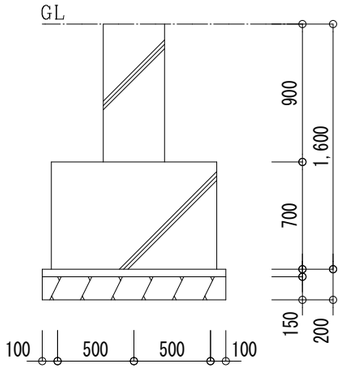

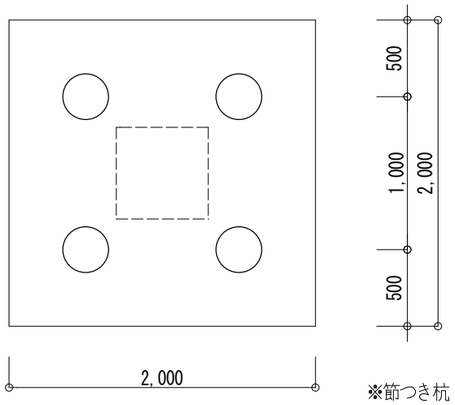

※ベース主筋
10-D16
※ベース上端
6-D16
※補強筋
6-D16

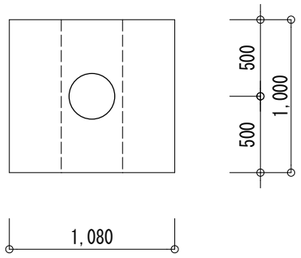

※ベース主筋
5-D16
※ベース上端
4-D16
※補強筋
4-D16

※節つき杭：高強度遠心力　プレストレスコンクリート　l=9,000 300Φ

梁	G6	G7			Gc6	Gc7	B13 B14	
		11	中央	8'			端部	中央
R 断面								
D x D	350 x 700	400 x 750	400 x 750	400 x 750	400 x 600	400 x 600	300 x 550	300 x 550
上　筋	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	4 - D22	2 - D19	2 - D19
下　筋	3 - D22	3 - D22	4 - D22	3 - D22	2 - D22	2 - D22	2 - D19	3 - D19
腹　筋	2 - D10	2 - D10	2 - D10	2 - D10	2 - D10	2 - D10		
スターラップ	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @200	D10 - @200
幅止メ筋	D10 - @900	D10 - @900	D10 - @900	D10 - @900	D10 - @900	D10 - @900		
2 断面							B16 B17	W15
D x D	400 x 700	400 x 750	400 x 750	400 x 750	400 x 600	400 x 600	300 x 550	タテ筋(ダブル)
上　筋	3 - D22	6 - D22	3 - D22	6 - D22	3 - D22	4 - D22	2 - D19	D10 - @150
下　筋	3 - D22	3 - D22	4 - D22	3 - D22	2 - D22	2 - D22	2 - D19	ヨコ筋(ダブル)
腹　筋	2 - D10	2 - D10	2 - D10	2 - D10	2 - D10	2 - D10		D10 - @150
スターラップ	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @150	D10 - @200	開口部・補強筋
幅止メ筋	D10 - @900	D10 - @900	D10 - @900	D10 - @900	D10 - @900	D10 - @900		2 - D16
								幅止筋(千鳥)
								D10 - @900

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 No.2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 No.223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業　設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号 A-32
					図名	部材表【撤去図参考図】	尺度 A1=1：100 A3=1：200	

DETAIL 1（床）

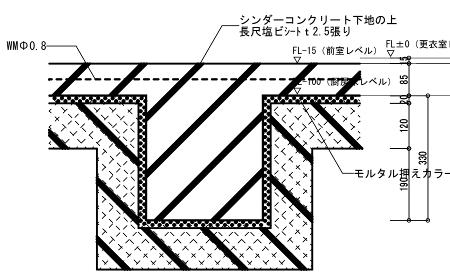

註：厨房内倉庫についても同様とする。

既存部分

［調理室床～ピット］ S=1/10

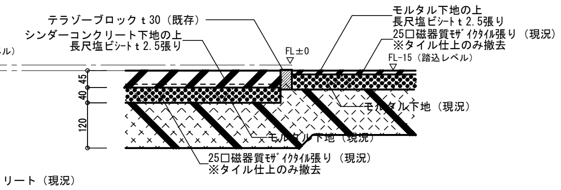

既存部分

［便所部分床改修］ S=1/10

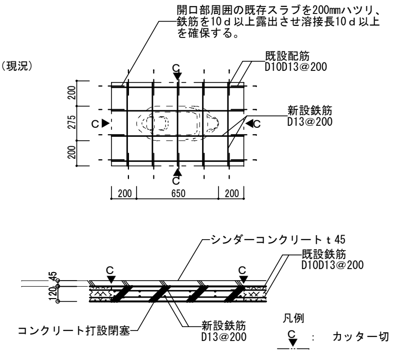

凡例
C：カッター切
既存部分

［既存スラブ開口閉塞配筋図］ S＝1/30

DETAIL 2（壁）

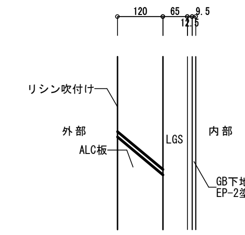

［外壁改修］
S＝1/10

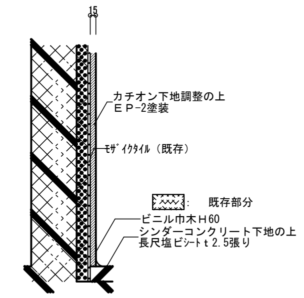

［モザイクタイル25角］
S＝1/10

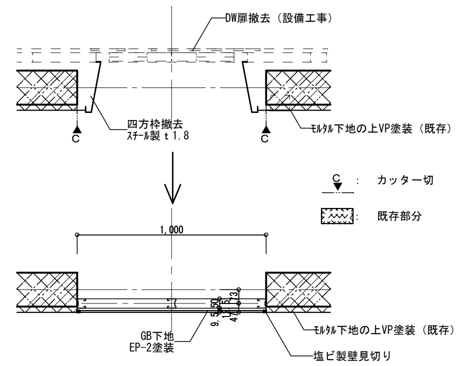

［ＤＷ部分閉塞部］
S＝1/20

■材料一般事項
・振れ止めは床面ランナー下面より約１２００mmごとに入れる。
　但し、上部ランナーから４００mm以内に振れ止めが位置する場合は、その振れ止めは省略してもよい。
・スペーサーは各スタッドの端部を押え、間隔約６００mmごとに入れる。
・各部材の亜鉛の付着量は、最小付着量１２０ｇ／㎡（両面）とする。
・附属金物は本体と同等以上の防錆処理を施したものでなければならない。
・スタッド高さが5mを超える場合においては100型抱き仕様としスタッド間隔を@300とすること。

■スタッド、ランナー、振れ止めの種類

単位 mm

種類＼部材	JIS 記号	スタッド	JIS 記号	ランナー	JIS 記号	振れ止め	適用壁高（m）
５０型	WS-50	[−５０×４５×０.８	WR-50	[−５２×４０×０.８	WB-19	[−１９×１０×１.２	2.4　2.7
６５型	WS-65	[−６５×４５×０.８	WR-65	[−６７×４０×０.８	WB-25	[−２５×１０×１.２	2.7 3.0 3.5 4.0
７５型	WS-75	[−７５×４５×０.８	WR-75	[−７７×４０×０.８			3.0　3.5　4.0
９０型	WS-90	[−９０×４５×０.８	WR-90	[−９２×４０×０.８			4.0　4.5
１００型	WS-100	[−１００×４５×０.８	WR-100	[−１０２×４０×０.８			4.5　5.0

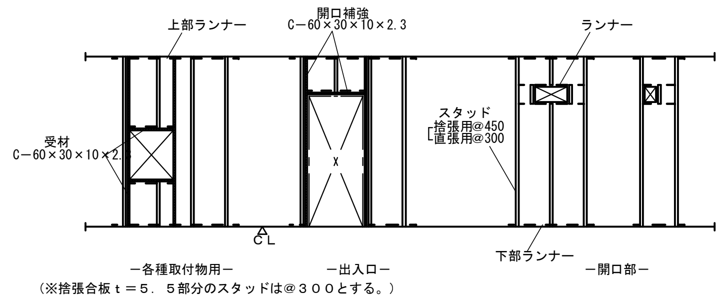

（※捨張合板ｔ＝５．５部分のスタッドは＠３００とする。）

DETAIL3（天井）

	吊りボルト １２（屋外） ９（屋内）	野縁（バー）受 亜鉛鉄板厚 １．６（屋外） １．２（屋内）	ダブルバー（W） 亜鉛鉄板厚 ０．７（屋外） ０．５（屋内）	シングルバー（S） 亜鉛鉄板厚 ０．７（屋外） ０．５（屋内）	仕上材
捨張用	@１０００以下	@１０００以下	一方向のみ @１８００	@３００	岩綿吸音板
目地割 ９００×９００			X，Y方向 @９００	@３００	石膏ボード 石綿板 フレキシブル板 けい酸カルシウム板 目地鉄板
目地割 ９００×１８００			Y方向@１８００ X方向 @９００	@３００	
直張用			一方向のみ @３００	@３００	岩綿吸音板
吹付下地 クロス張下地			X，Y方向共 目地当り	@３００ @２２５※	ジョイントボード張
（※・・ゾノライロ吹付の場合を示す）					

・ボルト、ナット類は電気亜鉛メッキ（建築工事共通仕様書１３・２・２・ｂ表のＢ種）を施したもの
・亜鉛鉄板は溶融亜鉛メッキ鋼板（亜鉛最小付着量１２０ｇ／㎡両面）とする

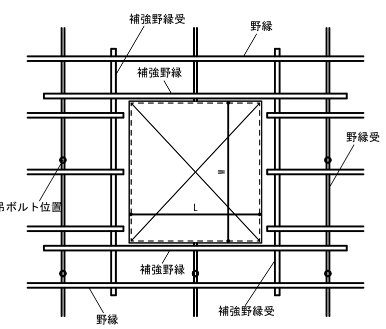

−野縁を切断する場合−

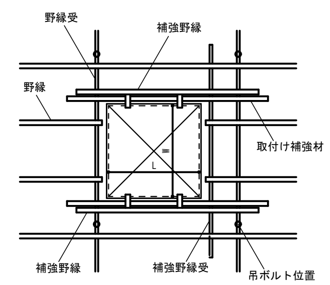

−点検口−

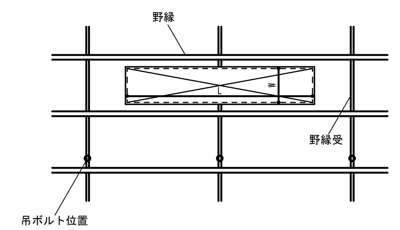

−野縁を切断しない場合−

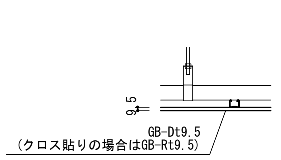

【化粧GBｔ9.5又はGB-Rｔ9.5】

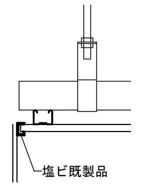

【塩ビ廻り縁】

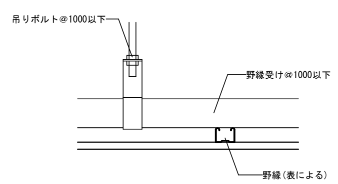

DETAIL4（スロープ）

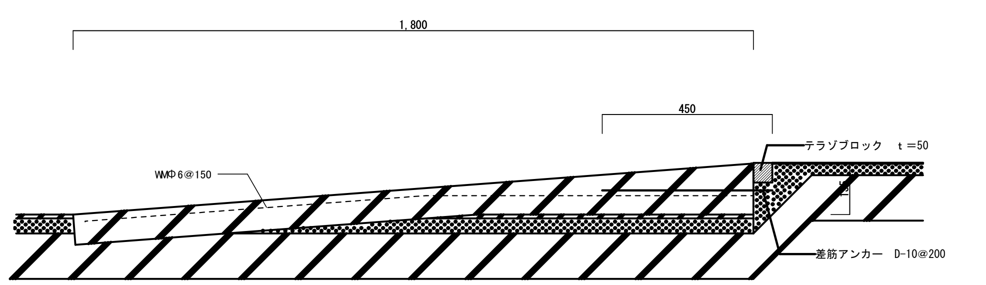

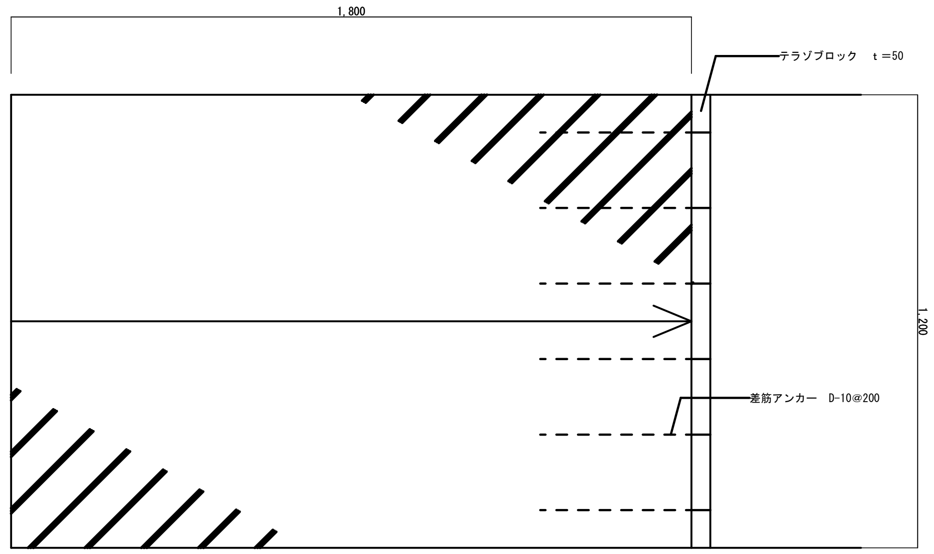

備考

有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 No.2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 No.223096号	設計責任者	設計担当者
プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.19	図面番号 A−33
図名	部分詳細図 1	尺度 A1=1：10 A3=1：20	

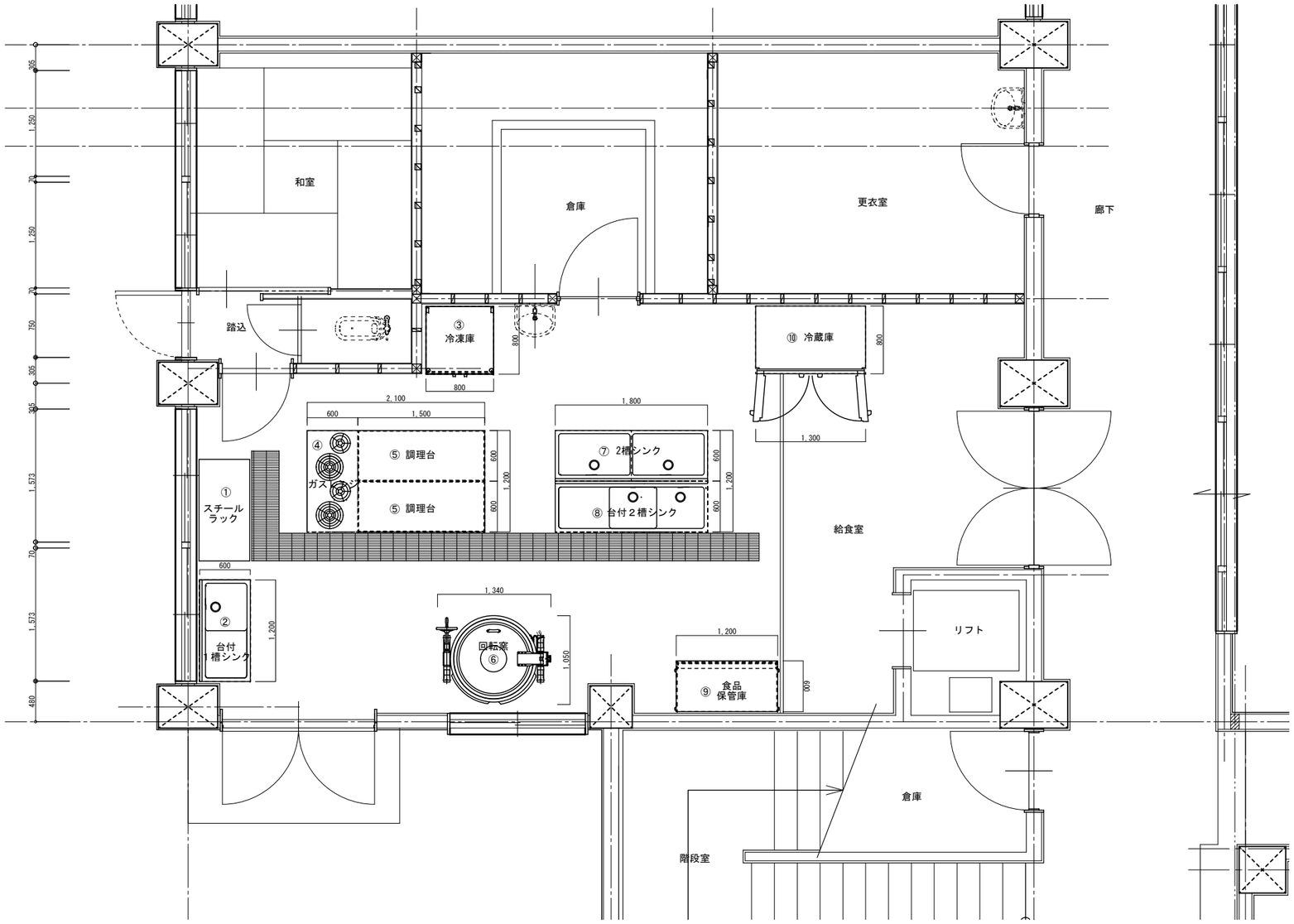

	名称	サイズ	数量	改修
①	スチールラック		1	移設
②	台付1槽シンク	1200×600×H800	1	移設
③	冷凍庫	800×800×H800	1	撤去処分
④	ガスレンジ	1200×600×H800	1	撤去処分
⑤	調理台	1500×600×H800	2	移設
⑥	回転窯	1340×1050×H1000	1	撤去処分
⑦	2槽シンク	1800×600×H800	1	移設
⑧	台付2槽シンク	1800×600×H800	1	移設
⑨	食品保管庫	1400×600×H1600	1	移設
⑩	冷蔵庫	1300×800×H1900	1	移設
移設先及び移設時期に関しては監督員と協議を行うこと。				
原則、施工者にて昭和幼稚園に移設するものとする。				

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 No.2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 No.223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 設計図	作成日付 2025.03.02	図面番号 A-34
					図名 厨房機器リスト		尺度 A1=1：30 A3=1：60	

改修前

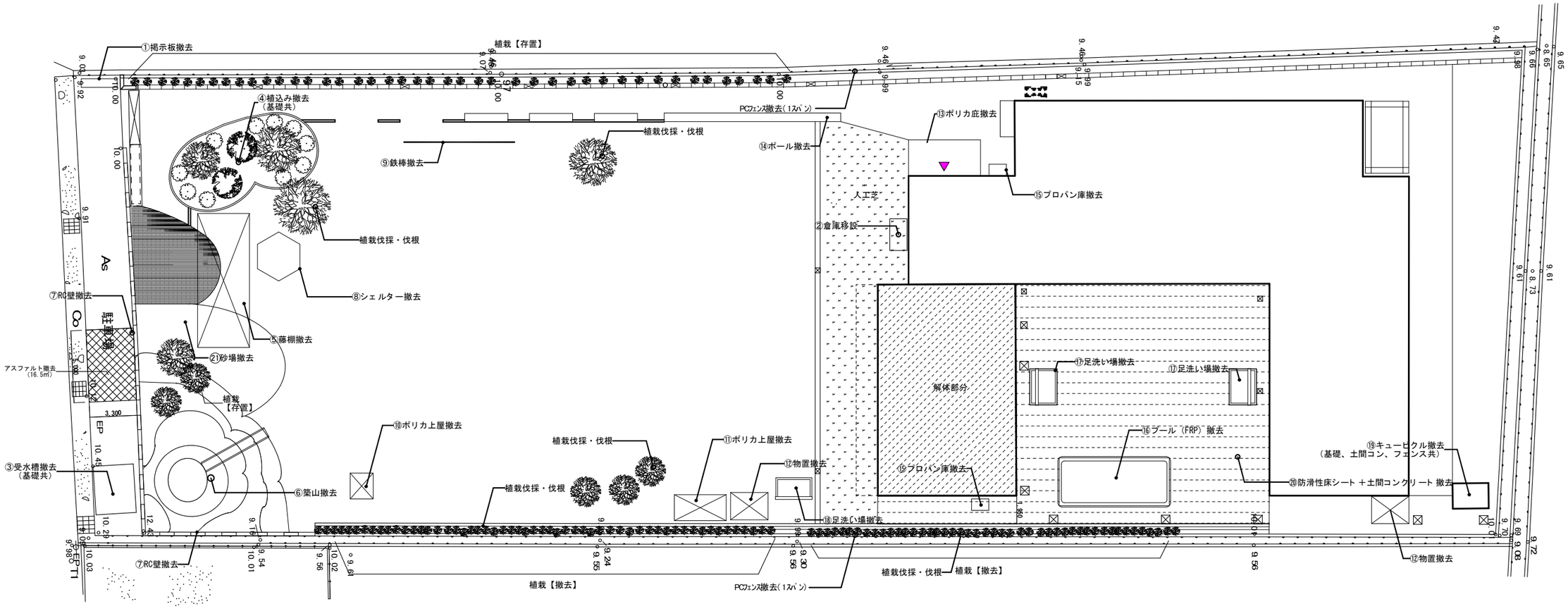

①	掲示板	木製　W1500×H2200×D100	1ヶ所	別図参照	撤去
②	倉庫	W2200×H2000×D1200	1ヶ所		移設
③	受水槽基礎	W3200×H500×D2700	1ヶ所		撤去
④	植込み	コンクリート打放し　H250	1ヶ所	別図参照	撤去
⑤	藤棚	W9300×H2100×D3600	1ヶ所	別図参照	撤去
⑥	築山	砂鋤取り撤去	1ヶ所	滑り台共	撤去
⑦	RC壁	コンクリート打放し　シリカリシン吹付	2ヶ所	別図参照	撤去
⑧	シェルター	W3468×H3010×D2835	1ヶ所	別図参照	撤去
⑨	鉄棒	W7700×H600～1000	1ヶ所	別図参照	撤去
⑩	ポリカ上屋	木造　W1600×H2000×D1800	1ヶ所	別図参照	撤去

⑪	ポリカ上屋	木造　W2800×H2000×D1800	1ヶ所	別図参照	撤去
⑫	物置	W3600×H2000×D1800	2ヶ所	別図参照	撤去
⑬	ポリカ庇	W4000×H3000×D2500	1ヶ所	別図参照	撤去
⑭	ポール	アルミポール　H＝10000	1ヶ所		撤去
⑮	プロパン庫	W1800×H2200×D700	2ヶ所	別図参照	撤去
⑯	プール（FRP）	W8000×H700×D3700	1台	別図参照	撤去
⑰	手・足洗い場	W2500×H1000×D1900	2ヶ所	別図参照	撤去
⑱	足洗い場	W2500×H1000×D1500	1ヶ所		撤去
⑲	キュービクル基礎 （土間コン・フェンス共）	W1500×H250×D1500	1ヶ所		撤去
⑳	防滑性床シート ＋土間コン	t ＝2.5mm t ＝100mm	315㎡		撤去
㉑	砂場	砂鋤取り撤去	1ヶ所	別図参照	撤去

※敷地内の草刈り１回を含む

備考
※記載なきものについては、監督員の指示に従うこと。

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号
一級建築士　柳本博文 №223096号

設計責任者　設計担当者

プロジェクト番号
プロジェクト名　旧平和保育園解体整備事業 工事設計図
図名　外構撤去図
作成日付　2025.04.07
尺度　A1=1：150　A3=1：300
図面番号　A－35

改修後

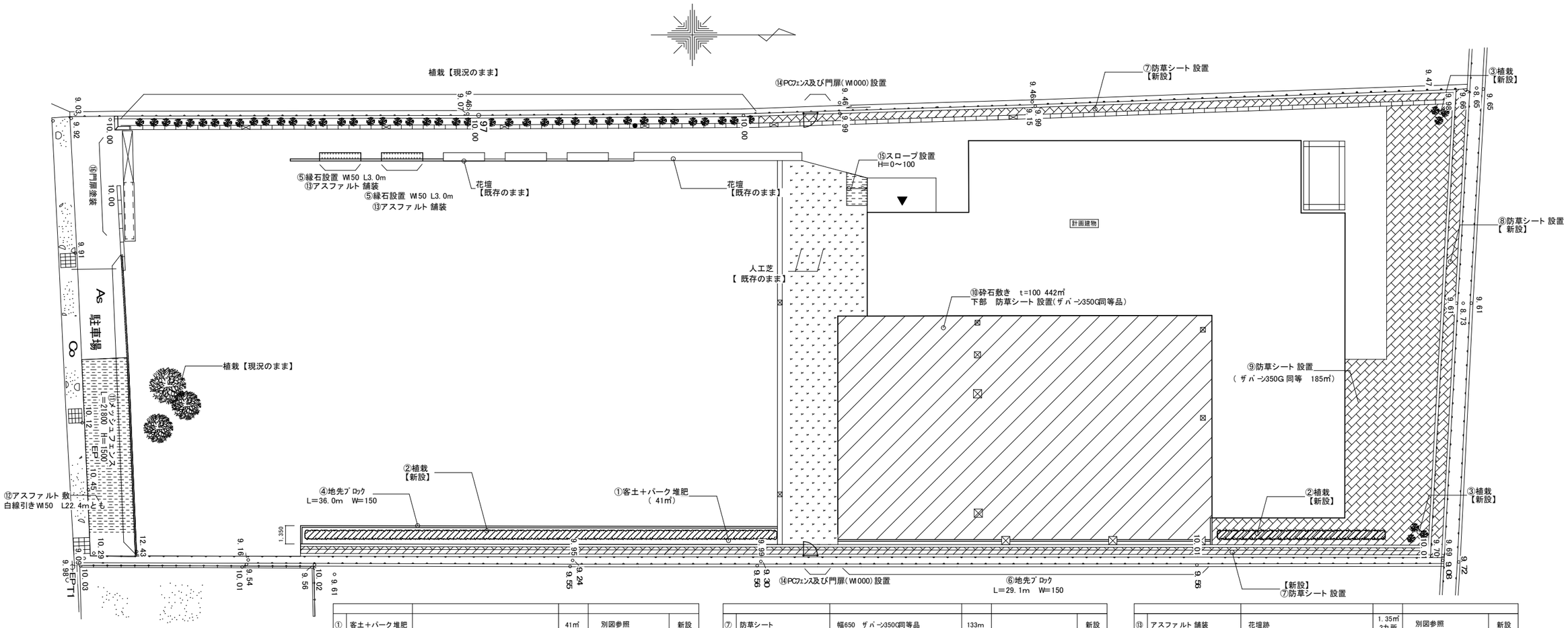

①	客土＋バーク堆肥		41㎥	別図参照	新設
②	植栽	ｵﾀﾌｸｹﾝｾﾝ H300×W400	115本		新設
③	植栽	ｼﾞﾝﾁｮｳｹﾞ H600×W600	6本		新設
④	縁石	コンクリート 製縁石ブロックW150	36.0m	別図参照	新設
⑤	縁石	コンクリート 製縁石ブロックW150	3.0m 2カ所	別図参照	新設
⑥	縁石	コンクリート 製縁石ブロックW150	29.1m	別図参照	新設

⑦	防草シート	幅650 ザバーン350G同等品	133m		新設
⑧	防草シート	幅1m ザバーン350G同等品	34.1m		新設
⑨	防草シート	ザバーン350G同等品	185㎡		新設
⑩	砕石敷 t=100 下部防草シート	RC-40 ザバーン350G同等品	442㎡		新設
⑪	メッシュフェンス	H1500	21.8m	別図参照	新設
⑫	アスファルト 舗装	白線W150 L22.4mとも	41.4㎡	別図参照	新設

⑬	アスファルト 舗装	花壇跡	1.35㎡ 2カ所	別図参照	新設
⑭	PCフェンス及び門扉(W1000)	H1500 コア抜き φ100とも	2カ所	別図参照	新設
⑮	スロープ設置	H0～100	1ヶ所	別図参照	新設
⑯	門扉塗装	DP塗装	1ヶ所	別図参照	改修

※東西の擁壁について、ひび割れ部にエポキシ樹脂を注入し、補修を行うこと。(H=500、15ヶ所程度)

アスファルト舗装詳細図 1:10 / 1:20

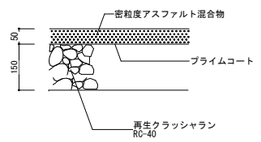

客土改良詳細図 1:10 / 1:20

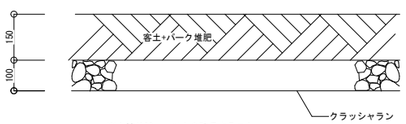

※土被り30cm以上を確保すること。

※バーク堆肥 50L/㎥混合すること。

④地先境界ブロック詳細図 1: 10 / 1: 20

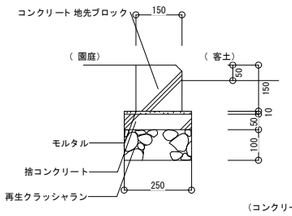

⑥地先境界ブロック詳細図 1: 10 / 1: 20

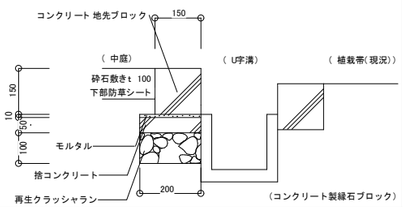

⑤地先境界ブロック詳細図 1: 10 / 1: 20

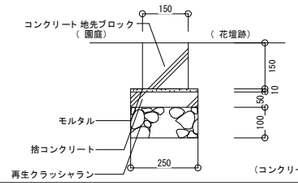

⑮スロープ詳細図 1: 30 / 1: 60

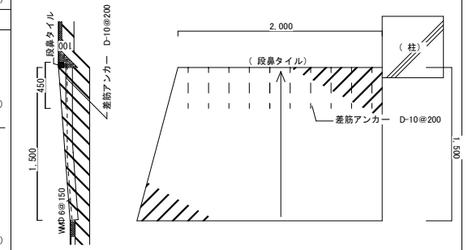

メッシュフェンス・PCフェンス門扉参考図 1: 30・1: 60

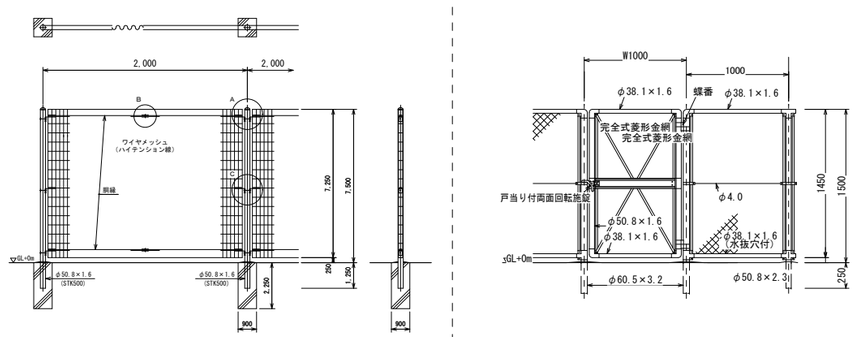

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ま)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
					図名	外構計画図	尺度 A1=1:150 A3=1:300	A-36

⑰⑱手・足洗い場、足洗い場

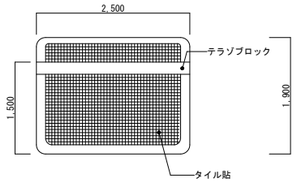

足洗い場平面図

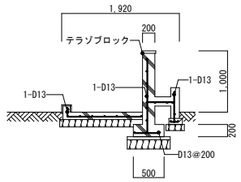

足洗い場断面図

①掲示板

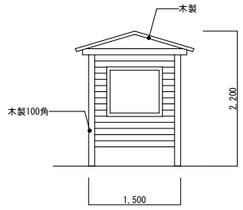

掲示板正面図

⑳砂場

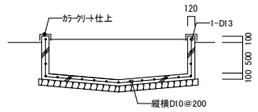

⑫物置

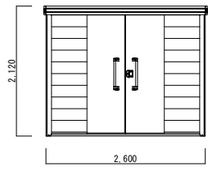

物置正面図

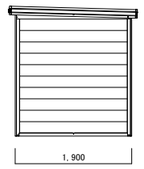

物置側面図

⑨鉄棒

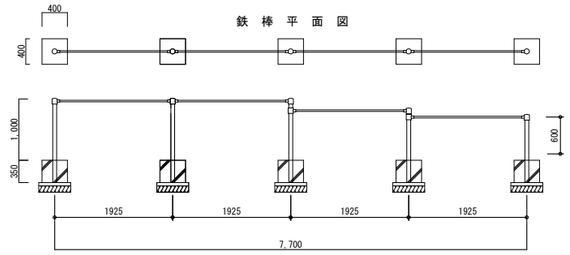

鉄棒平面図

鉄棒正面図

④植込み

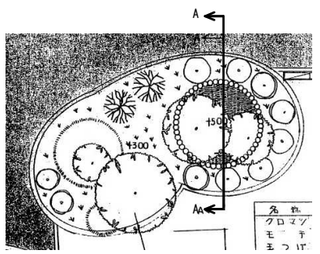

植込み平面図

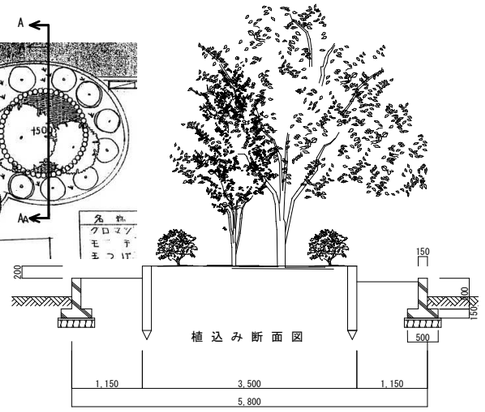

植込み断面図

⑮プロパン庫

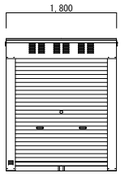

プロパン庫正面図

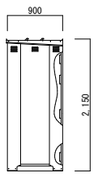

プロパン庫側面図

⑬ポリカ庇

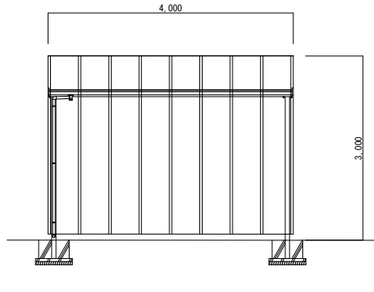

ポリカ庇正面図

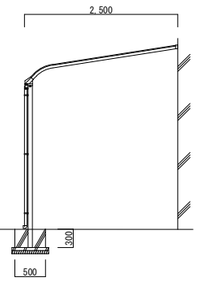

ポリカ庇側面図

⑯プール（FRP）据置型

⑤藤棚

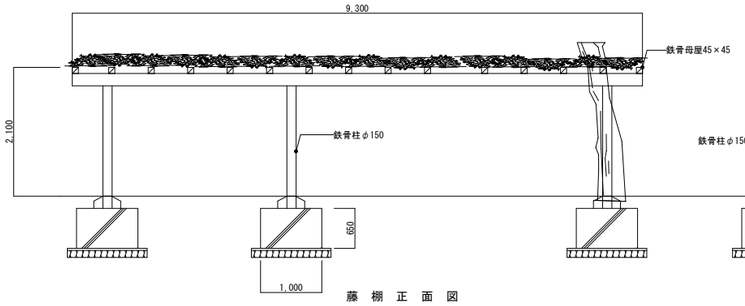

藤棚正面図

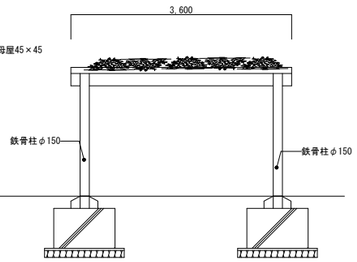

藤棚側面図

⑧ツェルター

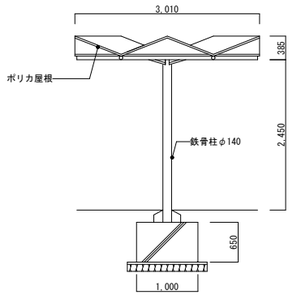

ツェルター正面図

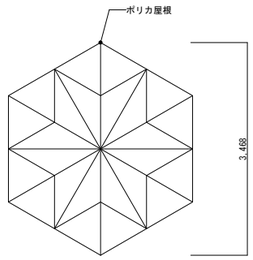

ツェルター伏図

⑪ポリカ上屋

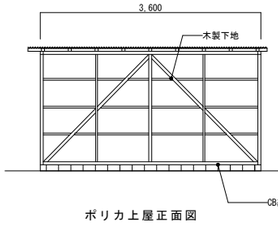

ポリカ上屋正面図

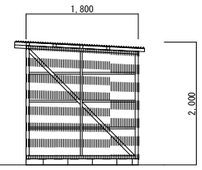

ポリカ上屋側面図

②門扉・⑥築山・滑り台・⑦RC壁

門扉平面図

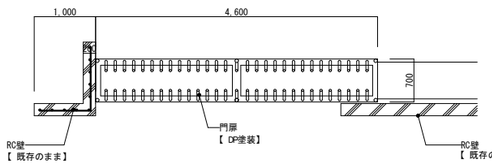

門扉断面図

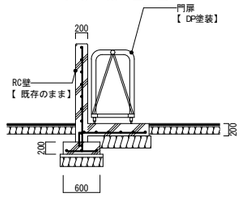

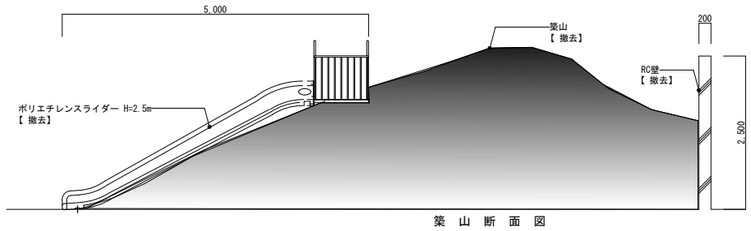

築山断面図

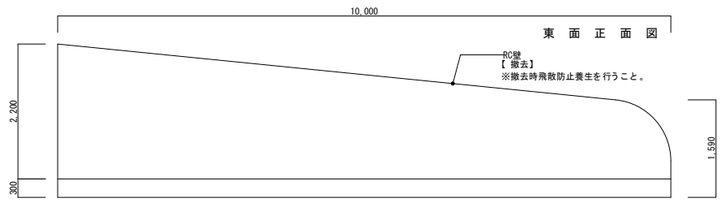

東面正面図

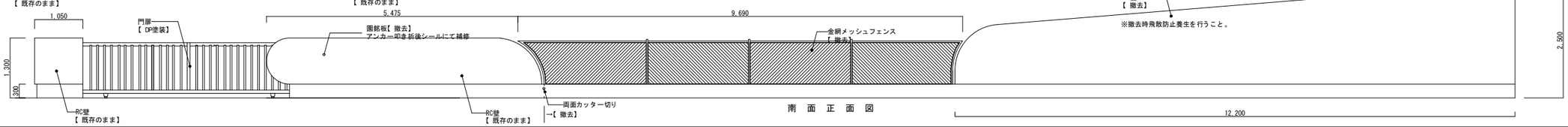

南面正面図

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
					図名	外構撤去参考図	尺度 A1=1：50 A3=1：100	A-37

解体時

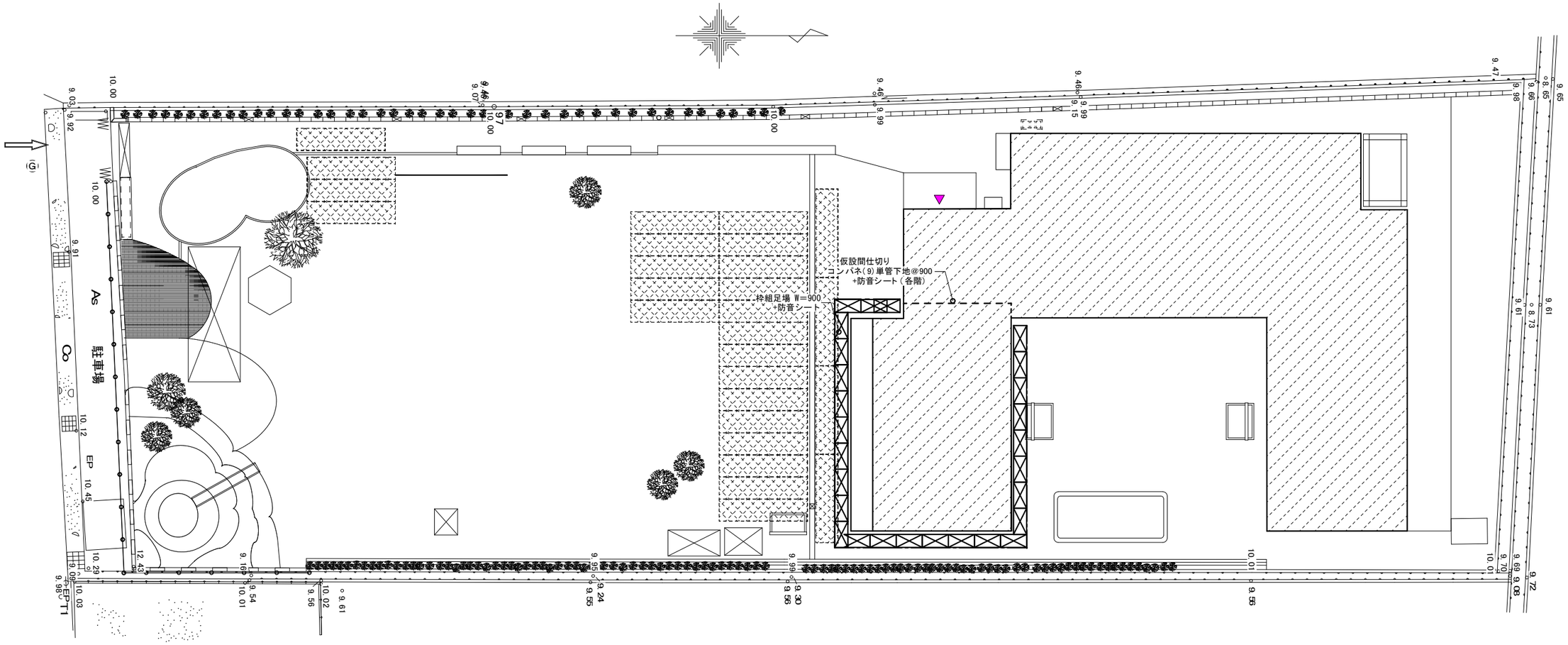

凡例	
	工事対象建物を示す
	工事車輌進入路を示す
	仮囲い(成形鋼板t 1.2 塗装品 単管下地共) H=2,000 39.4m
WW	キャスターゲート W3,000×H2,000
(G)	ガード マン位置を示す(計30人)
(G)S	スポット ガード マン位置を示す(計30人)
	鉄板養生範囲を示す。1,524×6,096 厚 22mm 敷き 234㎡

※ 仮囲い、交通誘導員、資材置場等の設置位置、範囲については、監督員及び施設管理者と協議の上最終決定すること。
※ 仮囲い及び足場は適宜組み替える事。
※ 敷地内の工事影響範囲内の土及び砕石部分は工事着工前同様に整地転圧すること。
※ 大型車輌の敷地内通行は最徐行運転とする。
※ 大型車両通行箇所については、現状調査の上、記録を残し養生等を行い、既設施設に損傷等のないよう施工すること。万一、破損、汚損等が生じた場合には請負業者の負担にて現状復旧すること。
※ 工事期間中は施設関係者、施設利用者、近隣住民等とトラブルが起きない様細心の注意をはかり施工すること。

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ま)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号 A-38
					図名	仮設計画図-1	尺度 A1=1:150 A3=1:300	

改修時

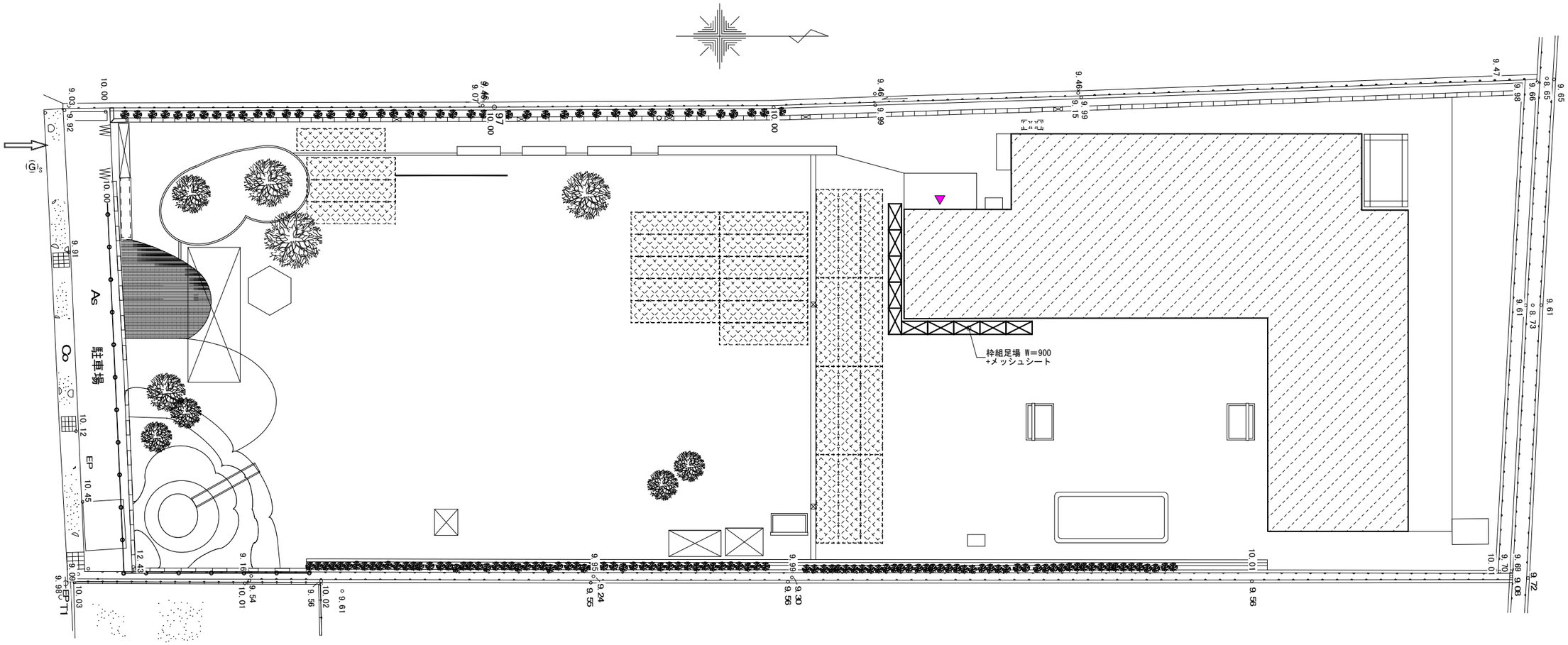

凡例	
	工事対象建物を示す
	工事車輌進入路を示す
	仮囲い（ 成形鋼板t 1.2 塗装品 単管下地共）H=2,000 39.4m
W	キャスターゲート W3,000×H2,000
Ⓖ	ガードマン位置を示す（ 計30人）
$Ⓖ_S$	スポットガードマン位置を示す（ 計30人）
	鉄板養生範囲を示す。1,524×6,096 厚 22mm 敷き 234㎡

※ 仮囲い、交通誘導員、資材置場等の設置位置、範囲については、監督員及び施設管理者と協議の上最終決定すること。
※ 仮囲い及び足場は適宜組み替える事。
※ 敷地内の工事影響範囲内の土及び砕石部分は工事着工前同様に整地転圧すること。
※ 大型車輌の敷地内通行は最徐行運転とする。
※ 大型車両通行箇所については、現状調査の上、記録を残し養生等を行い、既設施設に損傷等のないよう施工すること。万一、破損、汚損等が生じた場合には請負業者の負担にて現状復旧すること。
※ 工事期間中は施設関係者、施設利用者、近隣住民等とトラブルが起きない様細心の注意をはかり施工すること。

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号	設計責任者	設計担当者		プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.04.07	図面番号
		一級建築士 柳本博文 №223096号				図名	仮設計画図-2	尺度 A1=1：150 A3=1：300	A-39

令和４年版　　Ｖｅｒ．1.1

旧平和保育園解体整備事業　　電気設備工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事場所　大和郡山市美濃庄町

２．建物概要

建物名	構造	階数	延面積（m2）	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備　考
園舎	ＲＣ造	２階	意匠図による	14項		

３．工事種目　　●印をつけたものを適用し、各一式とする。

工事項目／棟別及び屋外	園舎					
電　灯　設　備	●	○	○	○	○	○
動　力　設　備	●	○	○	○	○	○
電　熱　設　備	○	○	○	○	○	○
雷 保 護 設 備	○	○	○	○	○	○
受 変 電 設 備	○	○	○	○	○	○
電 力 貯 蔵 設 備	○	○	○	○	○	○
発　電　設　備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	●	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
医療関係設備	○	○	○	○	○	○
構内配電線路	○	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○	○
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○	○
建築工事	○	○	○	○	○	○
機械設備工事	○	○	○	○	○	○

Ⅱ．電気設備工事仕様

１．共通仕様

１）本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)(以下「 標準仕様書」という 。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)(以下「 改修標準仕様書」という 。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)(以下「 建築改修標準仕様書」という 。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)(以下「 標準図」という 。)
- 建築物解体工事共通仕様書・ 同解説(最新版)(以下「 解体共通仕様書」という 。)

２）工事種目に機械設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。

２．特記仕様

１）項目及び特記事項は、※印または●印を適用とし、●印を優先とする。

２）特記事項に記載の（　）内表示番号、〈　〉内表示番号、【　】内表示番号及び［　］内表示番号について、それぞれ標準仕様書、改修標準仕様書、建築改修標準仕様書及び解体工事共通仕様書の編・章・節・項を示す。

３．電気工作物の種類　●印を適用とする。
- ○契約電力500kW未満の自家用電気工作物
- ○契約電力500kW以上の自家用電気工作物
- ○一般用電気工作物
- ○電気事業用電気工作物

章	項　目	特　記　事　項
一般事項	● 適用基準等	県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携　奈良県県土マネジメント部 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集　奈良県県土マネジメント部
	● 設計図書の優先順位	（１）質問回答書（以下（２）から（５）に対するもの） （２）現場説明書 （３）特記仕様書 （４）図面 （５）標準仕様書・改修標準仕様書 以上（１）から（５）の順番のとおりとする。　(1.1.1.1)〈1.1.1.1〉 ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。
	● 官公署その他への届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。 この場合、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）」の書式に従い、日程管理を行う。　(1.1.1.3)〈1.1.1.3〉
	● 工事実績情報の登録	※行う（適用する）　○ 行わない　(1.1.1.4)〈1.1.1.4〉
	● 情報通信の技術の利用	書面により行う(補完的に電子メール等を活用できる)。　(1.1.1.5)〈1.1.1.5〉
	○ 他工事との取合い	別記工事区分表による。　(1.1.1.7)〈1.1.1.7〉
	● 疑義に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。 (1.1.1.8)〈1.1.1.8〉
	○ 概成工期	現場説明書による。　(1.1.2.1)〈1.1.2.1〉
	● 実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。　(1.1.2.1)〈1.1.2.1〉
一般事項	● 施工計画書	（１）工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。 （２）品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 （３）（１），（２）の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。　(1.1.2.2)〈1.1.2.2〉
	○ 電気保安技術者	標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。 電気保安技術者は、(事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に)、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。　(1.1.3.2)〈1.1.3.2〉
	● 工事用電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め監督職員に報告する。 保安責任者は適切な保安業務を行うものとする。　【1.1.3.4】
	● 電気工事士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	● 施工条件	現場説明時の現場説明事項による。　(1.1.3.3)〈1.1.3.3〉
	● 施工中の安全確保	工事現場周辺の状況を調査判断し、本工事施工によって生じる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、受注者の責任において直ちに誠意をもって対応する。　(1.1.3.5)〈1.1.3.5〉
	● 交通安全管理	工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入りについては、必ず誘導員又は交通整理員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。また､工事着手前に警察､その他関係機関､地元自治会、監督職員などと十分打ち合わせのうえ､安全管理を行う。　(1.1.3.6)〈1.1.3.7〉
	● 災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。　(1.1.3.7)〈1.1.3.8〉
	● 施工中の環境保全等	関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253による安全データシートを常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。　(1.1.3.8)〈1.1.3.9〉
	● 図面照査	設計図書の照査及び現場調査を行い、報告すること。
	● 施工調査	（１）工事の着手に先立ち、施工調査を行い、報告書を提出すること。 施工調査の内容は次による。 調査項目：改修対象建物及び同建物内設備配管・配線等・屋外埋設配管等埋設物 調査範囲：本工事と取り合いのある範囲及び本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法：スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による （２）工事範囲内の石綿含有建材の事前調査については有資格者（石綿含有調査者等）が行うこと。 （３）次の関係者と当該工事に必要な事前打合せを行う。 ●施設管理者　●当該施設の電気主任技術者　●関係官公署（建築主事、消防署等） ●電気事業者　○通信事業者　○（　　）　〈1.1.5.1〉〈1.1.5.3〉
	● 地中埋設物等	標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。　〈1.1.9.1〉 施工前に、当該工事にかかわる地中埋設物等（建物内又は既設コンクリート内の既設配管・配線を含む）について事前調査を行い、報告書を提出すること。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験堀方法を監督職員と協議する。
	● 発生材の処理等	●再資源化を図るもの ○コンクリート塊　○アスファルトコンクリート塊　○コンクリート二次製品 ○建設発生木材　●蛍光ランプ　○ＨＩＤランプ　○小型二次電池　○（　　） ●再生資源利用〔促進〕計画(実施)書を提出する。 (建設副産物対策近畿地方連絡協議会編) ●産業廃棄物の処理 関係法令に従い構外搬出適切処理とし、産業廃棄物の処理状況が把握できる一覧表を作成し、監督職員に提出する。なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。 ○引き渡しを要するもの　（　　） ○現場において再利用を図るもの　（　　）　(1.1.3.9)〈1.1.9.1〉
	● 機材の品質等	以下(設備機材)に掲げる設備機材は、(一社)公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの（ただし、評価の有効期限内のものに限る）を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第１編1.4.2(2)の品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書等は除く）に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 (1.1.4.2)〈1.1.4.2〉 設備機材 LED照明器具（一般屋内用に限る。）、照明制御装置 ~~サージ防護デバイス(低圧用SPD)~~ ~~可変速運転用インバータ装置~~ 盤類(分電盤（OA盤及び実験盤を含む）、~~制御盤、~~ キュービクル式配電盤、 ~~高圧スイッチギヤ(GW形)、高圧スイッチギヤ(PW形))~~ ~~高圧機器(高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、~~ ~~高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器)~~ ~~絶縁監視装置(高圧回路の絶縁監視装置、低圧回路の絶縁監視装置)~~ ~~蓄電池(ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、~~ ~~据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、~~ ~~シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池)~~ ~~交流無停電電源装置、太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)~~ ~~監視カメラ装置、中央監視制御装置~~
	● 再使用機材	取外し後再使用する機材は図示による。（図面番号　　） 取外した上再使用する電灯・動力設備機器は清掃し、絶縁抵抗測定のうえ取付ける。 なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃を行うこと。 機材の分解・整備等による特別な清掃　※行わない　○行う（図面番号　　）
	○ 県産材木材の利用	県産材木材（奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品）の利用に努めること。
	○ 建築物省エネ法対象機器	本工事は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53条)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を行っている。 通知の詳細は監督員に確認すること。 対象設備　○照明設備　○太陽光発電設備 機器の消費電力、燃料消費量は、原則として表示された数値以下とする。
	● 機材の検査に伴う試験	機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。 ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。　(1.1.4.5)〈1.1.4.6〉
	○ 色彩による表示、標識その他	監督職員の指示による。　(1.1.4.2)(1.1.7.4) 〈1.1.4.2〉〈1.1.8.5〉
	○ 見本施工の実施	図示による。（図面番号　　）　(1.1.5.3)〈1.1.6.4〉
	○ 化学物質の濃度測定	実施する（※施工完了後　○着工前・施工完了後）　(1.1.5.7)〈1.1.6.8〉 測定対象化学物質　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ 測定対象室及び測定箇所数 室　名 | 箇 所 数 測定方法は監督職員の指示による。
	● 化学物質を放散させる建築材料等の使用制限	本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤　、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4)(1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。 規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料 第三種 ①建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料
	● 中間技術検査の実施	県土マネジメント部の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領により中間技術検査を行う。　(1.1.6.2)〈1.1.10.2〉
	● 完成時の提出図書	次の図書を提出する（機器製作図含む）。　(1.1.7.1)〈1.1.11.1〉 ●完成図 （１）設計図に基づき全ての図面を完成図として作成する。 その場合は施工図を完成図に添付するものとする。 製本サイズ（●Ａ１　○Ａ２　●Ａ３）　提出部数　（１）部 （２）原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。 （３）完成図ＣＡＤデータを提出する。参考ＣＡＤデータの貸与　○あり　○なし ●保全に関する資料等（ ※１部　○「　　」部 ） 建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、総合調整測定表、連絡先、保証書、資格一覧表）を提出する。 ●その他の引き渡し書類 保証書、施工図(制御システム図･機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承諾図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。 ○既存完成図の修正（多年度継続工事の場合） 既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。
	● 工事写真・完成写真	●工事写真　「工事写真の撮影要領(建築工事・設備工事)(奈良県県土マネジメント部)」による。 ●完成写真　※工事写真に準じて作成する。　○下表による。　(1.1.2.4)〈1.1.2.4〉 分類・規格 | 撮影枚数 | 部数 | 原板の大きさ(mm) ○カラーサービス版 | ○０　○６　○９ ○カラーキャビネ版 | 監督職員指示箇所 （ただし、上記写真は、アルバム製本とする。） ○完成写真として、全紙パネルを　部提出する。

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.29	図面番号
					図名	電気設備工事特記仕様書１	尺度 —	E-01

共通事項

○ 監督職員事務所（総合会議室を含む）

規模　○10㎡程度○20㎡程度○30㎡程度○65㎡程度○100㎡程度

仕上げの程度　(1.2.1.1)〈1.2.2.7〉

部　位	仕　様
床	※合板張り又はビニルシート張り　○
内壁・天井	※合板張り又は石膏ﾎﾞｰﾄﾞ張り＋塗装　○
屋根	※塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り＋塗装　○

○監督職員事務所の位置は、図示による（図面番号　　）

○監督職員事務所の備品

監督員事務所の備品等の種類及び数量は以下の表による　(1.2.1.1)〈1.2.2.7〉

備品の種類	机・椅子	書　棚	黒板又はﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	掛時計
数　量	組	台	個	個
備品の種類	ゴム長靴	雨がっぱ	安全帯	ヘルメット
数　量	足	着	個	個
備品の種類	懐中電灯	衣類ロッカー	冷暖房機器	加入電話機
数　量	個	人用	台	台
備品の種類	湯沸器	掃除具	パソコン	周辺機器
数　量	台	個	台	

その他事務所として通常必要な備品を備えること。

●足場・さん橋類

※別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。

※本工事で設ける場合は、標準仕様書第２編第２章第１節2.1.1又は、改修標準仕様書第１編第２章第２節2.2.1によるほか
足場の設置においては「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省　令和5年12月）によることとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1) 手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。
なお単管足場、枠組足場を用いる場合の設置場所については図示による。
(2.2.1.1)〈1.2.2.1〉〈1.2.2.2〉

内部足場　※Ａ種、Ｂ種、Ｃ種、Ｄ種　　○Ｅ種（単管足場）
　　○Ｆ種（くさび式緊結足場）　　○Ｇ種（枠組足場）
外部足場　○Ａ種（枠組足場）　　○Ｂ種（くさび式緊結足場）　○Ｃ種（単管足場）
　　※Ｄ種、Ｅ種　　○Ｆ種（高所作業車）

●工事用仮設物　構内につくることが　※できる　　○できない

●機器取付高さ　図面に特記なき場合は、別添（機器取付高さ）による。

●土工事

●地中埋設管を除き、埋め戻し及び盛土は、　(1.2.2.1)
※根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。　〈1.2.3.1〉
●山砂の類を使用し、十分な締め固めを行い、水締めを行う。
●残土処分
※公的な受入施設又は県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出
○構内指示の場所に敷きならし（図面番号　　）

●地中埋設管の埋戻土

コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂を傷めぬよう
山砂の類で管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。　(2.2.7.1)〈2.2.5.1〉

●地中埋設標　図示による。（図面番号　　）

●標識シート

全ての地中管路に標識シート(2倍長)を設ける。
地面（舗装がある場合は舗装下面）と埋設管天端との中間に敷設すること

●砂利地業　●再生砕石　　○

○ｺﾝｸﾘｰﾄ工事

図面に明記なきコンクリート設計基準強度及びスランプは、下記による。　(1.2.4.1)
設計基準強度　※１８Ｎ/mm²以上　　○　〈1.2.4.1〉
スランプ　　※１８ｃｍ以下　　○
少量（1m3以内）の場合は、配合計画書により強度試験を省略することが出来る。

●現場で行う塗装

塗装の色合等は監督員と協議する。　(1.2.2.7)〈1.2.8.1〉
さび止め塗装が施された金属製ブルボックス等の機材
　隠ぺい部　　※塗装しない
　屋内露出部　○図示による。（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する
　屋外露出部　○図示による。（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する
亜鉛めっきが施された機材
　隠ぺい部　　※塗装しない
　屋内露出部　○図示による。（図面番号　　）　○塗装しない　●塗装する
　屋外露出部　○図示による。（図面番号　　）　○塗装しない　●塗装する

●はつり

既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターとし、復旧はモルタル補修とする。梁貫通は不可。また、石綿含有仕上げ塗材がある箇所の配管貫通部等については、関係法令の作業基準に従い、除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤し、手ばつりにより除去する。
埋め込み配管等の探査
　（●金属探知機により行う　○放射線透過検査（図面番号　　））　〈1.2.11.1〉
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用すること。

●あと施工アンカー

埋め込み配管等の探査（○行わない　●金属探知機により行う）
性能確認試験　○行う（図面番号　　）　●行わない
施工後確認試験　○行う（図面番号　　）　●行わない
確認強度　（一社）日本建築あと施工アンカー協会によるあと施工アンカー基準試験法による。
試験の箇所数は建築改修標準仕様書による。　【8.12.7】

●電線管

図面上合成樹脂性可とう管(以下PF管という)であっても、露出部分は鋼製電線管で施工する。なお、鋼製電線管を使用する場合は、電線の収容本数を考慮する。また、屋外露出(雨線内・雨線外共)部分で明示無き場合は、鋼製電線管とする。

○最上階の埋込配管　最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。

○風圧力の検討

建築基準法に定めるところによる風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。
なお、検討(計算)範囲は、それぞれの取付部分を含むものとする。
○受雷部システム及び引下げ導線システム　○太陽光発電装置　○風力発電装置
○テレビ共同受信用アンテナ及びアンテナマスト　○
風圧力に対する性能（建築基準法に定められた風速及び地表面粗度区分）
　風速（○30　○32　○34）　地表面粗度区分（○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ）

●電線本数、管路等

分電盤、制御盤、端子盤等の２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

○ 耐震施工

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）２０１４年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。
（１）設計用水平地震力　(2.1.1.13)〈2.2.1.14〉
　機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。
　なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。
設計用標準水平震度

	機器種別	○特定の施設		※一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
　・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
　・水槽類に燃料小出槽を含む。

重要機器は、次のものを示す。
○配電盤　○発電装置（防災用）　○直流電源装置　○交流無停電電源装置
○交換機　○自動火災報知受信機　○中央監視制御装置　○
（２）設計用鉛直地震力
　設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。
（３）水平配管、垂直配管の耐震支持については標準仕様書によるものとし、特定の施設、一般の施設の区分については（１）による。
（４）建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物エキスパンションジョイント部の配線は図示による。（図面番号　　）

● 寸法　盤その他機器類について図示した寸法は、約寸法とする。建築意匠見合いとなる部分については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

● 圧着端子　丸型とする。

● 呼び線

長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。〈2.2.1.15〉
○長さ1m以上の配線引抜き後の空配管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

● フラッシュプレート　●金属製(ステンレス、新金属も含む)　　○樹脂製

○ フロアプレートベース

水平高低調整式(空転防止付リング付、OAフロア部分を除く)
○砲金製　○アルミ製

● 盤類等

盤類等の仕様は機器表による他、次による。
●盤内配線は原則としてエコ電線とする。(消防法上はHIV)
●工事番号・工事名称・施工年月・受注者・施工者（受注者と同一でない場合）を銘板等で表示する。
●図示した寸法は、約寸法とする。建築意匠見合いとなる部分については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
●機器の取替及び改造を行った場合、取替日、受注者名、施工者名、能力及び回路名称等を記した銘板を取付ける。

● 屋外形プルボックス等

屋外形のプルボックス及び屋外に使用する配管支持金物等の雑材料は、SUS製又は溶融亜鉛めっき(JIS H 8641に規定するHDZ35相当)とする。
なお、蓋用のネジは屋内外とも六角プラスビスとする。

● 天井点検口等　天井点検口の裏側に用途名称を付す。

○ 配線

電動機への配線のうち、電動機端子箱に直接接続する部分には、金属製可とう電線管を用意するほか、標準図第2編「電力設備工事」による。ただし、電動機が端子箱を有していない場合又は電動機の設置場所が二重天井内の場合は、この限りでない。
（図面番号　　）

電灯設備

● 工事範囲　●配管　●配線　●機器取付　○機器移設　●取り外し再取付

● LED照明器具の規格　LED照明器具の定格消費電力等が標準図とJILで異なる場合、JILの規定を適用する。

● 照明制御装置

調光下限値、感知時間等システム設定は監督職員の指示による。
●個別照明制御　センサー設定器を　1　個付属すること
○統合照明制御　仕様は図示による（図面番号　　）　(2.1.6.3)

○ 防水試験　防爆及び防湿型の照明器具は防水試験を行う。

● 照度測定

一般照明の照度測定を行う。
　測定結果はJIS Z 9110およびJIS Z 9127の推奨照度の照度範囲内であることを確認する。
　照明の改修時は照度及び回路電流値の測定を行う。(2.2.18.2)〈2.2.1.1〉〈2.2.19.2〉

○ 傾斜天井

※傾斜天井対応の器具を使用する。
○別途工事により対応する。

○ 非常用照明

○電源内蔵形○電源別置形
非常用照明は、床面において水平面照度で２lx以上を確保する。

○ フロアコンセント　○引き出し形　○飛び出し形　○内部固定形　○外部固定形　○OAフロア用

● スイッチ　大角ネーム付とする。換気扇用スイッチは確認表示灯付とする。

● コンセントプレート　コンセントプレートの指定箇所に回路名称(回路番号)を付す。

● 分電盤・ＯＡ盤・実験盤

仕様は図示による（図面番号　　）
ＳＰＤ　○設置する　●設置しない

○ 総合動作試験　※実施しない　○実施する　〈2.2.19.2〉

動力設備

● 工事範囲　●配管　●配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付

○ 監視方法　○警報盤による代表監視　○中央監視制御装置による監視

○ 分電盤・制御盤・手元開閉器箱

仕様は図示による（図面番号　　）
ＳＰＤ　○設置する　○設置しない
単位ユニットの電流計はコンデンサよりも負荷側に接続する。
自動連動回路は、試験運転にした場合連動ないものとする。

○ インターロック

火災報知設備の受信機、連動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して空調機を停止させる。

○ 制御盤の散水試験　散水試験を行う。試験個数　○全数　○全体の（　　）%

● 電動機への接続　配線用支持架台　※設ける　●設けない　(2.2.15.1)〈2.2.16.1〉

○ 総合動作試験　※実施しない　○実施する　〈2.2.19.2〉

電熱設備

○ 工事範囲　○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付

雷保護設備

○ 工事範囲　○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付

○ 適用JIS
○JIS A 4201-2003
○JIS A 4201-1997

○ 雷保護
○外部雷保護
○内部雷保護

○ 雷保護レベル　○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ

○ 接地

○A型接地極（板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極）
○B型接地極（環状接地極及び網状接地極）
○構造体利用接地極（大地抵抗率測定用接地補助極を構造体下部に設ける。）
○雷保護設備において内部雷保護の等電位ボンディングを行う場合のC 種又はD種接地工事の接地線の太さは8mm2 以上とする。
○電圧降下法による接地抵抗測定を行う。
(2.2.18.2)(2.2.13.2)(2.2.13.9)〈2.2.19.2〉〈2.2.14.4〉〈2.2.14.9〉

○ 鋼製突針支持管　○一段目の長さは　※4000mm以上　○　　mm以上

○ 鉄骨及び鉄筋との接続　※圧着、ねじ締め、ボルト締め　　○溶接　(2.2.17.3)〈2.2.18.3〉

受変電設備

○ 工事範囲　○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付

○ 受電電圧　※高圧受電(6.6kV)　○特別高圧受電(　　kV)

○ 配電盤形式

○キュービクル式配電盤　(3.1.1.3)(3.1.1.5)(3.1.1.6)
　（○PF・S形(変圧器容量３００kVA未満)　○CB形）（図面番号　　）
○高圧スイッチギヤ　（図面番号　　）

○ 認定キュービクル　消防法に基づく登録認定機関による「キュービクル式非常電源専用受電設備」の認定を受けたものを使用する。

○ 設備容量　○変圧器総容量　　kVA　○高圧電動機総容量　　kW

○ 変圧器

「トップランナー変圧器2014」適用品を使用すること。
絶縁方式　※油入　○モールド
付属品　　○防振ゴム　○ダイヤル温度計　○移動車輪

○ 進相コンデンサ

○高圧側設置
○低圧側設置
○APFC(自動力率調整器)　※設ける　○設けない
絶縁方式　○油入　○乾式（○モールド　○ガス入り）

○ 直列リアクトル　※6%　○13%
絶縁方式　○油入　○モールド

○ 高圧負荷開閉器　※手動操作式　○電動式

○ 絶縁監視装置

仕様は図示による（図面番号　　）　(3.1.8.3)(3.1.8.5)
○高圧用　○低圧用

○ 基礎　※本工事(図面番号　　)　○既設　○別途工事

○ 接地の共用　A種接地、C種接地及びD種接地の接地極は共用し、接地抵抗値は10Ω以下とする。

● その他

○屋外キュービクルのネットフェンス　※本工事　○別途工事
●停電作業に伴い、電気主任技術者を立ち会わせること。

電力貯蔵設備

○ 工事範囲　○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付

○ 工事種類

○直流電源装置
○交流無停電装置
○簡易形交流無停電装置
○電力平準化用蓄電装置
○分散型エネルギーマネジメントシステム

○ 機器の仕様　○機器の仕様は、図示による。（図面番号　　）

発電設備

○ 工事範囲　○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付

○ 用途

○非常用発電設備　(5.1.1.1)(5.1.1.4)
○常用発電設備（※系統連系型　○独立型）　(5.1.4.1)(5.1.5.1)(5.1.7.1)(5.1.8.1)

○ ディーゼルエンジン発電装置

○装置の仕様は図示による（図面番号　　）　(5.1.1.1)(5.1.1.4)

○ 太陽光発電装置

○装置の仕様は図示による（図面番号　　）
○PV直流用SPD　※設ける　○設けない　(5.1.7.1)

○ その他の発電装置

○発電装置の種類（　　）
○装置の仕様は図示による（図面番号　　）

○ 現地負荷試験　現地負荷試験は監督員の指示による　(5.1.10.1)

○ 基礎　※本工事(図面番号　　)　○既設　○別途工事

備考

有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.29	図面番号
	一級建築士 柳本博文 №223096号			図名	電気設備工事特記仕様書２	尺度 —	E-02

区分	項目	内容
構内情報通信網設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
構内交換設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
情報表示装置	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○マルチサイン	図示による（図面番号　　）
	○出退表示設備	図示による（図面番号　　）
	○時刻表示装置	親時計は、時刻補正機能を有するものとし、時刻補正の方式は、図示による（図面番号　　）
	○時刻同期装置	時刻補正機能を有するものとし、時刻補正の方式は、図示による（図面番号　　）
	○太陽光電池式ポール形屋外時計	点灯時間及び不日照時の点灯保証日数は、図示による（図面番号　　） 時刻補正の方式は、図示による（図面番号　　）
映像音響設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○機器仕様	図示による（図面番号　　）
拡声設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○機器仕様	図示による（図面番号　　）
	○工事種類	○非常放送設備　○一般放送設備
	○放送設備の兼用	非常放送設備を一般放送設備と兼用する。
	○通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない
誘導支援設備	●工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○音声誘導装置	図示による（図面番号　　）
	○インターホン	図示による（図面番号　　）
	○トイレ等呼出装置	図示による（図面番号　　）
	○受付呼出装置	図示による（図面番号　　）
テレビ共同受信設備	●工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○UHFアンテナ	※UHF（全帯域用）　○UHF（　　帯域用）
	○BS･CSアンテナ	○BS・１１０°CS　○CS
	○通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない
	○アンテナマスト	取付方法　○壁面取付形　○自立形 材質　※溶融亜鉛めっき　○ステンレス
	○受信調査	アンテナ取付け予定位置及びその周辺で端子電圧、振幅周波数特性、 等価C/N値、ビット誤り率、受像画質を測定及び調査する。 （測定チャンネルは図示による（図面番号　　）） その測定記録を監督職員に速やかに提出すること。
テレビ電波障害防除設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○屋外形機器収納箱	○合成樹脂製　○アルミダイキャスト製　○鋳鉄製　○鋼板製
	○事前調査	調査箇所数　　箇所 建物建築前に路上で端子電圧、振幅周波数特性、等価C/N値、ビット誤り率、 受像画質を測定及び調査する。 （調査チャンネルは図示による（図面番号　　））
監視カメラ設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○機器仕様	図示による（図面番号　　）
	○通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない
駐車場管制設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○機器仕様	図示による（図面番号　　）
防犯・入退出管理設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○防犯設備	図示による（図面番号　　）
	○入退室管理制御装置	図示による（図面番号　　）
火災報知設備	●工事範囲	●配管　●配線　○機器取付　○機器移設　●取り外し再取付
	●自動火災報知設備	図示による（図面番号　　）
	○地区警報装置	図示による（図面番号　　）
	○自動閉鎖設備	図示による（図面番号　　）
	○非常警報装置	図示による（図面番号　　）
	○ガス漏れ火災警報設備	図示による（図面番号　　）
	○通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない
	○R型及び自動試験機能付きのP型受信機	○感知器等の増設や変更等に伴う設定は図示による（図面番号　　）
中央監視制御設備	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○警報盤	図示による（図面番号　　）
	○簡易型監視制御装置	図示による（図面番号　　）
	○監視制御装置	図示による（図面番号　　）
	○通信用SPD	○設置する（カテゴリ○C2　○D1）　○設置しない
構内配電線路	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○ふ設方法	○地中埋設式　○架空線式 埋設深さ　図面に記載なき場合は、GL(舗装がある場合は、舗装下面) -600mm以下とする。

区分	項目	内容
構内配電線路	○高圧引込用気中負荷開閉器	用途　○架空引込用(PAS)　○地中引込用(UAS) 構造　○鋼板製　○ステンレス鋼板製 内蔵機器　避雷器　○要　○不要 制御電源用変圧器　○要　○不要 ＳＯＧ制御装置　○引込柱設置（ステンレス鋼板製収納箱・鍵付き） ○キュービクル設置
	○自立開閉器　基礎	※本工事　○既設　○別途工事
	○マンホール及びハンドホール	構造、寸法は　※標準図による。　○図示による。（図面番号　　） 蓋の用途表示は　○奈良県高圧　○奈良県電気　○　　とする。 ケーブルが直接接触しない場合の金物は接地を省略しても良い。 ケーブル支持材　※設ける 強電弱電用セパレート　○設ける
	○余長	高圧ケーブルは、マンホール、ハンドホールまたはキュービクル内等の１ヶ所で 約３ｍの余長をとる。
	○高圧ケーブル、がいし、端末処理	屋外で高圧ケーブル相互の接続または端末処理を行う場合は、被覆の伸縮対策を施す。
	○外灯	用途　○一般用　○景観照明用 基礎　※本工事（図面番号　　）　○既設　○別途工事 照明用ポール　表面仕上げ　○溶融亜鉛めっき　○ 塗装　○標準色　○指定色 接地　○各ポール毎に接地を施す　○ 開閉器　○配線用遮断器（引き外し装置なし） ○カットアウトスイッチ（素通しヒューズ）
構内通信線路	○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設　○取り外し再取付
	○ふ設方法	○地中埋設式　○架空線式 埋設深さ　図面に記載なき場合は、GL(舗装がある場合は、舗装下面) -600mm以下とする。
	○マンホール及びハンドホール	構造、寸法は　※標準図による。　○図示による。（図面番号　　） 蓋の用途表示は　○奈良県通信　○　　とする。
環境配慮改修工事　一般事項	●石綿作業主任者	適用する　【9.1.2】
	○特別管理産業廃棄物管理責任者	適用する　【9.1.2】
特別管理産業廃棄物等の処理等	●施工計画調査	特別管理産業廃棄物等の調査は次による（適用範囲：　蛍光灯安定器　） 使用状況調査　（製造所名、製造年、型式、種類、数量等） 処分条件調査　（収集運搬業者､処分業者､回収業者､産業廃棄物処理施設等） 調査結果報告書の提出　[5.1.2]
	●分析調査	微量PCBの測定を行う。（ 対象機器：図示　） [5.4.1]
	●特別管理産業廃棄物の処理等	○特別管理産業廃棄物　[5.4.1]（下表） ○特殊な建設副産物の回収及び処理　[7.3.1]（下表）
	○特別管理産業廃棄物等リスト	別図による。（図面番号　　）
石綿処理	●石綿含有建材の調査	施工調査（石綿含有建材の有無）は監督員、工事監理者、受注者立会のもと行う。 目視及び設計図書等による製造年等の確認　【1.5.1】
	○石綿含有建材の分析調査	分析方法 ○JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有測定方法」による ※「建材中の石綿含有率の分析方法」(平成18年8月21日基発第0821002号、基安化発第0821001号及び平成20年2月6日基安化発第0206003号)による。 分析結果報告書を提出する。　【1.5.1】
	○石綿含有保温材等の除去及び処分	除去工法　【9.1.3】【9.1.4】 ○手ばらし　○破砕して除去 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※湿潤化　○固形化 保管場所（　　） 除去した石綿含有保温材等の処分 ○埋立処分(管理型最終処分場)　○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

○特別管理産業廃棄物　[5.4.1]

種　　類	処　理　方　法
○廃石綿等	石綿含有建材の除去等による
○PCBを含む機器類	保管（保管場所：　　） 保管容器は別図による。（図面番号　　）
○PCB含有シーリング	保管（保管場所：　　）
●廃油	●中間処理施設再生処理　○焼却処分
○廃酸／廃アルカリ	製造業者又は専門業者（回収委託） ○中間処理施設再生処理　○中和処理　○焼却処分

○特殊な建設副産物の回収及び処理　[7.3.1]

種　　類	処　理　等
○フロン類	登録回収業者（回収委託）
○ハロン	設備設置業者等（処理委託）
○イオン化式感知器	製造業者等（処理委託）
○六フッ化硫黄（SF6）ガス	製造業者（処理委託）
○特定化学物質	処理業者（処理委託）

区分	項目	内容
環境配慮改修工事　石綿処理	○石綿含有成形板等の除去及び処分	除去する石綿含有成形板の飛散防止措置　【1.3.12】【9.1.5】 ※湿潤化 除去工法 ※作業場の隔離養生を行う。 保管場所（ 工事エリアの保管管理できる場所　） 除去した石綿含有成形板等の処分(石綿含有せっこうボードを除く) ○埋立処分　○中間処理
	○石綿含有仕上塗材の除去及び処分	除去工法　【1.3.12】【9.1.5】 ○湿潤化のうえ手ばらし　○破砕して除去 除去した石綿含有仕上塗材等の飛散防止措置 ※湿潤化　○固形化 保管場所（ 工事エリアの保管管理できる場所　） 除去した石綿含有仕上塗材等の処分 ○埋立処分　○中間処理
	○手続き等	所轄の労働基準監督署及び奈良県景観・環境総合センター(奈良市内においては奈良市保健・環境検査課)に必要な書類の届出を行うこと。また、その内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること。　【1.1.3】【9.1.2】
	○除去後の仕上げ	仕上げ表による。（図面番号　　）　【9.1.1】
	○石綿含有建材リスト	○（　　） ○（　　） ○（　　） ○（　　） ○（　　）

機器取付高さ　　※取付高さは標準であり、監督職員の承諾を受けて変更してもよい。

	名　称	測　点	取付高(mm)
電灯動力共通	引込用計器	地上～窓中心	１，８００～２，０００
	引込開閉器	地上～中心	１，８００～２，２００
電　灯	分電盤	床上～中心	１，５００
	スイッチ(一般)	床上～中心	１，３００
	スイッチ(多機能トイレ)	床上～中心	１，１００
	スイッチ(自動扉用)	床上～中心	１，７００
	コンセント(一般)	床上～中心	３００
	コンセント(和室)	床上～中心	１５０
	コンセント(台上)	台上～中心	１５０～３００
	コンセント(車椅子用)	床上～中心	９００
	コンセント(機械室・車庫)	床上～中心	８００～１，３００
	ブラケット(一般)	床上～中心	２，１００～２，３００
	ブラケット(踊場)	床上～中心	２，０００～２，５００
	ブラケット(鏡上)	鏡上端～下端	５０
動　力	壁掛形制御盤	床上～中心	１，５００
	手元開閉器	床上～中心	１，５００
	操作スイッチ	床上～中心	１，３００
構内情報通信網	壁付アウトレット（一般）	床上～中心	３００
	壁付アウトレット（和室）	床上～中心	１５０
構内交換	端子盤(室内)	床上～下端	３００
	集合保安器箱	天井下～上端	２００
	壁付アウトレット(一般)	床上～中心	１，３００
	壁付アウトレット(和室)	床上～中心	１５０
	掛電話機	床上～中心	１，３００
情報表示	表示盤	床上～中心	２，３００
	壁付発信機	床上～中心	１，３００
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	２，３００
	壁掛形親時計	床上～中心	１，５００
	子時計	床上～中心	２，３００
拡　声	壁掛形スピーカ	床上～中心	２，３００
	壁付アッテネータ	床上～中心	１，３００
誘導支援	テレビインターホン(親機)	床上～下端	１，３００
	テレビインターホン(子機)	床上～呼出釦	１，３００
	外部受付用インターホン(親機)	床上～下端	１，３００
	外部受付用インターホン(子機)	床上～中心	１，０００
	外部受付用インターホン(呼出ボタン)	床上～中心	６００以下
	壁付押しボタン（ひも付）(トイレ等呼出)	便器座面～中心	４００～５５０
		床上～中心	４００
	壁付握りボタン(トイレ等呼出)	床上～中心	１，１００以下
	壁付呼出表示灯（トイレ等呼出）	床上～中心	(天井高)×０．９
	壁付復帰ボタン（トイレ等呼出）	床上～中心	１，３００
	壁付インターホン(一般)	床上～中心	１，３００
	壁付アウトレット(一般)	床上～中心	１，３００
	壁付アウトレット(和室)	床上～中心	１５０
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	２００
	直列ユニット(一般)	床上～中心	３００
	直列ユニット(和室)	床上～中心	１５０
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	８００～１，５００
	機器収容箱	床上～中心	８００～１，５００
	発信機	床上～中心	８００～１，５００
	ベル	床上～中心	２，３００
	表示灯	床上～中心	２，１００
	液化石油ガス用検知器	床上～上端	３００

備考

有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 No.2023(ほ)1925号 一級建築士　柳本博文 No.223096号	設計責任者	設計担当者	
プロジェクト番号	プロジェクト名　旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付　2025.01.29	図面番号　E-03	
	図名　電気設備工事特記仕様書３	尺度　＿		

引込開閉器盤

SW-1
屋外防水
壁掛型

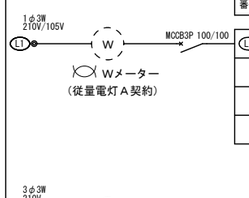

回路番号	負荷容量	負荷名称	配管配線サイズ
L1	13.3 KVA	S-2	EM-CET60sq(GP70)
M1	5.56 KW	S-2	EM-CET22sq(GP54)

盤姿図（参考図）

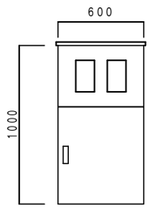

*屋外屋根付壁掛型　（防水型）
*参考　Wメーター取付スペース（１φ、３Φ）付　網入りｶﾞﾗｽ
*６００Ｗ×１０００Ｈ×２５０Ｄ（寸法は参考）

S-2
屋外防水
壁掛型

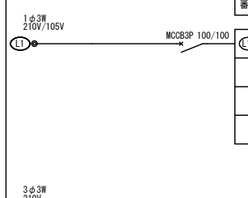

回路番号	負荷容量	負荷名称	配管配線サイズ
L1	13.3 KVA	L-1	EM-CET38sqE8sq×2(GP54)
M1	5.56 KW	空調室外機	EM-CE5.5sq-3C E2.0(GP28)

盤姿図（参考図）

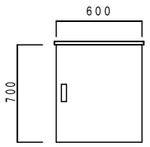

*屋外屋根付壁掛型　（防水型）

*６００Ｗ×７００Ｈ×２５０Ｄ（寸法は参考）

電灯分電盤

L-1
屋内
壁掛型
24.0 kW

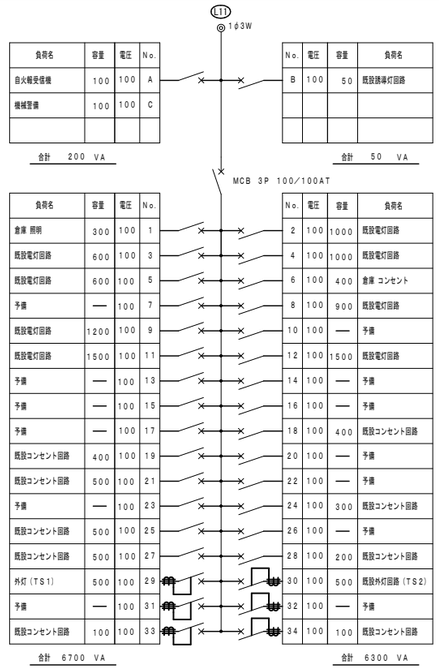

負荷名	容量	電圧	No.
自火報受信機	100	100	A
機械警備	100	100	C
合計　200 VA			

No.	電圧	容量	負荷名
B	100	50	既設誘導灯回路
合計　50 VA			

負荷名	容量	電圧	No.
倉庫 照明	300	100	1
既設電灯回路	600	100	3
既設電灯回路	600	100	5
予備	—	100	7
既設電灯回路	1200	100	9
既設電灯回路	1500	100	11
予備	—	100	13
予備	—	100	15
予備	—	100	17
既設コンセント回路	400	100	19
既設コンセント回路	500	100	21
予備	—	100	23
既設コンセント回路	500	100	25
既設コンセント回路	500	100	27
外灯（TS1）	500	100	29
予備	—	100	31
既設コンセント回路	100	100	33
合計　6700 VA			

No.	電圧	容量	負荷名
2	100	1000	既設電灯回路
4	100	1000	既設電灯回路
6	100	400	倉庫 コンセント
8	100	900	既設電灯回路
10	100	—	予備
12	100	1500	既設電灯回路
14	100	—	予備
16	100	—	予備
18	100	400	既設コンセント回路
20	100	—	予備
22	100	—	予備
24	100	300	既設コンセント回路
26	100	—	予備
28	100	200	既設コンセント回路
30	100	500	既設外灯回路（TS2）
32	100	—	予備
34	100	100	既設コンセント回路
合計　6300 VA			

主幹：MCB　3P　100AF／100AT
分岐：MCB　2P　30AF／20AT　×32
　　ELB　2P　30AF／20AT　×6（30mA）

盤姿図（参考図）

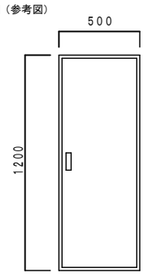

*屋内壁掛型
*５００Ｗ×１２００Ｈ×２００Ｄ（寸法は参考）

付属品	
照明専用制御ユニット　（SCU-L）	1
2回路独立ソーラータイマー（TB251201N）	1
24時間タイマースイッチ（TB4501）	－

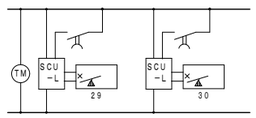

照明器具姿図

※品番は公共施設型番 もしくは参考品番としてパナソニックを示す。
※参考品番はメーカーを指定するものでない。

T42　直付型４０形　Ｗ２３０

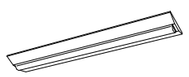

公共施設型番
ＬＳＳ１０－４－４８

T41　直付型４０形　Ｗ１５０

公共施設型番
ＬＳＳ９－４－２３

TP1　水銀灯２５０形相当

タイマー段調光付

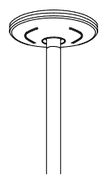

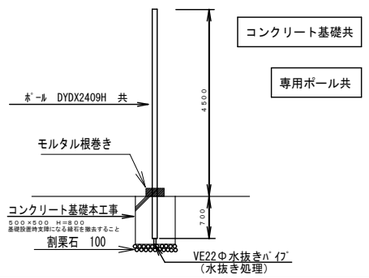

参考品番
パナソニック　ＮＮＹ２２１２７ＺＬＦ９

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名	作成日付	図面番号
		一級建築士　柳本博文 №223096号			図名	旧平和保育園解体整備事業 工事設計図 盤結線図・照明器具姿図	2025.01.29 尺度 —	E-04

金属鋲

改修前

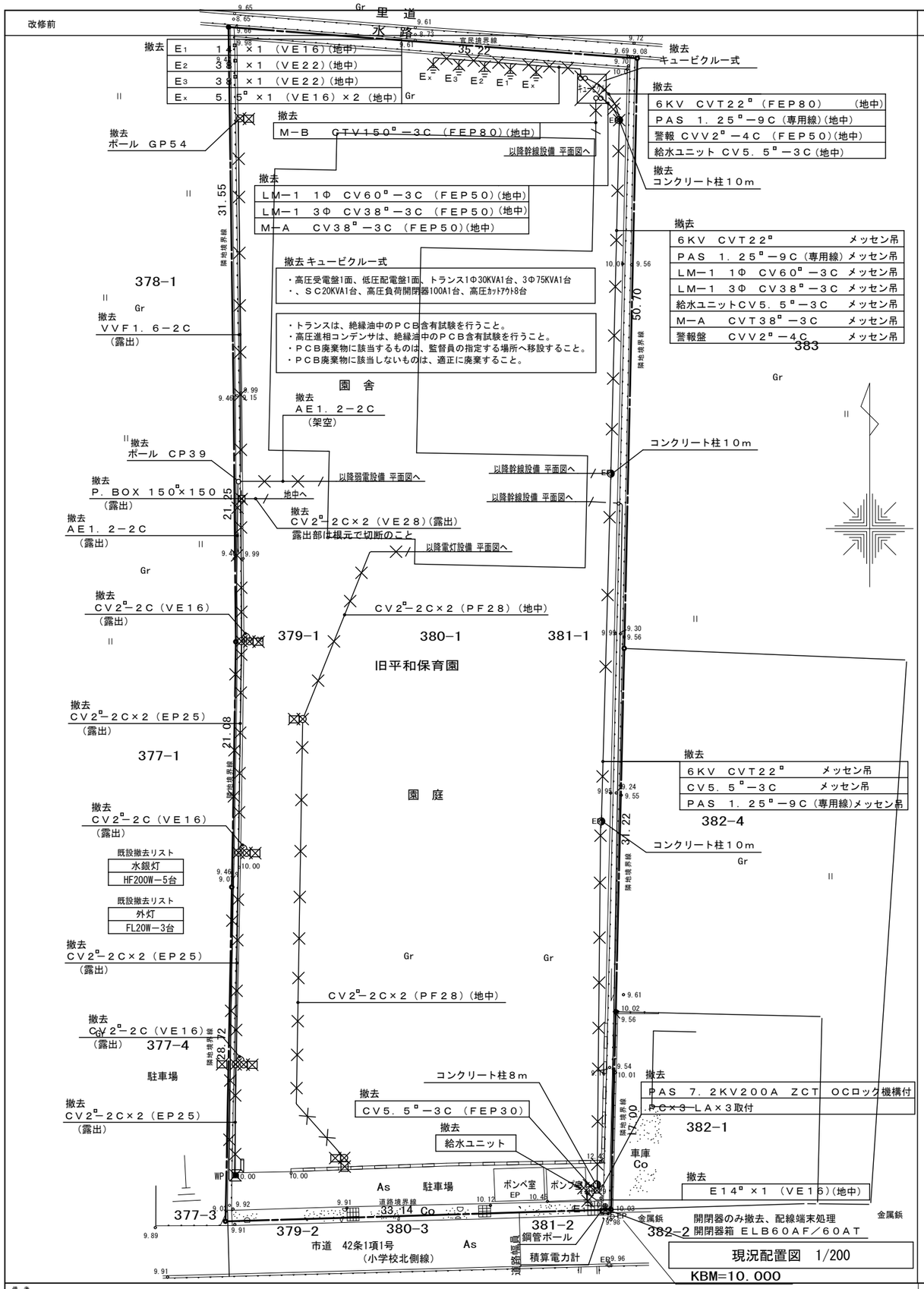

改修後

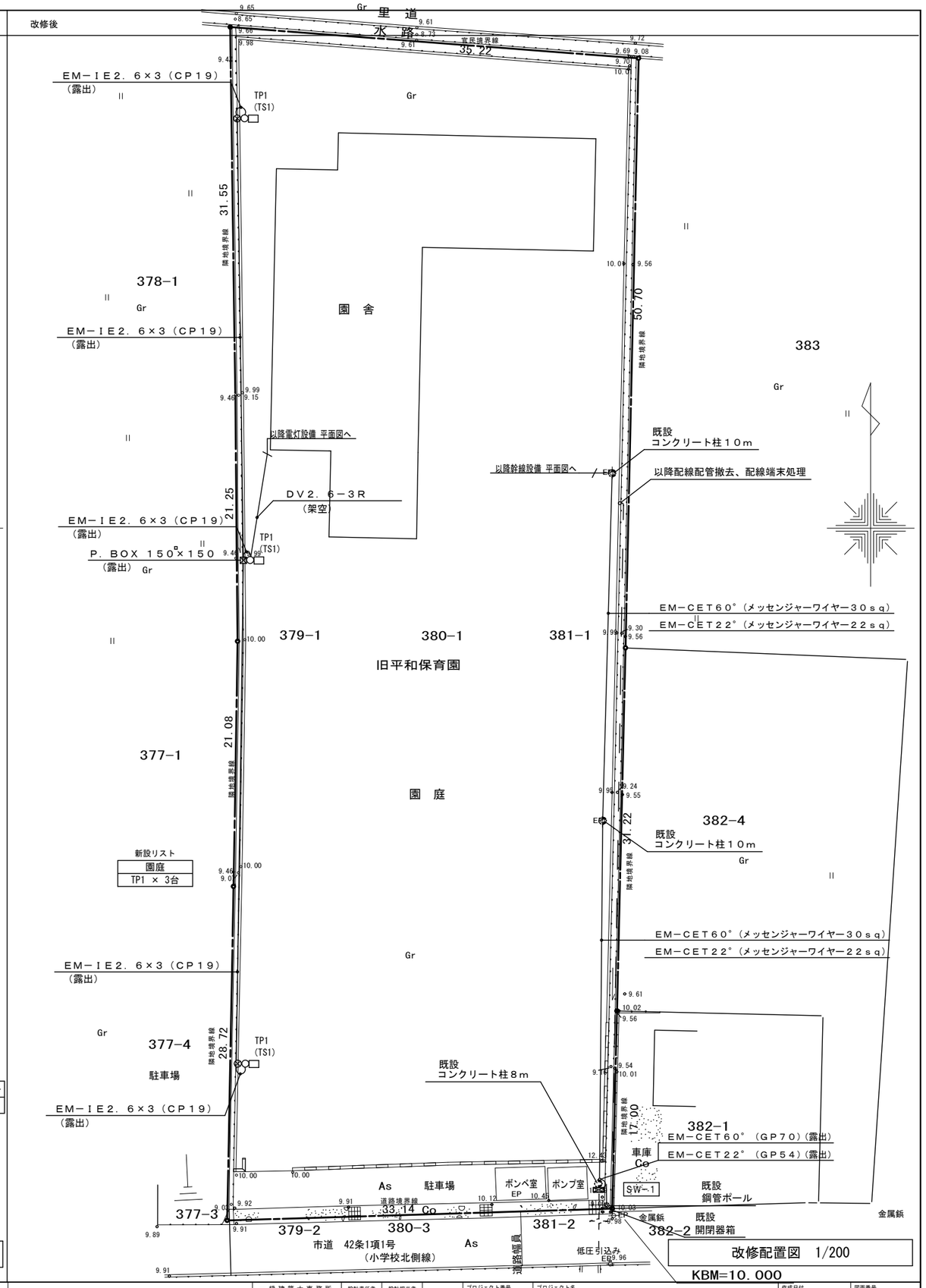

備考

有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者 / 設計担当者	プロジェクト番号 / プロジェクト名: 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付: 2025.01.29	図面番号 E-05
			図名: 引込受変電設備（現況、撤去・改修）配置図	尺度 A1 1/200 A3 1/400	

改修前

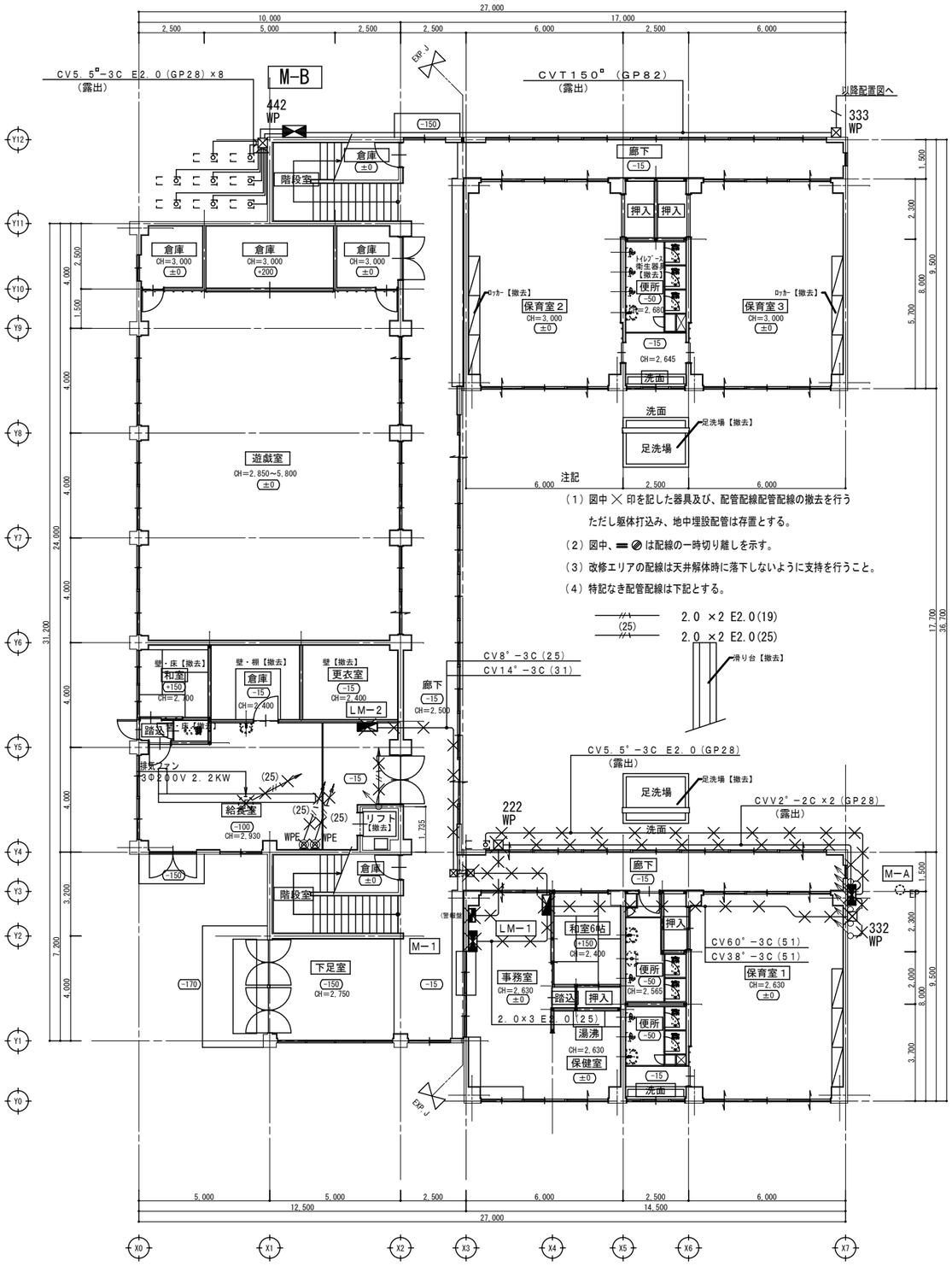

1階平面図 1/100

改修後

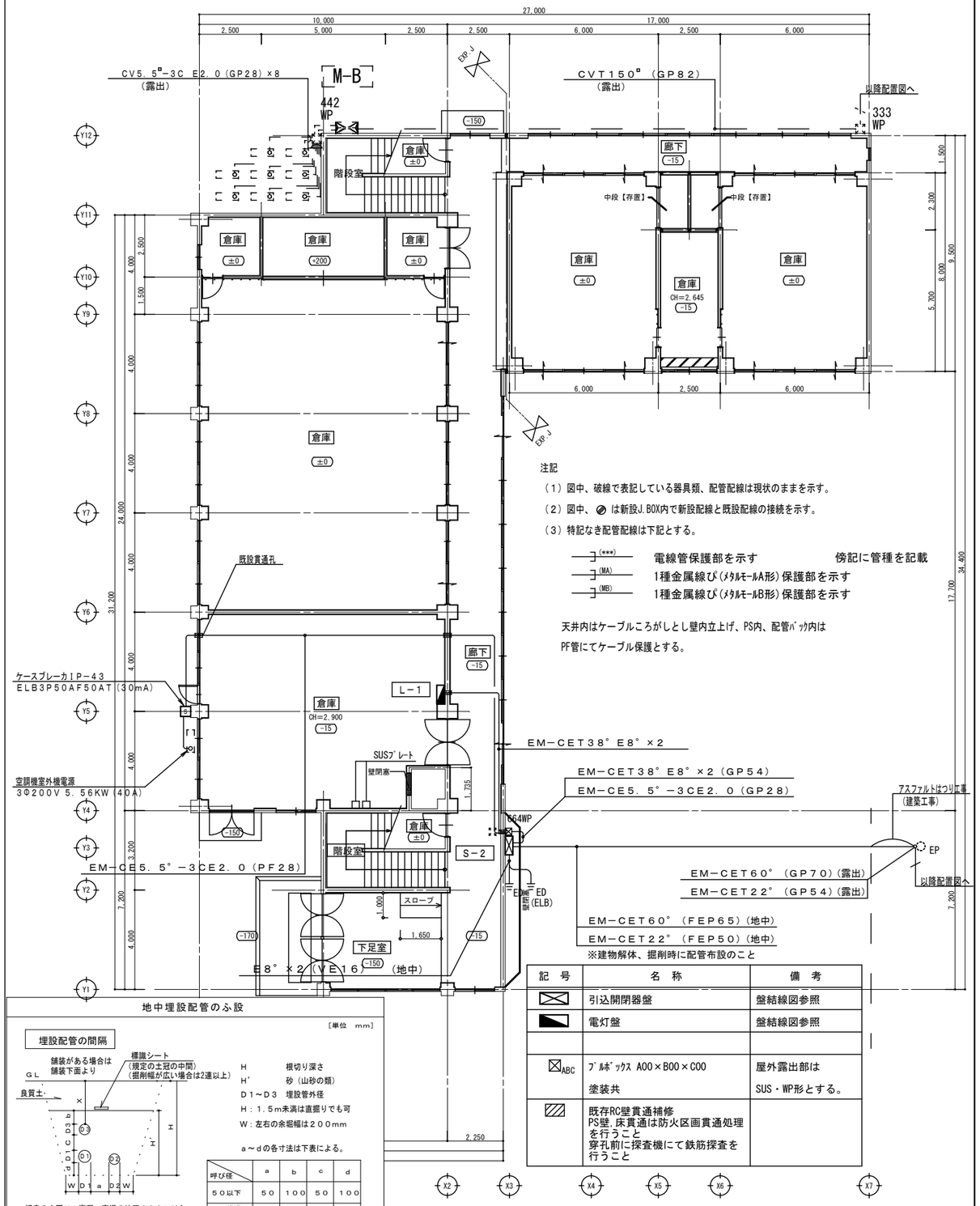

1階平面図 1/100

地中埋設配管のふ設

埋設配管の間隔

呼び径	a	b	c	d
50以下	50	100	50	100
50超過～150以下	70	100	70	100
150超過	100	100	100	100

規定の土冠X＝高圧、車道の地下600mm以上
上記以外は300mm以上
但し、公道横断部については、この限りでない。

[単位 mm]

記号	名称	備考
⊠	引込開閉器盤	盤結線図参照
◥	電灯盤	盤結線図参照
⊠ABC	プルボックス A00×B00×C00 塗装共	屋外露出部は SUS・WP形とする。
▨	既存RC壁貫通補修 PS壁、床貫通は防火区画貫通処理を行うこと 穿孔前に探査機にて鉄筋探査を行うこと	

備考

有限会社 創和建築事務所
一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号
一級建築士 柳本博文 №223096号

設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名	作成日付	図面番号
			旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	2025.01.29	E-06
		図名	幹線設備(現況、撤去・改修)1階平面図	尺度 A1 1/100 A3 1/200	

改修前

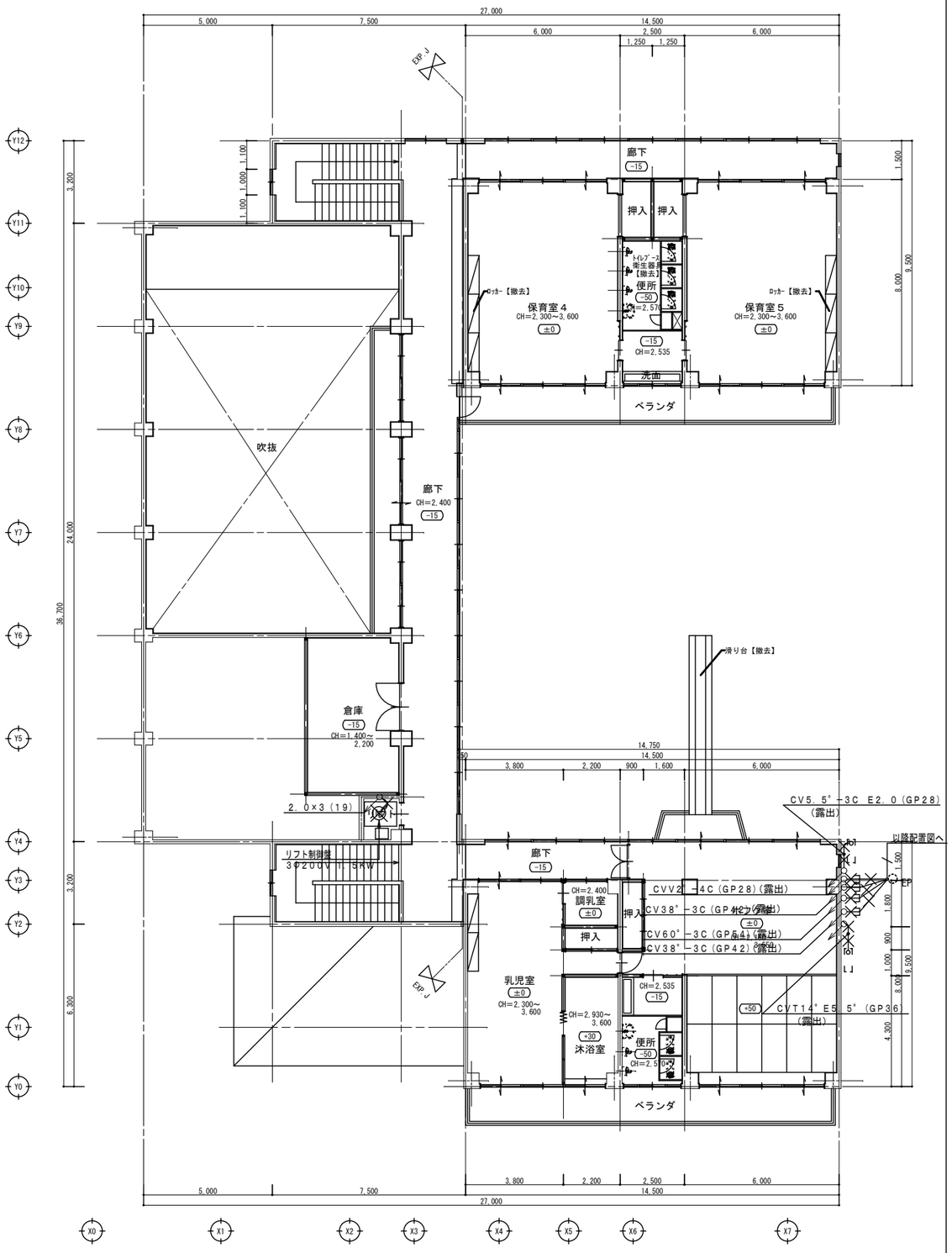

2階平面図 1/100

改修後

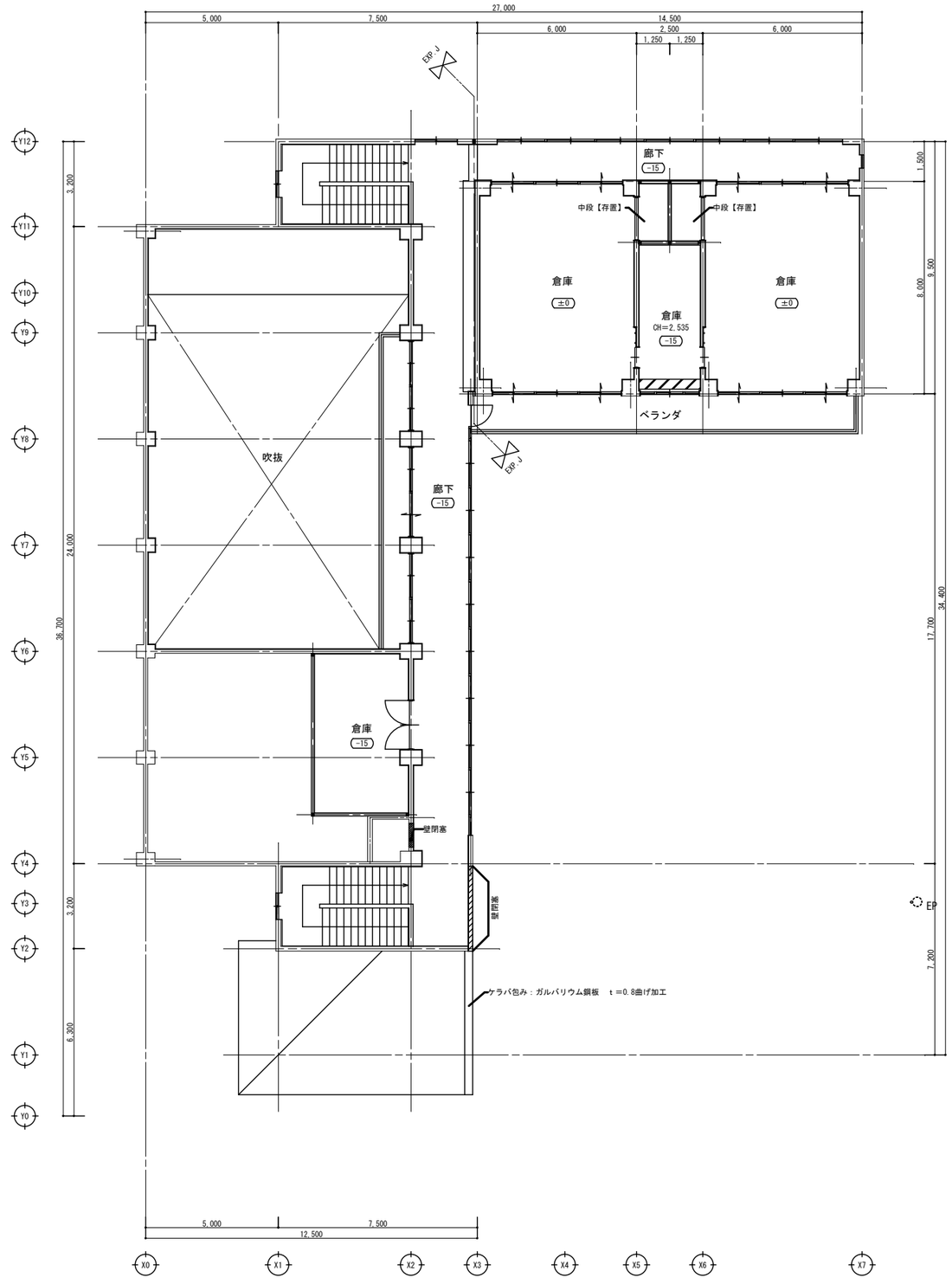

2階平面図 1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.29	図面番号
					図名	幹線設備（現況、撤去・改修）2階平面図	尺度 A1 1/100 A3 1/200	E-07

改修前

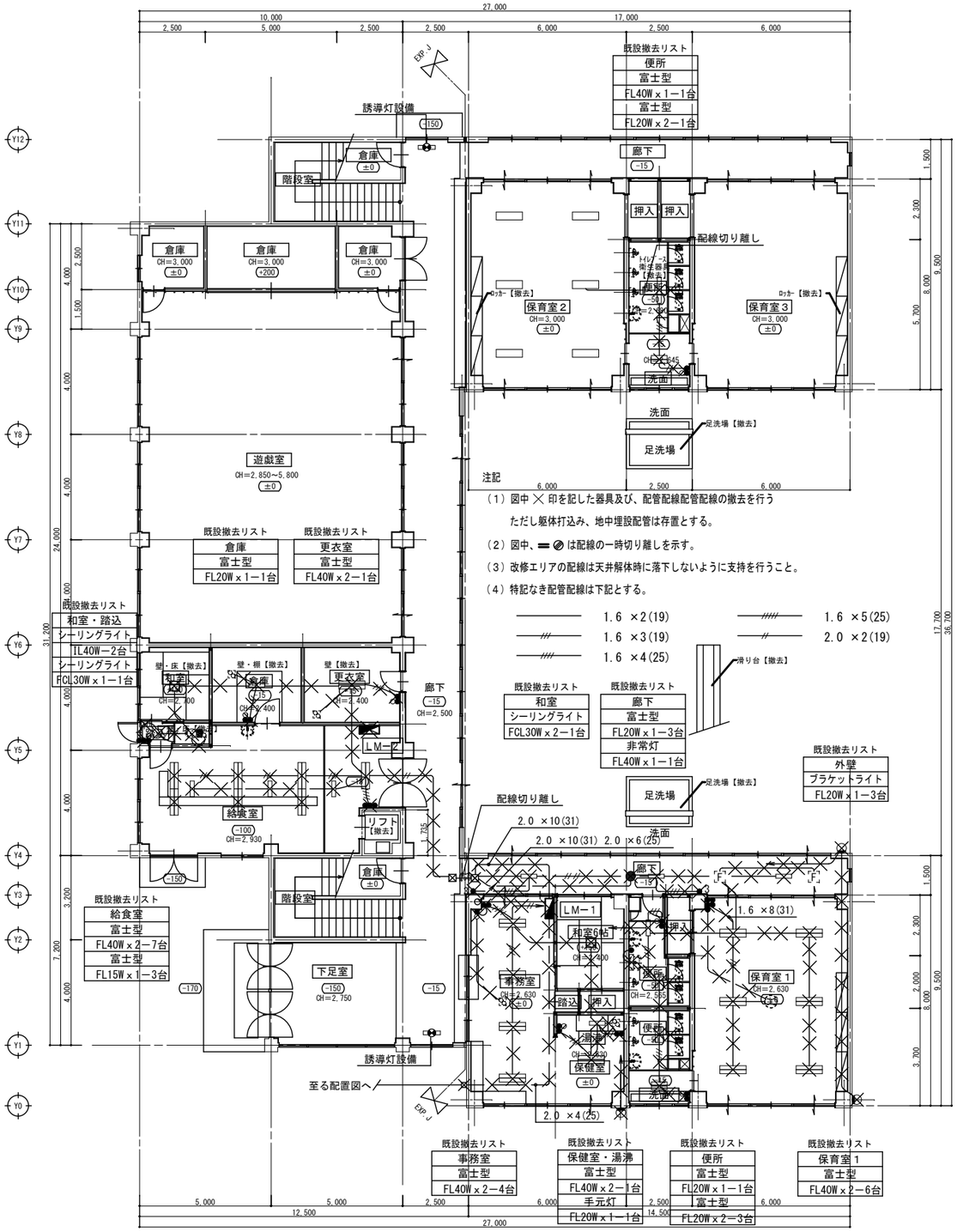

1階平面図 1/100

改修後

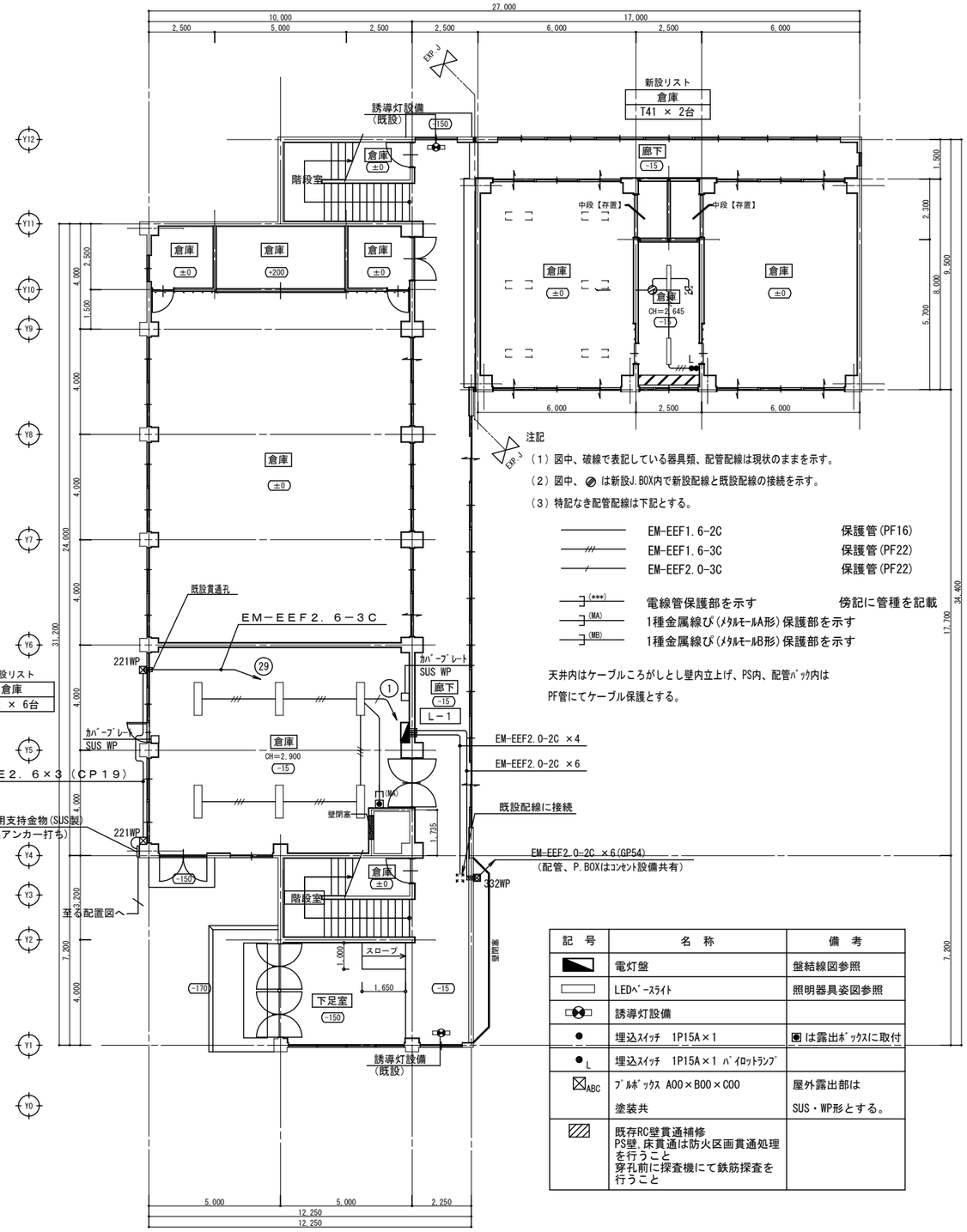

記号	名称	備考
	電灯盤	盤結線図参照
	LEDﾍﾞｰｽﾗｲﾄ	照明器具姿図参照
	誘導灯設備	
●	埋込ｽｲｯﾁ 1P15A×1	◉ は露出ﾎﾞｯｸｽに取付
●L	埋込ｽｲｯﾁ 1P15A×1 ﾊﾟｲﾛｯﾄﾗﾝﾌﾟ	
⊠ABC	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ A00×B00×C00 塗装共	屋外露出部は SUS・WP形とする。
▨	既存RC壁貫通補修 PS壁,床貫通は防火区画貫通処理を行うこと 穿孔前に探査機にて鉄筋探査を行うこと	

1階平面図 1/100

備考

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号
一級建築士 柳本博文 №223096号

設計責任者 設計担当者

プロジェクト番号
プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図
作成日付 2025.01.29
図名 電灯設備（現況、撤去・改修）1階平面図
尺度 A1 1/100 A3 1/200
図面番号 E-08

改修前

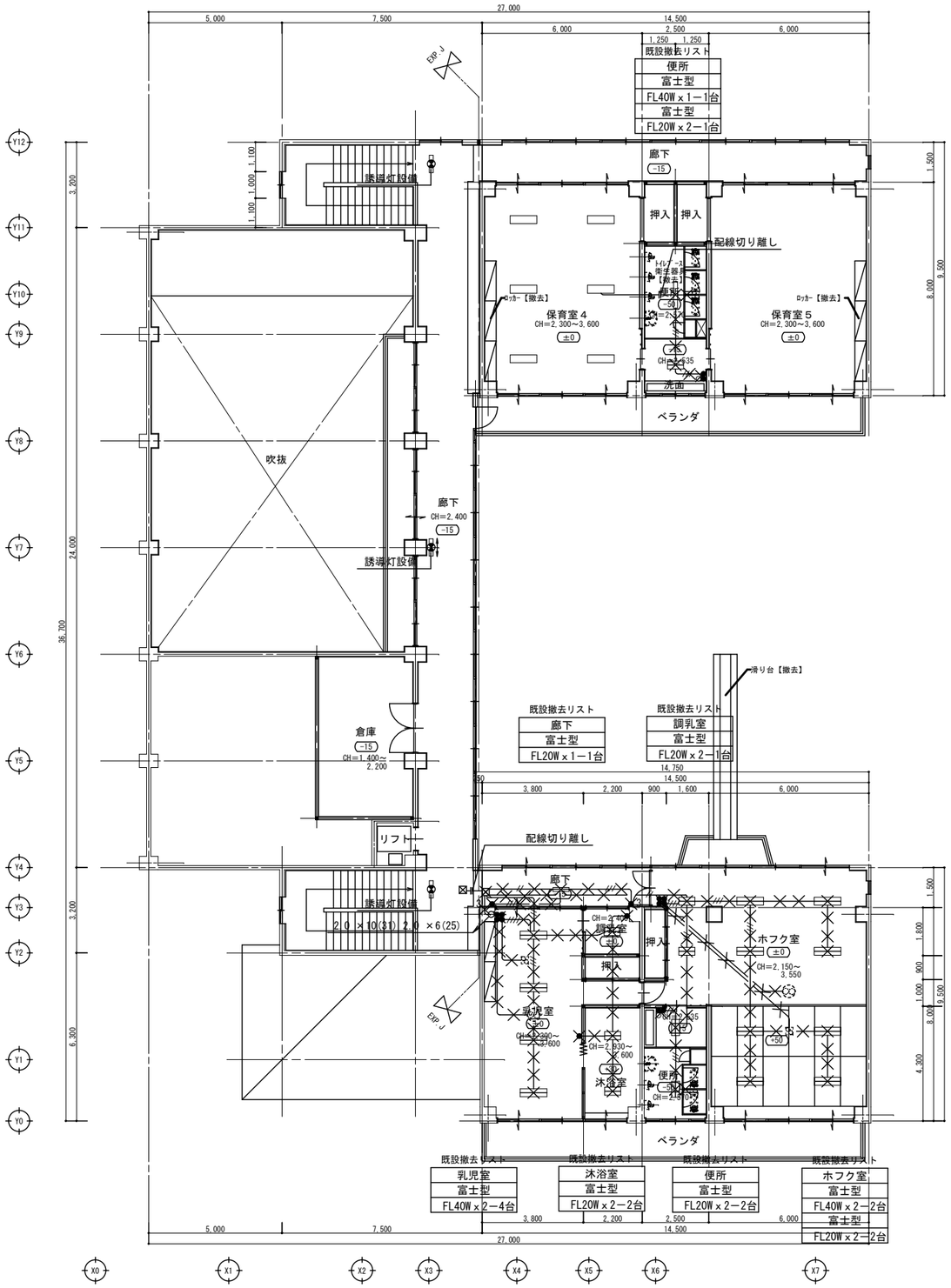

2階平面図　1/100

改修後

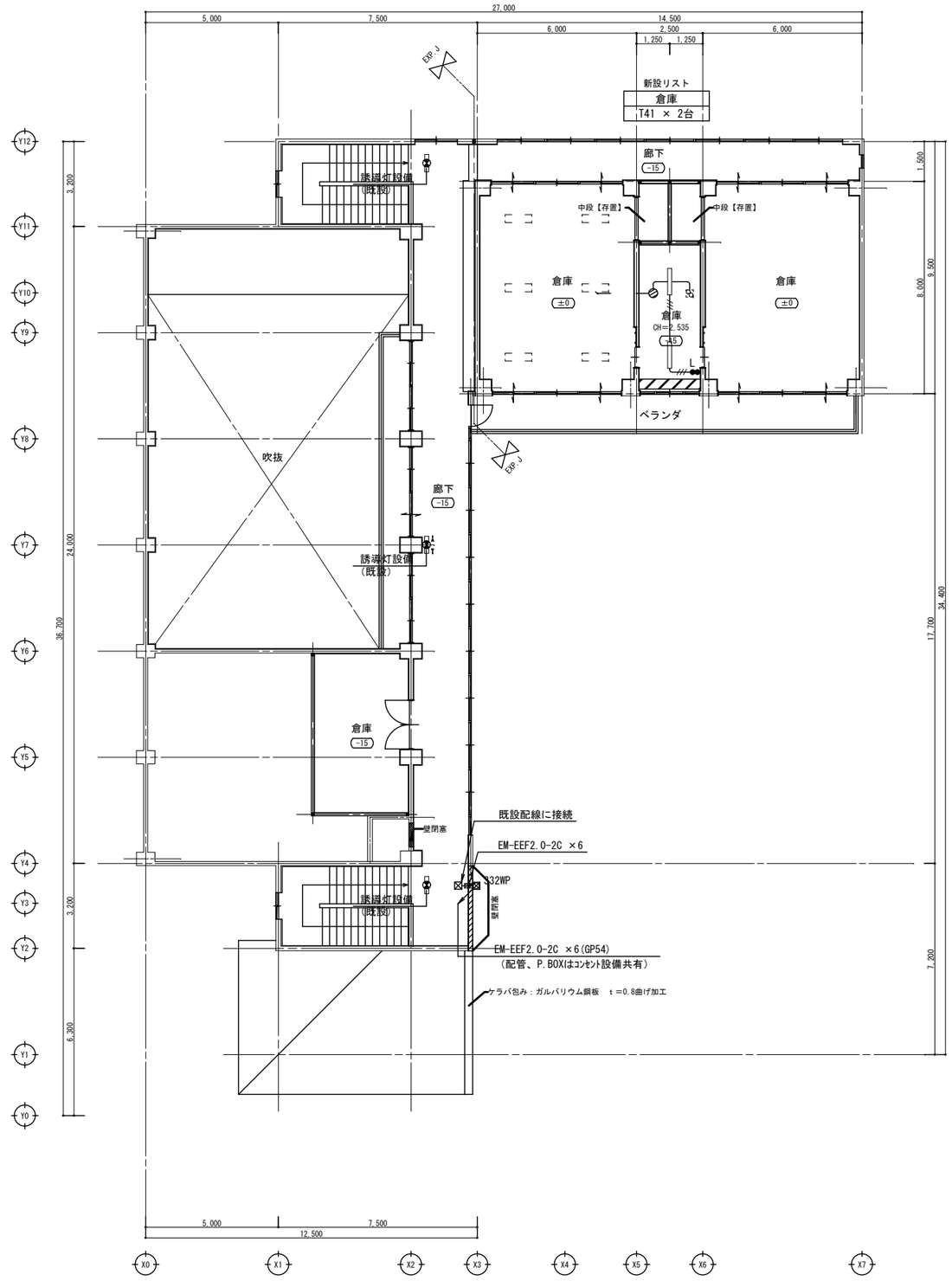

2階平面図　1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.29	図面番号
					図名	電灯設備（現況、撤去・改修）2階平面図	尺度 A1 1/100 A3 1/200	E-09

改修前

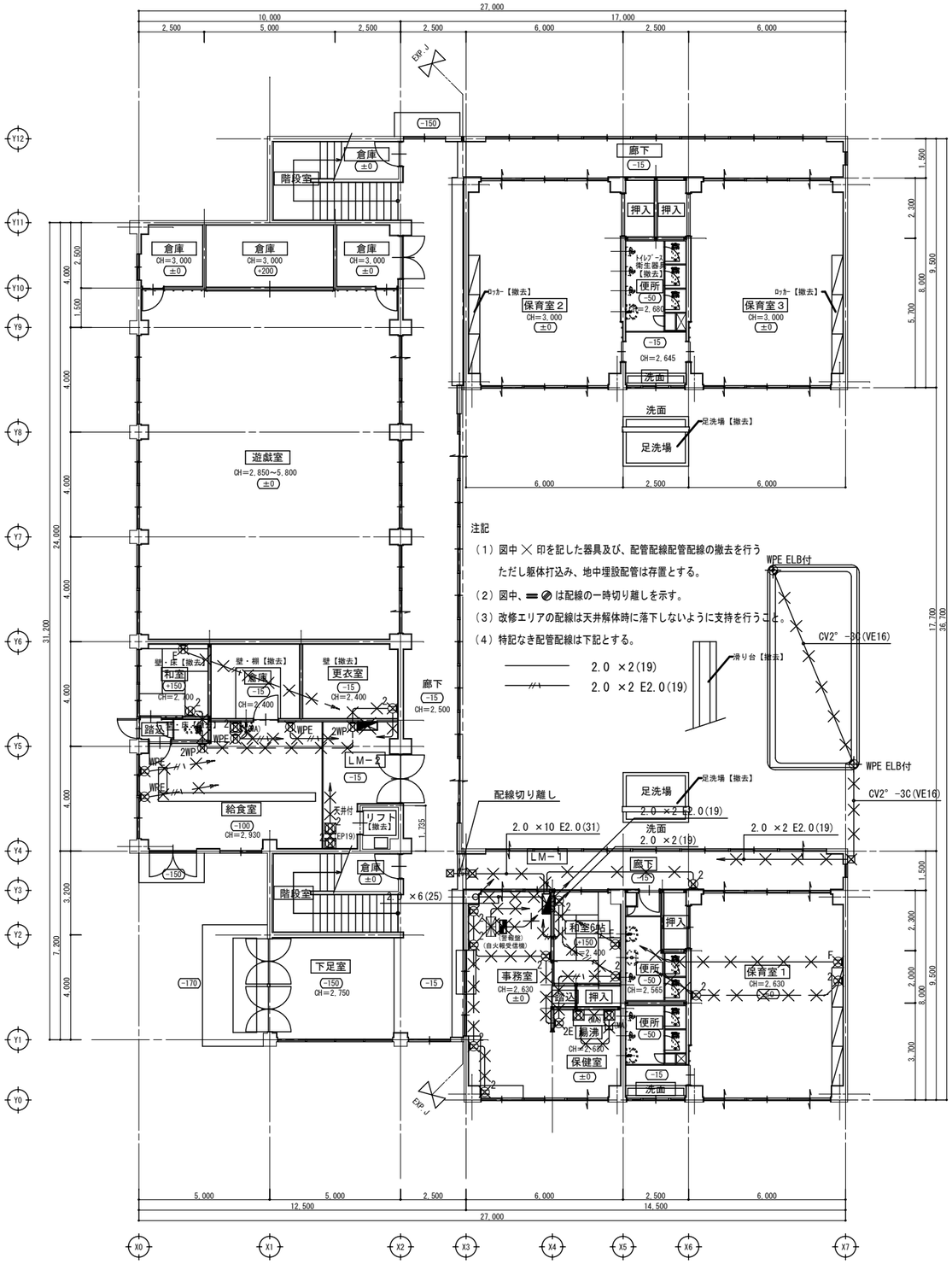

注記

（1）図中 ╳ 印を記した器具及び、配管配線配管配線の撤去を行う
ただし躯体打込み、地中埋設配管は存置とする。

（2）図中、═ ⊘ は配線の一時切り離しを示す。

（3）改修エリアの配線は天井解体時に落下しないように支持を行うこと。

（4）特記なき配管配線は下記とする。

2.0 ×2(19)

2.0 ×2 E2.0(19)

1階平面図 1/100

改修後

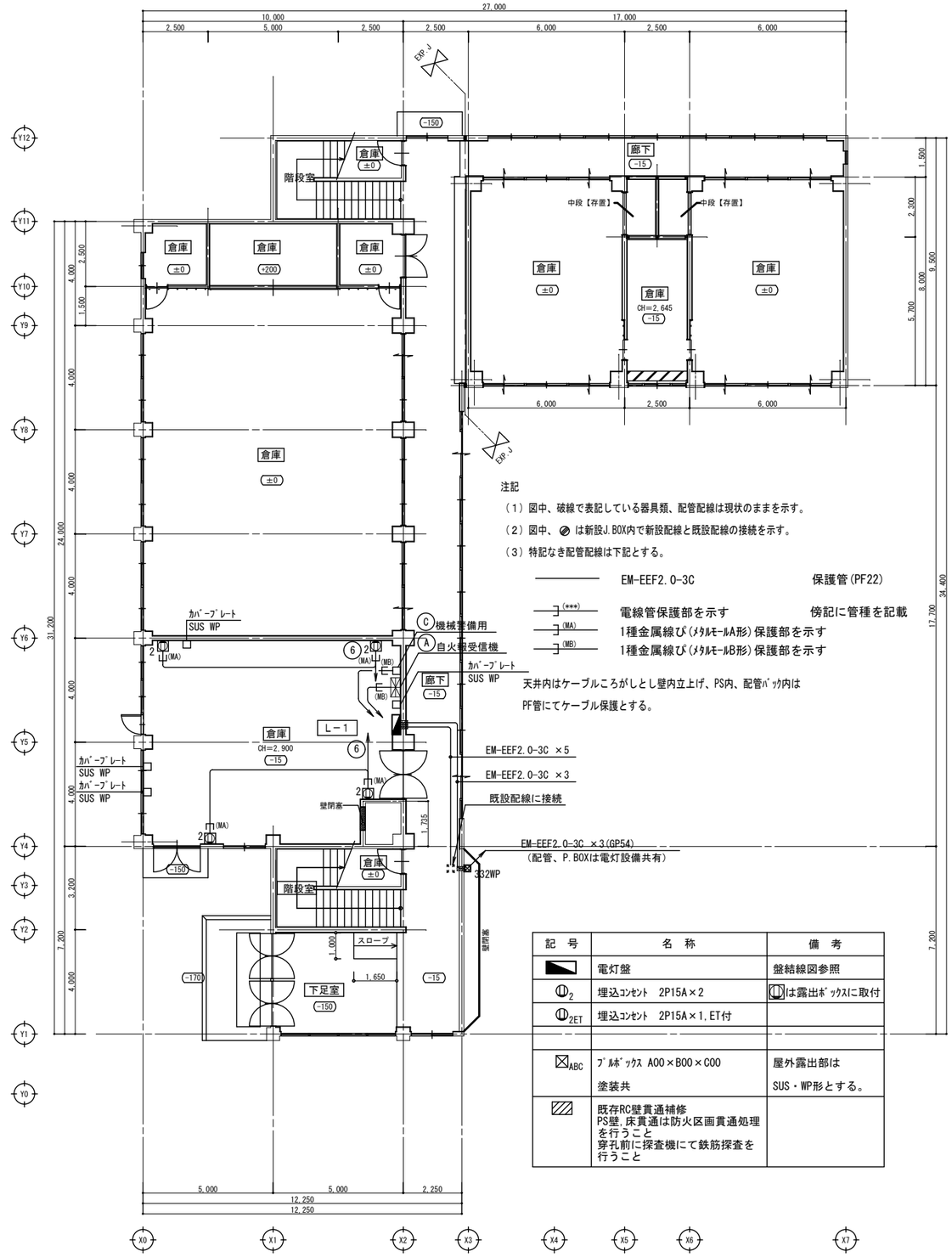

注記

（1）図中、破線で表記している器具類、配管配線は現状のままを示す。

（2）図中、⊘ は新設J.BOX内で新設配線と既設配線の接続を示す。

（3）特記なき配管配線は下記とする。

————	EM-EEF2.0-3C	保護管(PF22)
┐(***)	電線管保護部を示す	傍記に管種を記載
┐(MA)	1種金属線ぴ(メタルモールA形)保護部を示す	
┐(MB)	1種金属線ぴ(メタルモールB形)保護部を示す	

天井内はケーブルころがしとし壁内立上げ、PS内、配管パック内は
PF管にてケーブル保護とする。

記号	名称	備考
◣	電灯盤	盤結線図参照
⊕2	埋込コンセント 2P15A×2	⊕は露出ボックスに取付
⊕2ET	埋込コンセント 2P15A×1,ET付	
⊠ABC	プルボックス A00×B00×C00 塗装共	屋外露出部は SUS・WP形とする。
▨	既存RC壁貫通補修 PS壁,床貫通は防火区画貫通処理を行うこと 穿孔前に探査機にて鉄筋探査を行うこと	

1階平面図 1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.29
					図名 コンセント設備（現況、撤去・改修）1階平面図		尺度 A1 1/100 A3 1/200
							図面番号 E-10

改修前

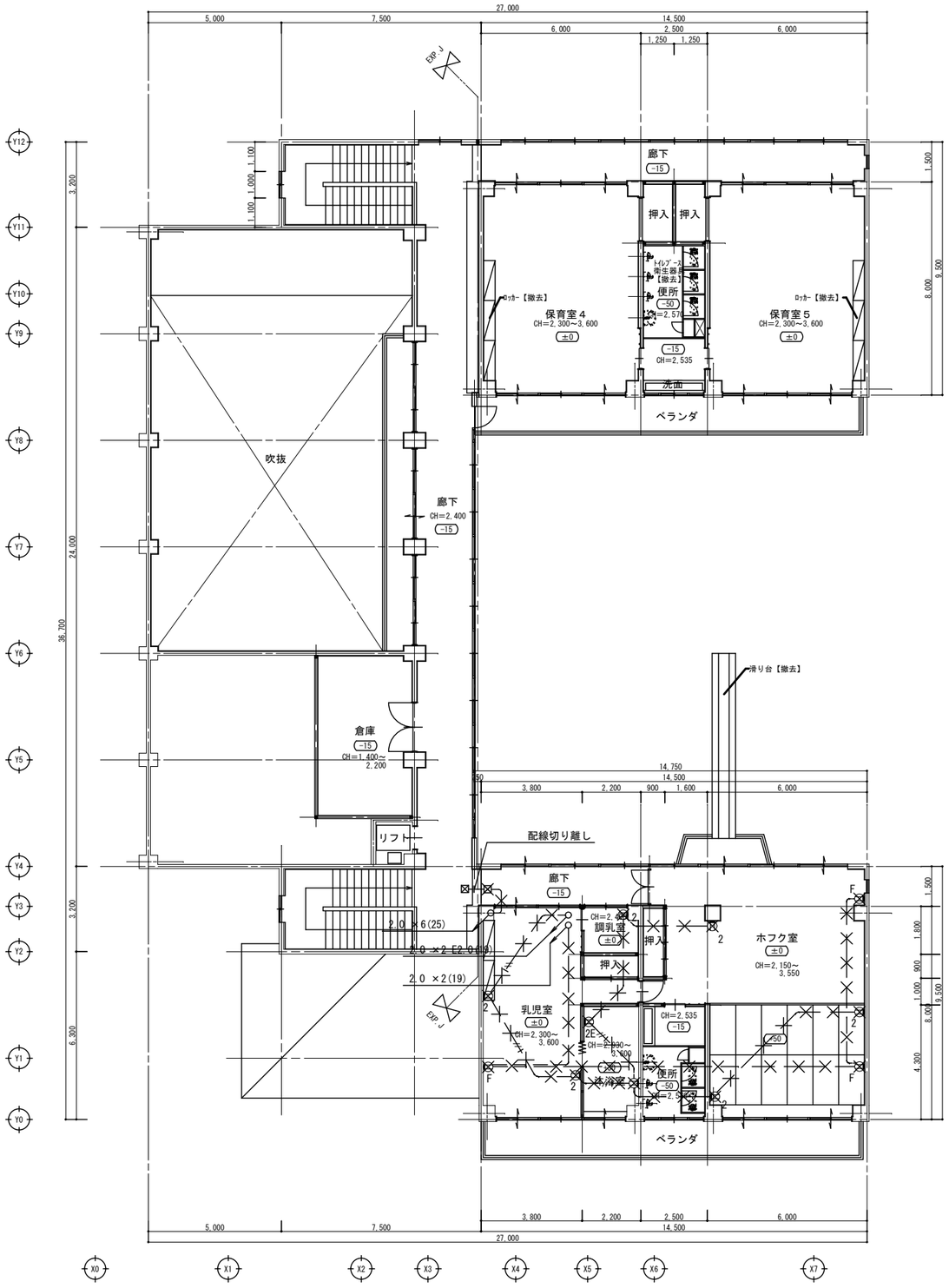

2階平面図　1/100

改修後

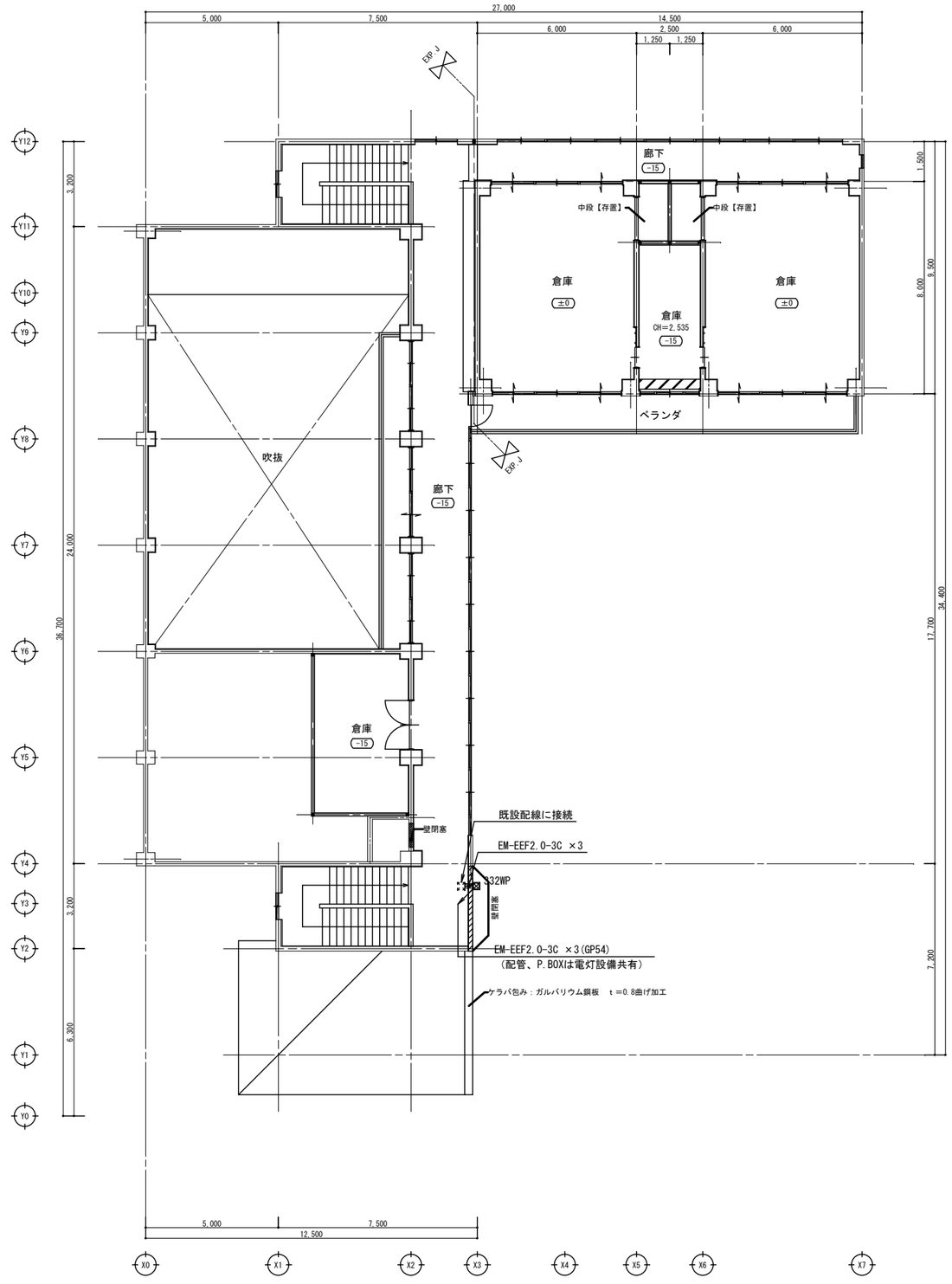

2階平面図　1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.29
					図名 コンセント設備（現況、撤去・改修）2階平面図		尺度 A1 1/100 A3 1/200
							図面番号 E-11

改修前

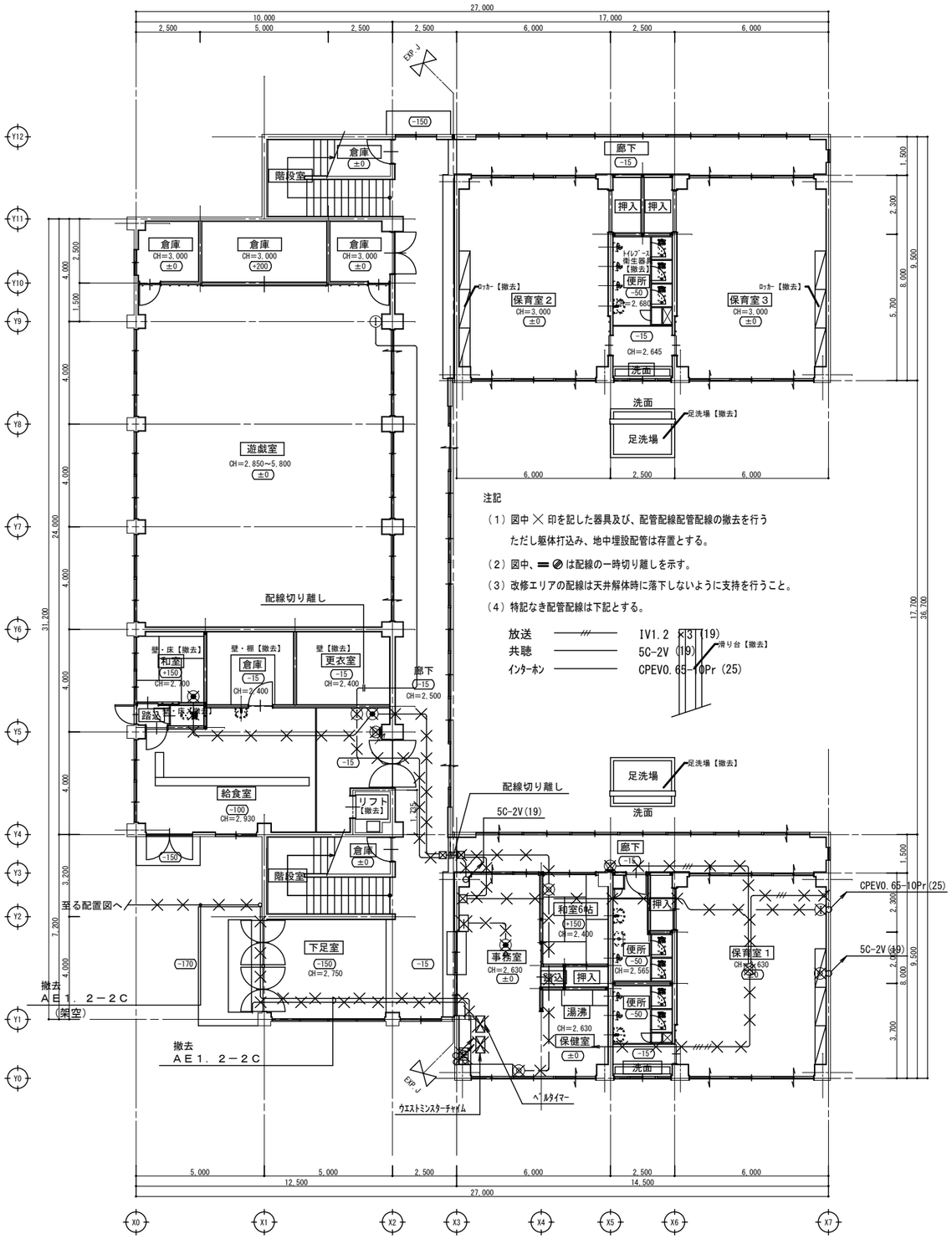

1階平面図 1/100

改修後

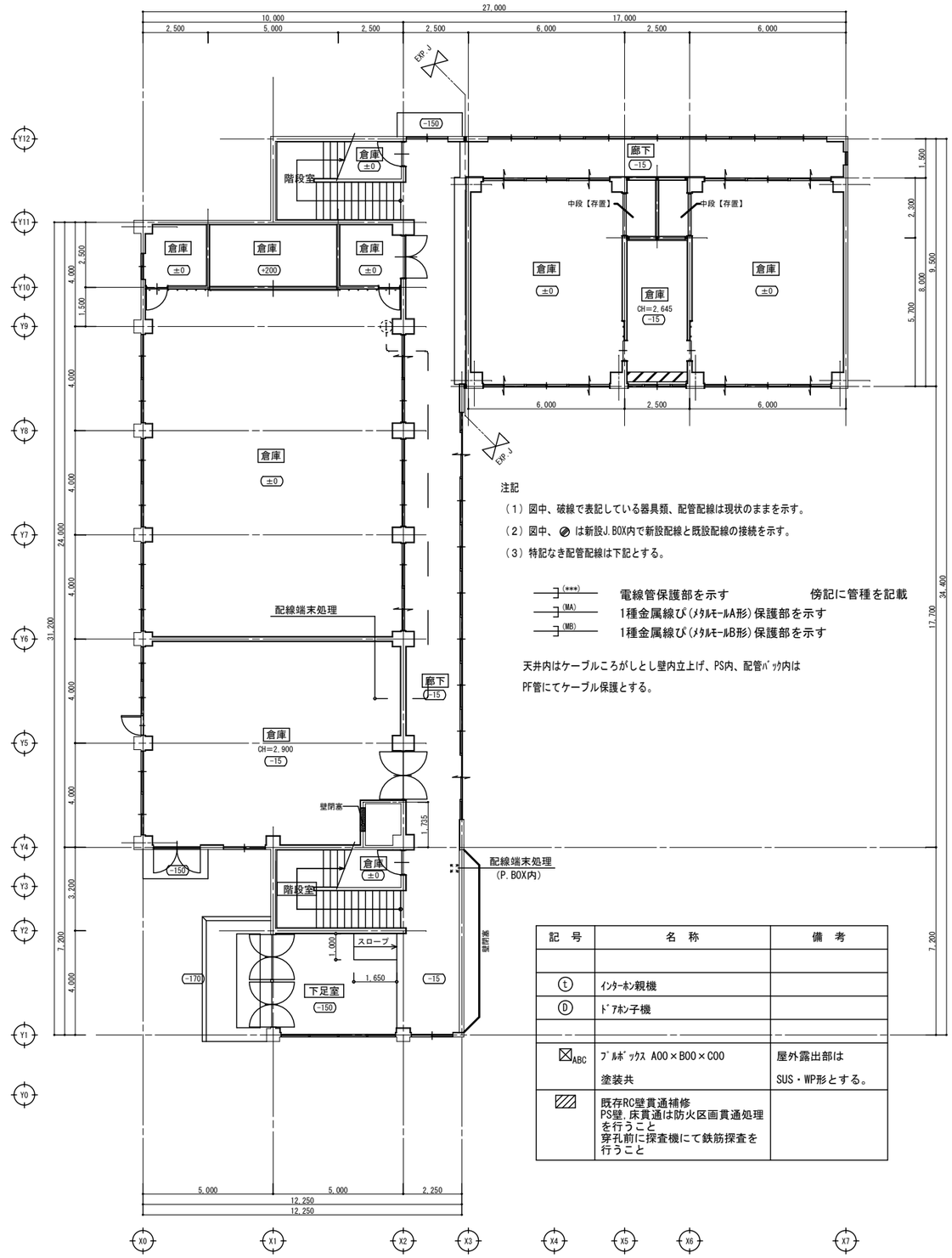

注記

（1）図中 ╳ 印を記した器具及び、配管配線配管配線の撤去を行う
　　ただし躯体打込み、地中埋設配管は存置とする。

（2）図中、═ ⊘ は配線の一時切り離しを示す。

（3）改修エリアの配線は天井解体時に落下しないように支持を行うこと。

（4）特記なき配管配線は下記とする。

注記

（1）図中、破線で表記している器具類、配管配線は現状のままを示す。

（2）図中、⊘ は新設J.BOX内で新設配線と既設配線の接続を示す。

（3）特記なき配管配線は下記とする。

(***) 電線管保護部を示す　　傍記に管種を記載

(MA) 1種金属線ぴ(メタルモールA形)保護部を示す

(MB) 1種金属線ぴ(メタルモールB形)保護部を示す

天井内はケーブルころがしとし壁内立上げ、PS内、配管ﾊﾟｯｸ内は
PF管にてケーブル保護とする。

記号	名称	備考
Ⓣ	ｲﾝﾀｰﾎﾝ親機	
Ⓓ	ﾄﾞｱﾎﾝ子機	
⊠ABC	ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽ A00×B00×C00 塗装共	屋外露出部は SUS・WP形とする。
▨	既存RC壁貫通補修 PS壁,床貫通は防火区画貫通処理を行うこと 穿孔前に探査機にて鉄筋探査を行うこと	

1階平面図 1/100

備考

有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.29
				図名 弱電設備（現況、撤去・改修）1階平面図	尺度 A1 1/100 A3 1/200	図面番号 E-12

改修前

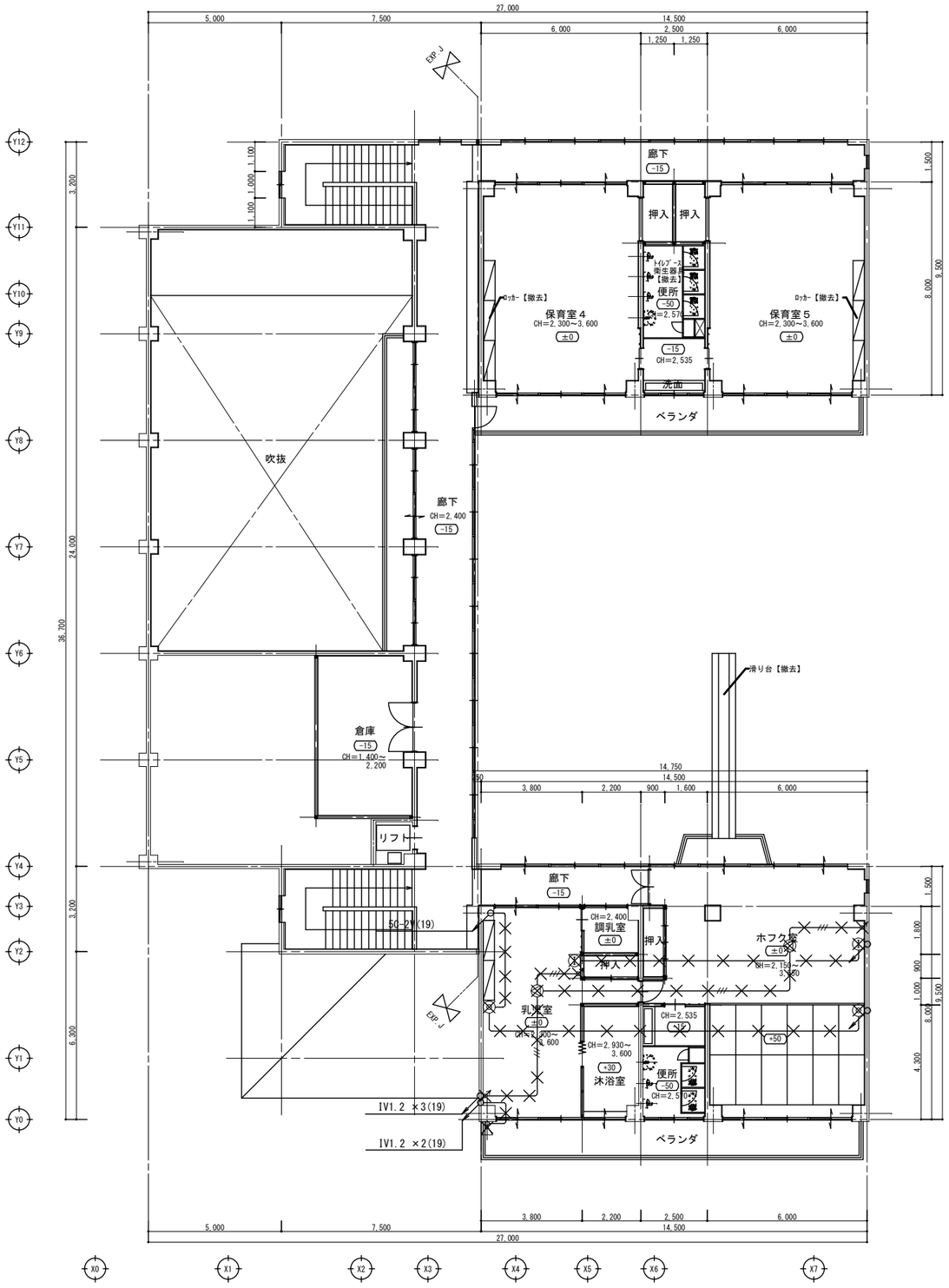

2階平面図 1/100

改修後

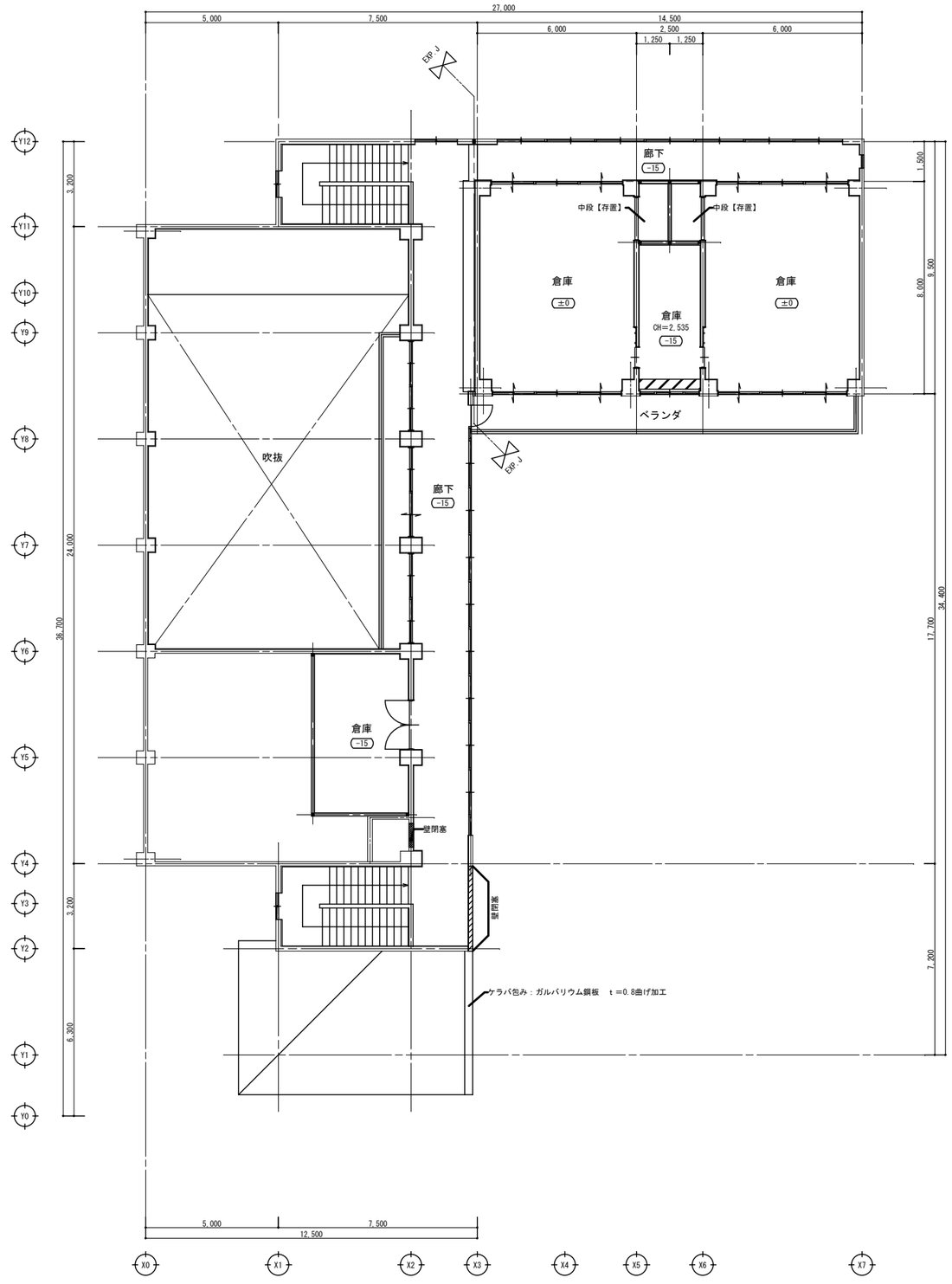

2階平面図 1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.29	図面番号
					図名	弱電設備（現況、撤去・改修）2階平面図	尺度 A1 1/100 A3 1/200	E-13

改修前

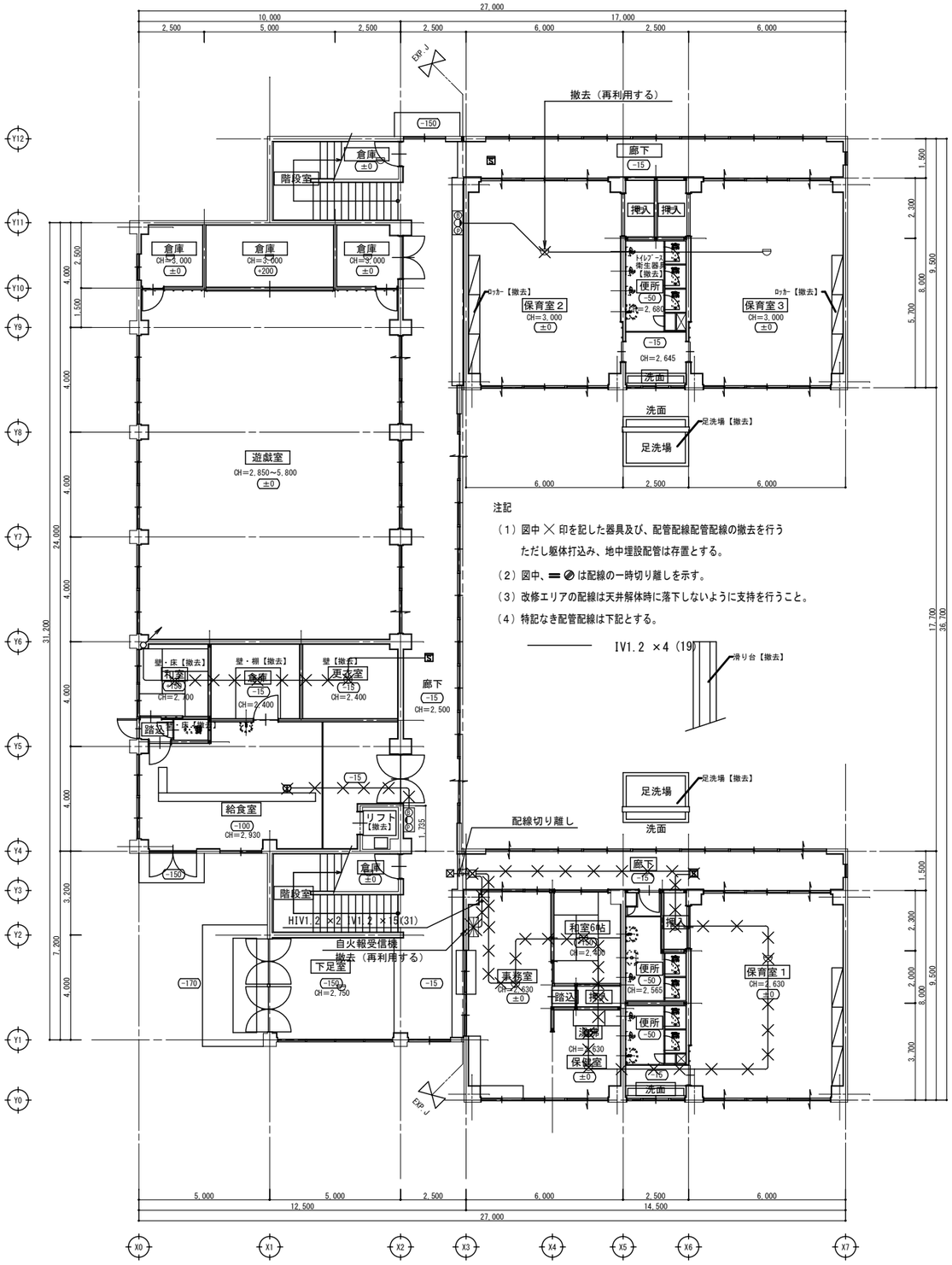

注記

（1）図中 ╳ 印を記した器具及び、配管配線配管配線の撤去を行う
ただし躯体打込み、地中埋設配管は存置とする。

（2）図中、═ ⊘ は配線の一時切り離しを示す。

（3）改修エリアの配線は天井解体時に落下しないように支持を行うこと。

（4）特記なき配管配線は下記とする。

IV1.2 ×4 (19)

1階平面図 1/100

改修後

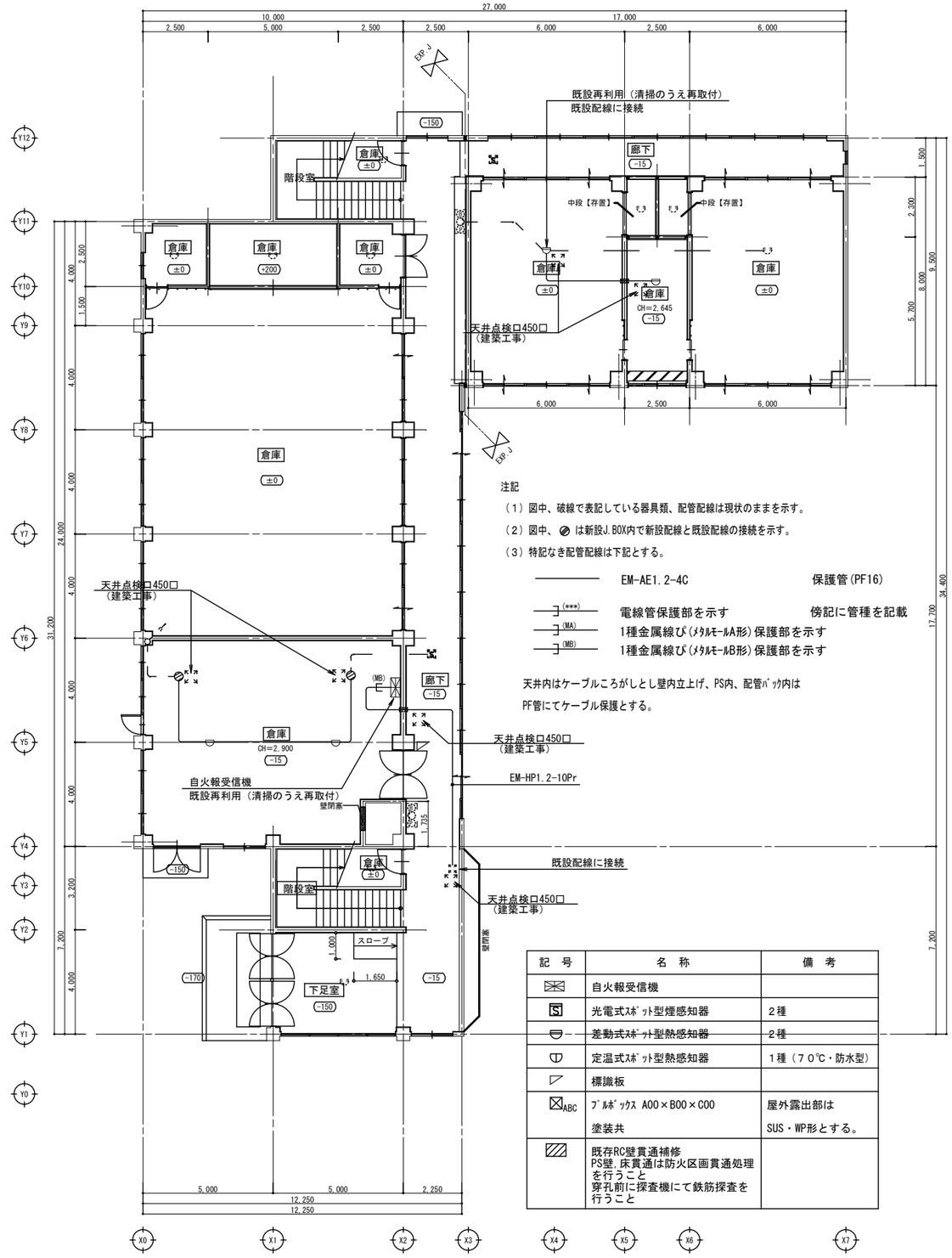

注記

（1）図中、破線で表記している器具類、配管配線は現状のままを示す。

（2）図中、⊘ は新設J.BOX内で新設配線と既設配線の接続を示す。

（3）特記なき配管配線は下記とする。

═══	EM-AE1.2-4C	保護管(PF16)
┐(***)	電線管保護部を示す	傍記に管種を記載
┐(MA)	1種金属線び(ﾒﾀﾙﾓｰﾙA形)保護部を示す	
┐(MB)	1種金属線び(ﾒﾀﾙﾓｰﾙB形)保護部を示す	

天井内はケーブルころがしとし壁内立上げ、PS内、配管ﾊﾟｯｸ内は
PF管にてケーブル保護とする。

記号	名称	備考
	自火報受信機	
	光電式ｽﾎﾟｯﾄ型煙感知器	2種
	差動式ｽﾎﾟｯﾄ型熱感知器	2種
	定温式ｽﾎﾟｯﾄ型熱感知器	1種（70℃・防水型）
	標識板	
ABC	ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽ A00×B00×C00 塗装共	屋外露出部は SUS・WP形とする。
	既存RC壁貫通補修 PS壁,床貫通は防火区画貫通処理を行うこと 穿孔前に探査機にて鉄筋探査を行うこと	

1階平面図 1/100

備考

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号
一級建築士 柳本博文 №223096号

設計責任者 | 設計担当者

プロジェクト番号 | プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図
図名 自火報設備（現況、撤去・改修）1階平面図
作成日付 2025.01.29
尺度 A1 1/100 A3 1/200
図面番号 E-14

改修前

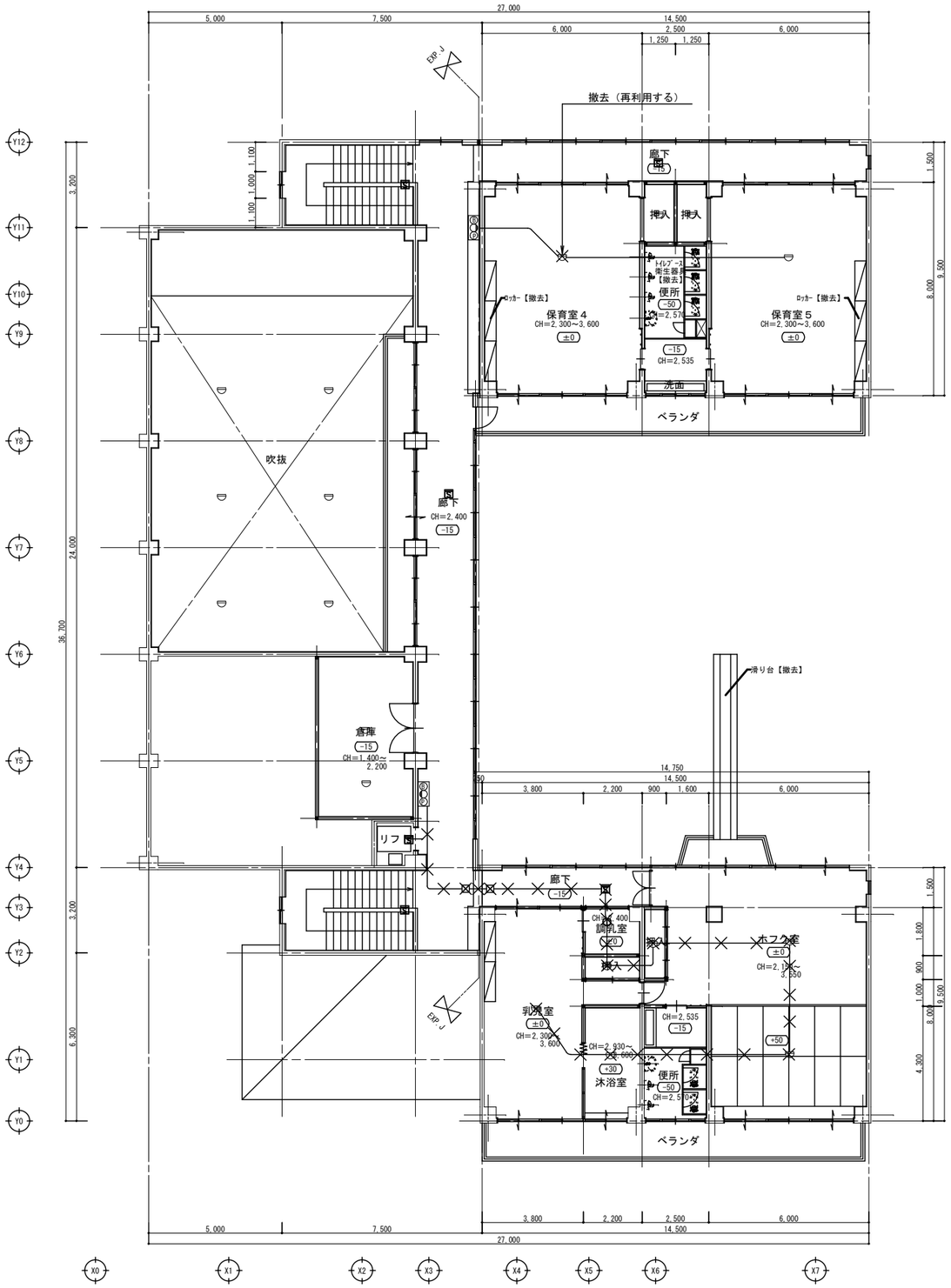

2階平面図　1/100

改修後

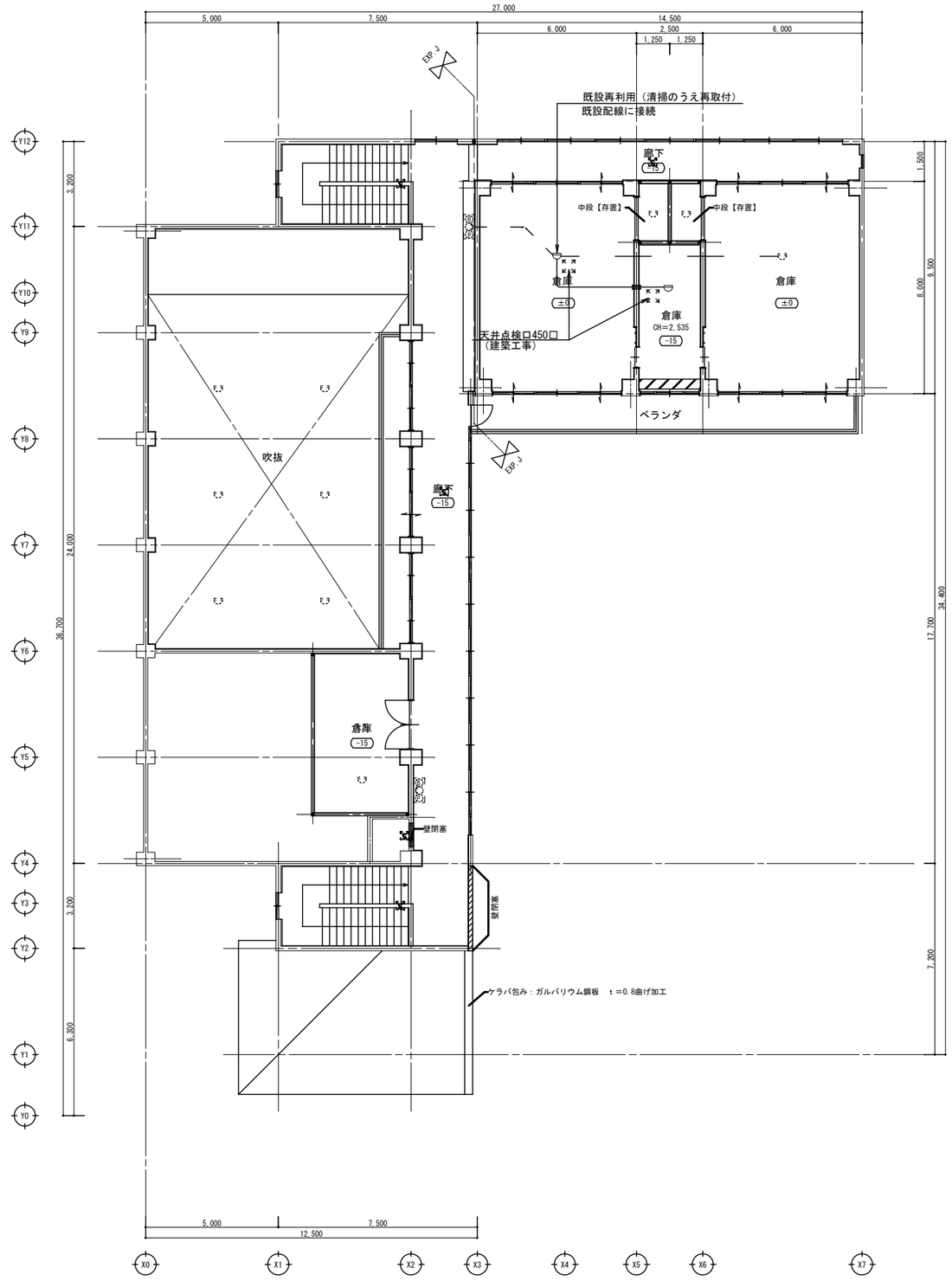

2階平面図　1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.29	図面番号
					図名 自火報設備（現況、撤去・改修）2階平面図		尺度 A1 1/100 A3 1/200	E-15

令和４年版　Ｖｅｒ．1.0

旧平和保育園解体整備事業　機械設備工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事場所

２．建物概要

建物名	構造	階数	延面積（m2）	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備　考
平和保育園	RC	2				

３．工事種目

●印をつけたものを適用し、各一式とする。

工事項目／棟別及び屋外	平和保育園				屋外
空気調和設備	●	○	○	○	○
換気設備	●	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○
給水設備	●	○	○	○	○
排水設備	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○
さく井設備	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○
機械式駐車設備	○	○	○	○	○
井水揚水設備	○	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○
建築工事	○	○	○	○	○
電気設備工事	○	○	○	○	○

Ⅱ．機械設備工事仕様

１．共通仕様

１）本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)(以下「標準仕様書」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)(以下「建築改修標準仕様書」という。)
- 公共建築設備工事標準図(機械工事編)(最新版)(以下「標準図」という。)
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説（最新版）(以下「解体共通仕様書」という。)

２）工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。

２．特記仕様

１）項目及び特記事項は、※印または●印を適用とし、●印を優先とする。

２）特記事項に記載の（　）内表示番号、〈　〉内表示番号、【　】内表示番号及び［　］内表示番号について、それぞれ標準仕様書、改修標準仕様書、建築改修標準仕様書及び解体工事共通仕様書の編・章・節・項を示す。

章	項　目	特　記　事　項
一般事項	●適用基準等	県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携　奈良県県土マネジメント部 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集　奈良県県土マネジメント部
	●設計図書の優先順位	（１）質問回答書（以下（２）から（５）に対するもの） （２）現場説明書 （３）特記仕様書 （４）図面 （５）標準仕様書・改修標準仕様書 以上（１）から（５）の順番のとおりとする。 (1.1.1.1)〈1.1.1.1〉 ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。
	●官公署その他への届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。 この場合、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）」の書式に従い、日程管理を行う。 (1.1.1.3)〈1.1.1.3〉
	●工事実績情報の登録	※ 行う（適用する）　○ 行わない (1.1.1.4)〈1.1.1.4〉
	●情報通信の技術の利用	書面により行う（補完的に電子メール等を活用できる）。 (1.1.1.5)〈1.1.1.5〉
	○他工事との取合い	別記工事区分表による。 (1.1.1.7)〈1.1.1.7〉
	●疑義に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。 (1.1.1.8)〈1.1.1.8〉
	○概成工期	現場説明書による。
	●実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。 (1.1.2.1)〈1.1.2.1〉
	●施工計画書	（１）工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。 （２）品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 （３）（１），（２）の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。 (1.1.2.2)〈1.1.2.2〉
	●施工条件	現場説明書による。 (1.1.3.3)〈1.1.3.3〉
	○電気保安技術者	標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。 電気保安技術者は、(事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に)、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。 (1.1.3.2)〈1.1.3.2〉
一般事項	●工事用電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め監督職員に報告する。 保安責任者は適切な保安業務を行うものとする。 【1.1.3.4】
	●施工中の安全確保	工事現場周辺の状況を調査判断し、本工事施工によって生じる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、受注者の責任において直ちに誠意をもって対応する。 (1.1.3.5)〈1.1.3.5〉
	●交通安全管理	工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入りについては、必ず誘導員又は交通整理員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。また、工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、監督職員などと十分打ち合わせのうえ、安全管理を行う。 (1.1.3.6)〈1.1.3.7〉
	●災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止止に努め、その経緯を監督職員に報告する。 (1.1.3.7)〈1.1.3.8〉
	●施工中の環境保全等	関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品 載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。 (1.1.3.8)〈1.1.3.9〉
	●図面照査	設計図書の照査及び現場調査を行い、報告すること。
	●施工調査	（１）工事の着手に先立ち、施工調査を行い、報告書を提出すること。施工調査の内容は次による。 調査項目　改修対象建物及び同建物内設備配管・ダクト等・屋外埋設配管等埋設物 調査範囲　本工事と取り合いのある範囲及び本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法　スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による （２）次の関係者と当該工事に必要な事前打合せを行う。 ●施設管理者　○当該施設の電気主任技術者　○関係官公署（建築主事、消防署等） ○電気事業者　○（　　） 〈1.1.5.1〉〈1.1.5.3〉〈2.2.7.1〉〈2.2.8.1〉〈2.2.8.2〉
	●地中埋設物等	標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。〈2.4.1.1〉〈2.4.1.2〉〈2.5.2.1〉 施工前に、当該工事にかかわる地中埋設物等（建物内又は既設コンクリート内の既設配管配線を含む）について事前調査を行い、報告書を提出すること。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験堀方法を監督職員と協議する。
	●発生材の処理等	○再資源化を図るもの (1.1.3.9)〈1.4.1.1〉〈1.5.1.1〉〈1.5.1.2〉 ○ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　○ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊　○ｺﾝｸﾘｰﾄ2次製品　○建設発生木材 ●再生資源利用〔促進〕計画（実施）書を提出する。 （建設副産物対策近畿地方連絡協議会編） ●産業廃棄物の処理 関係法令に従い、構外搬出適切処理とし搬出書類等提出する。なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。 ●産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出する。 ○引き渡しを要するもの　（○ﾕﾆｯﾄ形ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ　○　　） ○現場において再利用を図るもの　（　　）
	●機材の品質等	別記（設備機材）に掲げる設備機材は、(一社)公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの（ただし、評価の有効期限内のものに限る）を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第１編1.4.2(3)の品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書等は除く）に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 (1.1.4.2)〈1.1.4.2〉 本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定表等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
	●建築材料・設備機器	建物内部（天井裏、床下、ＰＳ、ＥＰＳ、ＤＳ等を含む）及びダクト等の内部に使用する。下記に掲げる各材料・機材等は、それぞれに定められた基準等に適合するものを選定する。

材料等	基　準　等
①接着剤	次の１、２及び３を満足するものとする。 １　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 ２　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 ３　トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。なお、接着剤は可塑剤が添加されていない材料を使用する。（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものは除く）
②保温材 緩衝材 断熱材	次の１、２を満足するものとする。 １　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 ２　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 (2.3.1.2)
③塗料	次の１、２及び３を満足するものとする。 １　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 ２　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 ３　トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。
④設備機器	製品を構成する建築材料は、次の１及び２を満足するものとする。 １　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 ２　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少少ないものであること。 (1.1.4.1)〈1.1.4.1〉

なお、Ｆ☆☆☆☆の規格に適合するものと規定された材料等で、Ｆ☆☆☆☆に適合する材料等がない場合は、監督員と協議を行うこと。

章	項　目	特　記　事　項
一般事項	○県産材木材の利用	県産材木材（奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品）の利用に努めること。
	○建築物省エネ法対象機器	本工事は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53条)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を行っている。通知の詳細は監督員に確認すること。 対象設備　○空調熱源設備　○空調外気処理設備 ○換気設備　○給湯設備 機器の消費電力、燃料消費量は、原則として表示された数値以下とする。
	○機材の検査に伴う試験	機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。 ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 (1.1.4.6)〈1.1.4.6〉
	●色彩による表示、標識その他	監督職員の指示による。 (1.1.4.2) (1.1.7.4) 〈1.1.4.2〉〈1.1.8.5〉
	●機器及び配管の文字書き	屋外の文字書きは、ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄや調合ﾍﾟｲﾝﾄ等耐久性のあるもので記入する。
	○技能士	適用する資格は下記による。 (1.1.5.2)〈1.1.6.2〉 ○１級配管技能士（配管工事） ○１級熱絶縁施工技能士（保温工事） ○１級建築板金技能士（ダクト製作及び取付） ○１級冷凍空気調和機器施工技能士（ﾁﾗﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機の据付及び整備）
	○見本施工の実施	図示による。（図面番号　　） (1.1.5.4)〈1.1.6.5〉
	○化学物質の濃度測定	実施する（※施工完了後　○着工前・施工完了後） (1.1.5.8)〈1.1.6.9〉 測定対象化学物質　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ 測定対象室及び測定箇所数 室　名 ／ 箇所数 測定方法は監督職員の指示による。
	○中間技術検査の実施	県土マネジメント部の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領により中間技術検査を行う。 (1.1.6.2)〈1.1.7.2〉
	●完成時の提出図書	次の図書を提出する（機器製作図含む）。 (1.1.7.1)～(1.1.7.3)〈1.1.8.1〉～〈1.1.8.4〉 ●完成図 （１）標準仕様書に基づき作成する。又は設計図に基づき全ての図面を完成図として作成する。その場合は施工図を完成図に添付するものとする。 製本サイズ（ＯＡ１　●Ａ２　●Ａ３）　提出部数（３）部 （２）原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。 （３）完成図ＣＡＤデータを提出する。 参考ＣＡＤデータの貸与　●あり　○なし ●保全に関する資料等　（ ※１部　○「　」部 ） **建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、総合調整測定表、連絡先、保証書、資格一覧表）**を提出する。 ●その他の引き渡し書類 保証書、施工図（制御システム図・機器配管固定の施工図等）、施工計画書、各種承諾図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。 ○既存完成図の修正（多年度継続工事の場合） 既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。
	●工事写真・完成写真	●工事写真　「工事写真の撮影要領(建築工事・設備工事)(奈良県県土マネジメント部)」による。 ●完成写真　※工事写真に準じて作成する。　○下表による。 (1.1.2.4)〈1.1.2.4〉

分類・規格	撮影枚数	部数	原板の大きさ(mm)
○カラーサービス版	○0　○6　○9		
○カラーキャビネ版	監督職員指示箇所		

（ただし、上記写真は、アルバム製本とする。）

○完成写真として、全紙パネルを　　部提出する。

章	項　目	特　記　事　項
共通事項	●電動機	電動機出力が0.75kW以上の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）による。 (2.1.2.1)
	○制御及び操作盤	機器に付属する制御及び操作盤の仕様の優先順位は、次の（１）～（３）の順番のとおりとする。 （１）図示による。（図面番号　　） （２）標準仕様書第２編表2.1.6～2.1.8による。 ただし、標準仕様書各編で製造者の標準仕様と明示されたものは除く。また、同表の各機材ごとの△印の項目の適用は、　○適用する　○適用しない インバータ用制御及び操作盤の仕様において標準仕様書第２編1.2.2.2の規定を　○適用する　（高調波対策　○要　○不要）　○適用しない （３）製造者の標準仕様 (2.1.2.2)〈2.1.2.1〉
総合調整	○空気調和設備	○風量調整（測定共）　○水量調整（測定共） (2.1.3.3)〈2.1.3.3〉 ○室内外空気の温湿度測定　○室内気流じんあいの測定 ○騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）
	●換気設備	●風量調整（測定共）　○室内気流じんあいの測定 (2.1.3.3)〈2.1.3.3〉 ○騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）
	○排煙設備	風量調整（測定共）　○騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による） (2.1.3.3)〈2.1.3.3〉
	○給水設備	○飲料水の水質の測定 (2.1.3.3)〈2.1.3.3〉 ○ 平成15年3月25日付け厚生労働大臣告示第119号第二の一の１の（４）による ○ 水道法施行規則第10条による水質検査 ○雑用水の水質の測定 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第四条の二による

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士　柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.10	図面番号
					図名	機械設備工事　特記仕様書－１	尺度 NO SCALE	M-01

共通事項

●継手	管端コア付鋼管を除く塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性塩化ビニルライニング鋼管及びポリ粉体鋼管で、ねじ接合する場合の継手は管端防食継手とし、パイプニップルは管端防食継手用パイプニップルとする。 (2.2.1.2) 呼び径60Su以下の一般配管用ステンレス鋼管 (2.2.5.7) ○ プレス式　○ 拡管式 ○
●一般用弁の耐圧	図面に明記なき一般用弁の耐圧は、下記による。 水道直結配管に使用する弁は、JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁とする。 その他配管に使用する弁は、※JIS又はJV 0.49MPa(5K)弁　○JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁
○鋼管用伸縮管継手	※ベローズ形　○スリーブ形 (2.2.2.7)
●異種管の接合及絶縁継手	○異種管の接合要領 (2.2.5.16)〈2.2.3.17〉 ※標準図（施工３）　○図示　（図面番号　　） ○機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合（鋼とステンレス、銅と鋼）は、絶縁継手を使用し、設置箇所及び絶縁継手の仕様は図示による。 （図面番号　　） (2.2.2.12)(2.2.4.1)〈2.2.2.1〉
○量水器	○直読式　○遠隔式 (2.2.2.16)
○緊急遮断弁装置	駆動方式　○電気式　○機械式 (2.2.2.22)
○水栓柱	本体　※合成樹脂製　○ｱﾙﾐｳﾑ合金製　○ｽﾃﾝﾚｽ製　○人造石とぎ出し製 (2.2.2.23) 寸法　※約70mm×約70mm×約1,300mmＨ　○
○不凍水栓柱の寸法	※全長約1,500mm　○ (2.2.2.24)
○スリーブ	（１）外壁の地中部分等水密を要する部分のｽﾘｰﾌﾞ　※つば付鋼管　○ （２）地中部分で水密を要しない部分のｽﾘｰﾌﾞ　※ビニル管（ＶＵ）　○ （３）柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径２００mm以下の部分　※紙製仮枠 （４）上記以外の鋼管製スリーブ　※白管　○ (2.2.2.27)〈2.2.6.1〉
○瞬間流量計	○固定形　個　○着脱可能形（測定用ﾀｯﾋﾟﾝｸﾞ　個、本体　個） (2.2.3.8)
○建物導入部配管	※不同沈下の恐れがない (2.2.4.1)〈2.2.2.1〉〈2.2.3.11〉 ○不同沈下の恐れがある 標準図（施工4）のﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気管を除く。
○空調機用ﾄﾗｯﾌﾟの形式	図示による。（図面番号　　） (2.2.4.8)〈2.2.2.8〉
○ファンコイルの流量弁	○流量調整弁（図面番号　　）　○定流量弁（図面番号　　） (2.2.4.2)〈2.2.2.2〉
●管の接合	●ビニル管　（※接着接合　○ゴム輪接合） (2.2.5.9)〈2.2.3.10〉 ○ポリエチレン管　（○電気融着接合　○ﾒｶﾆｶﾙ接合） (2.2.5.10)〈2.2.3.11〉 ○建物導入部において異種管との接続がある 接続部の点検枡の構造　（ＯＴＣ－１　ＯＴＣ－２） ○架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管　（○電気融着接合　○ﾒｶﾆｶﾙ接合） (2.2.5.11)〈2.2.3.12〉 ○ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾞﾝ管　（○熱融着接合　○電気融着接合　○ﾒｶﾆｶﾙ接合） (2.2.5.12)〈2.2.3.13〉 ○耐火二層管　（※接着接合　○ゴム輪接合） (2.2.5.14)〈2.2.3.15〉 （伸縮継手の設置箇所は図示による（図示番号　　））
○溶接部の非破壊検査	※実施しない (2.2.5.15)〈2.2.3.16〉 ○実施する　（○放射線透過検査　○浸透探傷検査又は磁粉探傷検査） 判定基準　（　　） 抜取率は下記による。

溶接部の種類 ＼ 検査の種類 ＼ 使用圧力	種別	蒸気配管 1.0MPa未満	蒸気配管 1.0MPa以上	冷却水、冷温水、消火(水用)及び油配管
突合せ溶接部	放射線透過検査（RT） 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査（PT又はMT）	※　５ %	※　10 %	※　５ %
すみ肉溶接部	浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(RT又はMT)	○（　%）	○（　%）	○（　%）

工場溶接部については適用された抜取率の１/５としてもよい。

●配管・ダクトの吊り及び支持	（１）土間埋設配管の吊りはﾋﾟｯﾄ内（材質はｽﾃﾝﾚｽ鋼製）に準じる。 （２）鋼管、鋳鉄管及びｽﾃﾝﾚｽ鋼管の配管呼び径40以下、ﾋﾞﾆﾙ管、ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管、ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾞﾝ管及び銅管の呼び径20以下の管の形鋼振止め支持は、 (2.2.6.3)〈2.2.4.3〉 ※不要　○要（支持間隔は図示による。（図面番号　　）） （３）吊り及び支持は、標準図（施工13～17）による。
●地中埋設管の埋戻土	コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂を傷めぬよう山砂の類で管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。 (2.2.7.1)〈2.2.5.1〉
●管の埋設深さ	（１）一般敷地　※３００mm　○ (2.2.7.2)〈2.2.5.2〉 （２）構内車両通路　※６００mm　○
●地中埋設標及び埋設表示用ﾃｰﾌﾟ	（１）給水管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ　（※要　○不要） （２）消火管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ　（※要　○不要） （３）ガス管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ　（※要　○不要） （４）油　管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ　（※要　○不要） （５）地中埋設標の設置箇所は図示による。　（図面番号　　） （６）埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置は図示による。 （図面番号　　） （７）埋設表示ﾃｰﾌﾟの土被りは150mm程度とする。 (2.2.7.1)(6.2.2.3)〈2.2.5.1〉〈6.2.2.3〉
●防火区画貫通部の処理	標準図（施工１）による。 (2.2.8.1)〈2.2.6.1〉
●保温	（１）保温種別は、標準仕様書第２編表２．３．２及び表２．３．５による。ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、どれを使用してもよい。ただし、給水管、排水管で、床下、暗渠内（ピット内を含む）、屋外露出及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）は、ポリスチレンフォーム保温材とする。 （２）共同溝の保温種別は、図示による。（図面番号　　）

共通事項

（３）配管の保温外装は、次による。
【空気調和設備】（断熱材被覆銅管を含む）
屋内：隠蔽部（機械室等の露出配管、暗渠内を含む）　※不要　○要
露出部　※合成樹脂カバー１　○合成樹脂カバー２
○保温化粧ケース（塩化ビニル樹脂）
屋外：※ステンレス鋼板　○溶融ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛鉄板　○カラー亜鉛鉄板
○保温化粧ケース（○塩化ビニル樹脂　○アルミ合金
○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板　○ステンレス鋼板）
保温化粧ケースの下部カバー　○要　※不要
【給排水衛生設備】
屋内：隠蔽部（機械室等の露出配管、暗渠内を含む）　※不要　○要
露出部　※合成樹脂カバー１　○合成樹脂カバー２
○保温化粧ケース（塩化ビニル樹脂）
屋外：※ステンレス鋼板　○溶融ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛鉄板　○カラー亜鉛鉄板
○保温化粧ケース（○塩化ビニル樹脂　○アルミ合金
○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板　○ステンレス鋼板）
保温化粧ケースの下部カバー　○要　※不要
（４）鋼板製タンクの保温は　※行わない　○行う（蓋の部分は行わない）
（５）次のダクト等に保温を行う。
○換気用ダクト　○ 外気取入れ用ダクト　○排気用ダクト
○空調している建物内の還りダクト　○屋内外露出排煙ダクト
○内貼りしたダクト及び内貼りしたチャンバー
○断熱材付フレキシブルダクト及びたわみ継手
○屋外露出の煙道及び煙突　○暗渠内のダクト　○厨房排気用ダクト
（６）次の管、弁、フランジ等に保温を行う。
○放熱器廻り蒸気管及び温水管
○蒸気還管
○蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の各種装置廻りの配管
○蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の弁、ﾌﾗﾝｼﾞ、伸縮管継手、防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ等
○冷凍機の冷却水管
○ポンプ廻りの防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ
○各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管
（冷水、冷温水タンクの第１バルブまでを除く）
○エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管等
○油管　○断熱材被覆銅管
○衛生器具の附属品と見なされる器具及び配管
（流し下部の床上排水管を含む）
○給水管で、ポンプ廻りの防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ
○給水及び排水の地中又はコンクリート埋設配管
○給湯管で、屋内及び暗渠内の弁、ﾌﾗﾝｼﾞ、伸縮管継手、防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ等
○保温付被覆銅管
○排水管で、暗渠内配管（ピット内を含む）、最下階の床下配管、屋外露出配管及び耐火二層管
○通気管（排水管の分岐点より１００mm以下の部分を除く）
○消火管
○厨房機器及びガス湯沸器廻りの給水、排水及び給湯管
（７）寒冷地等での保温厚は、図示による。　（図面番号　　）
（８）高圧（0.1MPa）以上の蒸気管及び蒸気ヘッダーの保温厚は、図示による。
（図面番号　　）
（９）ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管による。
（10）エア一抜き管の保温厚は２０mmとし、仕様は当該配管の項に準ずる。
（11）保温を施す空調用タンクの蓋の保温　※要　○不要
（12）全熱交換形換気扇の給気ダクトの保温　※要　○不要
（13）消火用充水タンクの保温　※要　○不要
(2.3.1.4)(2.3.1.5)(2.3.1.6)〈2.3.1.3〉

○塗装	（１）塗料を屋内で使用する場合のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※Ｆ☆☆☆　○ （２）調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗りの塗料　※JIS K 5516(合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ)の１種　○ ｱﾙﾐﾆｳﾑﾍﾟｲﾝﾄ塗りの塗料　※JIS K 5492(ｱﾙﾐﾆｳﾑﾍﾟｲﾝﾄ)の１種　○ （３）電気設備における現場で行う塗装は、以下のとおりとする。 (2.3.2.1) 塗装の色合等は監督職員と協議する。 〈2.3.2.1〉 さび止め塗装が施された金属製プルボックス等の機材 隠ぺい部　※塗装しない 屋内露出部　○図示による（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する 屋外露出部　○図示による（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する 亜鉛めっきが施された機材 隠ぺい部　※塗装しない 屋内露出部　○図示による（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する 屋外露出部　○図示による（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する
●工事用仮設物	構内につくることが　※できる　○できない
●足場・さん橋類	※別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 ※本工事で設ける場合は、標準仕様書第２編第４章第１節4.1.1又は、改修標準仕様書第１編第２章第２節2.1.1によるほか 足場の設置においては「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。なお単管足場、枠組足場を用いる場合の設置場所については図示による。 (2.4.1.1)〈1.2.2.1〉 内部足場　※Ａ種、Ｂ種、Ｃ種、Ｄ種　○Ｅ種（単管足場） ○Ｆ種（くさび式緊結足場）　○Ｇ種（枠組足場） 外部足場　○Ａ種（枠組足場）　○Ｂ種（くさび式緊結足場）　○Ｃ種（単管足場） ※Ｄ種、Ｅ種　○Ｆ種（高所作業車）

共通事項

○監督職員事務所（総合会議室を含む）	○設ける（規模　○10㎡程度　○20㎡程度　○30㎡程度　○65㎡程度　○100㎡程度） 仕上げの程度 (2.4.1.1)〈1.2.3.1〉

部　位	仕　様
床	※合板張り又はビニルシート張り　○
内壁・天井	※合板張り又は石膏ﾎﾞｰﾄﾞ張り＋塗装　○
屋根	※塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り＋塗装　○

○監督職員事務所の位置は、図示による。（図面番号　　）

○監督員事務所の備品	監督員事務所の備品等の種類及び数量は以下の表による (2.4.1.1)

備品の種類	机・椅子	書　棚	黒板又はﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	掛時計
数　量	組	台	個	個
備品の種類	ゴム長靴	雨がっぱ	安全帯	ヘルメット
数　量	足	着	個	個
備品の種類	懐中電灯	衣類ロッカー	冷暖房機器	加入電話機
数　量	個	人用	台	台
備品の種類	湯沸器	掃除具	パソコン	周辺機器
数　量	台	個	台	

その他事務所として通常必要な備品を備えること。

●土工事	●地中埋設管を除き、埋め戻し及び盛土は、 (2.4.2.1) ※根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。 〈2.7.1.1〉 ○山砂の類を使用し、十分な締め固めを行い、水締めを行う。 ●残土処分 ※公的な受入施設又は県マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出 ○構内指示の場所に敷きならし　（図面番号　　）
○ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	図面に明記なきコンクリート設計基準強度及びスランプは、下記による。 (2.4.4.1) 設計基準強度　※１８Ｎ/mm²以上　○ 〈2.7.3.1〉 スランプ　※１８cm以下　○ 少量（１m³以内）の場合は、配合計画書により強度試験を省略することが出来る。
●鋼材工事	鋼製架台、はしご等の機器付属金物及び配管、ﾀﾞｸﾄの支持金物の屋外部分は、ｽﾃﾝﾚｽ鋼製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき（※2種35　○2種50）とする。 ただし、ﾋﾟｯﾄ内等多湿箇所の吊り及び支持金物はｽﾃﾝﾚｽ鋼製（SUS304）とする。 (2.4.6.2)〈2.7.5.2〉
●耐震施工	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1)機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

	機器種別	○特定の施設 重要機器	○特定の施設 一般機器	※一般の施設 重要機器	※一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (3.2.1.1)(5.2.2.1)
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 (3.1.5.7)(4.2.3.1)
・重要機器は次のものを示す。 〈2.4.1.2〉〈3.2.1.1〉
○給水機器（　　） 〈4.2.3.1〉〈5.2.1.2〉〈5.2.2.1〉
○排水機器（　　）
○換気機器　○空調機器　○熱源機器　○防災設備
○監視制御設備　○危険物貯蔵装置　○火を使用する設備　○避難経路上に設置する機器
(2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

●はつり	電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用すること。 既存のｺﾝｸﾘｰﾄ床、壁等配管貫通部の穴開けは、原則としてﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰを使用する。なお、復旧はﾓﾙﾀﾙ又はﾛｯｸｳｰﾙを充てんする（建築基準法令に適合させること）。 また、はつり作業に先立ち、石綿含有仕上げ塗材がある箇所の配管貫通部等は、関係法令の作業基準に従い、除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤し、手ばつりにより除去する。 〈2.4.1.1〉〈2.4.1.3〉〈2.4.1.6〉
○容量等の表示	機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ただし、電動機の出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。
○防火区画	○平面階　○図示（図面番号　　）　○
○掲示板	機械室に操作順序、注意事項、連絡先及び系統図等を描いた掲示板を設ける。
○マンホール、蓋類	※用途名入りとする。　○県名入りとする。
○取替機器	機器を取り替えた場合、取替日、受注者、施工者名及び能力を記した銘板を取付ける。

令和４年版　Ｖｅｒ．1.0

共通事項	○天井点検口	天井点検口の裏側に用途名称を付す。
	○機器の据付	仕様書等に記載ないものに関しては、メーカー据付要領を参照として、施工計画書にもりこむこと。

空気調和設備

空気調和設備	○方式	※新設　○改修 ○全空気方式（○中央　○各階ﾕﾆｯﾄ） ○ﾌｧﾝｺｲﾙ･ﾀﾞｸﾄ併用方式　○個別方式 ○既設 ○全空気方式（○中央　○各階ﾕﾆｯﾄ） ○ﾌｧﾝｺｲﾙ･ﾀﾞｸﾄ併用方式　○個別方式
	○主要空調機器	○ボイラー　○温風暖房機　○温水発生機 ○遠心冷凍機　○スクリュー冷凍機　○吸収冷凍機 ○冷却塔　○チリングユニット　○空気熱源ヒートポンプユニット ○直だき吸収冷温水機　○小型吸収冷温水機ﾕﾆｯﾄ　○ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置 ○氷蓄熱ユニット　○ユニット形空気調和機　○コンパクト形空気調和機 ○パッケージ形空気調和機　○ガスエンジン式パッケージ形空気調和機 ○ファンコイルユニット　○空気清浄装置　○全熱交換器　○放熱器
	○設計時の温湿度条件	屋外：冬期 0.3℃ 67.2%、夏期 35.6℃ 51.3% 屋内（調整目標値）一般事務室：冬期 22℃ 40%、夏期 26℃ 50% 屋内（調整目標値）℃ %：冬期 ℃ %、夏期 ℃ %
	○ダクトの種別	※低圧ダクト　○高圧１ダクト　○高圧２ダクト　(3.1.14.3)(3.2.2.2)〈3.2.2.2〉
	○ダクトの工法	○アングルフランジ工法　○スパイラルダクト　○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法（長辺が１５００mm以下の部分） （○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法）　(3.2.2.1)～(3.2.2.7) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。　〈3.2.2.1〉～〈3.2.2.5〉
	○チャンバー等	製作及び取付は、標準仕様書第３編２．２．２「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。 消音内貼　※要（標準仕様書第２編表２．３．２及び表２．３．４による。） ○不要　(2.3.1.4)(3.1.14.6)(3.2.2.2)(3.2.2.5)
	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※亜鉛鉄板製　○グラスウール製　(3.1.14.7) ボックスの吊りは３点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。
	○風量測定口の取付位置	図示による。（図面番号　）　(3.2.2.5)〈3.2.2.5〉
	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。　(2.2.1.2)〈2.2.3.7〉 （１）冷温水管･膨張管･エアー抜管･膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管(白管) ○耐熱性ライニング鋼管(SGP-HVA,SGP-H-FVA,SGP-H-FCA) ○ステンレス鋼管(SUS304)（継手　） ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 （２）冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管(白管) ○硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA,SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA,SGP-FPA) ○ステンレス鋼管(SUS304)（継手　） （３）蒸気給気管 ※配管用炭素鋼鋼管(黒管) ○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管Sch40) （４）蒸気還管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管Sch40) ○一般配管用ステンレス鋼管(SUS304)（継手　） ○ （５）高温水管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管)　○Sch40　○Sch80 ○ （６）油管 ※配管用炭素鋼鋼管(黒管)（トラフ内共） ○ （７）空調用給水管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA,SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA,SGP-FPA) ○水道用硬質塩化ビニル管(HIVP) ○ （８）空調用排水管 ○硬質塩化ビニル管(VP) ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA) ○結露防止層付硬質塩化ビニル管（屋内） ○ （９）冷媒管 ※断熱材被覆銅管 ○銅管 ○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管Sch40)
	○定風量ユニット 変風量ユニット	○メカニカルタイプ　○風速センサータイプ　(3.1.15.13)(3.1.15.14) 制御については図示による。（図面番号　）
	○地下オイルタンク	（１）本体　※地下オイルタンク 記号 TO-　(2.2.3.6)(3.1.13.7) ○鋼製強化プラスチック製二重殻タンク　記号　TOSF- （２）蓋　※WPM-AW800　○WPM-AW700　○WPM-A450　○ （３）タンク室　○設けない(コロッケ形)　○ （４）コンクリート工事　※本工事　○別途建築工事 （５）コンクリート躯体工事　※本工事　○別途建築工事 （６）内部充填砂　※本工事　○別途建築工事 （７）タンク外面防護処理 ※施工しない ○施工する　（○アスファルト被覆　○エポキシ樹脂被覆　○　） （８）基礎杭　※不要　○要 （９）遠隔油量指示計　※設ける　○設けない （10）副指示計　※設ける　○設けない

空気調和設備

空気調和設備	○バーナーの制御方式	○オン･オフ制御　○ハイ･ロー制御　○比例制御　○（　） (3.1.1.1)(3.1.2.1)～(3.1.2.4)
	○鋼板製煙道等	図面に明記なき鋼板製煙道の厚さ　※３．２mm　○４．５mm　(3.1.1.2) 煤煙濃度計取付座及び煤塵量測定口(80φ以上)の箇所は図示による。　(3.2.1.3) （図面番号　）
	○ばい煙濃度計	○設けない　(3.1.1.3) ○設ける（電源制御盤より取り出し配管配線は本工事に含む。） ※送風機付き　○送風機なし
	○給水軟化装置	（１）運転方式　※自動式　○手動式　(3.1.1.5) （２）イオン交換樹脂筒　※１筒式　○ （３）処理水用硬度測定器　※設ける　○設けない
	○無圧式温水発生器の本体内面防錆処理	ステンレスを除く鋼製の場合の内面防錆処理は　(3.1.2.2) ○溶融亜鉛めっき２種45　○溶融アルミニウムめっき２種 ○熱媒水に腐食抑制剤を添加する方法
	○冷凍機	○チリングユニット　仕様等図示による。（図面番号　）(3.1.3.1)～(3.1.3.7) ○空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ　仕様等図示による。（図面番号　） ○遠心冷凍機　仕様等図示による。（図面番号　） ○スクリュー冷凍機　仕様等図示による。（図面番号　） ○吸収冷凍機　仕様等図示による。（図面番号　） ○吸収冷温水機　仕様等図示による。（図面番号　） ○吸収冷温水機ユニット　仕様等図示による。（図面番号　） 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○冷却塔	仕様等図示による。（図面番号　）　(3.1.6.7) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置	仕様、システム等は図示による。（図面番号　）　(3.1.4.1)～(3.1.4.16) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○氷蓄熱ユニット	仕様等図示による。（図面番号　）　(3.1.5.1)～(3.1.5.11) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○空気調和機	○ユニット形空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ○コンパクト形空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ○デシカント空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ○ファンコイルユニット　仕様等図示による。（図面番号　） ○カセット形ファンコイルユニット　仕様等図示による。（図面番号　） ○パッケージ形空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ○マルチパッケージ型空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ○ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.1.7.1)～(3.1.7.8)(3.2.1.1)
	○空気清浄装置	フィルターの形式等図示による。（図面番号　）　(3.1.8.1)～(3.1.8.5)
	○回転形全熱交換器	回転数制御装置は図示による。（図面番号　）　(3.1.9.1)～(3.1.9.4)
	○全熱交換ユニット	運転表示灯及び操作スイッチ等は図示による。（図面番号　） (3.1.9.1)～(3.1.9.4)
	○放熱器及び放熱器付属品	ファンコンベクターの吹出口、吸込口、エアフィルター等図示による。 （図面番号　） コンベクター、パネルラジエーターの寸法、放熱能力等図示による。 （図面番号　）(3.1.10.1)～(3.1.10.11)
	○送風機	電動機の仕様等は図示による。（図面番号　）　(3.1.11.1)～(3.1.11.4) 水抜き穴（※設けない　○設ける） 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.18)〈3.2.1.18〉
	○ポンプ類	本体及びﾍﾞｰｽの材質、構成、形式、ﾌｰﾄ弁の口径、電動機等図示による。 （図面番号　）　(3.1.12.1)～(3.1.12.6) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.19)〈3.2.1.19〉
	○還水タンク	本体材質　○ＳＵＳ３０４　○ＳＵＳ３１６　○ＳＵＳ４４４ 配管接続は図示による。（図面番号　）　(3.1.13.2)
	○膨張タンク	○開放形膨張タンク（○鋼板製　○ステンレス鋼板製(SUS304)）　(3.1.13.5) ○密閉形隔膜式膨張タンク（溶接栓　○あり　○なし）　(3.1.13.6)
	○ヘッダー	還水管接続口　○設ける　○設けない 排水管接続口　○設ける　○設けない　(3.1.13.9)
換気設備	○ダクトの種別	※低圧ダクト　○高圧１ダクト　○高圧２ダクト　(3.1.14.1)(3.2.2.1)〈3.2.4.5〉
	○ダクトの工法	○アングルフランジ工法　○スパイラルダクト　○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法（長辺が１５００mm以下の部分） （○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法）　(3.1.14.3)～(3.1.14.10) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。　〈3.2.2.1〉～〈3.2.2.5〉
	○厨房用排気ﾀﾞｸﾄの板厚	厨房用排気ダクトの板厚は下記による。　(3.1.14.3)(3.2.2.2) ダクトの長辺(mm)：450以下／450を超え、750以下／750を超え、1500以下／1500を超え、2200以下 適用表示厚さ(mm)：（　）／（　）／（　）／（　）
	○送風機	電動機直動式の場合の極数等図示による。（図面番号　） 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.1.11.1)～(3.1.11.4) (3.2.1.18)〈3.2.1.18〉
	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※亜鉛鉄板製　○グラスウール製　(3.1.14.7)
	○排気フード	（１）排気フードの補強、支持金物、接合材等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は次による。　※ステンレス鋼板(補強共)　○亜鉛鉄板 （２）フード囲いにダンパー類の点検口を　○設ける　○設けない （３）フードの内側周囲にはといを設け、といには呼び径10～20の黄銅製コック、プラグ又はステンレス製コックを　○設ける　○設けない　(3.1.14.8)
	○グリス除去装置	○グリスエクストラクター　○グリスフィルター　(3.1.14.11)

換気設備	○防煙ダンパー 防火防煙ﾀﾞﾝﾊﾟｰ ピストンダンパー	防煙ダンパー･防火防煙ダンパーの復帰方式　(3.1.15.8)～(3.1.15.10) ※遠隔復帰式（電気式(定格入力 DC24V 0.6A以下)）　○手動復帰式 ピストンダンパーの復帰方式　※遠隔復帰式　○手動復帰式
	○ドレン抜き	厨房、浴室等の多湿箇所の排気ダクトに設ける。（図面番号　）　(3.2.2.1)
排煙設備	○排煙対象部分	○廊下　○事務所　○図示による。（図面番号　） ○最大面積　㎡
	○ダクトの種別	○高圧１ダクト　○高圧２ダクト　(3.1.14.5)(3.2.2.1)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○ダクトの工法	※アングルフランジ工法　○　(3.2.2.1)(3.2.2.2)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○ダクトの材料	※亜鉛鉄板製　○普通鋼板製　(3.1.14.1)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○排煙口及びﾀﾞﾝﾊﾟｰ	（１）形状は図示による。（図面番号　） （２）排煙口の作動　○手動（○機械式　○電気式）　○煙感知器連動　(3.1.15.6) （３）ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管、配線は（○　工事）とする。　(3.2.3.2)(3.2.3.3)
	○排煙機	形式　※遠心送風機　○斜流送風機　○軸流送風機　(3.1.11.4) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.18)
自動制御設備	○自動制御設備一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。（図面番号　）(4.1.1.1)〈4.1.1.1〉
	○自動制御機器	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式調節部の中央監視制御装置との通信機能は図示による。 （図面番号　）　(4.1.2.2) 操作部電動弁の開閉状態を遠方表示するための電気接点は図示による。 （図面番号　）　(4.1.2.3)
	○中央監視制御装置一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。（図面番号　）　(4.1.4.1)
	○中央監視盤	システム構成、仕様及び外観形状は図示による。 （図面番号　）　(4.1.4.2)
	○周辺装置	印字装置の方式は図示による。（図面番号　）　(4.1.4.3) 集合表示装置は図示による。（図面番号　）
	○端末装置	種類及び機能は図示による。（図面番号　）　(4.1.4.4)
	○電気計装用機材	電線及びｹｰﾌﾞﾙの規格、通信信号線の規格及び使用区分、線径及び本数は図示による。 電線管及び付属品等の規格は図示による。（図面番号　）　(4.1.5.1)
衛生器具設備	○小便器用節水装置	○小便器一体型　○小便器分離型　(5.1.1.2)
	○温水洗浄式便座	加熱方式　（○ 貯湯式　○ 瞬間式）　(5.1.1.2) 温風乾燥機能（○ あり　○ なし）　(5.1.1.13) 擬音装置　（○ あり　○ なし） リモコン　（○ あり　○ なし）
	○大便器ユニット	大便器の種類及び給水装置の組合せ、ケーシングの化粧前板･甲板の仕様、配管は図示による。 （図面番号　）　(5.1.1.3)
	○小便器ユニット	小便器の種類及び節水装置の組合せ、配管、ケーシングの化粧前板･甲板の仕様は図示による。 （図面番号　）　(5.1.1.3)
	○洗面器ユニット	洗面器の種類及び給湯管の要否、配管、ケーシングの化粧前板･甲板の仕様は図示による。 （図面番号　）　(5.1.1.3)
	○壁掛型汚物流しユニット	汚物流しの種類、ホース付ストーマ装具洗浄用水栓、給湯方式、配管材料は図示による。 （図面番号　）　(5.1.1.3)
	○その他のユニット	掃除流しユニット、手洗器ユニット、車椅子対応ユニット等の仕様は図示による。 （図面番号　）　(5.1.1.3)
	○浴室ユニット	プラスチック浴槽ふた、照明の種類、給水･給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。　（図面番号　）　(5.1.1.4)
	○複合浴室ユニット	照明の種類、給水･給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。 （図面番号　）　(5.1.1.5)
	○大便器用洗浄弁	操作方式　○手動式　(5.1.1.8) ○電気開閉式（○センサー式　○タッチスイッチ式）
	○化粧棚	陶器製又は金属製の縁付きとし、大きさは図示による。　(5.1.1.10) （図面番号　）
	○水石鹸入れ	○手洗器一体型　○手洗器分離型　○自動供給式　○　(5.1.1.11)
	○自動水栓	電源供給方式（○AC電源式　○乾電池式　○発電式）　(5.1.1.7) 手動スイッチ（○あり　○なし）
	○大便器耐火カバー	※設ける（ピット内は除く）　○設けない
	○多目的トイレの器具配置	紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンの配置はＪＩＳ Ｓ ００２６による。
	○鏡	大きさ等は図示による。（図面番号　）　(5.1.1.9)
	○給水方式	○水道直結方式　○高置ﾀﾝｸ方式　○増圧ﾎﾟﾝﾌﾟ方式（水道用直結加圧形ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ） ○ﾎﾟﾝﾌﾟ直送方式（小型給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ）
	○加入金等	※不要　○要（○本工事　○別途工事）　名称：

備考	創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者 / 設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名：旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付：2025.01.10	図面番号：M-03
				図名：機械設備工事　特記仕様書－３		尺度：NO SCALE	

給水設備	●配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) （１）一般配管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA,SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA,SGP-FPA) ○ステンレス鋼管(SUS304)（継手　　） ○水道用硬質塩化ビニル管(HIVP) ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 （２）地中配管 ○硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(内外面ﾗｲﾆﾝｸﾞ)(SGP-VD,SGP-FVD)　（○屋内　○屋外） ○ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(内外面ﾗｲﾆﾝｸﾞ)(SGP-PD,SGP-FPD)　（○屋内　○屋外） ●水道用硬質塩化ビニル管(HIVP)　（○屋内　○屋外） ○水道配水用ポリエチレン管（※屋外）　○
	○ポンプ類	○揚水用ポンプ (5.1.2.1)(5.1.2.2) 共通ベースの材質、フート弁の呼び径等図示による。 （図面番号　　） ○小型給水ポンプユニット (5.1.2.3) 運転方式、制御方式、24時間強制ﾛｰﾃｰｼｮﾝ機能、ﾌｰﾄ弁の呼び径等図示による。 （図面番号　　） ○深井戸用水中モーターポンプ (5.1.2.5) 揚水管の材質、低水位用電極(停止及び復帰用)及び制御ケーブルの長さ等図示による。 （図面番号　　）
	○タンク	（１）形式 (2.2.4.7)(5.1.4.2) ○FRP製パネルタンク（※複合板形　○単板形） ○ステンレス鋼板製パネルタンク　（外部保温　○あり　○なし） ○鋼板製一体形タンク （２）仕様 タンク本体給水栓用配管接続口　○設ける　○設けない 各接続管フレキシブルジョイント　○ベローズ形　○合成ゴム製 気相部の水位レベルは図示による。（図面番号　　）
排水設備	○排水方式	汚水と雑排水　屋内　○分流式　○合流式 汚水･雑排水と雨水　屋外　○分流式　○合流式 ポンプ排水　○あり（○汚水　○雑排水　○雨水　○湧水　○浄化槽二次側）※なし
	○放流先	（１）汚水　○直放流下水管　○浄化槽 （２）雑排水　○直放流下水管　○浄化槽　○別途桝（　　工事）
	○負担金	※不要　○要（○本工事　○別途工事）　名称：
	●配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) （１）汚水･雑排水管 ●水道用硬質塩化ビニル管(VP)　（○屋内　○屋外） ○建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル(RF-VP)　（○屋内　○屋外） ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA)　（○屋内　○屋外） ○耐火二層管（国土交通大臣認定品）　（○屋内　○屋外） ○ （２）通気管 ●水道用硬質塩化ビニル管(VP) ○建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF-VP) ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA) ○配管用炭素鋼鋼管(白管) ○耐火二層管（国土交通大臣認定品） ○ （３）流し等の床上露出部分の配管は、硬質塩化ビニル管(RF-VP)でもよい。
	○汚水、雑排水及び汚物用水中ﾓｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ	ケーシング、羽根車の材質、電動機の型式、着脱装置等は図示による。 (5.1.2.7) （図面番号　　） 汚物用水中モーターポンプの極数は図示による。（図面番号　　） ストレーナ、水中ケーブルの長さは図示による。（図面番号　　）
	○グリース阻集器	※ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製(SUS304)　○強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製(FRP) (5.1.7.8)
	○満水試験継手	※要（取付箇所は図示による。（図面番号　　））　○不要 (2.2.4.8)
給湯設備	○給湯方式	○中央式　○局所式
	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) ○ステンレス鋼管(SUS304)（継手　　） ○銅管（壁又は床埋設をする場合は、保温付被覆銅管を使用してもよい。） ○耐熱性ライニング鋼管(SGP-HVA,SGP-H-FVA,SGP-H-FCA) ○ポリブデン管 ○架橋ポリエチレン管
	○ガス湯沸器	※瞬間式　○貯湯式　（図面番号　　） (5.1.3.6)
	○潜熱回収型給湯器	給湯熱効率（※９０%以上　○　　%以上）（図面番号　　） (5.1.3.7)
	○貯湯式電気温水器	節電機能等は図示による。（図面番号　　） (5.1.3.8)
	○ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯機	タンク容量等は図示による。（図面番号　　） (5.1.3.9)
	○排気筒	排気筒を外気に開放する場合の頂部形状は図示による。(図面番号　　) (5.1.3.10)
	○貯湯タンク	材質、電気防食の方式等図示による。（図面番号　　） (5.1.4.3)
消火設備	○消火設備の種類	○屋内消火栓　○連結送水管　○屋外消火栓　○スプリンクラー　○泡消火 ○粉末消火　○不活性ガス消火　○連結散水　○フード等用簡易自動消火 ○粉末消火器（ABC10型） (5.1.5.2)～(5.1.5.11)
	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) （１）一般配管 ○配管用炭素鋼鋼管(白管) ○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370白管)（○Sch40　○Sch80） ○ステンレス鋼管（○一般配管用　○配管用）（継手　　） （２）地中配管 ※消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管(SGP-VS)　（○屋内　○屋外） ○消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管(STPG370VS 白管Sch40)　（○屋内　○屋外）
	○消火ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ	フート弁の呼び径等図示による。（図面番号　　） (5.1.2.8)
	○消火用充水ﾀﾝｸ	本体の材質等図示による。（図面番号　　） (5.1.2.8)
	○連結送水管	送水口の型式及び放水口の口径、材質は図示による。(図面番号　　) (5.1.5.3)
	○屋外消火栓	屋外消火栓箱　※鋼板製(1.6mm以上)　○ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製(1.5mm以上) (5.1.5.4) 消火栓開閉弁の材質　○地上式（○鋳鉄製（要部青銅製）　○ステンレス鋳物製） ○組込式（青銅製又はステンレス鋳物製）
	○スプリンクラー	閉鎖型スプリンクラーヘッド　（○湿式　○乾式　○予作動式） (5.1.5.5) スプリンクラー用送水口の型式及び材質は図示による。（図面番号　　）
	○泡消火	消火薬剤（※水性膜泡消火薬剤　○合成界面活性剤泡消火薬剤 (5.1.5.8) 感知用ヘッドの形式は図示による。（図面番号　　）
	○連結散水	散水ヘッドの形式は図示による。（図面番号　　）(5.1.5.10) 送水口の型式及び材質は図示による。（図面番号　　）
厨房機器設備	○安全装置	安全装置の機能は図示による。 (5.1.6.1)
	○機器の固定	燃焼機器、加熱調理機器、高さが1.0mを超える機器及び図示による機器には、床又は壁にｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄで固定できるよう補強及び固定金具を備える。 (5.1.6.1) （図面番号　　）〈5.2.2.6〉
	○流し	化粧板の有無、流しトラップの材質等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.4)
	○作業台（調理台、脇台、盛付台等）	すのこ、引出し、戸棚等の有無等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.4)
	○ｶﾞｽﾃｰﾌﾞﾙﾚﾝｼﾞ	甲板の厚さ、材質及びすのこの有無等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.5)
	○電気ﾃｰﾌﾞﾙﾚﾝｼﾞ	すのこの有無等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.5)
	○揚物器・炊飯器・焼物器・煮炊釜・食器洗浄機	加熱方式は、図示による（図面番号　　） (5.1.6.5)
ガス設備	○ガスの種類	○都市ガス　発熱量　　MJ/Ｎm3　ガス事業者名： 施工要領は、ガス事業者が定めるものに準じる。 ○液化石油ガス（※５０kg　○２０kg）
	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (6.2.1.1)～(6.3.1.1) （１）一般配管 ※配管用炭素鋼鋼管(白管) ○圧力配管用炭素鋼鋼管　○銅管 （２）地中配管 ※ガス用ポリエチレン管(○屋内　○屋外) ○合成樹脂被覆鋼管　（○屋内　○屋外）
	○ガス漏れ警報器	※別途工事（　　）　○本工事（外部出力端子 ※なし　○あり） (6.2.1.3)
	○ガスメーター	計量方式（○実測式　○パルス式）
	○防食処置	地中埋設管に電気防食を施す場合は図示による。（図面番号　　） (6.2.2.5)
	○液化石油ガス用鋼管の溶接接合	溶接部の非破壊検査 (6.3.2.2)〈6.2.3.2〉 ※実施しない ○実施する（○放射線透過検査　○浸透探傷検査又は粉体探傷検査）抜取率　　%
	○地中埋設管の接合方法	※ＰＥ管工法　○ＳＧＭ工法　○ネジ工法
	○ﾋﾟｯﾄ内施工方法	※合成樹脂被覆鋼管による　○
	○負担金	※不要　○要（○本工事　○別途工事）　名称：
浄化槽設備	○形式	※ユニット形　○現場施工形 (8.1.1.1)
	○処理種別	○小規模合併処理　○合併処理 (8.1.1.1)
	○汚泥引抜き清掃消毒	※別途工事　○本工事
	○現場施工型	送風機室（○本工事　○別途工事 ） (8.1.1.2)～(8.2.2.2) 防護さく（○本工事　○別途工事 ） コンクリート躯体工事（土工事を含む）（○本工事　○別途工事 ） 換気用送風機　○遠心送風機　○軸流及び斜流送風機 ○壁掛式有圧換気扇(フード付)　○天井式有圧換気扇 制御盤　○漏電、過負荷、満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。 消泡装置（○ノズル式　○消泡剤式） 消毒装置（○固形塩素剤消毒装置　○次亜塩素酸ソーダ消毒装置　○　　） マンホール　※標準図(機材１)によるﾏﾝﾎｰﾙふた(水封式)（錠又は回転ロック付） 管材及び弁類は図示による。（図面番号　　） 土留め等は図示による。（図面番号　　）
	○ユニット型	基礎等の厚さ等図示による。（図面番号　　） (8.3.2.1)
撤去工事	●撤去工事	（１）引き渡しを要する配管、ダクト等の保温材は分離する。 〈1.5.1.1〉 （２）ダクト及び配管等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。 （３）撤去後の補修は、原則として現状復旧とする。 〈1.4.2.4〉
環境配慮改修工事 共通事項	○石綿作業主任者	適用する 【9.1.2】
環境配慮改修工事 共通事項	○特別管理産業廃棄物管理責任者	適用する 【9.1.2】
環境配慮改修工事 特別管理産業廃棄物等の処理等	○施工計画調査	特別管理産業廃棄物等の調査は次による（適用範囲：　　） 使用状況調査（製造所名、製造年、型式、種類、数量等） 処分条件調査（収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設等） 調査結果報告書の提出 [5.1.2]
環境配慮改修工事 特別管理産業廃棄物等の処理等	○分析調査	微量PCBの測定を行う　（対象機器：　　） [5.4.1]
環境配慮改修工事 特別管理産業廃棄物等の処理等	○特別管理産業廃棄物の処理等	○特別管理産業廃棄物 [5.4.1] 種類 ／ 処理方法 ○廃石綿等 ／ 石綿含有建材の除去等による ○PCBを含む機器類 ／ 保管（保管場所：　　） 保管容器は別図による。（図面番号　　） ○PCB含有シーリング ／ 保管（保管場所：　　） ○廃油 ／ ○中間処理施設再生処理　○焼却処分 ○廃酸／廃アルカリ ／ 製造業者又は専門業者（回収委託） ○中間処理施設再生処理　○中和処理　○焼却処分
環境配慮改修工事 特別管理産業廃棄物等の処理等	●特別管理産業廃棄物の処理等	●特殊な建設副産物の回収及び処理 [7.3.1] 種類 ／ 処理等 ●フロン類 ／ 登録回収業者（回収委託） ○ハロン ／ 設備設置業者等（処理委託） ○イオン化式感知器 ／ 製造業者等（処理委託） ○六フッ化硫黄（SF6）ガス ／ 製造業者（処理委託） ○特定化学物質 ／ 処理業者（処理委託）
環境配慮改修工事 特別管理産業廃棄物等の処理等	○特別管理産業廃棄物リスト	別図による。　（図面番号　　）
環境配慮改修工事 石綿処理	○石綿含有建材の調査	調査（石綿含有建材の有無）は監督職員、工事監理者、受注者立会のもと行う。 目視及び設計図書等による製造年等の確認 【1.5.1】
環境配慮改修工事 石綿処理	○石綿含有建材の分析調査	分析方法 ○JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有測定方法」による。 ※「建材中の石綿含有率の分析方法」（平成18年8月21日基発第0821002号、基安化発第0821001号及び平成20年2月6日基安化発第0206003号）による。 分析結果報告書を提出する 【1.5.1】
環境配慮改修工事 石綿処理	○石綿含有保温材等の除去及び処分	除去工法 【9.1.3】【9.1.4】 ○手ばらし　○破砕して除去 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※湿潤化　○固形化 保管場所（　　） 除去した石綿含有保温材等の処分 ○埋立処分(管理型最終処分場)　○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
環境配慮改修工事 石綿処理	○石綿含有成形板等の除去及び処分	除去する石綿含有成形板の飛散防止措置 【1.3.12】【9.1.5】 ※湿潤化 除去工法 ※手ばらし ※けい酸カルシウム板第一種においては、作業場の隔離養生を行う。 保管場所（　　） 除去した石綿含有成形板等の処分 ※石綿含有せっこうボードは管理型最終処分場で埋立処分する。 ※上記以外（　○埋立処分　○中間処理　） 【9.1.5】
環境配慮改修工事	○手続き等	所轄の労働基準監督署及び奈良県景観・環境総合センター（奈良市内においては、奈良市保健・環境検査課）に必要な書類の届出を行うこと。また、その内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること。 【1.1.3】【9.1.2】
環境配慮改修工事	○除去後の仕上げ	仕上げ表による 【9.1.1】
環境配慮改修工事	○石綿含有材ﾘｽﾄ	○（　　）　○（　　） ○（　　）　○（　　）

（設備機材）
- ボイラー（鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー、鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー、鋼製ボイラー）
- 温水発生機（真空式温水発生機(鋼製･鋳鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製･鋳鉄製)）
- 冷凍機（ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ及び空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ、吸収冷温水機、吸収冷温水機ﾕﾆｯﾄ、遠心冷凍機）
- 冷却塔（冷却塔）
- 空気調和機（ﾕﾆｯﾄ形空気調和機、ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ及びｶｾｯﾄ形ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ、ｺﾝﾊﾟｸﾄ形空気調和機、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機、ﾏﾙﾁﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機、ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式空気調和機）
- 空気清浄装置（ｴｱﾌｨﾙﾀｰ(ﾊﾟﾈﾙ形、折込形)、自動巻取形ｴｱﾌｨﾙﾀｰ、電気集じん器(自動巻取形、ﾊﾟﾈﾙ形)）
- 全熱交換器（全熱交換器(回転形、静止形)、全熱交換ﾕﾆｯﾄ）
- 送風機類（遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機）
- ポンプ類（横形遠心ポンプ(空調用、ボイラー給水用、揚水用)、水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）、立形遠心ポンプ(ボイラー給水用、揚水用)）
- ダクト付属品（吹出口･吹出口、風量ユニット(定風量、変風量)）
- 自動制御（自動制御システム）
- 衛生器具ユニット（衛生器具ユニット）
- タンク(FRP製パネルタンク、密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形)、ステンレス鋼板製パネルタンク(ボルト組立形)）
- 消火装置（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ消火ｼｽﾃﾑ、不活性ｶﾞｽ消火ｼｽﾃﾑ、泡消火ｼｽﾃﾑ、ﾊﾛｹﾞﾝ化物消火ｼｽﾃﾑ）
- 厨房機器（厨房システム）
- 鋳鉄製ふた（マンホールふた・弁桝ふた）

設備機材等指定表

機　材	製造者名	製造者名	製造者名

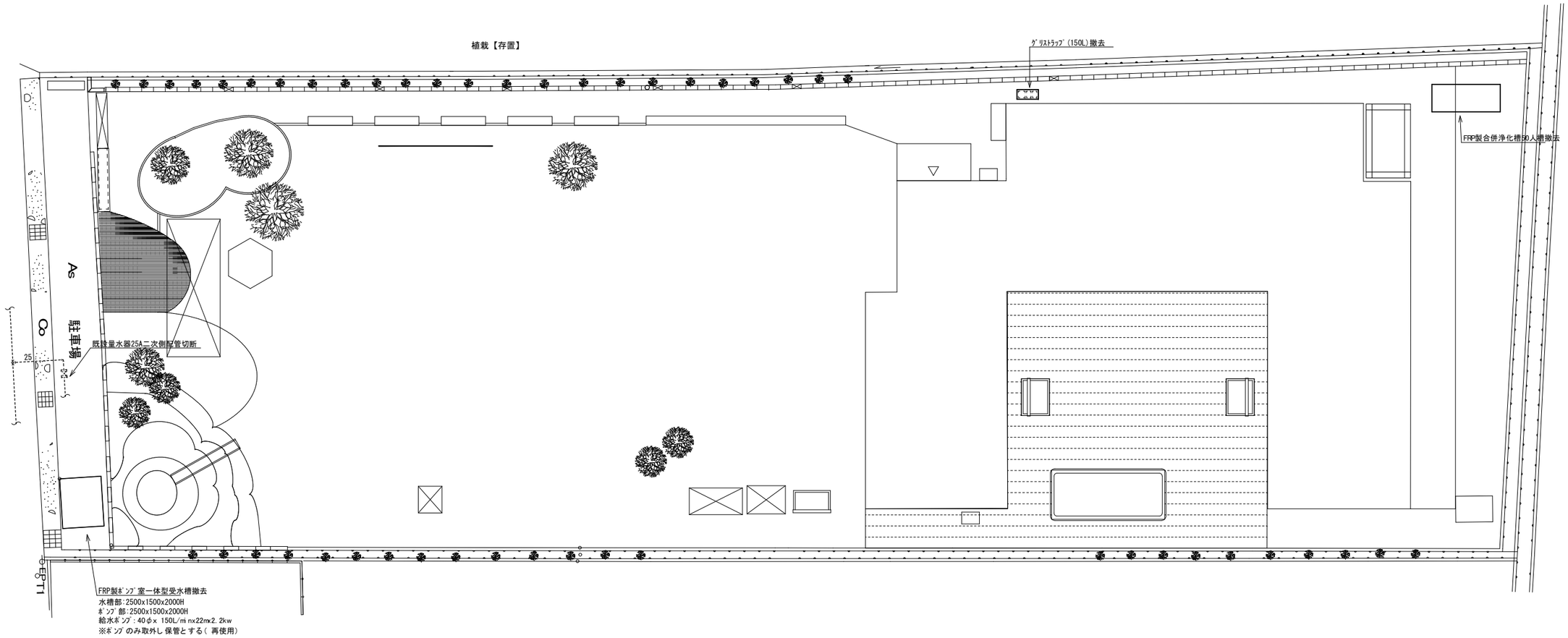

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.10	図面番号
					図名	（既設）給排水設備 配置図	尺度 A1=1：150 A3=1：300	M-05

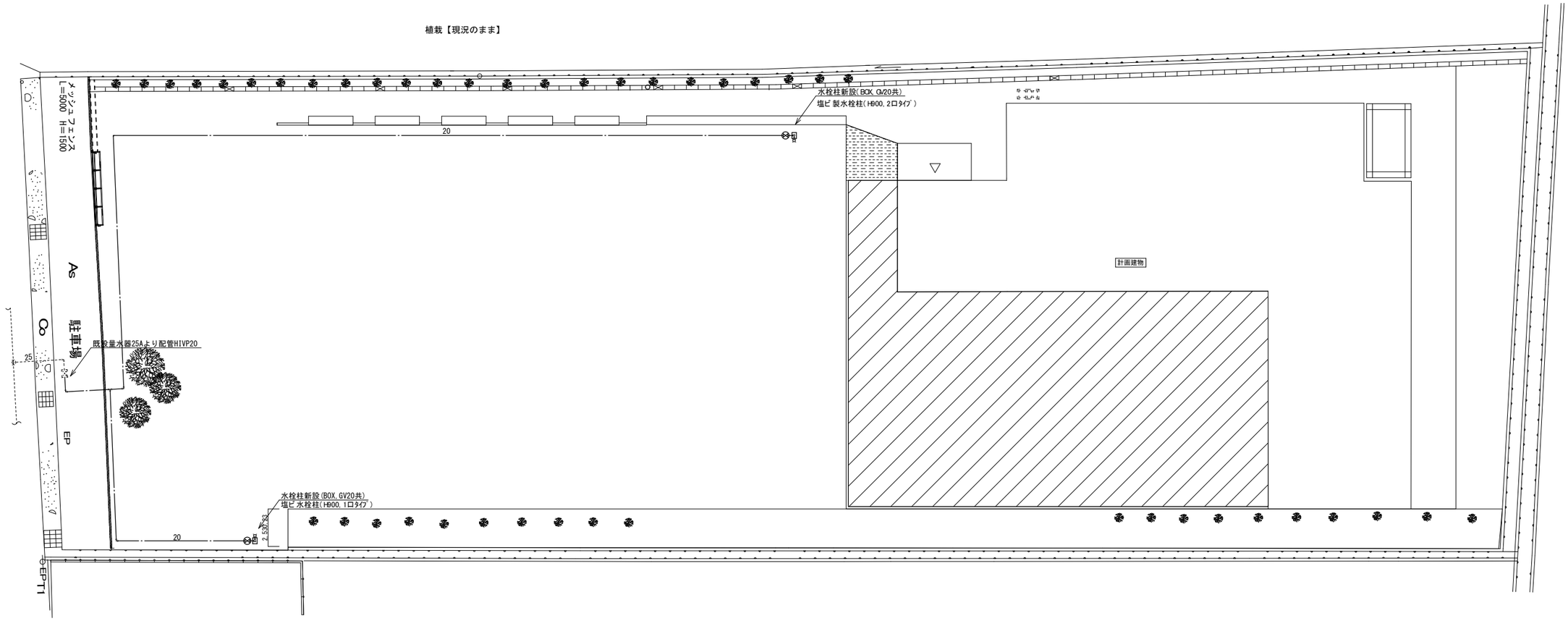

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(庄)1925号 一級建築士 柳本博文 №223086号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.10	図面番号 M-06
					図名	（改修）給排水設備 配置図	尺度 A1=1：150 A3=1：300	

改修前

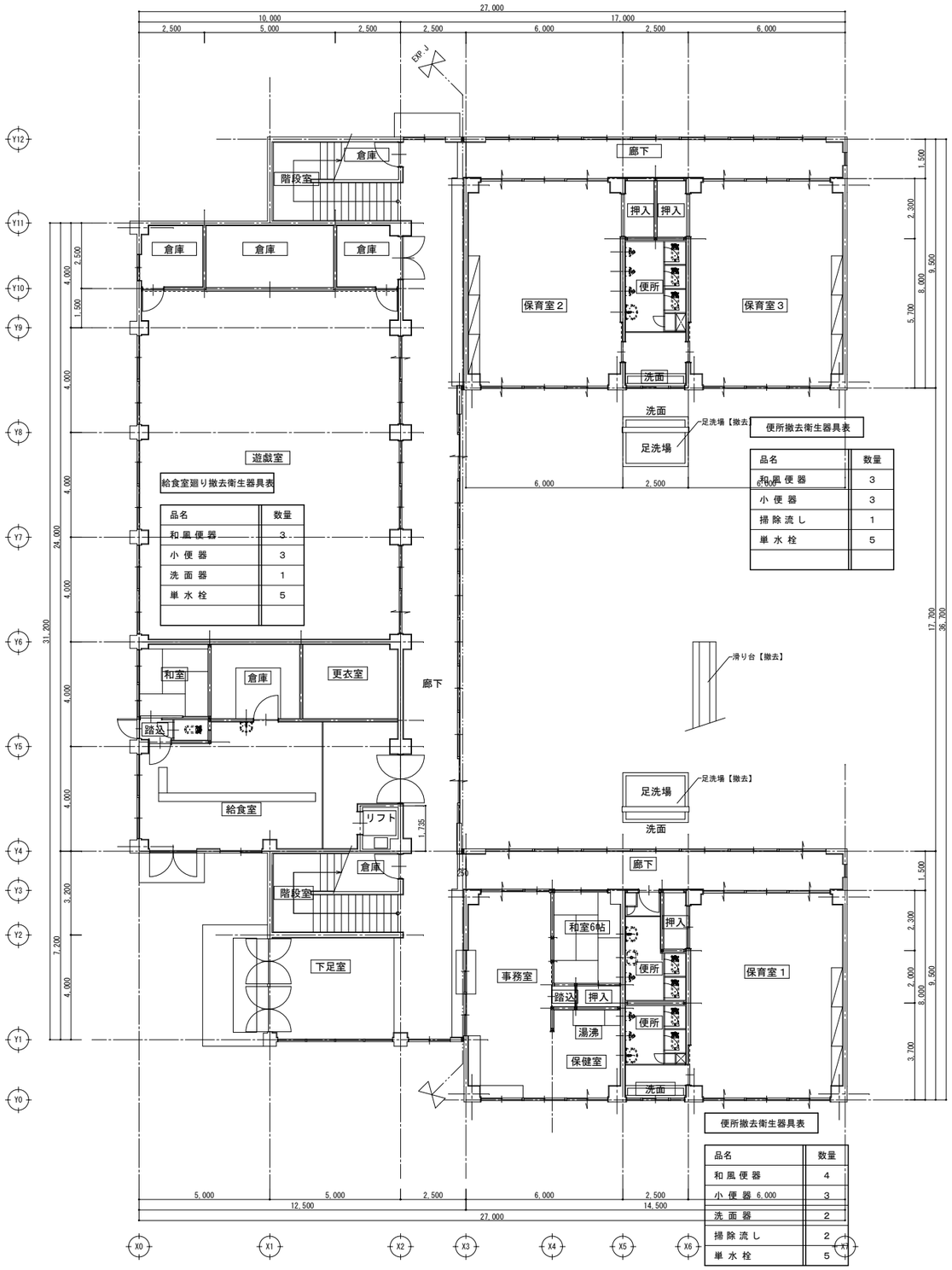

給食室廻り撤去衛生器具表

品名	数量
和風便器	3
小便器	3
洗面器	1
単水栓	5

便所撤去衛生器具表

品名	数量
和風便器	3
小便器	3
掃除流し	1
単水栓	5

便所撤去衛生器具表

品名	数量
和風便器	4
小便器 6,000	3
洗面器	2
掃除流し	2
単水栓	5

1階平面図　1/100

改修後

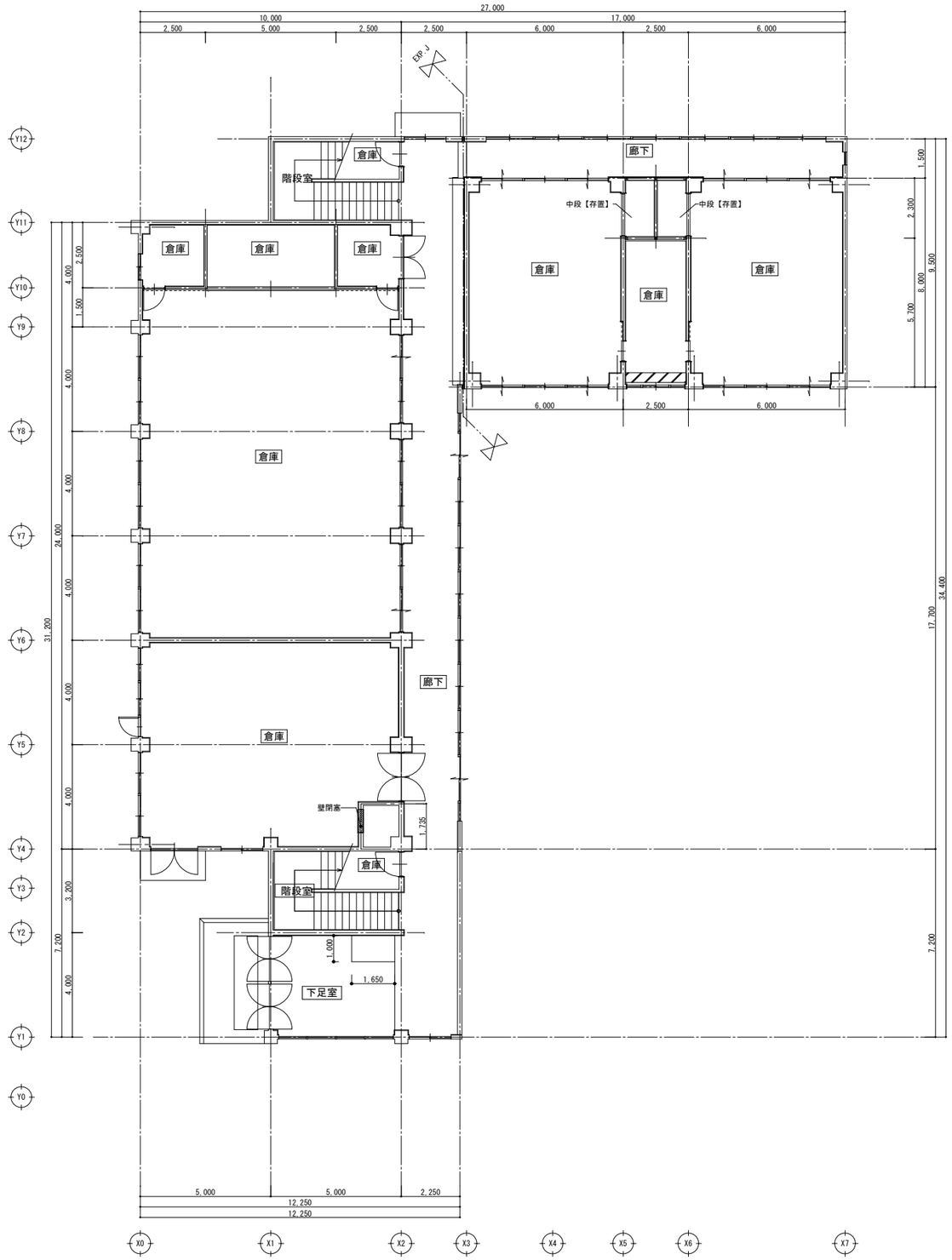

1階平面図　1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.10	図面番号
					図名	（現況・改修）給排水設備　1階平面図	尺度 A1=1：100 A3=1：200	M-07

改修前

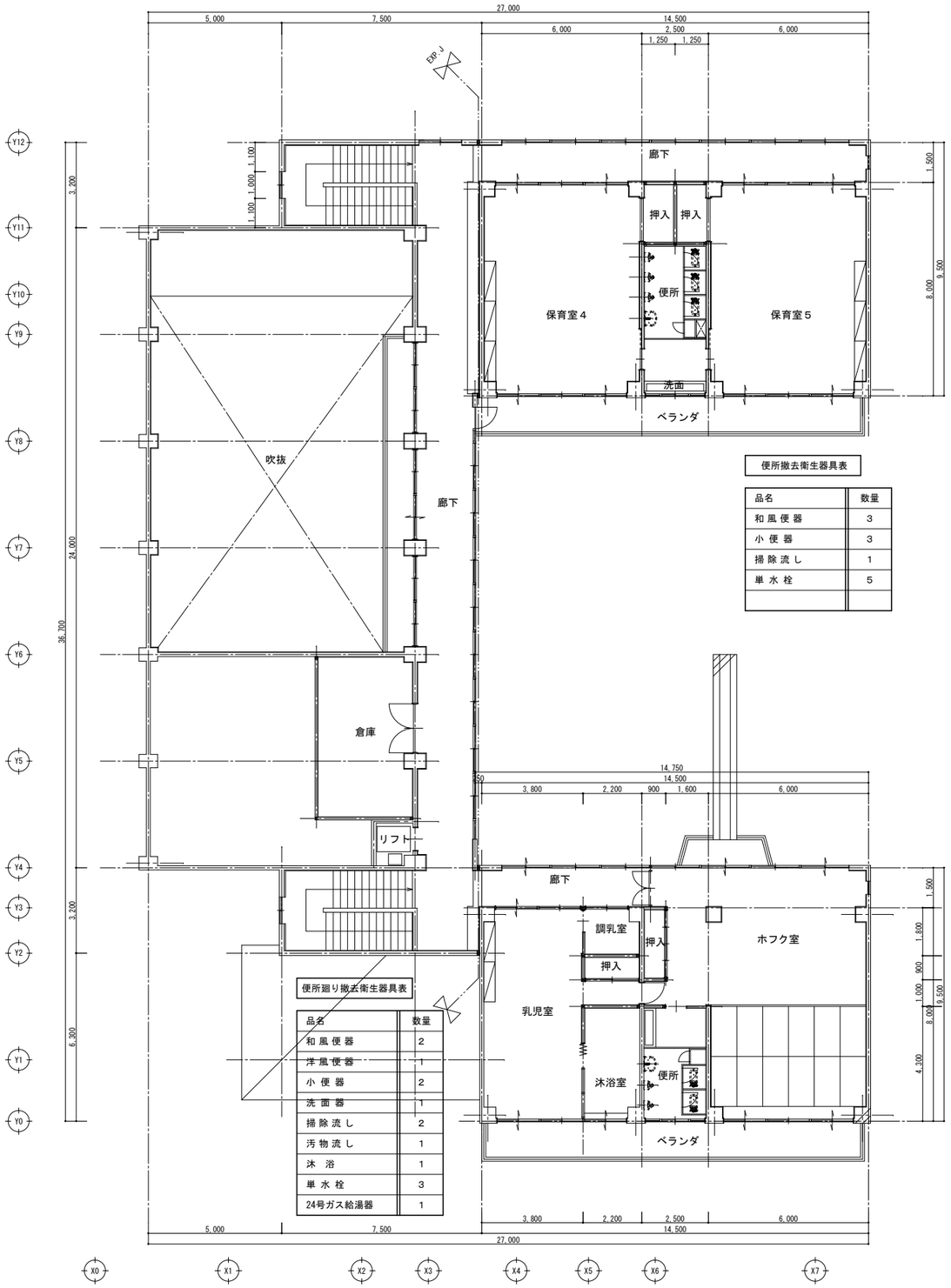

便所撤去衛生器具表

品名	数量
和風便器	3
小便器	3
掃除流し	1
単水栓	5

便所廻り撤去衛生器具表

品名	数量
和風便器	2
洋風便器	1
小便器	2
洗面器	1
掃除流し	2
汚物流し	1
沐浴	1
単水栓	3
24号ガス給湯器	1

2階平面図　1/100

改修後

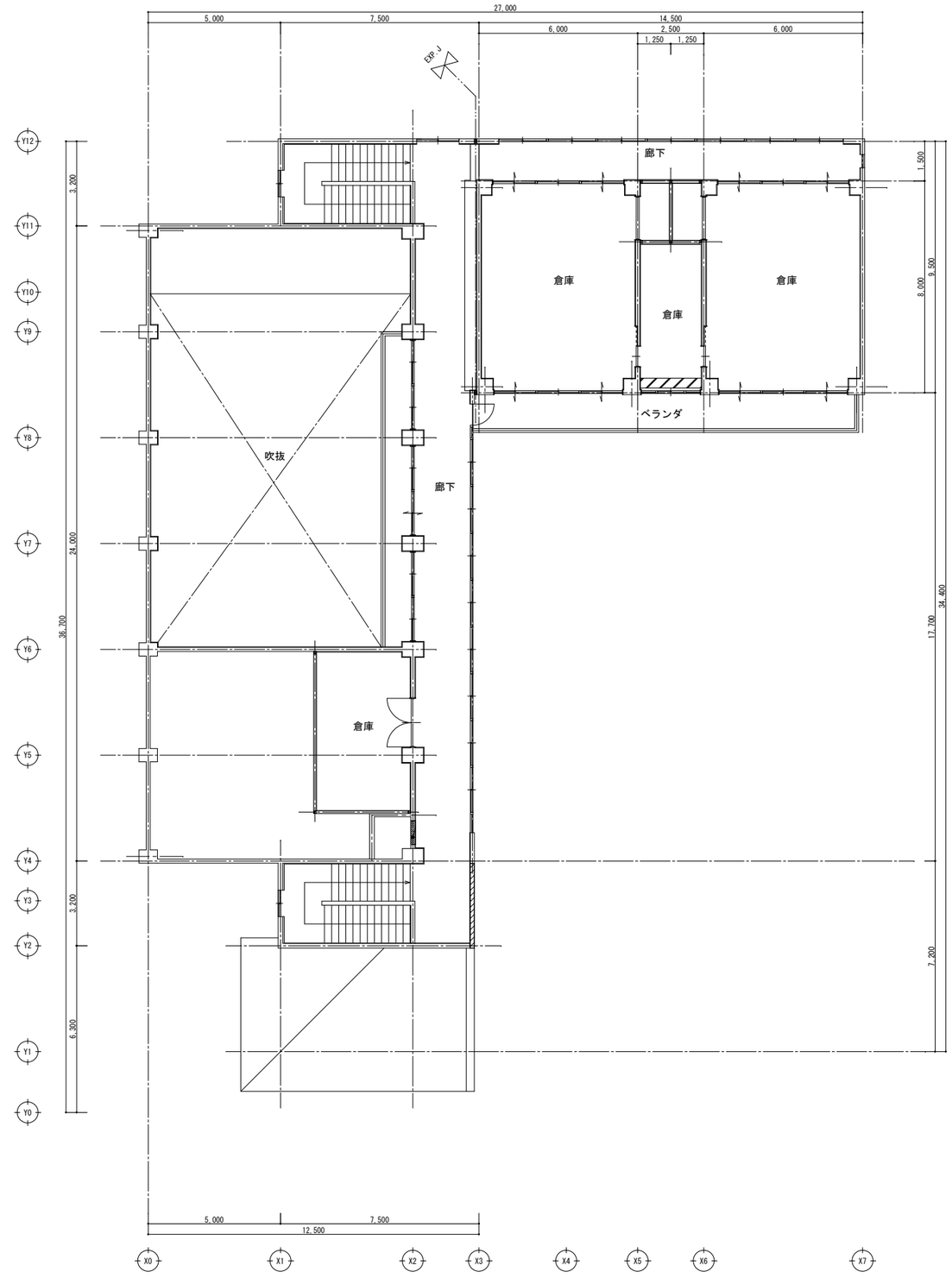

2階平面図　1/100

備考

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号
一級建築士 柳本博文 №223096号

設計責任者 | 設計担当者

プロジェクト番号 | プロジェクト名：旧平和保育園解体整備事業 工事設計図

図名：（現況・改修）給排水設備　2階平面図

作成日付：2025.01.10

尺度：A1=1：100　A3=1：200

図面番号：M-08

既設空調機器表　※空調移設・撤去について監督員と協議を行うこと。

記号	名称	仕様	数量	設置場所	備考
ACP-1	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	1F 保育室２	
		冷房能力　11.2　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-2	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	1F 保育室３	
	【撤去処分】	冷房能力　11.2　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-3	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	壁掛けルームエアコン	1	1F 和室	
	【撤去処分】	冷房能力　2.2　kw			
		冷媒配管：6.4/9.5（液管/ガス管）			
ACP-4	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	1F 給食室	
	【撤去処分】	冷房能力　14.0　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-5	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	1F 事務室	
		冷房能力　11.2　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-6	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	壁掛けルームエアコン	1	1F 和室	
		冷房能力　2.2　kw			
		冷媒配管：6.4/9.5（液管/ガス管）			
ACP-7	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	1F 保育室１	
		冷房能力　14.0　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-8	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	2F 保育室４	
	【撤去処分】	冷房能力　14.0　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-9	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	2F 保育室５	
		冷房能力　16.0　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-10	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	壁掛け型	1	2F 乳児室	
	【撤去処分】	冷房能力　8.0　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			

既設空調機器表　※空調移設・撤去について監督員と協議を行うこと。

記号	名称	仕様	数量	設置場所	備考
ACP-11	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	2F ホフク室	
	【撤去・処分】	冷房能力　22.4　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-12	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	1F 遊戯室	
	【取外し・移設】	冷房能力　14.0　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-13	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	1F 遊戯室	
	【撤去処分】	冷房能力　14.0　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			
ACP-14	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天吊り型	1	1F 遊戯室	
	【取外し】	冷房能力　14.0　kw			
		冷媒配管：9.5/15.9（液管/ガス管）			

備考

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号

一級建築士　柳本博文 №223096号

設計責任者　設計担当者

プロジェクト番号

プロジェクト名　旧平和保育園解体整備事業 工事設計図

図名　空調設備　機器表

作成日付　2025.01.10

尺度　NO SCALE

図面番号　M-09

改修前

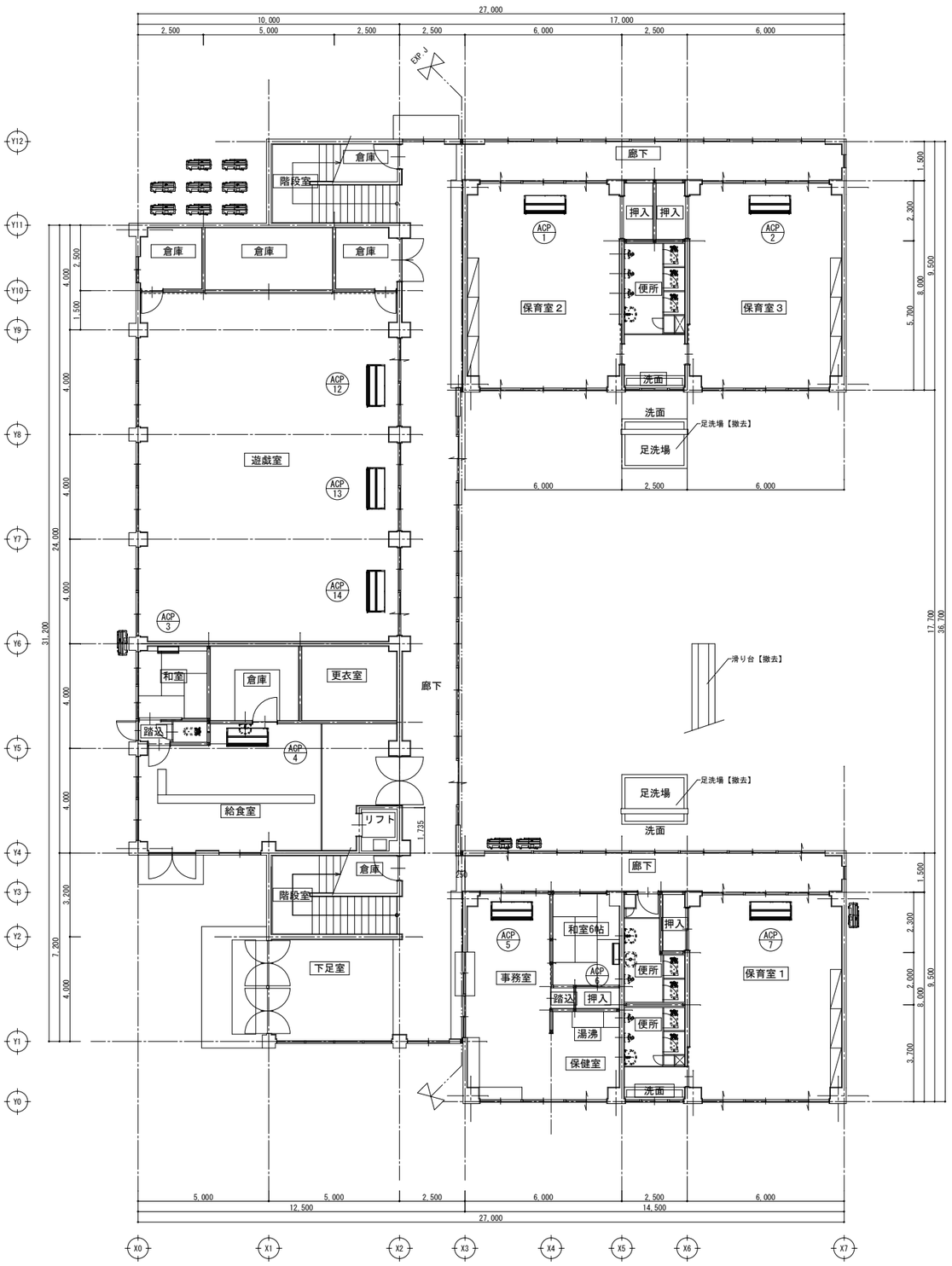

1階平面図　1/100

改修後

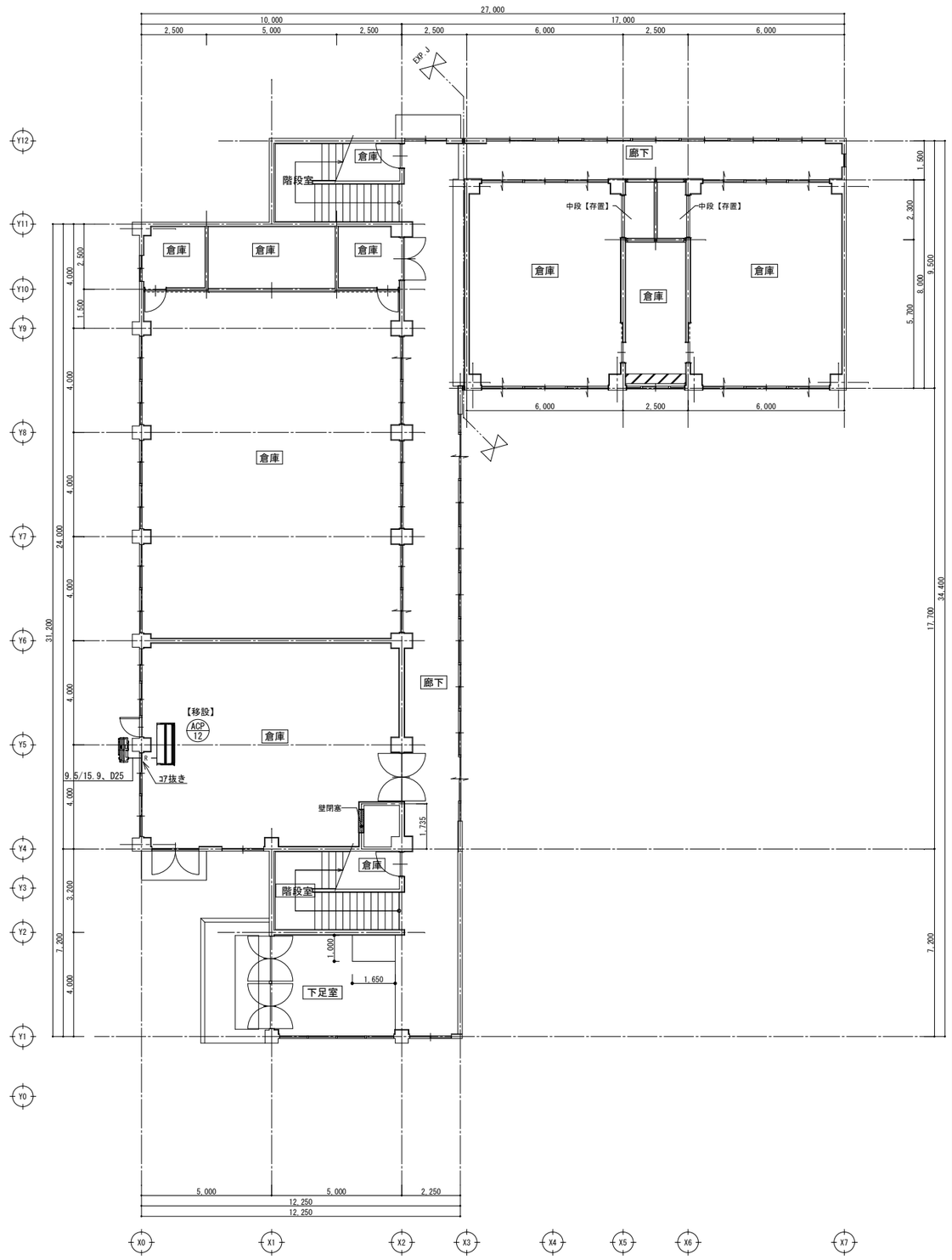

1階平面図　1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(ほ)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.10	図面番号
					図名	（現況・改修）空調設備　1階平面図	尺度 A1=1：100 A3=1：200	M-10

改修前

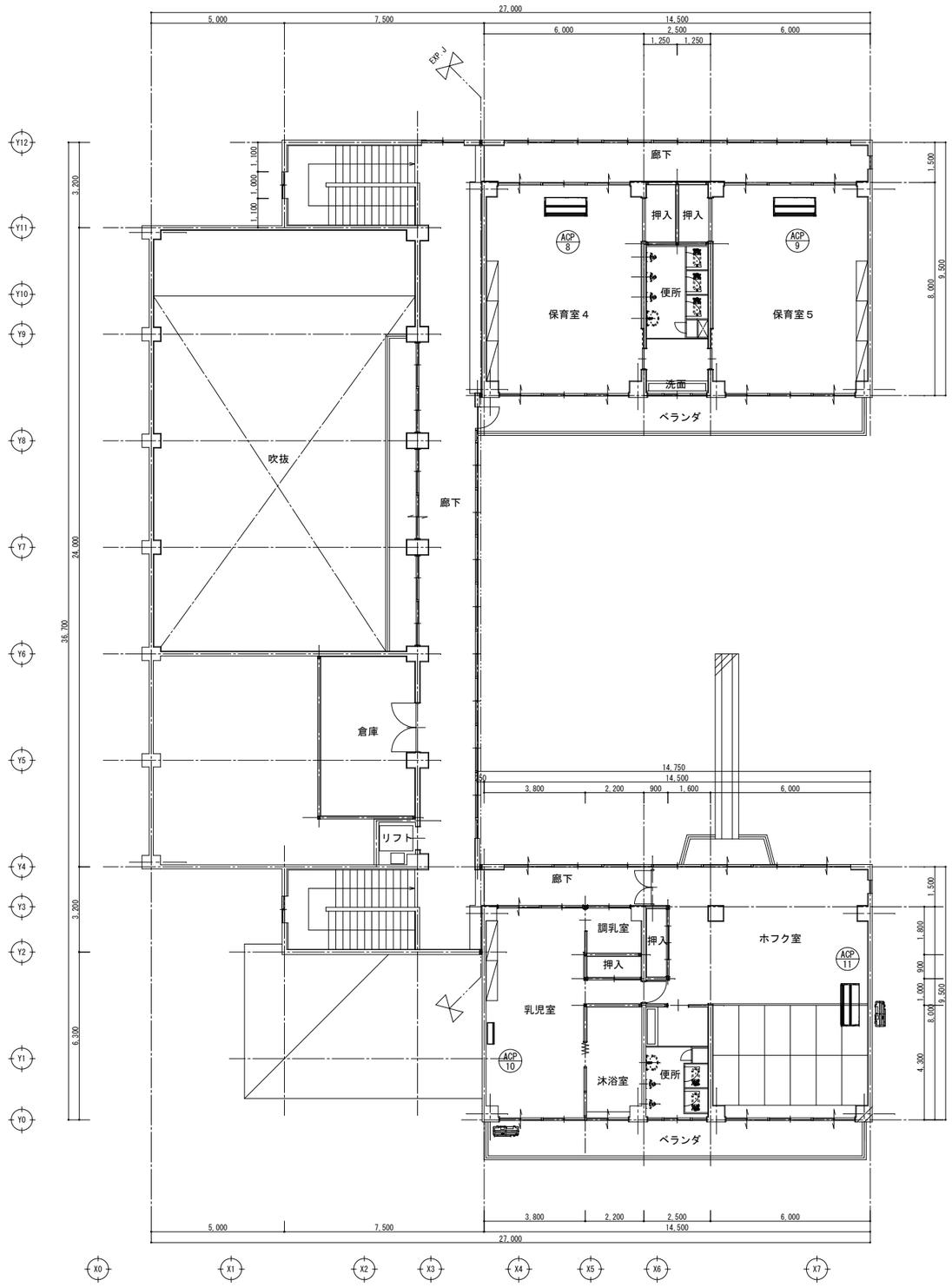

2階平面図　1/100

改修後

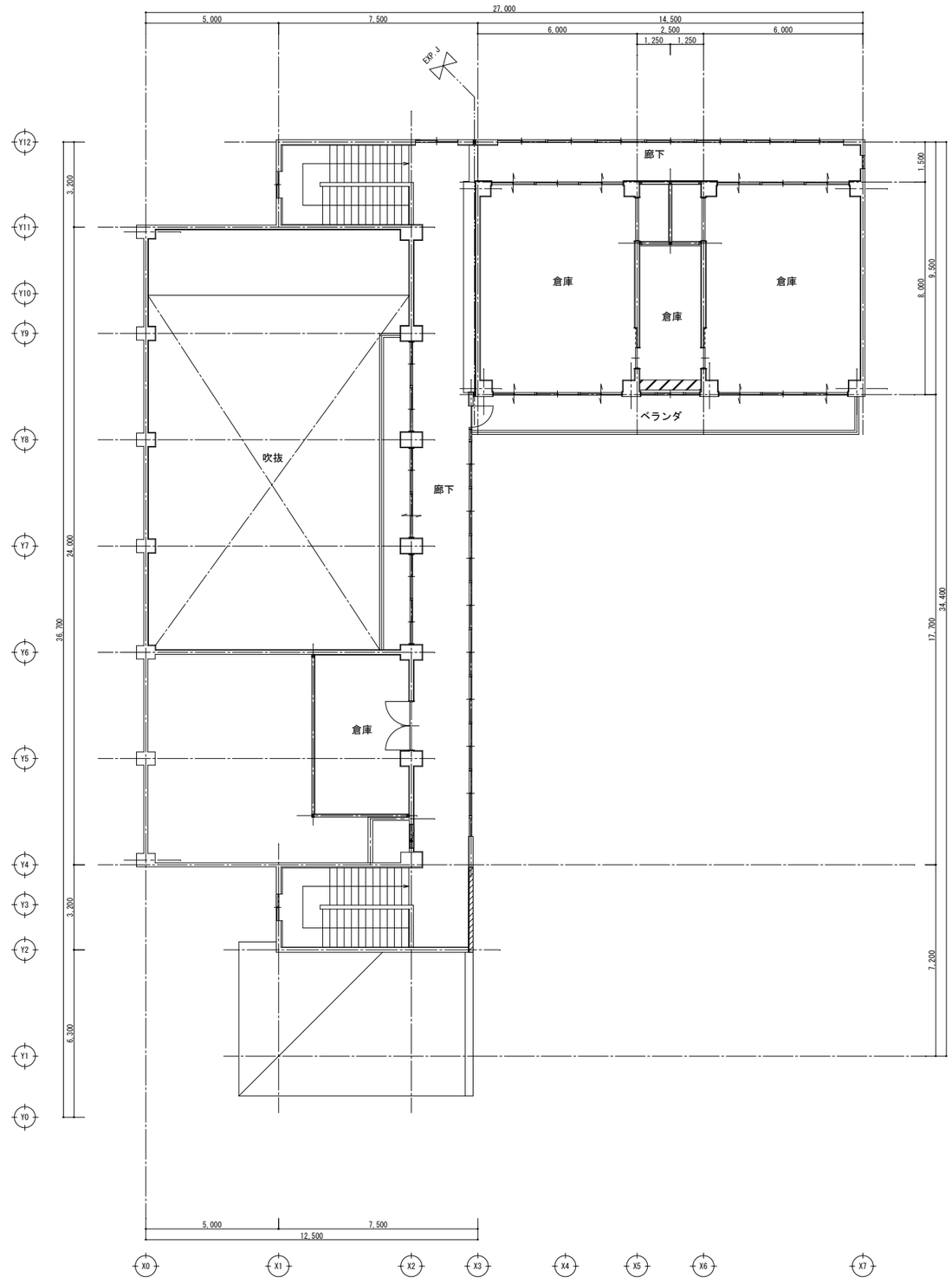

2階平面図　1/100

備考	有限会社 創和建築事務所	一級建築士事務所 №2023(国)1925号 一級建築士 柳本博文 №223096号	設計責任者	設計担当者	プロジェクト番号	プロジェクト名 旧平和保育園解体整備事業 工事設計図	作成日付 2025.01.10	図面番号
					図名	（現況・改修）空調設備　2階平面図	尺度 A1=1：100 A3=1：200	M-11

改修前

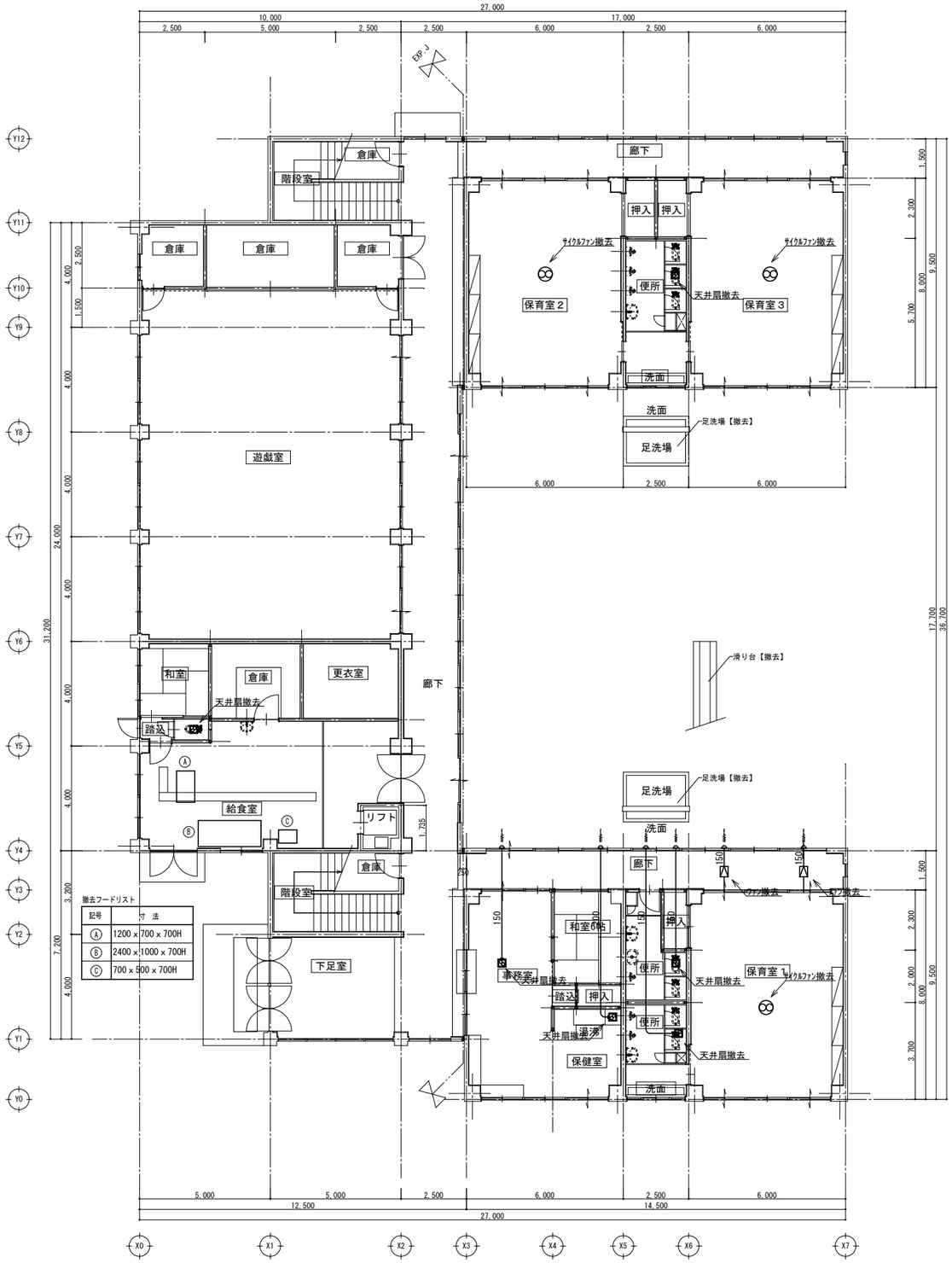

1階平面図　1/100

改修後

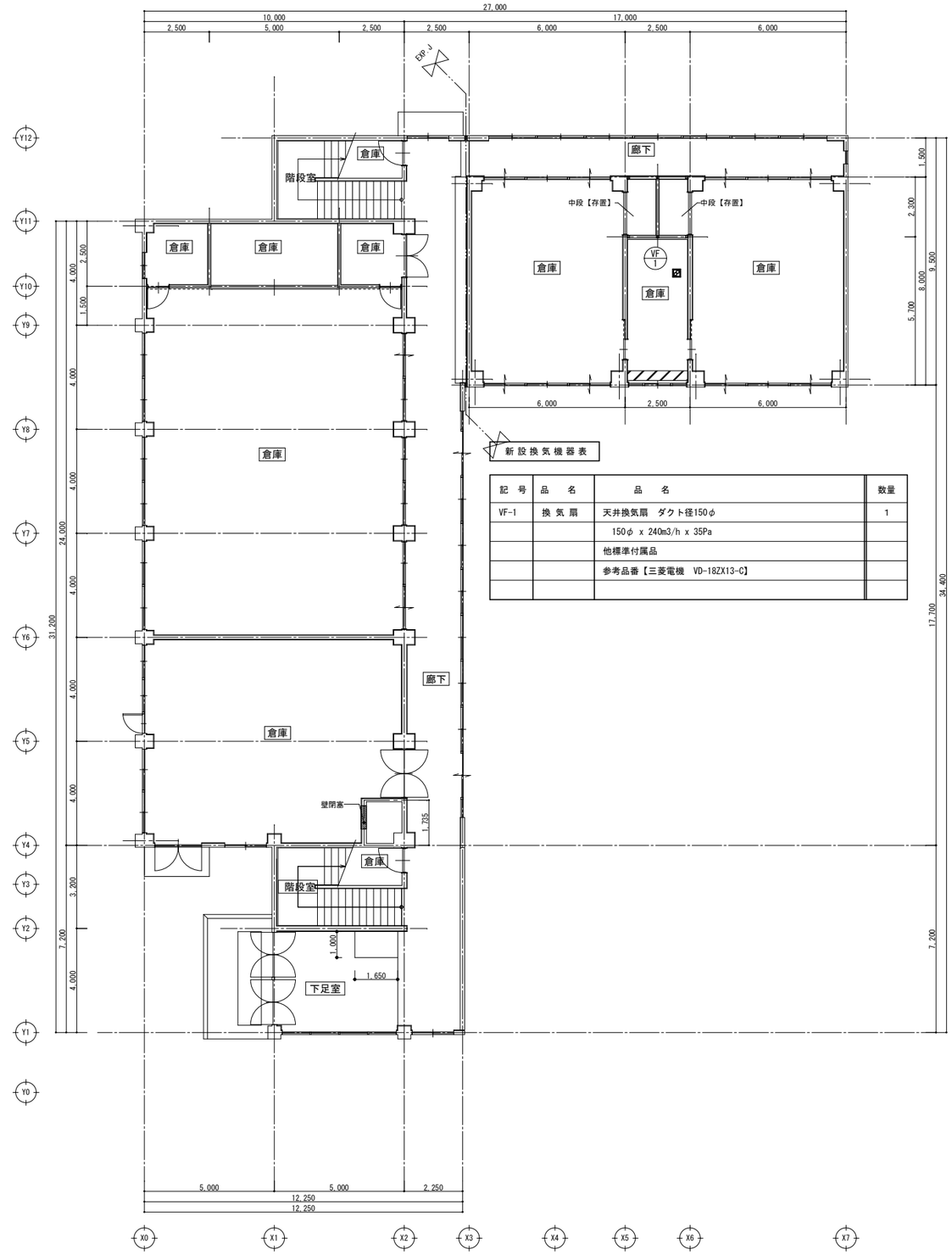

新設換気機器表

記号	品名	品名	数量
VF-1	換気扇	天井換気扇　ダクト径150φ	1
		150φ x 240m3/h x 35Pa	
		他標準付属品	
		参考品番【三菱電機　VD-18ZX13-C】	

1階平面図　1/100

備考

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ぼ)1925号
一級建築士　柳本博文 №223096号

設計責任者　設計担当者

プロジェクト番号
プロジェクト名　旧平和保育園解体整備事業 工事設計図
作成日付　2025.01.10
図名　（現況・改修）換気設備　1階平面図
尺度　A1=1：100　A3=1：200
図面番号　M-12

改修前

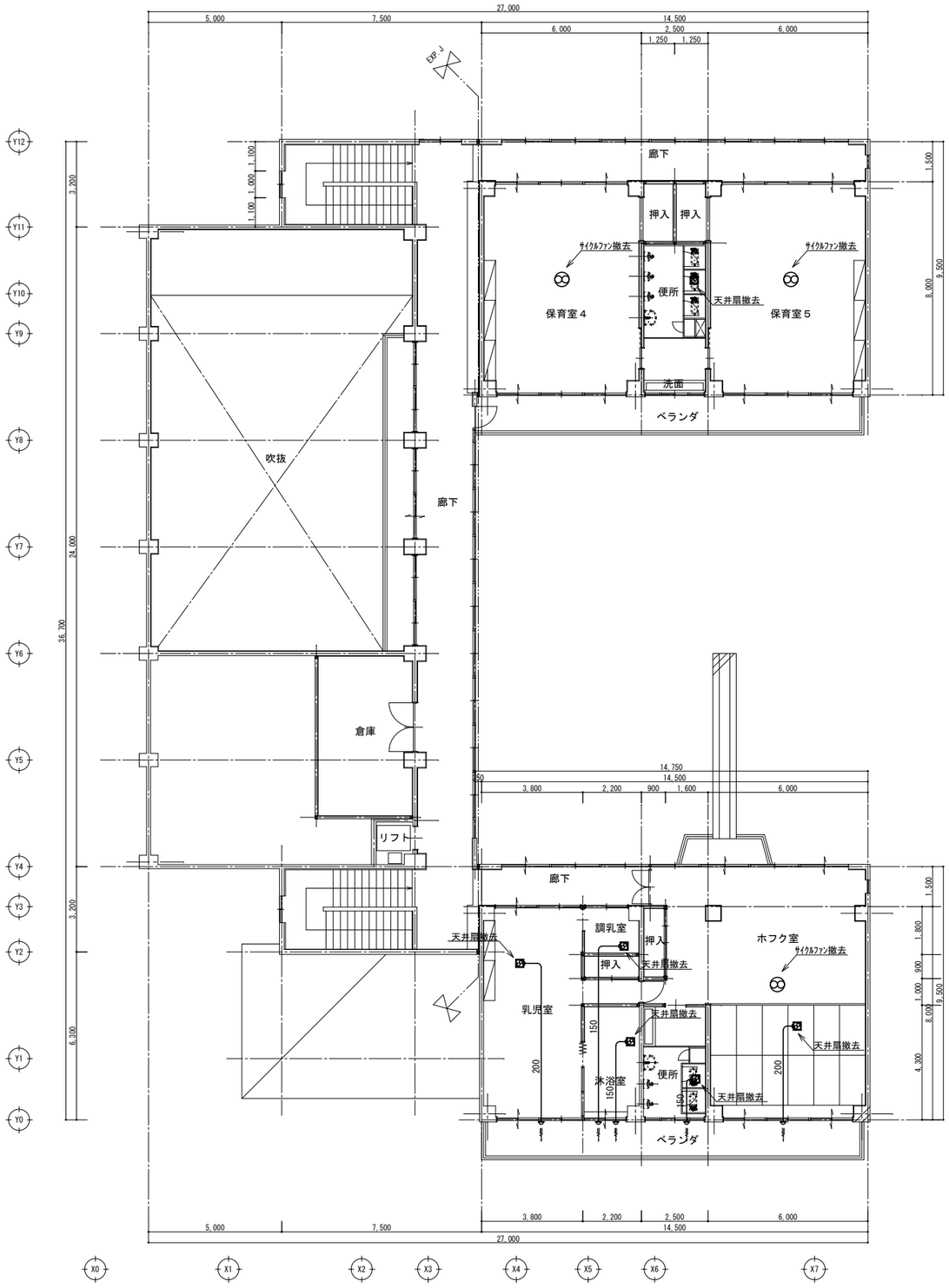

2階平面図　1/100

改修後

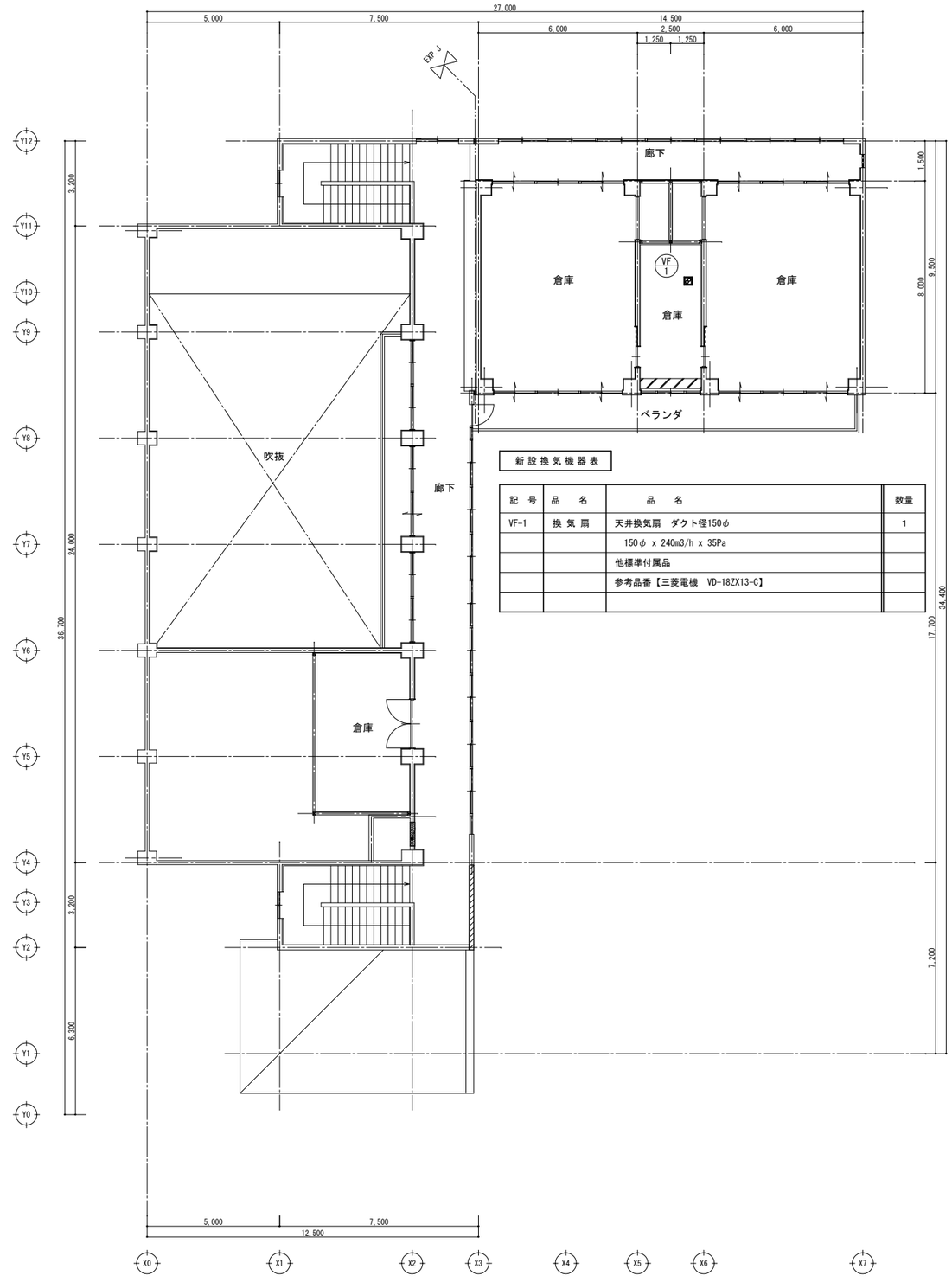

新設換気機器表

記　号	品　名	品　名	数量
VF-1	換 気 扇	天井換気扇　ダクト径150φ	1
		150φ x 240m3/h x 35Pa	
		他標準付属品	
		参考品番【三菱電機　VD-18ZX13-C】	

2階平面図　1/100

備　考

有限会社 創和建築事務所

一級建築士事務所 №2023(ぼ)1925号

一級建築士　柳本博文 №223096号

設計責任者	設計担当者	

プロジェクト番号

プロジェクト名　旧平和保育園解体整備事業 工事設計図

作成日付　2025.01.10

図名　（現況・改修）換気設備　2階平面図

尺度　A1=1：100　A3=1：200

図面番号　M－13